

神川町立地適正化計画

住みやすく 子育てしやすい 持続可能なまち

S A I T A M A
K A M I K A W A T O W N

令和7年3月

神 川 町

ごあいさつ

神川町は埼玉県北西部に位置し、神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。町の北部は梨の栽培が有名な農業地帯、南西部には城峯公園を有する山間地域が広がり、清流神流川の景勝地である三波石峡など美しい水と緑が広がる自然豊かな町であり、約1万3千人が居住しています。



町では、第2次神川町総合計画に基づき、より良いまちづくりを進めていますが、少子高齢化の進行に加え、今後更なる人口減少が見込まれていることや近年の気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応など、本町をとりまく環境は大きく変化しています。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、生活に必要な都市機能等が身近にあるコンパクトな町、災害に強い町への転換に向けて、駅や役場等を中心とした拠点を形成、そして誰もが公共交通による移動が可能となるまちづくりに努めていく必要があります。

このたび、丹荘駅や役場周辺に医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス施設がまとまった利便性の高い拠点を形成し、公共交通ネットワークの充実による駅や生活サービス施設へのアクセス性を向上させ、将来にわたって安心して住み続けられる「コンパクトで持続可能なまち」の形成を目指し、概ね20年後の神川町の姿を展望する計画として『神川町立地適正化計画』を作成いたしました。

本計画に基づき、「持続可能なまち」の実現に向け、人口減少、高齢化に対応した集約型都市構造を形成し、自然の豊かさや先人たちが培ってきた文化コミュニティなどを後世に伝えていくとともに、子どもから高齢者まで誰もが安全に住み続けられるまちづくりを目指して進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、町議会議員並びに都市計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

神川町長 櫻澤 晃

目 次

第1章 立地適正化計画の概要	1
1. 立地適正化計画策定の背景と目的	2
2. 立地適正化計画とは	4
3. 立地適正化計画の位置づけ	5
4. 計画の対象区域と目標年度	6
第2章 神川町の現状	7
1. 現況整理	8
2. 都市構造の分析と整理	59
第3章 まちづくりの課題と方針の検討	65
1. まちづくりにおける課題	66
2. まちづくりの方針の検討	67
3. 目指すべき都市の骨格構造	68
4. 誘導方針の検討	71
第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設の検討	73
1. 都市機能誘導区域設定の考え方	74
2. 都市機能誘導区域の検討	76
3. 都市機能誘導区域と都市機能の立地状況	80
4. 誘導施設の考え方	81
5. 誘導施設の設定	83
第5章 居住誘導区域の検討	85
1. 居住誘導区域設定の考え方	86
2. 居住誘導区域の検討	88
第6章 防災指針	99
1. 防災指針とは	100
2. 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出	101
3. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討	118
4. スケジュールの検討	121

第7章 誘導施策	123
1. 誘導施策の検討について	124
2. 誘導施設の立地を促進するための施策	124
3. 居住を促進するための施策	126
4. 届出制度の運用	130
第8章 計画の目標値と評価について	133
1. 目標値と期待される効果について	134
2. 計画の管理と見直し	138
資料編	139
1. 上位計画及び関連計画等の整理	140
2. 本町の地名	142
3. 本町の災害履歴	143
4. 策定経緯	144
5. 諮問・答申	148
6. 用語集	149
7. 誘導区域図	155

第1章

立地適正化計画の概要

第1章 立地適正化計画の概要

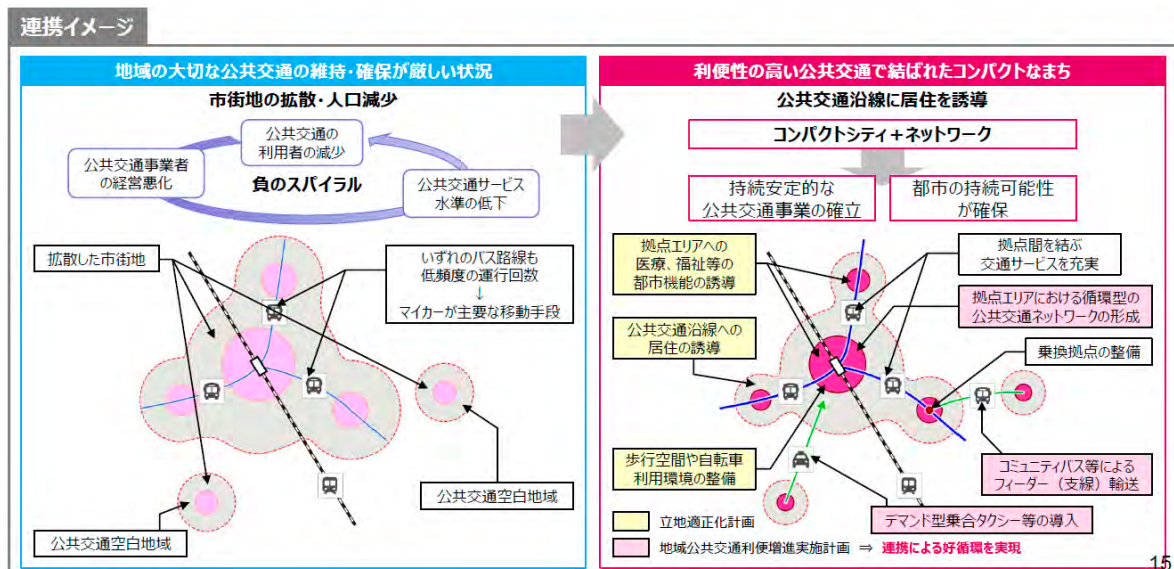
1. 立地適正化計画策定の背景と目的

地方都市では、急速な人口減少と高齢化に直面し、地域産業の停滞などにより都市の活力が低下しています。また、住宅や店舗等の郊外立地が進んだことにより、市街地が拡散し、低密度な市街地が形成されており、拡散した居住者に対して生活を支えるサービスの提供が困難となっています。これらの問題に対し、部分的な対処療法ではなく、都市全体の観点から各課題に対しての取組が必要となっています。

今後のまちづくりは、人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代も含めた多世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現と、財政面・経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが課題となっています。

これらの課題を解決するためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により生活サービス施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要とされています。また、近年、頻発・激甚化する自然災害の影響を受け、防災・減災を主流にした安全・安心なまちづくりが強く求められており、都市の防災性を高めるため、財政的な制約の下、各種インフラの老朽化への対応等も必要となっています。

こうした背景を踏まえ、住民や民間事業者と行政が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むため、平成 26（2014）年 8 月に「都市再生特別措置法」が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。



■コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりのイメージ

出典:国土交通省「立地適正化計画の手引き【資料編】」

本町は、昭和 29 年に丹荘村と青柳村が合併して神川村が誕生した後、昭和 32 年に渡瀬村を編入し、昭和 62 年に町制が施行されました。その後、平成 18 年に神泉村と合併し、現在の神川町が誕生しました。

本町の人口は、平成 12（2000）年の 15,197 人をピークに減少傾向にあり、令和 2（2020）年の国勢調査結果を基にした将来人口の推計では、令和 32（2050）年には、9,260 人と 1 万人を切り、高齢化率は 5 割を超える見込みとなっています。

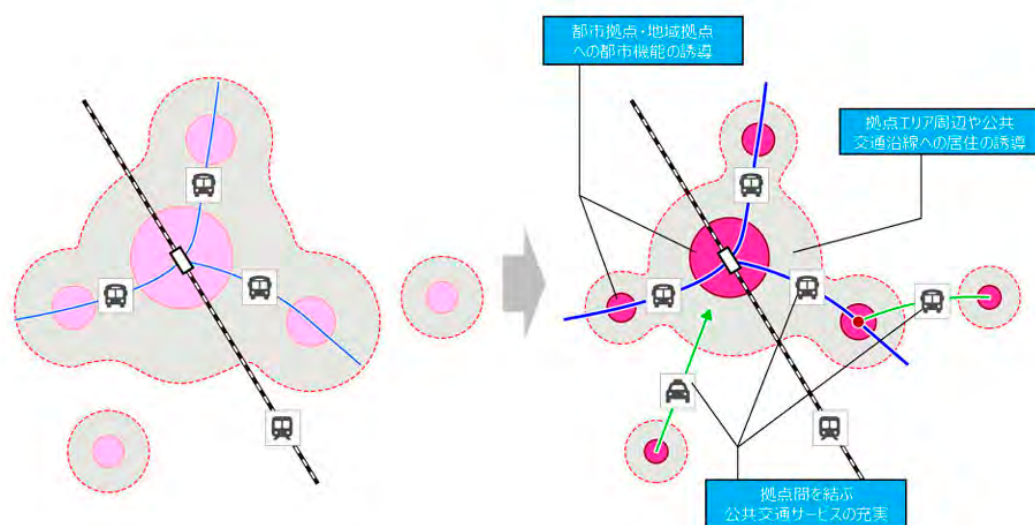
これらの人口減少、高齢化の中で、地域の商店や医療機関が減少し、新型コロナウイルスの影響等によって観光事業や地域コミュニティが縮小傾向となっています。また、JR 八高線や本庄駅と神泉総合支所をつなぐ路線バスは運行されているものの、町内や町外への移動に関しては車中心となっており、高齢者の免許返納による移動手段の喪失後の対応に加え、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、近年頻発化している災害に対応した安全なまちづくりが求められています。

こうした背景から、本町においては、町の中心となる拠点の形成や、地域コミュニティによる賑わいの創出、車に頼らず自由に移動できる公共交通ネットワークの構築等を目指し、「コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくり」を進めていく必要があります。

町唯一の鉄道駅である丹荘駅周辺や役場周辺に生活サービス施設がまとまる利便性の高い拠点を形成し、公共交通ネットワークの充実による駅へのアクセス性の向上等によって、住み続けられるまちの実現を目指すとともに、デジタル技術等を活用し、災害への備えや高齢者の増加に対応した安心・安全な暮らしの確保を目指します。

なお、立地適正化計画は、町内にある生活サービス施設や居住の全てを拠点 1 か所に集約することを目指すものではなく、現在の市街地に存在する空き家等を有効に活用することで居住誘導を図り、人口密度を保つことで、生活サービス施設等の維持と、地域の活性化に取り組みます。

以上を踏まえて、美しい自然環境の保全を図りつつ、人口減少、高齢化に対応した集約型都市構造の形成を目指して、「神川町立地適正化計画」を策定しました。



■コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き【基本編】」

2. 立地適正化計画とは

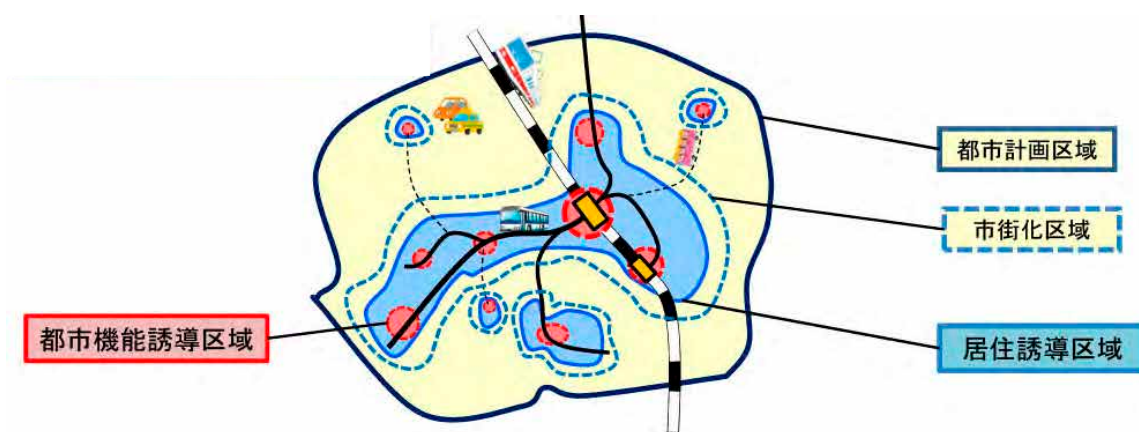
立地適正化計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する居住機能や都市機能（医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス）の誘導と、公共交通の充実等により、コンパクトで持続可能な都市構造の形成を目指す計画です。

本計画においては、目指すべき都市の骨格構造から居住や都市機能を誘導する区域を設定し、これらを誘導するための施策等を記載するとともに、近年の自然災害を踏まえた防災・減災のまちづくりの指針を示します。

【立地適正化計画に定める記載事項】

（都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 1 号から第 7 号）

- ① 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ② 居住誘導区域（市町村が講じる施策を含む）
- ③ 都市機能誘導区域及び誘導施設（市町村が講じる施策を含む）
- ④ 誘導施設の立地を図るための事業等
- ⑤ 防災指針
- ⑥ ②・③の施策、④の事業等、⑤に基づく取組の推進に関する事項
- ⑦ その他、立地の適正化を図るために必要な事項



■立地適正化計画制度のイメージ図

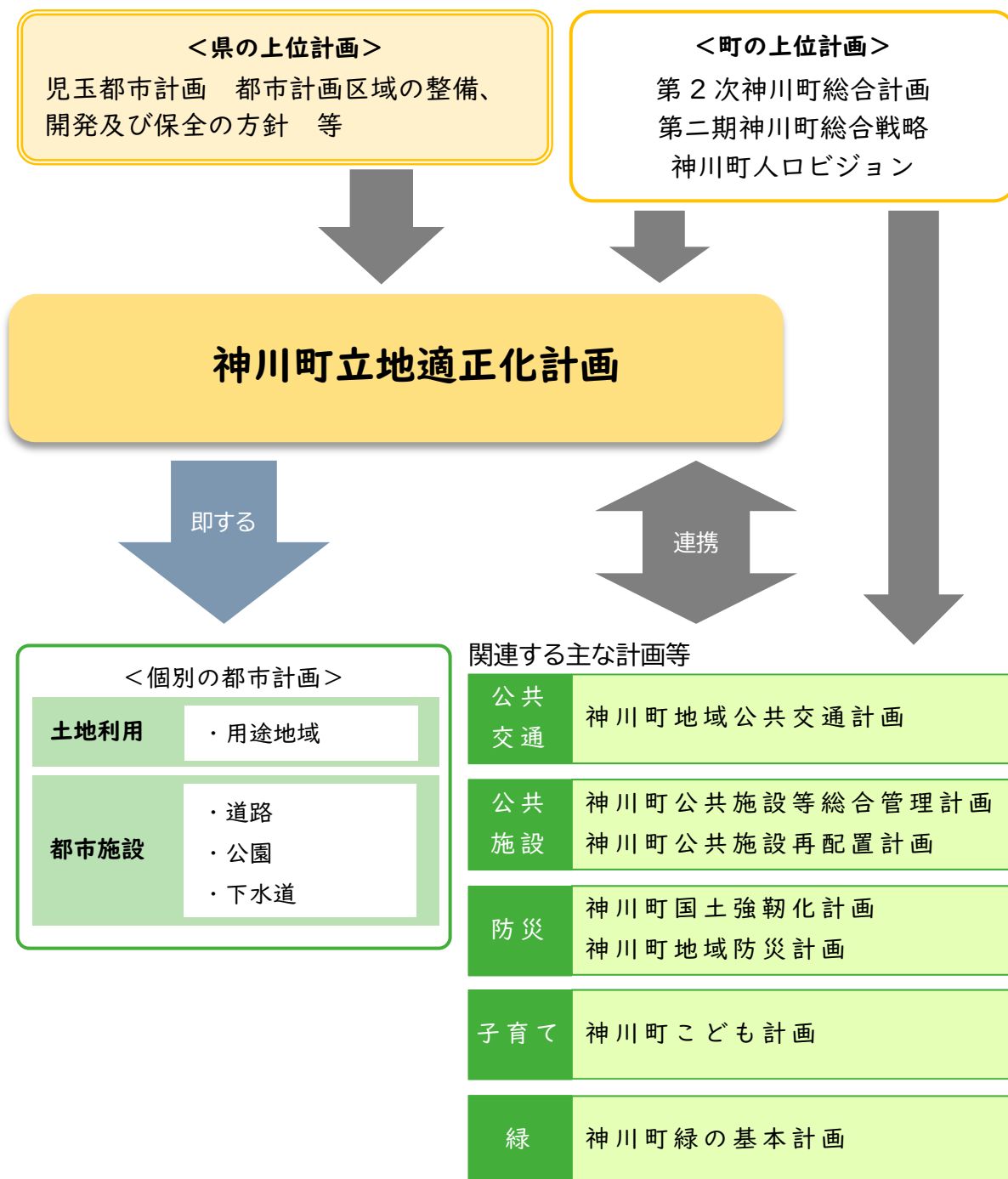
出典：国土交通省資料

3. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき策定する計画です。

本計画は、「第2次神川町総合計画」「第二期神川町総合戦略」等の上位計画に示される方向性との整合を図り、将来都市像の実現と、「コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくり」への転換を図る計画として位置づけます。

また、丹荘駅周辺を中心とした拠点の形成によるコンパクトなまちづくりと、公共交通ネットワークの充実のため、医療・福祉、住宅、子育て、防災等の関連分野と連携を図りながら推進するものとします。



4. 計画の対象区域と目標年度

(1) 目標年度と計画期間

本計画の目標年度は、令和 7（2025）年度を開始年次とし、目標年次以降の都市の姿を見据えつつ、概ね 20 年後の「令和 26（2044）年度」を展望した計画とします。

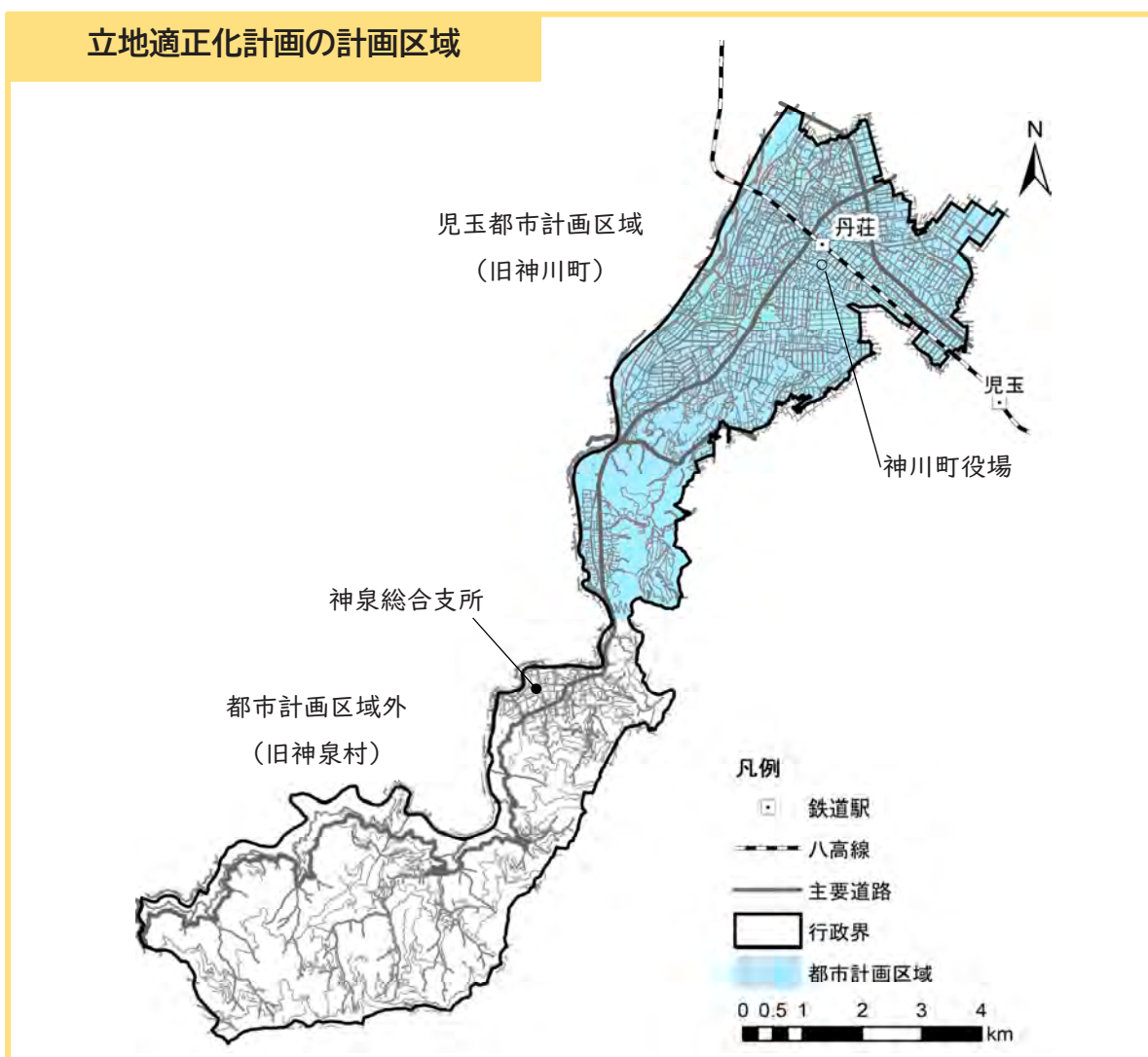
また、概ね 5 年ごとに評価指標の達成状況や、施策等の進行状況の評価・検証を実施するとともに、今後の社会情勢の変化や国等による施策の実施状況について調査・分析を行うよう努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

目標年度： 令和 26（2044）年度 ※ 概ね 5 年ごとに評価・見直し

計画期間： 令和 7（2025）年度 ～ 令和 26（2044）年度

(2) 計画の対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域を対象とすることから、児玉都市計画区域に含まれる旧神川町が計画対象区域となります。



第2章

神川町の現状

第2章 神川町の現状

本町が抱えるまちづくりの課題を整理するため、人口動向や土地利用、公共交通、都市機能等について、町全域での現状の把握・分析を行いました。

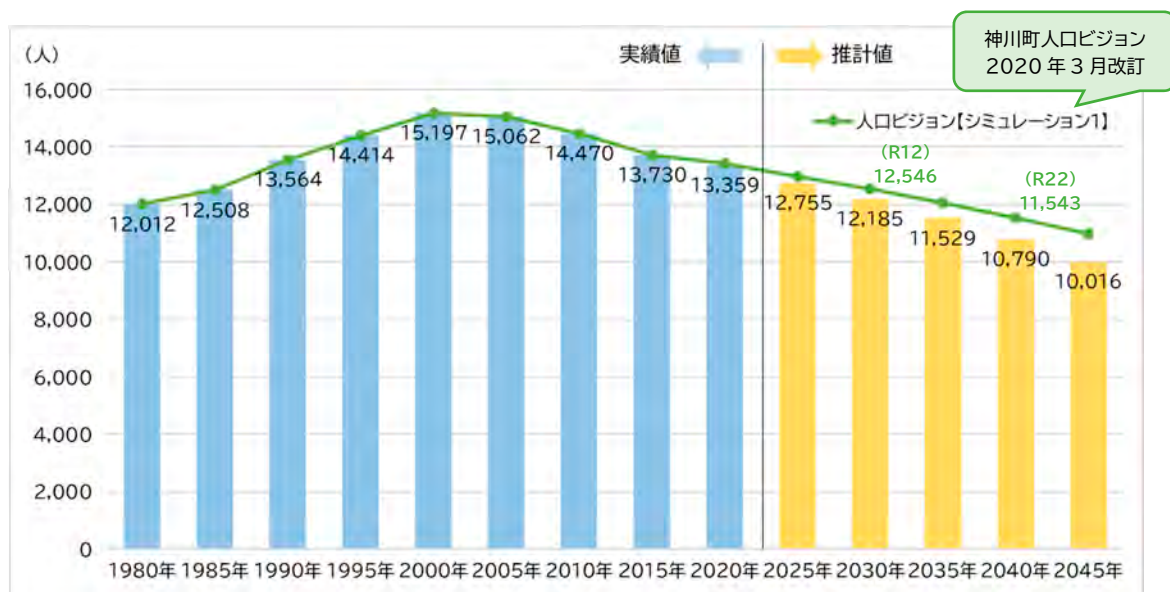
1. 現況整理

(1) 人口動向

総人口、高齢化の推移等について整理を行いました。なお、本町には人口集中地区(DID)はありません。

① 人口動向

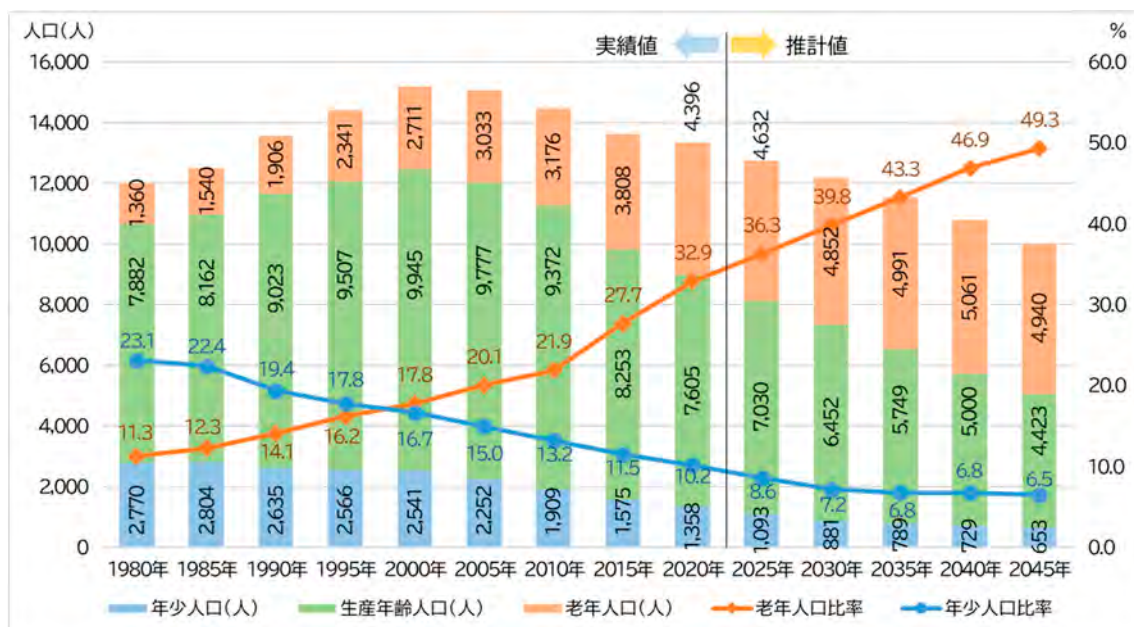
- ・本町の令和2(2020)年の人口は13,359人です。平成12(2000)年の15,197人までは人口増加傾向が続きましたが、平成17(2005)年には減少に転じ、その後減少が続いています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和27(2045)年の人口は、10,016人と推計され、令和2(2020)年よりも25.0%減少する見通しとなっています。さらに、5年後の令和32(2050)年には、人口は1万人を切る推計となっています。



■人口の推移と将来推計

出典:実績値:国勢調査/推計値:国立社会保障・人口問題研究所による令和5年推計値、神川町人口ビジョン

- ・年齢階級別人口は、65歳以上の老年人口比率の上昇傾向が続き、令和2（2020）年には32.9%となっており、年少人口比率10.2%の約3倍となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も少子高齢化の傾向は続いており、令和22（2040）年まで老年人口が増加し、その後の令和27（2045）年には減少をはじめますが、老年人口比率は49.3%と町の人口の約半分を占める見通しとなっています。



■年齢階級別人口の推移と比率

出典:実績値:国勢調査／推計値:国立社会保障・人口問題研究所による令和5年推計値

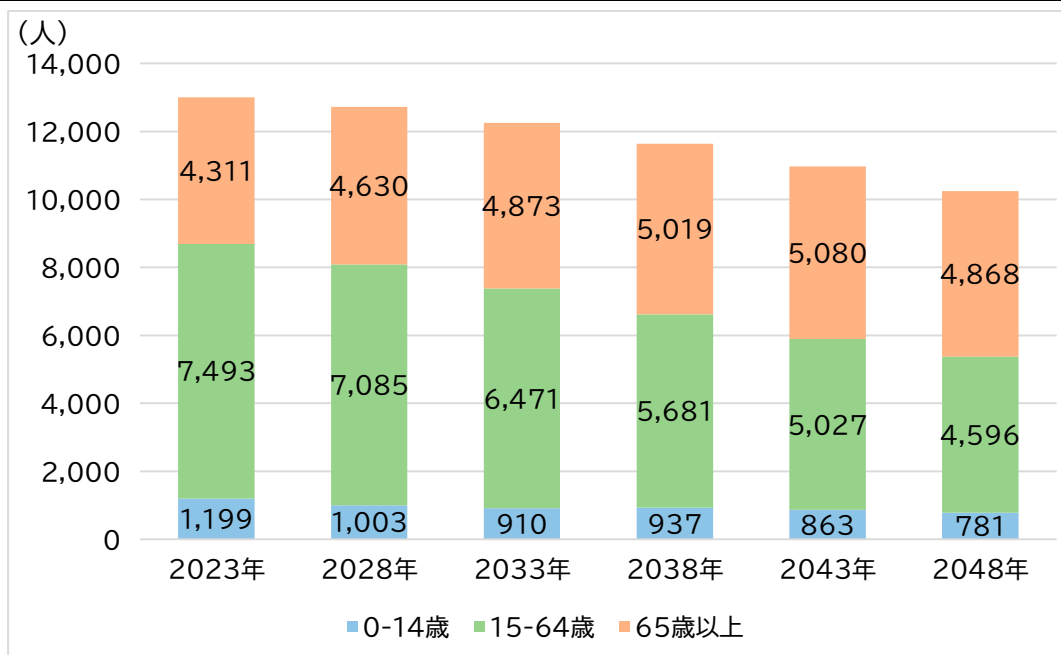
② 人口推計（住民基本台帳ベース）

令和 5（2023）年の住民基本台帳から、25 年後の令和 30（2048）年の推計人口を算出しました。

- ・人口推計の結果、令和 5（2023）年の 13,003 人から、令和 30（2048）年までの 25 年間で 2,758 人減少し、10,245 人となる見通しです。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 27（2045）年で 10,016 人となっており、推計値のほうが減少人口は少ないですが、概ね結果に相違はないといえます。
- ・本町における年齢構造の推移の特徴としては、0～14 歳の人口割合が令和 5（2023）年から令和 30（2048）年の 25 年間で 1.6 ポイント減少し 781 人、15～64 歳の人口割合は 12.7 ポイント減少し、4,596 人となりました。
- ・一方で、65 歳以上の人口割合は 33.2%から 14.3 ポイント増加し、令和 30（2048）年の高齢化率は 47.5%と町民の約半数が高齢者となる見通しです。人口数は、令和 25（2043）年までは増加を続け 5,080 人に達したあと、令和 30（2048）年には減少し 4,868 人となりますが、令和 5（2023）年時点と比較すると 557 人増加しています。

■年齢 3 区分別人口推計結果

年	総人口	年齢 3 区分別人口			年齢 3 区分別人口割合		
		0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上
2023	13,003	1,199	7,493	4,311	9.2%	57.6%	33.2%
2028	12,718	1,003	7,085	4,630	7.9%	55.7%	36.4%
2033	12,254	910	6,471	4,873	7.4%	52.8%	39.8%
2038	11,637	937	5,681	5,019	8.1%	48.8%	43.1%
2043	10,970	863	5,027	5,080	7.9%	45.8%	46.3%
2048	10,245	781	4,596	4,868	7.6%	44.9%	47.5%

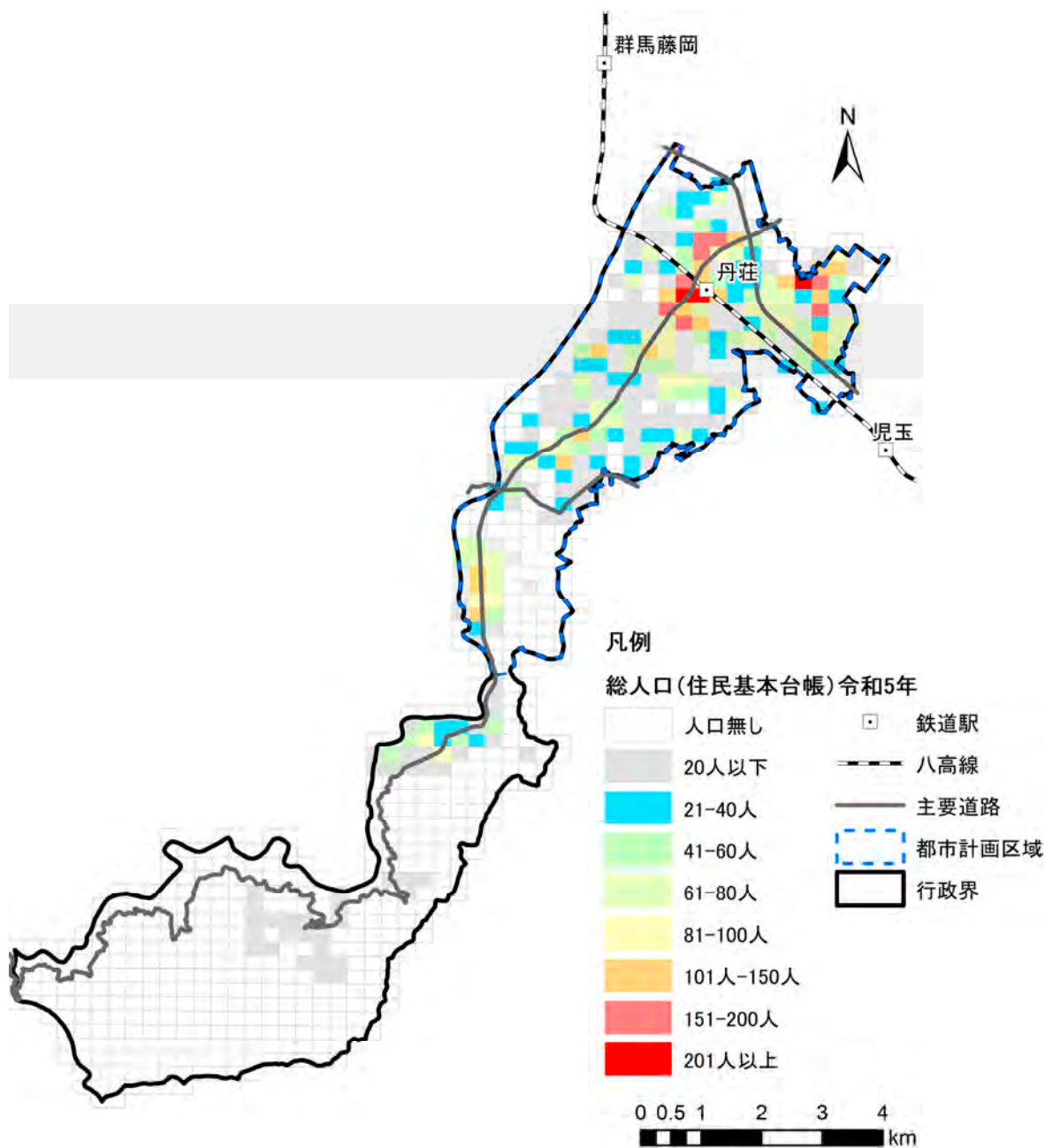


■年齢 3 区分別人口推計結果

出典:住民基本台帳

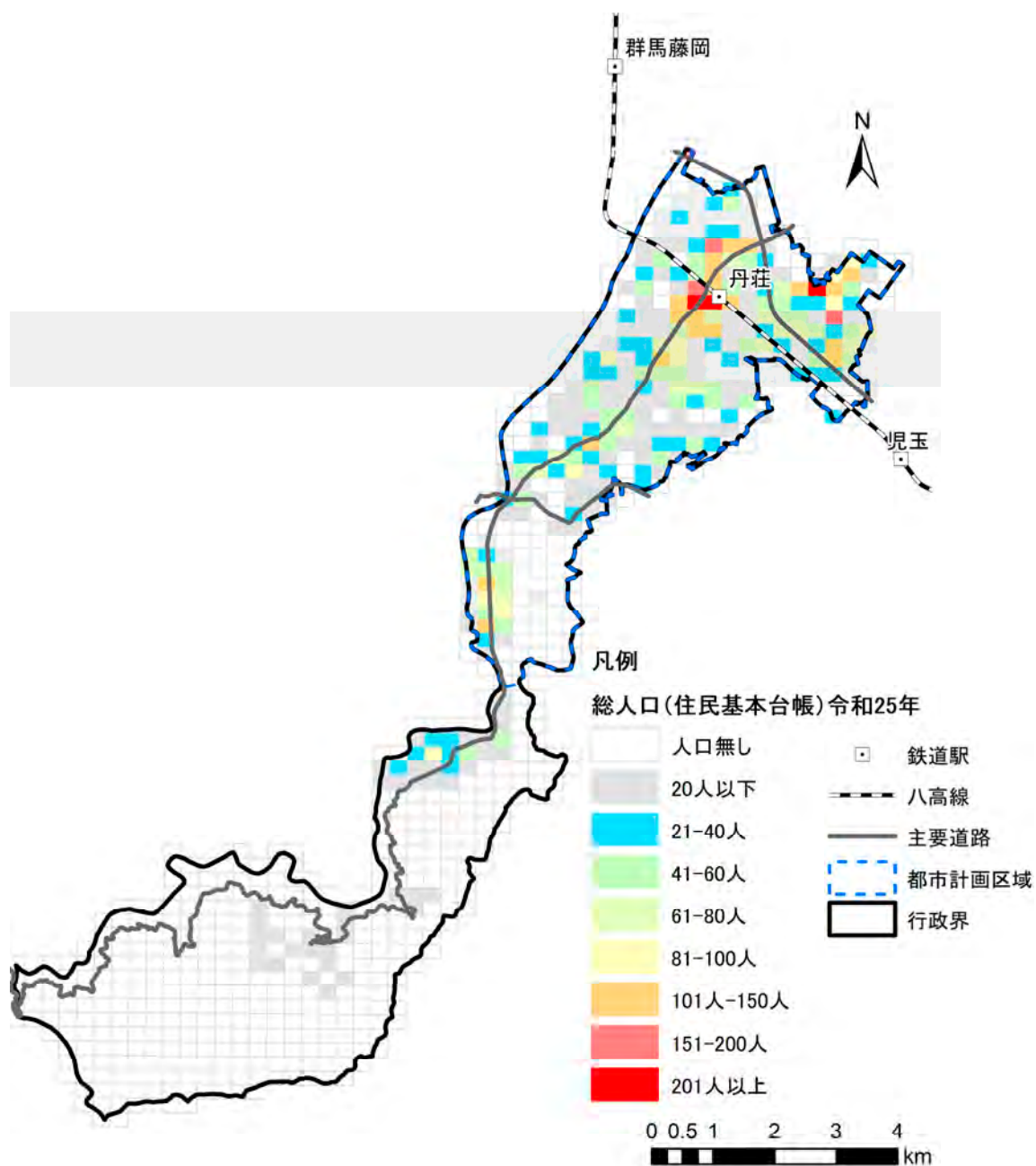
③ 地区別人口密度の状況と見通し（住民基本台帳ベース、250m メッシュ）

- ・住民基本台帳を基にした総人口を見ると、令和5（2023）年には、丹荘駅周辺、児玉工業団地周辺、渡瀬地区に人口101人以上のメッシュが見られ、中でも丹荘駅周辺、児玉工業団地周辺には201人以上のメッシュも見られ、人口が集積しています。令和25（2043）年には、全体的に人口が減少しており、渡瀬地区では人口101人以上のメッシュは減少し、丹荘駅周辺や児玉工業団地周辺には101人以上のメッシュが集中しています。
- ・総人口増減を見ると、一部を除いて町全体で人口が減少しており、1～19人減少している地区がほとんどで、神泉総合支所の周辺で人口減少が最も多く見られます。



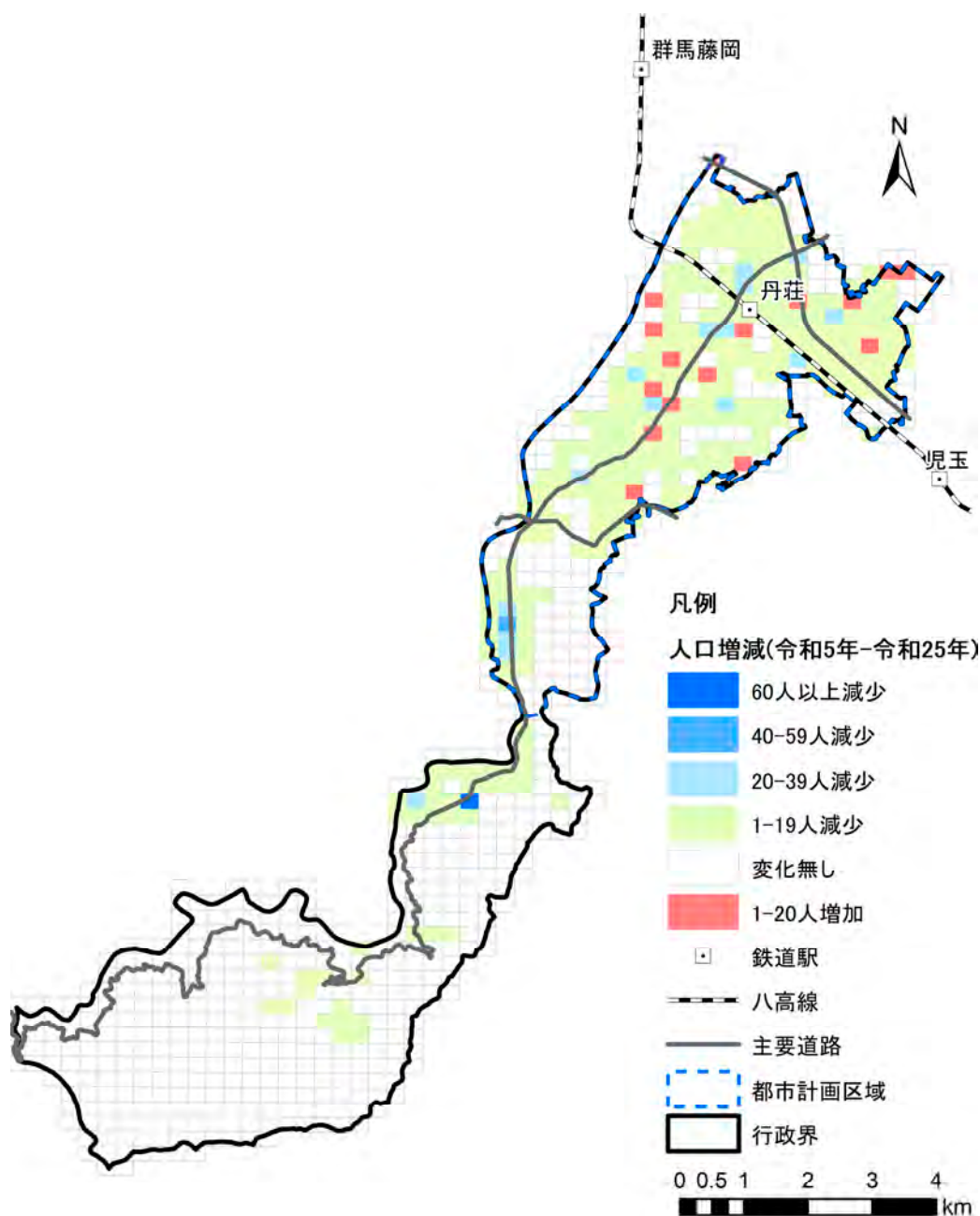
■総人口(住民基本台帳)令和5年 250m メッシュ

出典:住民基本台帳



■総人口(住民基本台帳)令和 25 年 250m メッシュ

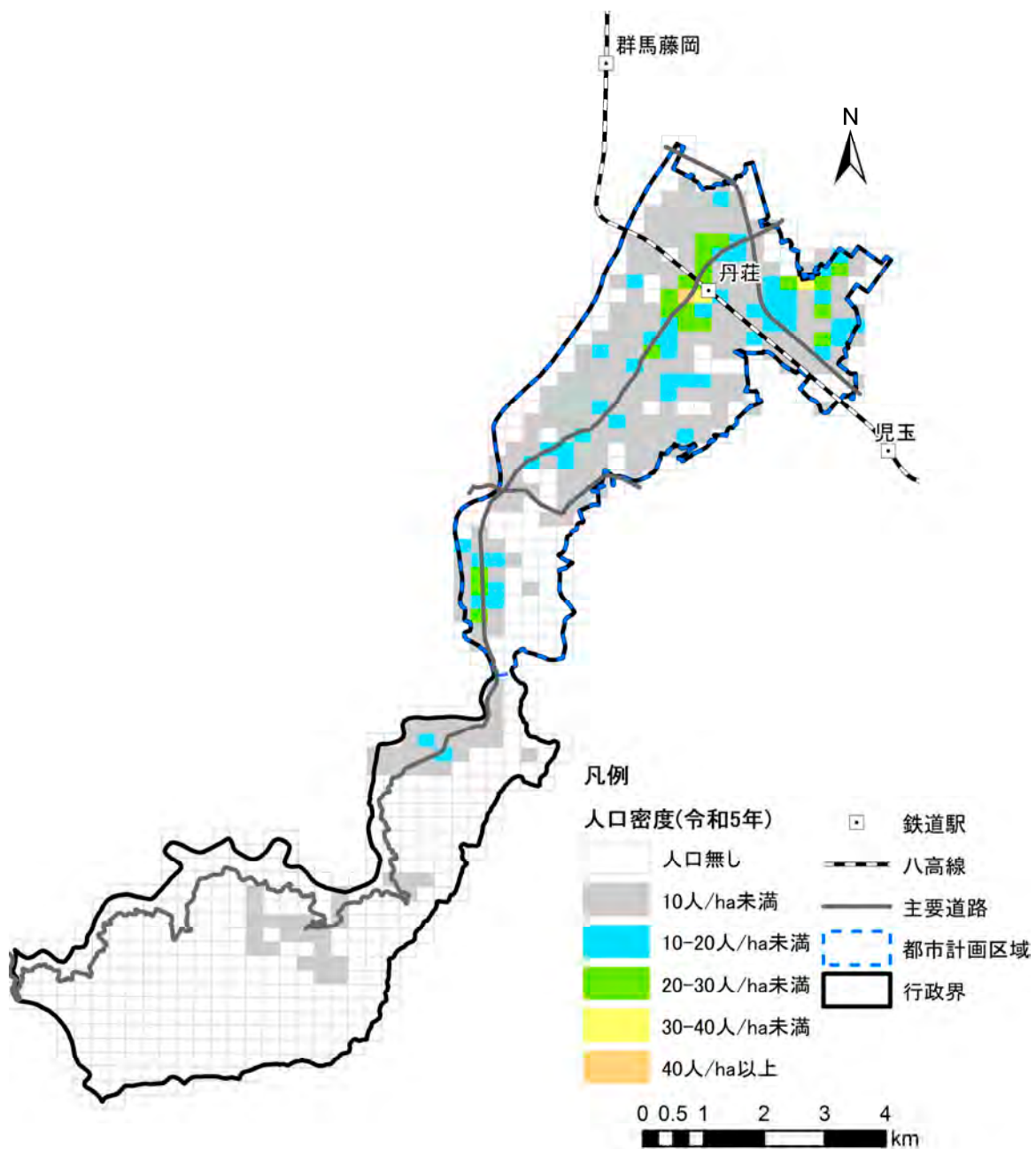
出典:住民基本台帳



■人口増減(令和5年-令和25年) 250mメッシュ

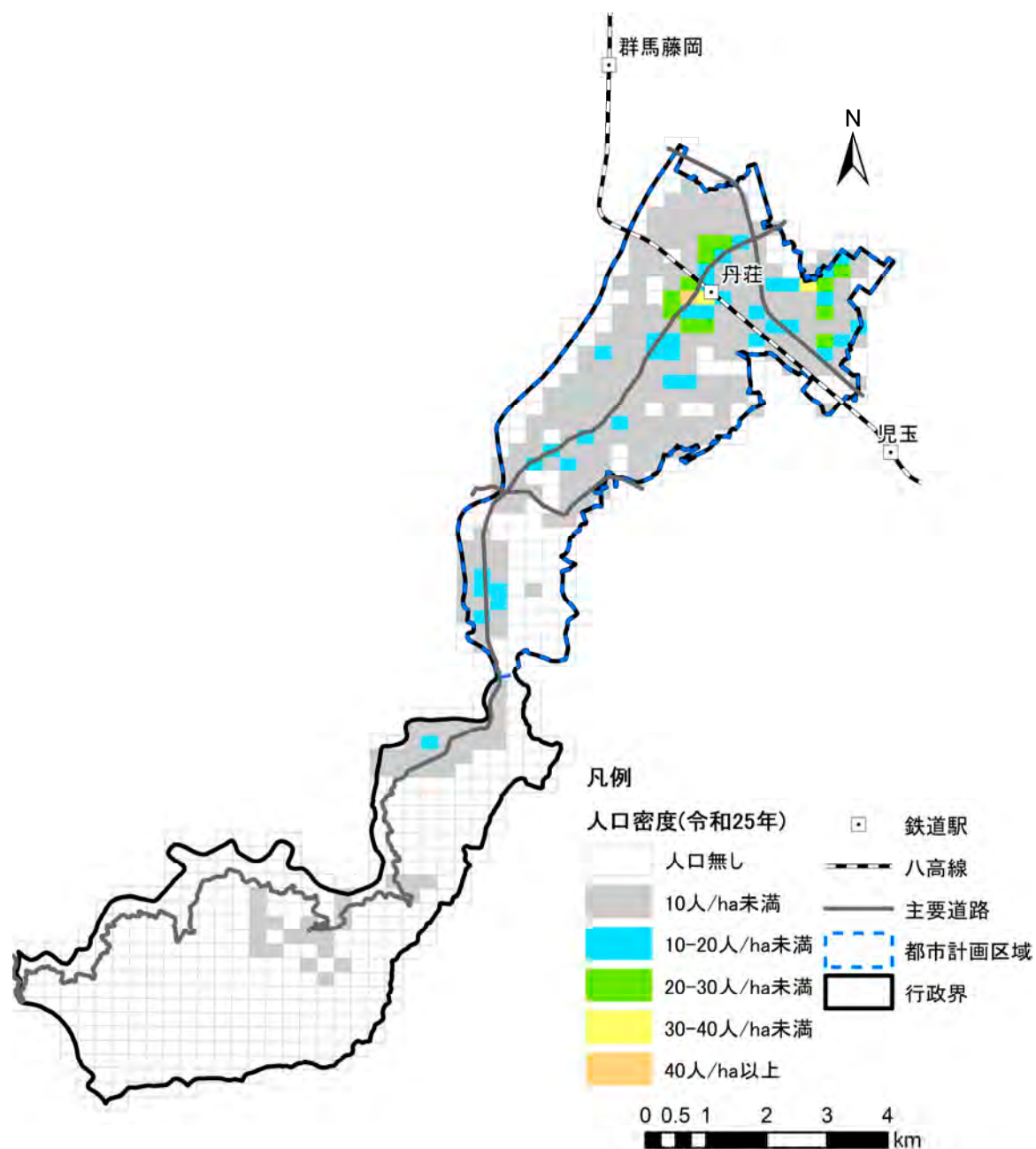
出典:住民基本台帳

- ・住民基本台帳を基にした人口密度を見ると、令和 5（2023）年には丹荘駅周辺に 40 人/ha 以上の人口密度が見られ、その周辺に 30 人/ha 以上の人口密度も見られます。児玉工業団地周辺についても 30 人/ha 以上の人口密度が見られます。町全体としては、ほとんどが 10 人/ha 未満となっており、一部 10 人/ha 以上の人口密度となっています。
- ・都市計画区域内に人口が集積しており、都市計画区域外については神泉総合支所周辺に 10 人/ha 以上の人口密度が見られます。
- ・令和 25（2043）年には、丹荘駅周辺や児玉工業団地周辺、渡瀬地区の住宅地等の一部地域を除き、ほとんどの地区が 10 人/ha 未満となっています。また、都市計画区域外である神泉地域は、ほとんど 10 人/ha 未満となっています。



■人口密度(令和 5 年) 250m メッシュ

出典:住民基本台帳

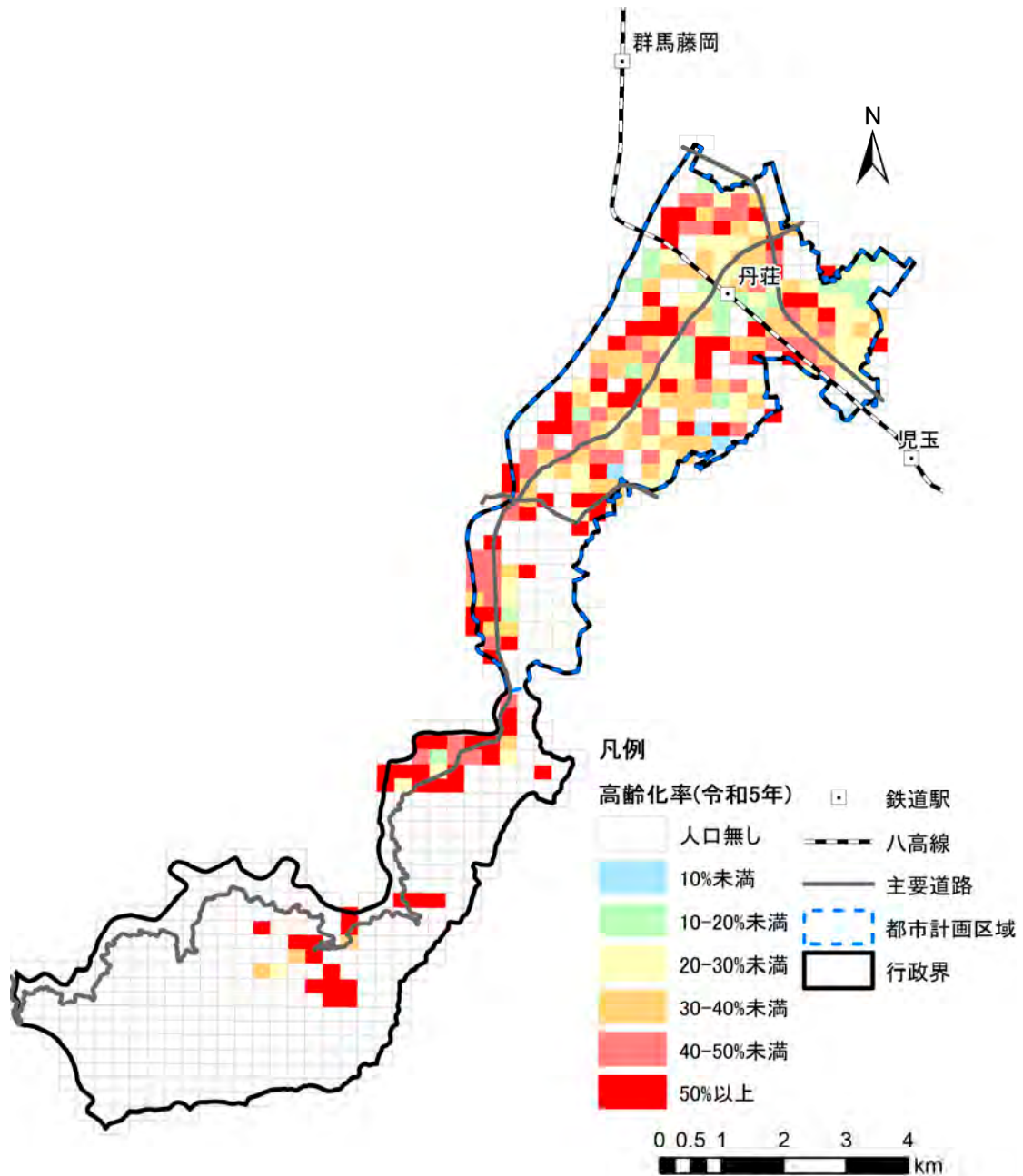


■人口密度(令和 25 年) 250m メッシュ

出典:住民基本台帳

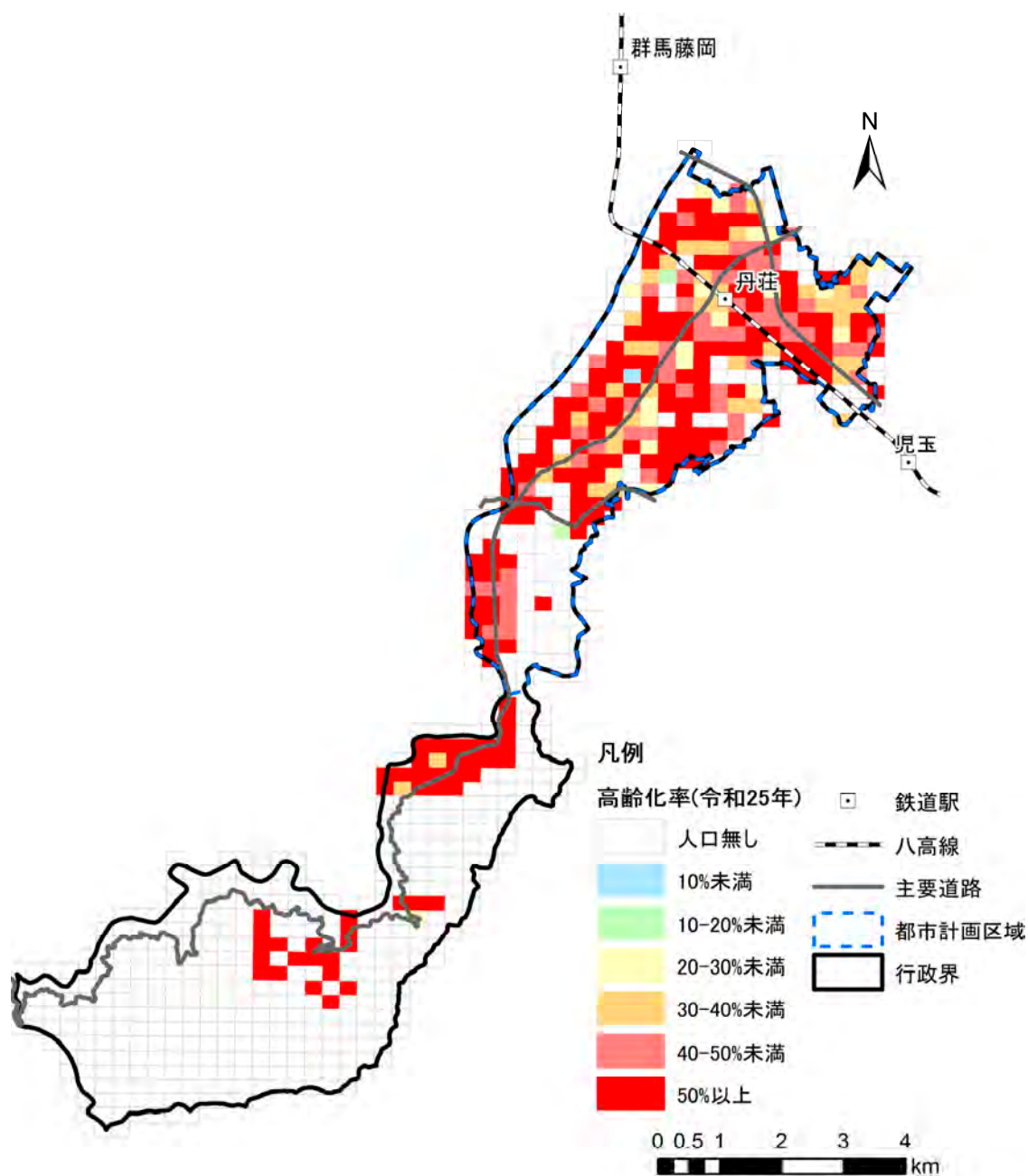
④ 地区別高齢化率の状況と見通し（住民基本台帳ベース）

- ・令和 5（2023）年には町の南部を中心に高齢化率 50%以上の地区が点在しています。
丹荘駅周辺は、周辺地区よりも高齢化率が低く 30%未満となっています。
- ・令和 25（2043）年の推計では、町のほとんどの地区で高齢化率 50%以上の高い値となる見通しであり、高齢化率 10%未満の地区はほとんど見られません。



■高齢化率(令和 5 年) 250m メッシュ

出典:住民基本台帳

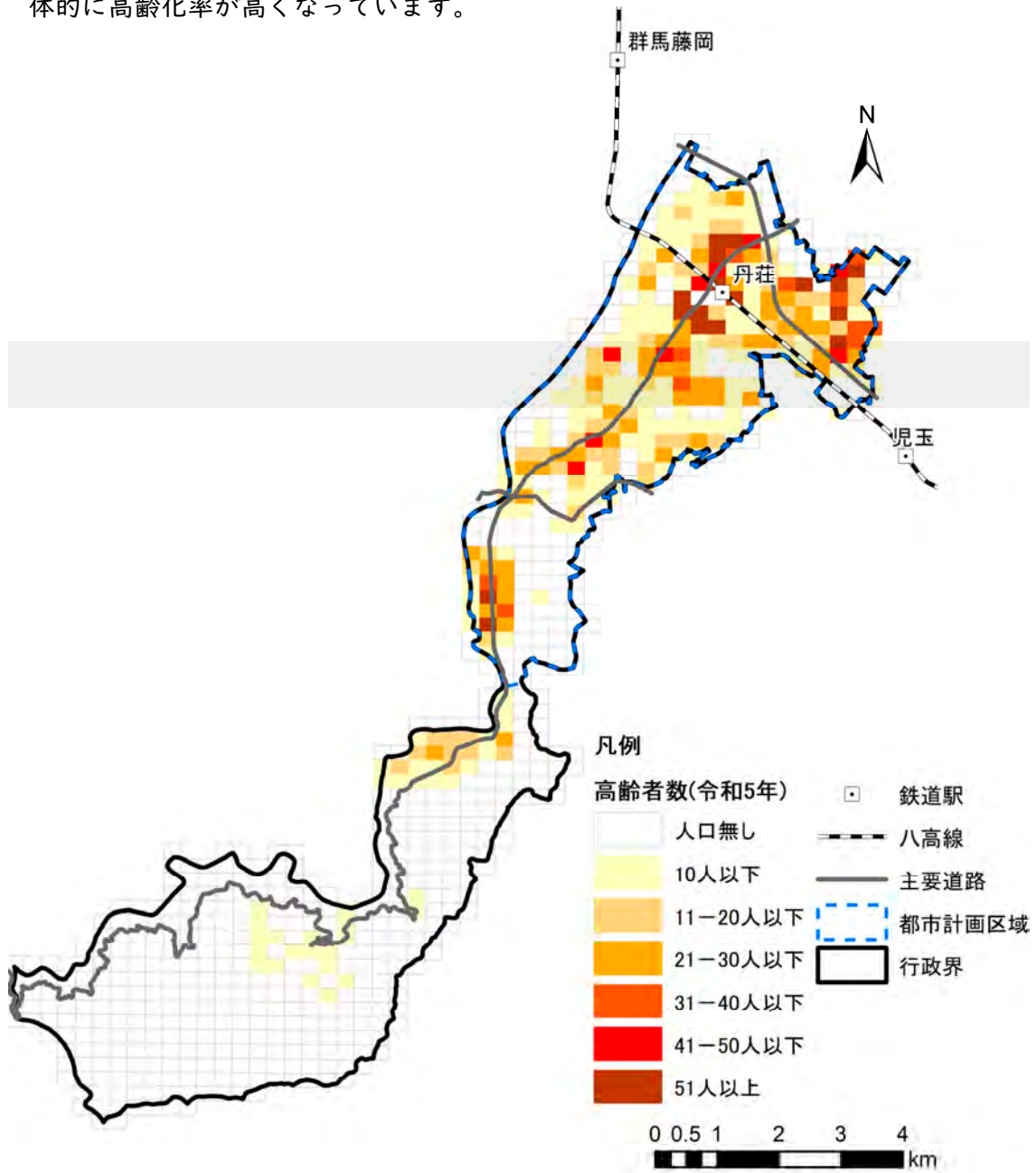


■高齢化率(令和 25 年) 250m メッシュ

出典:住民基本台帳

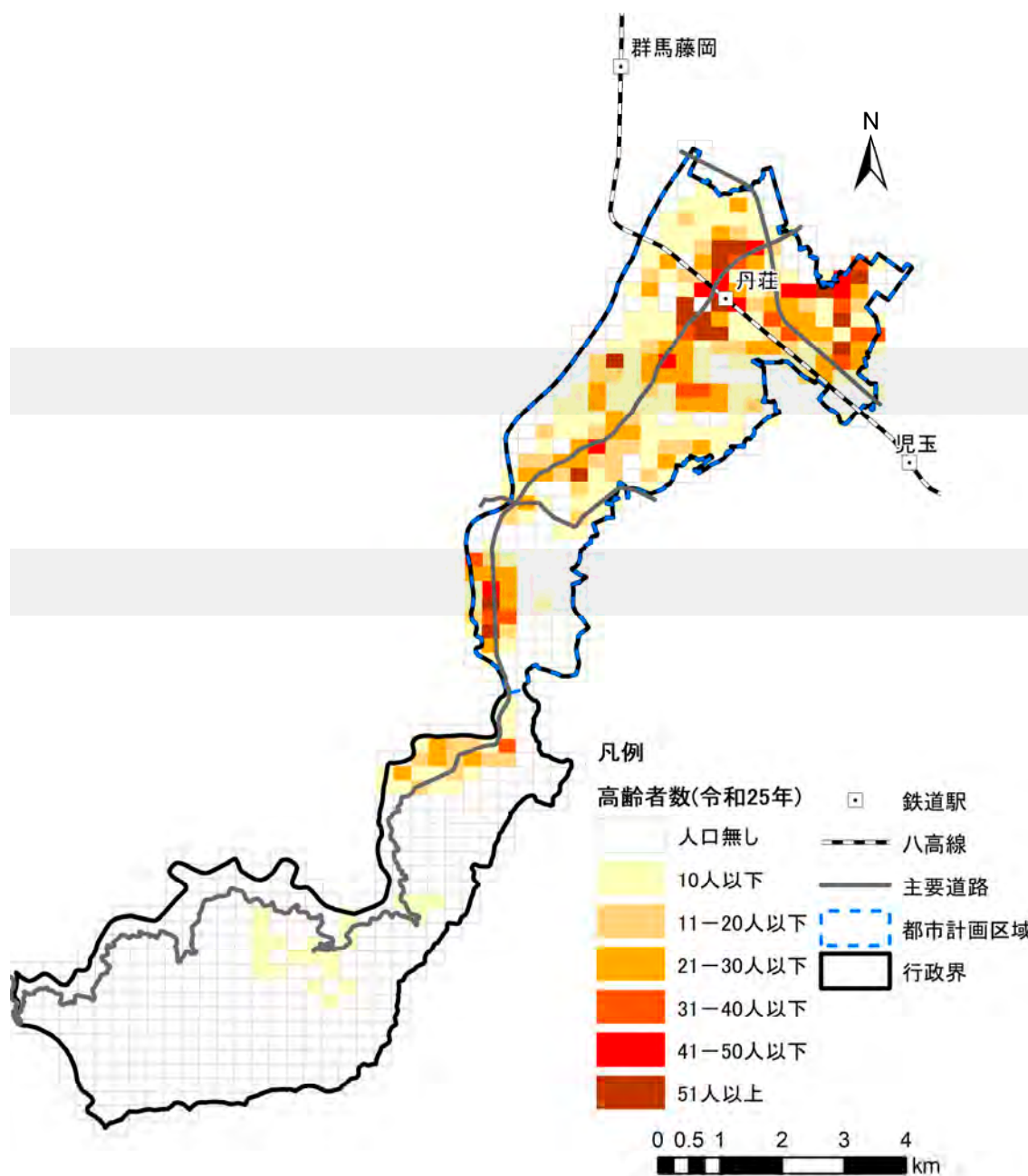
⑤ 地区別高齢者人口の状況と見通し（住民基本台帳ベース）

- ・令和 5（2023）年では、丹荘駅周辺及び渡瀬地区に高齢者数 51 人以上の地区が見られます。また、駅や主要地方道上里鬼石線沿い、児玉工業団地周辺等で高齢者数 40 人以上となっていますが、その周辺ではほとんどの地区が 10 人以下となっています。
- ・令和 25（2043）年の推計では、丹荘駅周辺と児玉工業団地周辺に高齢者数 51 人以上の地区が見られます。
- ・高齢者数増減を見ると、丹荘駅周辺と児玉工業団地周辺では高齢者数 21 人以上増加しており、その他地区でも 20 人以下の増加が見られます。
- ・地区別高齢化率の状況と比較すると、令和 5（2023）年時点で高齢者数が多い地区は、高齢化率が低い傾向ではありますが、令和 25（2043）年では高齢者数に関わらず、全体的に高齢化率が高くなっています。



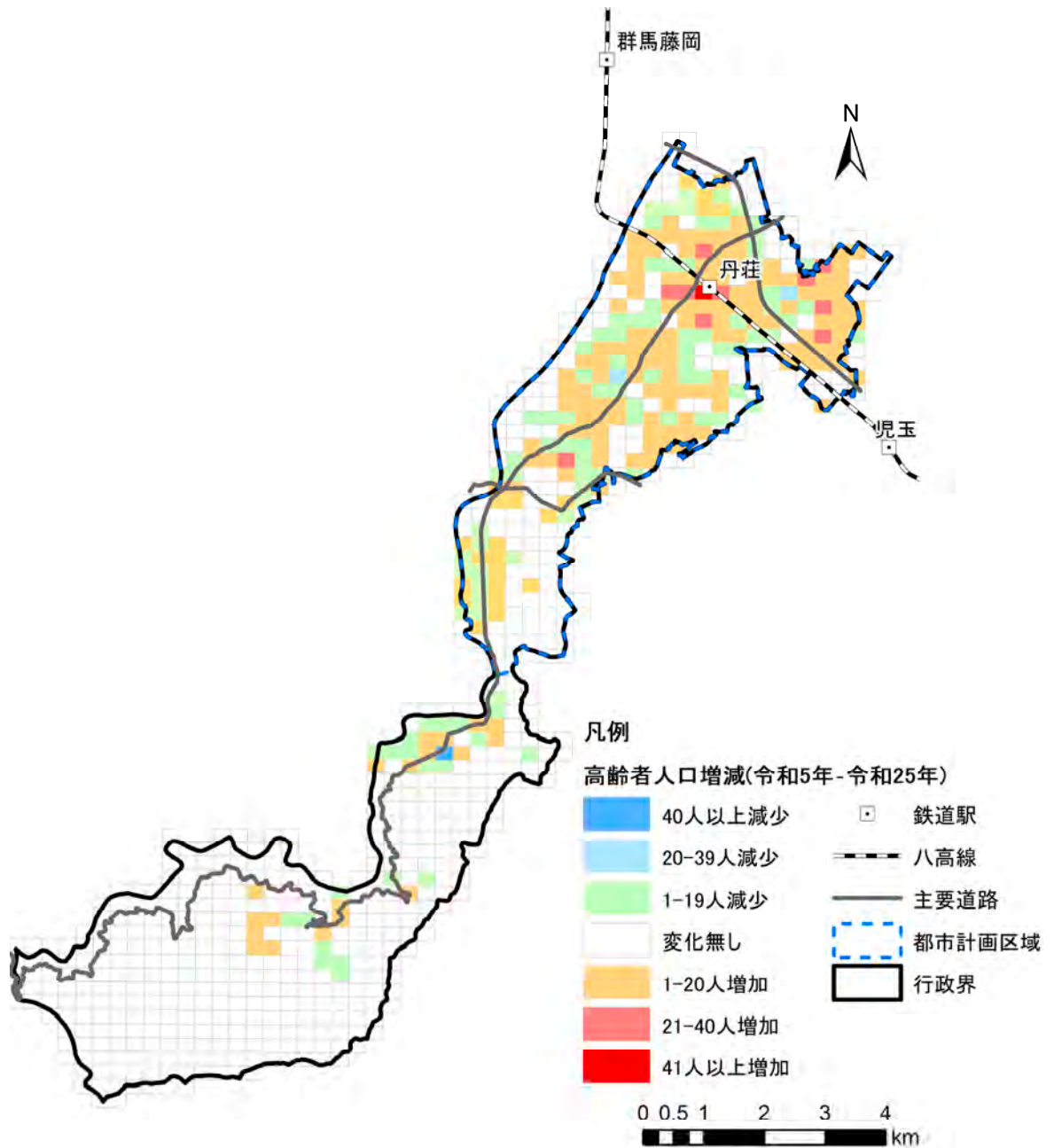
■高齢者数(令和 5 年) 250m メッシュ

出典:住民基本台帳



■高齢者数(令和25年) 250mメッシュ

出典:住民基本台帳



■高齢者人口増減(令和5年-令和25年) 250mメッシュ

出典:住民基本台帳

⑥ 通勤通学人口

(流出人口)

- ・町内で従業・通学している人は合計で2,580人であり、他の市町で従業・通学している人は、合計で4,276人でした。
- ・流出人口として、本庄市への従業・通学が最も多く1,305人、次いで藤岡市、上里町と隣接する市町への流出が多いことが分かります。

■流出人口(令和2(2020)年)

従業地・通学地		15歳以上 就業者・通学者数 (人)	15歳以上 就業者数 (人)	15歳以上 通学者数 (人)	割合 (%)
当地に常住(従業地・通学地)		7,009	6,523	486	100.0
他市町村に 従業・通学	自市町村に 従業・通学	2,580	2,504	76	36.8
	自宅	815	815	-	11.6
	自宅外	1,765	1,689	76	25.2
	他市町村に 従業・通学	4,276	3,878	398	61.0
	県内	2,787	2,530	257	(65.2)
	県外	1,416	1,286	130	(33.1)
	従業・通学市区町村 「不詳・外国」	73	62	11	(1.7)
従業地・通学地「不詳」		153	141	12	2.2

上位 10 都市	1	本庄市	1,305	1,174	131	(30.5)
	2	藤岡市	591	575	16	(13.8)
	3	上里町	547	541	6	(12.8)
	4	高崎市	328	282	46	(7.7)
	5	深谷市	293	232	61	(6.9)
	6	美里町	205	205	-	(4.8)
	7	熊谷市	130	112	18	(3.0)
	8	伊勢崎市	114	111	3	(2.7)
	9	寄居町	99	80	19	(2.3)
	10	前橋市	99	87	12	(2.3)

※割合の()内の値は「他市町村に従業・通学」に対する割合

出典:国勢調査



■流出人口

(流入人口)

- ・他の市町から本町へ従業・通学している人は合計で2,916人であり、流入人口よりも流出入口のほうが上回っていることが分かります。
- ・流入人口として流出入口と同様、本庄市からの従業・通学している人が最も多く924人、次いで藤岡市、上里町となりました。

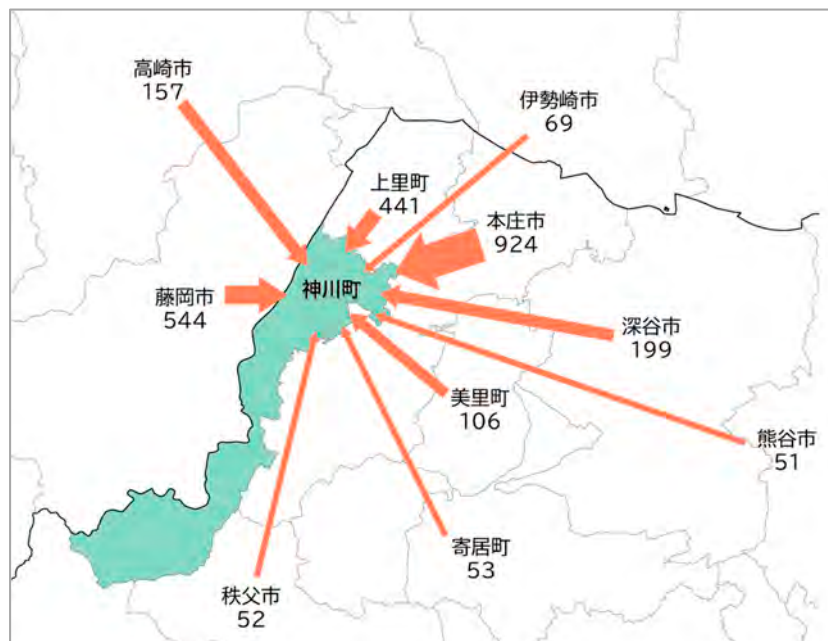
■流入人口(令和2(2020)年)

常住地			15歳以上 就業者・通学者数 (人)	15歳以上 就業者数 (人)	15歳以上 通学者数 (人)	割合 (%)
当地で常住(従業地・通学地)			5,722	5,576	146	100.0
	自市町村に常住		2,580	2,504	76	45.1
	自宅		815	815	-	14.2
	自宅外		1,765	1,689	76	30.8
	他市町村に常住		2,916	2,869	47	51.0
	県内		1,963	1,931	32	(100.0)
	県外		953	938	15	(48.5)
従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者			226	203	23	(11.5)

上位10都市	1	本庄市	924	912	12	(31.7)
	2	藤岡市	544	542	2	(18.7)
	3	上里町	441	436	5	(15.1)
	4	深谷市	199	196	3	(6.8)
	5	高崎市	157	155	2	(5.4)
	6	美里町	106	106	0	(3.6)
	7	伊勢崎市	69	68	1	(2.4)
	8	寄居町	53	50	3	(1.8)
	9	秩父市	52	49	3	(1.8)
	10	熊谷市	51	50	1	(1.7)

※割合の()内の値は「他市町村に常住」に対する割合

出典:国勢調査



■流入人口

(2) 土地利用

① 土地利用現況

- ・児玉工業団地に指定されている用途地域（工業専用地域）内では、工業用地が約 8 割を占めており、それ以外は公園、緑地等の公共空地や道路用地等となっています。
- ・用途地域外は、畑の割合が最も多く、次いで田、住宅用地の順となり、商業用地の多くが用途地域外です。
- ・都市計画区域外は山林が約 8 割を占めており、住宅用地はわずか約 1%となっています。

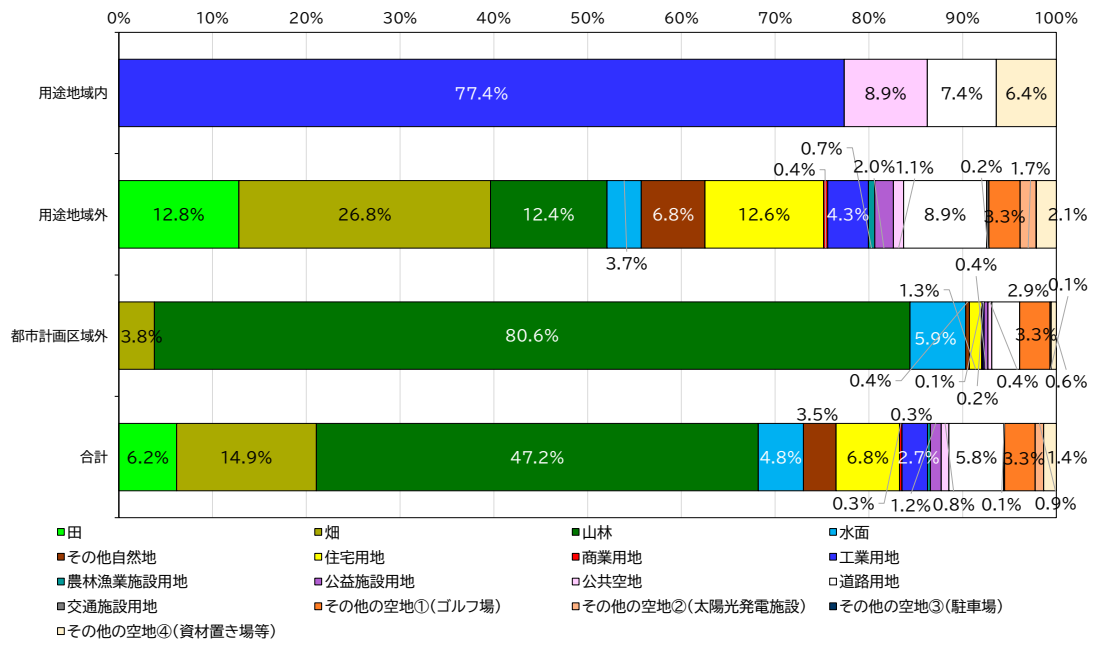
■土地利用別の面積比較

土地利用		(ha)			
		用途地域内	用途地域外	都市計画区域外	合計
自然的 土地利用	田	0.00	292.97	0.00	292.97
	畑	0.00	614.19	91.74	705.94
	山林	0.00	284.12	1,951.96	2,236.08
	水面	0.00	84.10	143.67	227.77
	その他自然地	0.00	155.45	9.80	165.25
都市的 土地利用	住宅用地	0.00	289.36	31.80	321.15
	商業用地	0.00	10.09	2.32	12.41
	工業用地	24.85	99.00	4.12	127.97
	農林漁業施設用地	0.00	15.80	0.00	15.80
	公益施設用地	0.00	45.15	9.49	54.64
	公共空地	2.84	25.36	10.37	38.58
	道路用地	2.37	202.78	71.32	276.46
	交通施設用地	0.00	5.34	0.00	5.34
	その他の空地① (ゴルフ場)	0.00	76.31	78.72	155.02
	その他の空地② (太陽光発電施設)	0.00	38.80	2.99	41.79
	その他の空地③ (駐車場)	0.00	0.92	0.00	0.92
	その他の空地④ (資材置き場等)	2.06	48.62	13.44	64.12
合計		32.12	2,288.35	2,421.74	4,742.21

※公共施設用地：一般公共施設、学校、宗教施設、幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホーム、処理場、浄水場

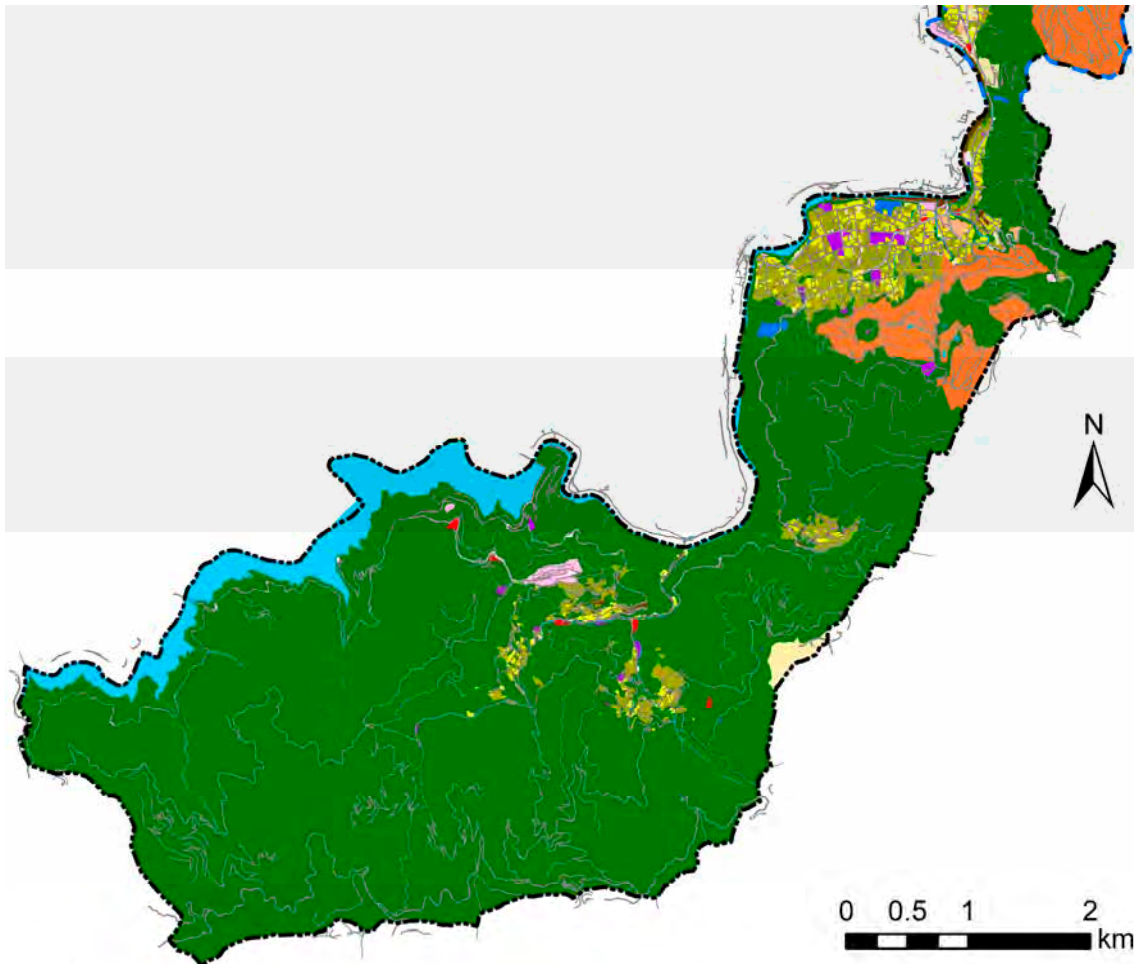
※公共空地：公園・緑地、広場、運動場、墓園

出典：令和 3 年度都市計画基礎調査



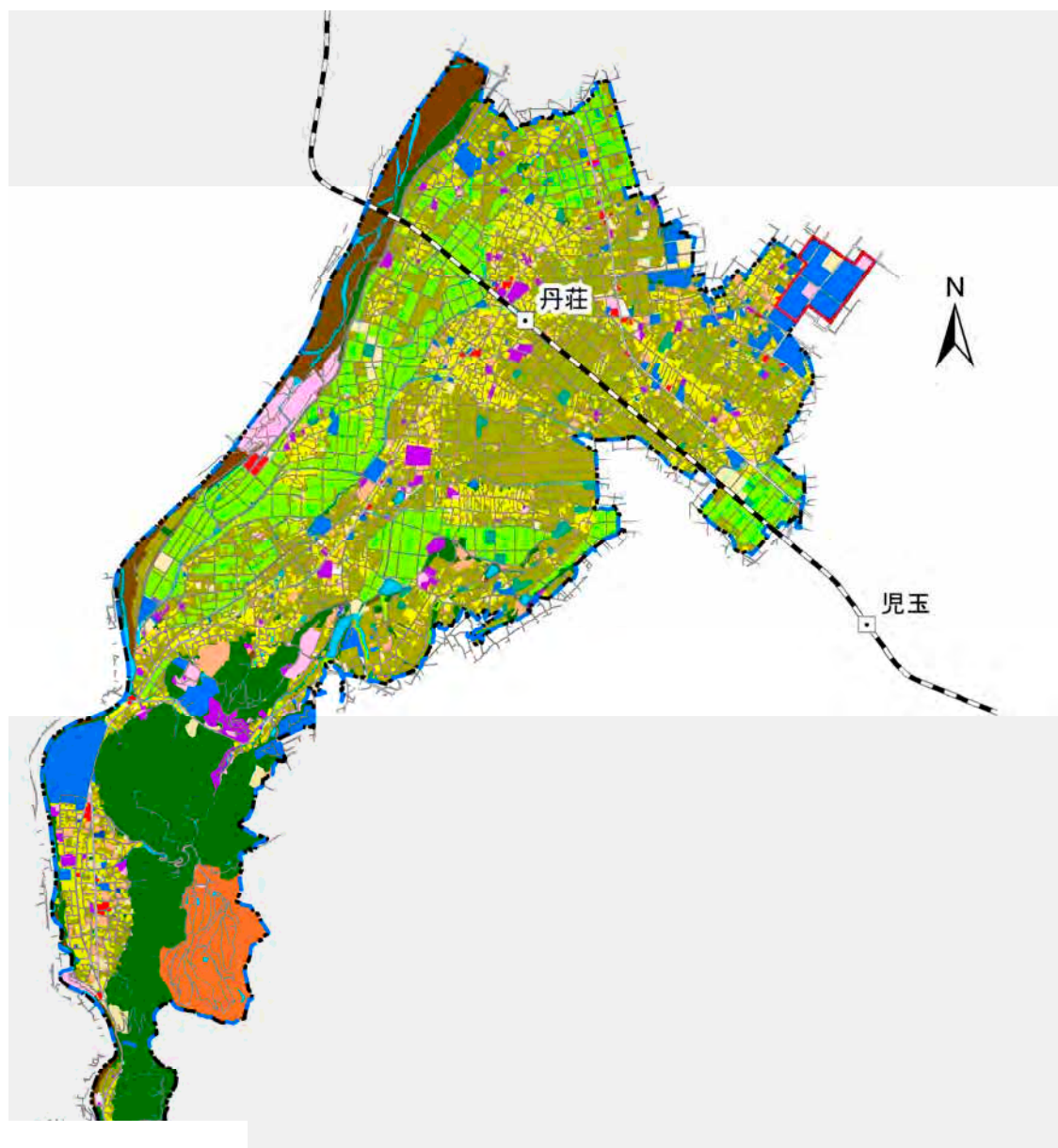
■土地利用構成

出典: 令和 3 年度都市計画基礎調査



■土地利用現況

出典: 令和 3 年度都市計画基礎調査



凡例

土地利用現況

- 田
- 畑
- 山林
- 水面
- その他の自然地
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地

- 農林漁業施設用地
- 公共施設用地
- 公共空地
- 道路用地
- 交通施設用地
- その他の空地①(ゴルフ場)
- その他の空地②(太陽光発電)
- その他の空地③(駐車場)
- その他の空地④(資材置き場)

0 0.5 1 2 km

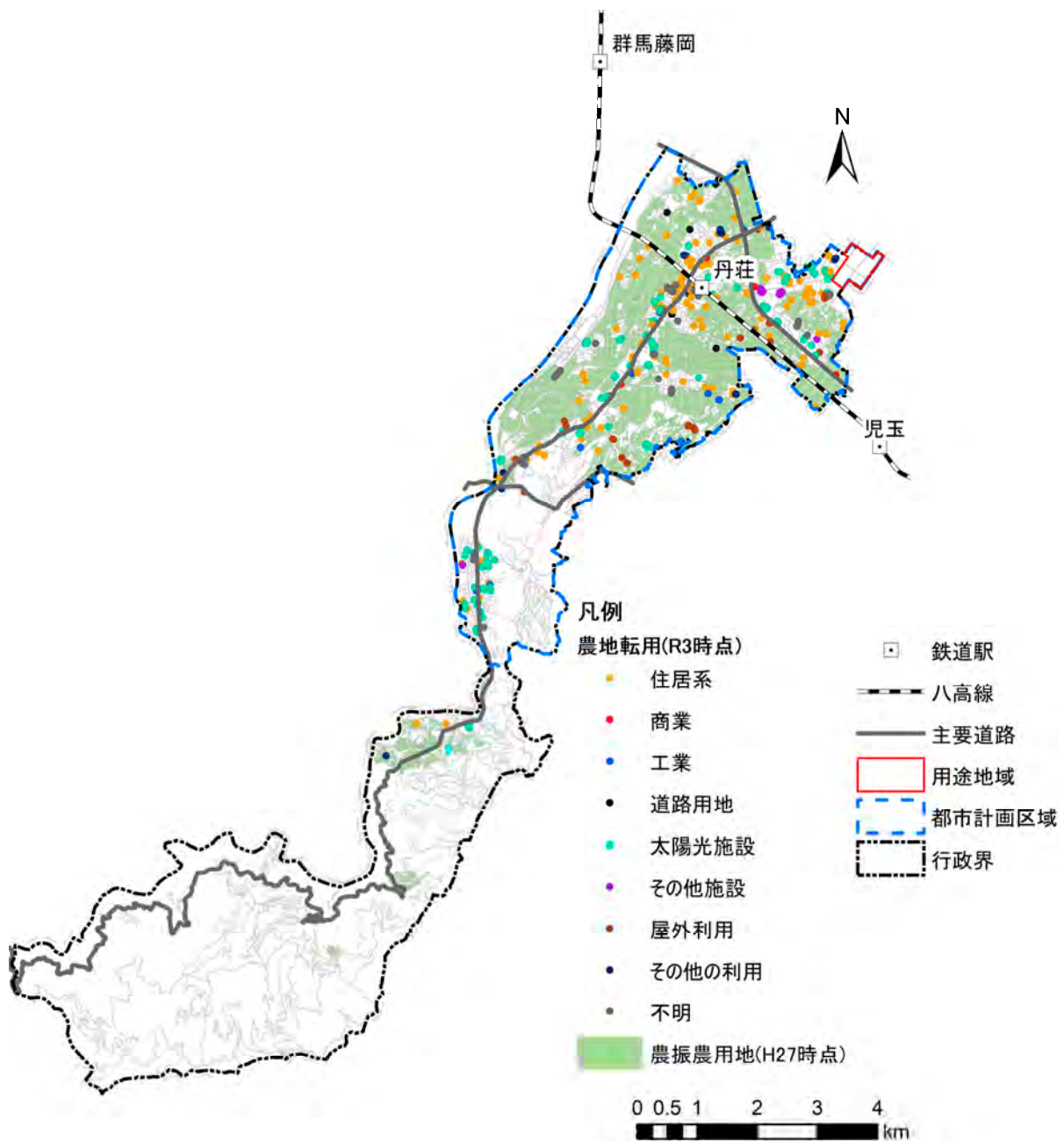
- 鉄道駅
- 八高線
- 用途地域
- 都市計画区域界
- 行政界

■土地利用現況

出典:令和3年度都市計画基礎調査

② 農振農用地と農地転用の状況

- ・農業振興地域農用地（以下『農振農用地』という。）は山間部と住宅地を除き、町内全体に指定されています。
- ・目的別に農地転用箇所を示すと、丹荘駅周辺や主要地方道上里鬼石線の周辺に住居系の転換が多く見られます。
- ・特に渡瀬地区は太陽光施設の転用が多く見られます。
- ・農振農用地の一部に農地転用箇所が見られますが、ほとんどは農振農用地外での転用であり、農地の保全がされていると考えられます。



■農振農用地(平成 27 年時点)と農地転用(令和 3 年時点)の状況

出典:神川町資料、令和 3 年度都市計画基礎調査

③ 農地転用状況

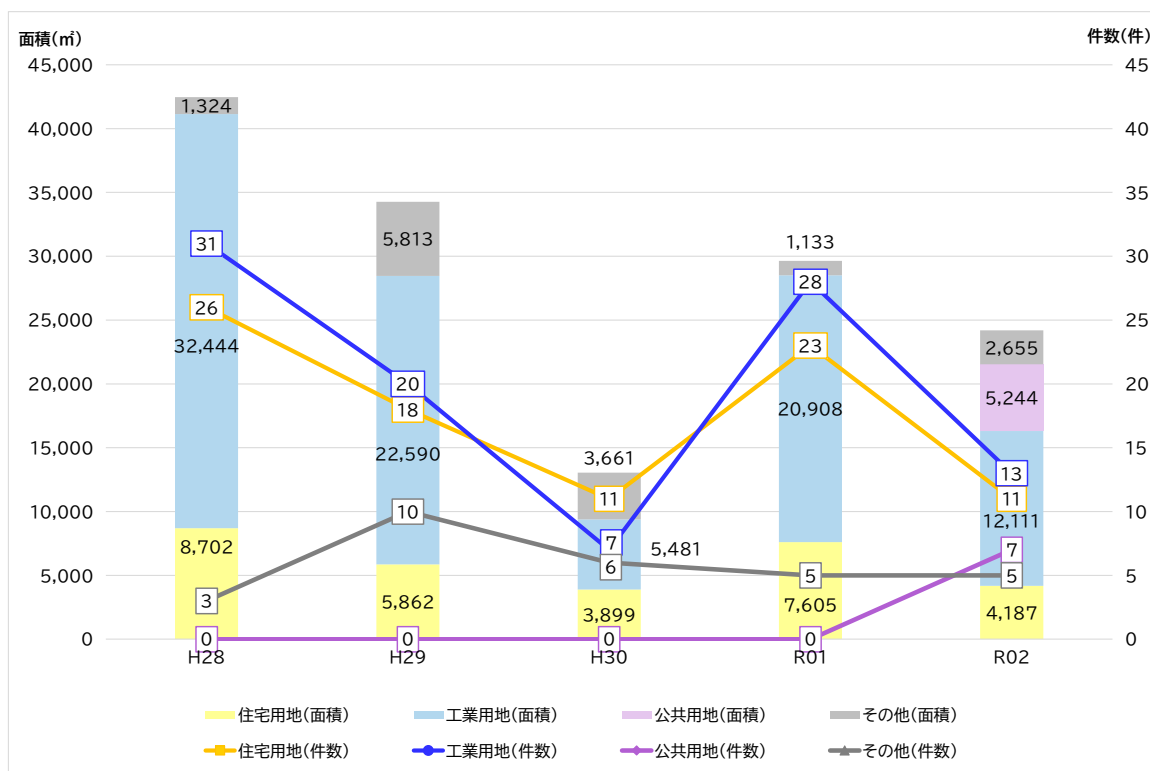
- ・農地転用件数は、平成 28 年度の 60 件が最も多く、平成 30 年度は 24 件と最も少なくなっています。平成 30 年度以外は、用途地域指定のない地域における工業用地の農地転用件数が最も多くなっています。
- ・面積の推移を見ると、減少傾向にあることが分かります。令和元年度と平成 28 年度の件数は、56 件と 60 件であり大差はありませんが、面積は 1ha 以上の差が見られ、小規模な農地転用が増加しています。

■農地転用状況

用途	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)
住宅用地	26	8,702	18	5,862	11	3,899	23	7,605	11	4,187
工業用地	31	32,444	20	22,590	7	5,481	28	20,908	13	12,111
公共用地	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5,244
その他	3	1,324	10	5,813	6	3,661	5	1,133	5	2,655
合計	60	42,470	48	34,265	24	13,041	56	29,646	36	24,197

※用途地域内は、工業団地を目的に開発されたため、農地転用はない

出典: 令和 3 年度都市計画基礎調査

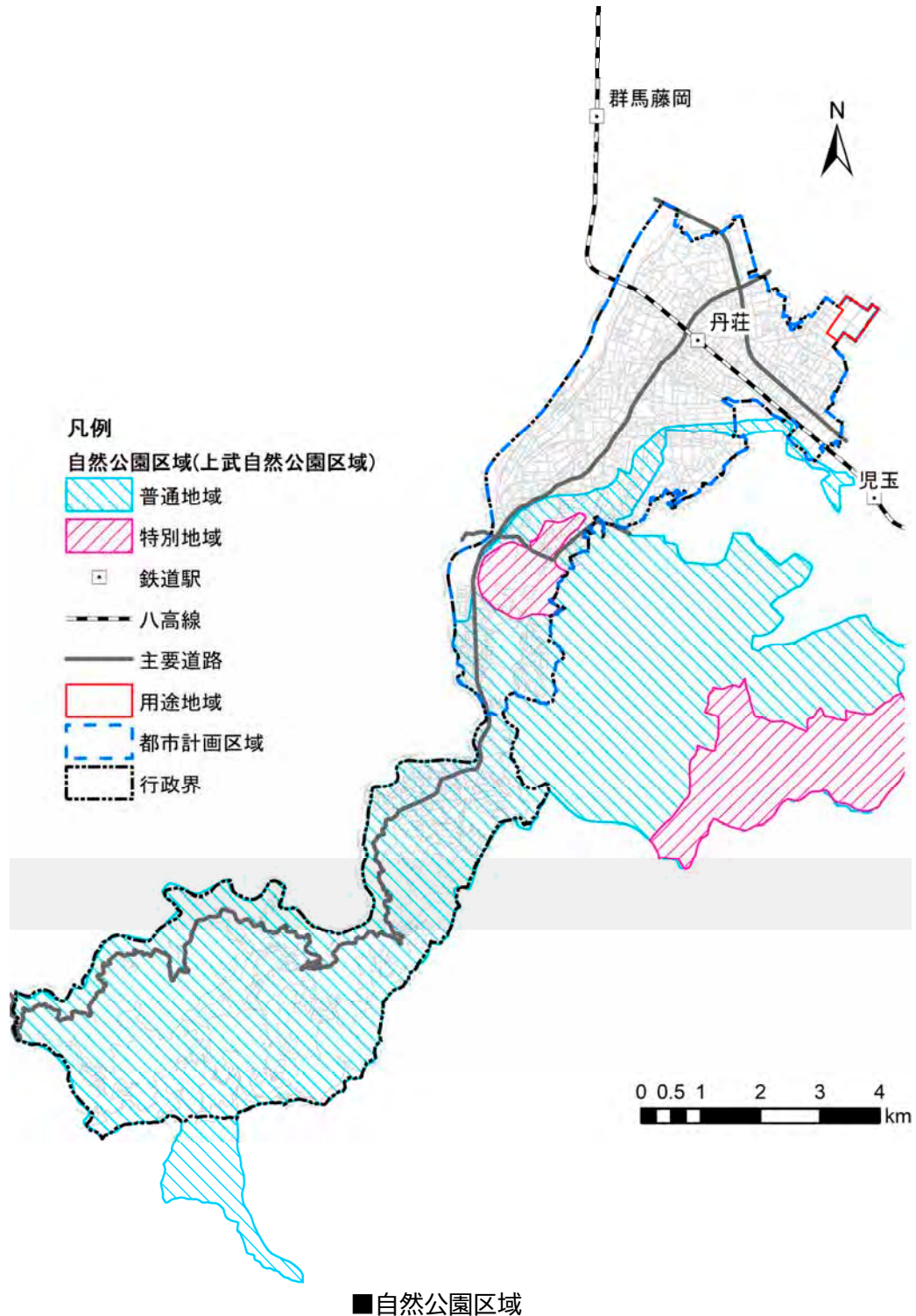


■農地転用面積と件数

出典: 令和 3 年度都市計画基礎調査

④ 自然公園区域

- ・ 県立上武自然公園は、上武自然公園区域として指定されており、渡瀬地区から南側は全て普通地域の指定がされています。
- ・ 御嶽山と金鎖地区には特別地域が指定されています。
- ・ 自然公園区域内での建築物等の新築・増築・改築、木竹の討伐、宅地の造成等については、特別地域においては許可、普通地域においては届出が必要です。



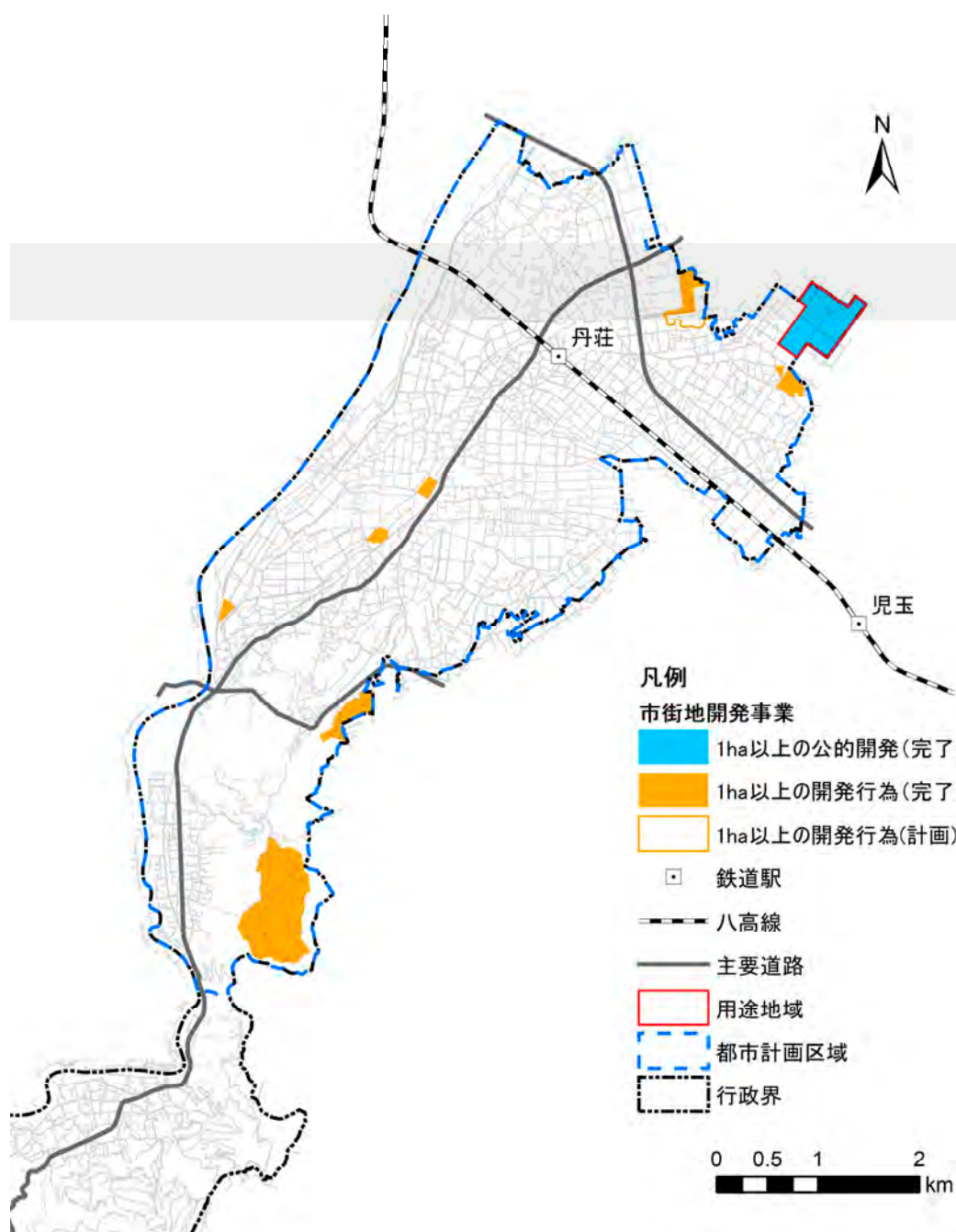
出典: 国土数値情報

⑤ 開発行為

- ・開発行為は、公的开发が1件、完了済みのものが9件、計画中のものが1件あり、そのうち住宅系の開発行為はありません。

■開発件数

	件数(件)		面積(ha)	
	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外
完了	1	9	32.8	143.9
計画	0	1	0	8.2



■開発行為

出典:令和3年度都市計画基礎調査

⑥ 埋蔵文化財包蔵地

- ・本町には、古墳時代を中心に縄文時代から中世にかけての遺跡が多く存在し、埋蔵文化財包蔵地の開発には、原則発掘調査を実施する必要があります。
- ・埋蔵文化財包蔵地は、丹荘駅周辺を除いた町内北部に多く広がっています。



■埋蔵文化財包蔵地

出典:神川町資料

(3) 公共交通

鉄道やバス等の公共交通等の利用者の推移や状況を整理しました。

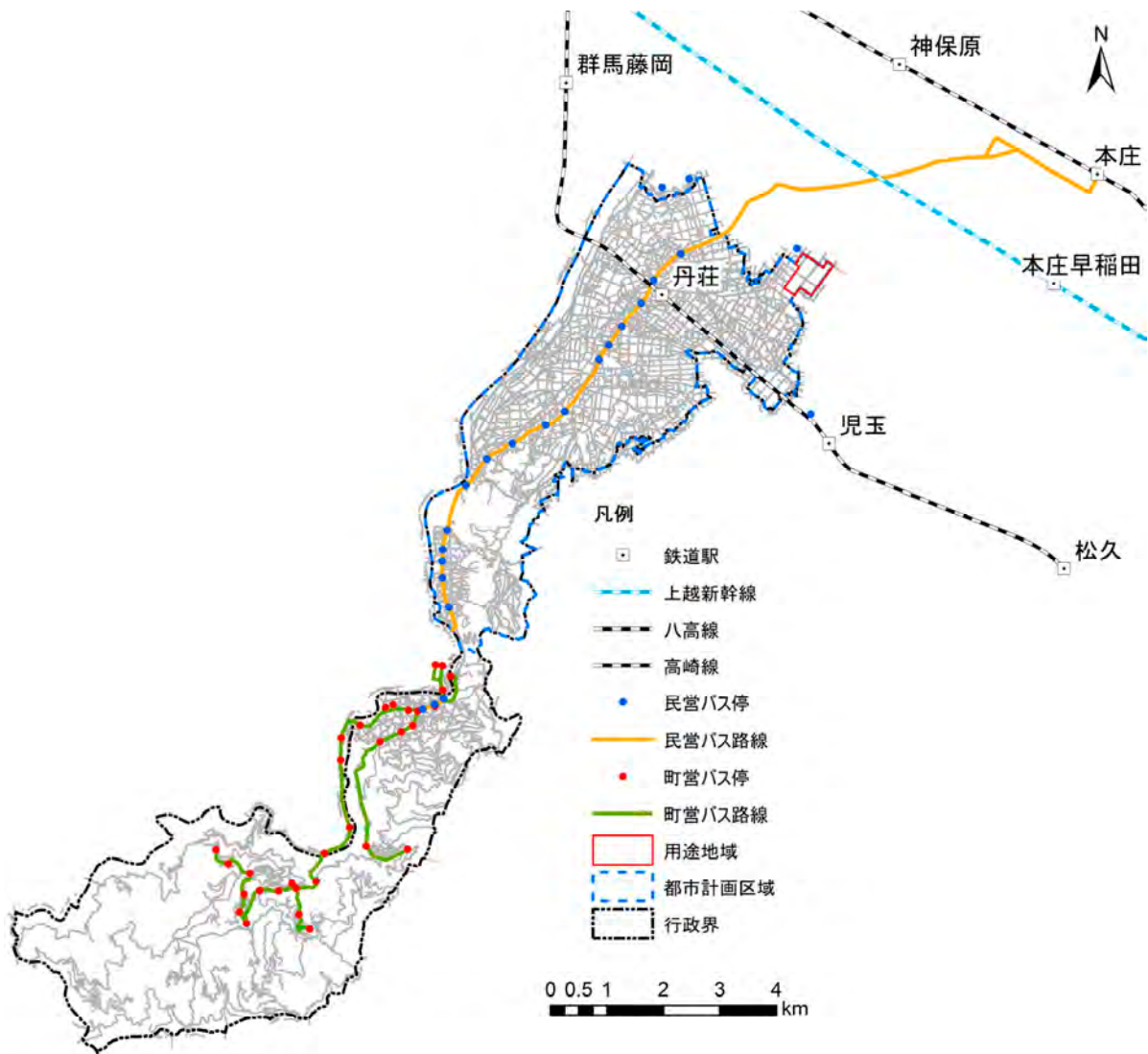
① 鉄道及びバスネットワークの状況

■丹荘駅乗降客数

年度	乗車人数	日平均
平成15年	90,707	249
平成16年	87,663	240
平成17年	84,875	233
平成18年	89,487	245
平成19年	93,617	256
平成20年	98,093	269
平成21年	97,316	267
平成22年	98,462	270
平成23年	95,584	262
平成24年～	無人化のためデータ無し	

出典:埼玉県統計年鑑

- ・丹荘駅は町内唯一の鉄道駅であり、平成24年3月から無人化し、令和元年9月に新駅舎が完成しました。
- ・データが存在する最新年度の平成23年時点は年間95,584人の乗降客数となっています。列車の運行頻度は、上下線ともに概ね1時間に1本で、平日の朝の通勤・通学の時間帯は1時間に2～3本が運行しています。
- ・令和5年に策定した神川町地域公共交通計画にて実施した、公共交通に関する町民アンケートでは、回答者の7割がJR八高線は日常生活に不可欠であると回答していますが、一方で「運行本数が少ない」といった意見もあり、鉄道の利便性が低いと考えられます。
- ・バスは、民営バスと町営バスが走行しています。民営バスは、主要地方道上里鬼石線に沿って旧神川町を縦断し、神泉総合支所から本庄駅につながるバス路線が整備され、町営バスは神泉地域を走行しています。民営バスは、どのバス停も平日15本以上、町営バスは平日5～6本運行しています。
- ・町民アンケートの結果は、民営バスについても鉄道と同様に約7割が日常生活に不可欠であると回答していますが、「運行本数が少ない」や「利用したい時間帯に運行していない」という意見が挙がっています。さらに、「出発地、目的地の近くにバス停がない」という意見もあり、バス路線空白地域の交通手段確保が困難になっていることが分かります。町営バスについては、回答者の約5割が日常生活に不可欠と回答していますが、神泉地域以外の町民は「どこを走っているか分からない」等の意見があり、町内全域に広く知られていないといえます。
- ・このような状況の中、町民の多くが移動手段として車を用いており、高齢化等が進む中での移動手段の確保が求められます。



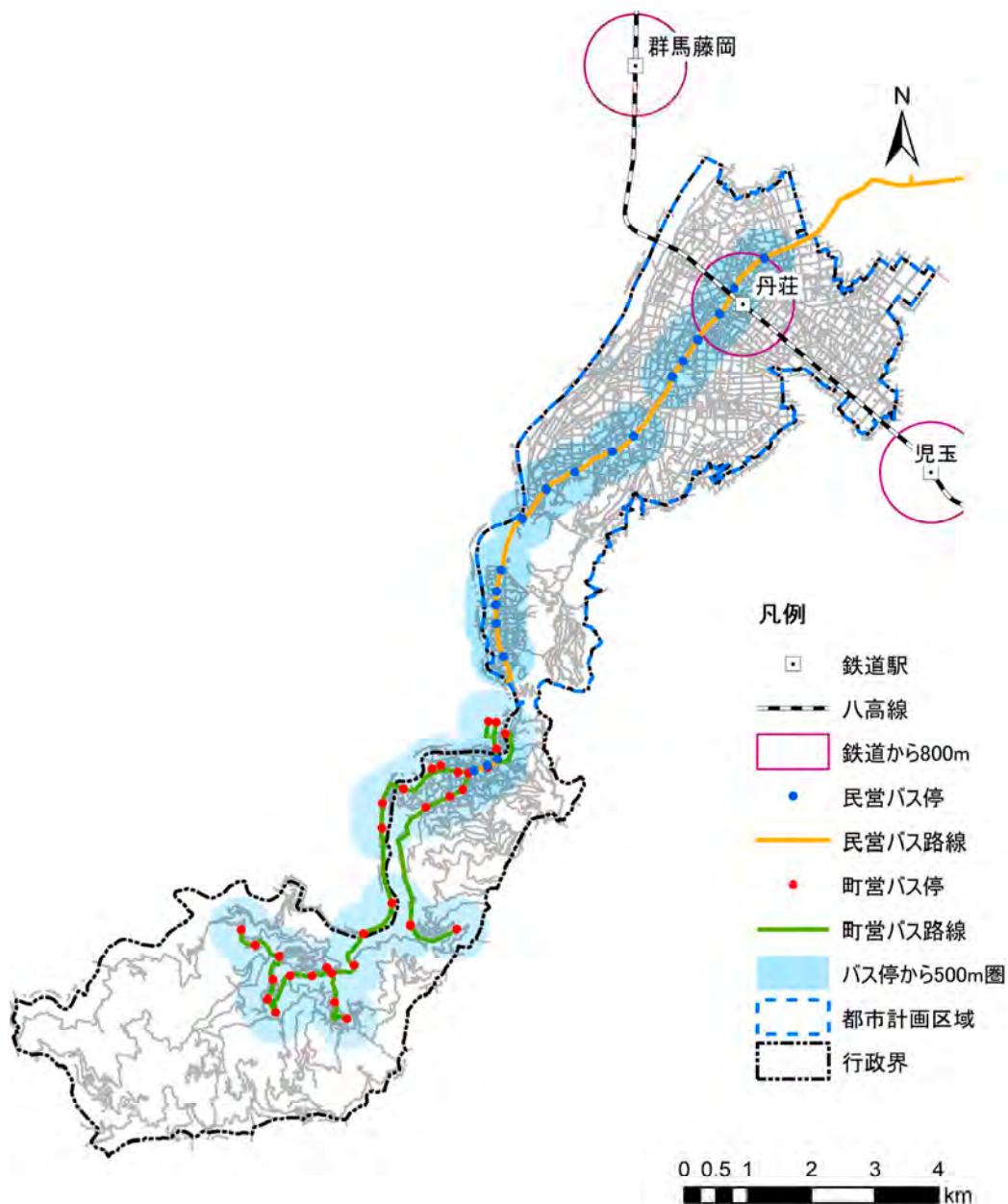
■鉄道及びバスネットワークの状況

出典:国土数値情報

② 公共交通徒歩圏域の状況

鉄道駅から 800m、バス停から 500m を徒歩圏域として設定し、公共交通のカバー率の把握を行いました。

- ・公共交通の利便性について、駅及びバス停からの徒歩圏を確認すると、丹荘駅からの徒歩圏は町内の一部のみとなっています。民営バスが主要地方道上里鬼石線を通ることから路線周辺に関しては連続した形で徒歩圏が形成されています。一方で、主要地方道から離れた地域は交通空白地帯となっています。
- ・神泉地域を通る町営バスについては、集落地を網羅する形で徒歩圏が形成されています。



■公共交通徒歩圏域

出典:国土数値情報

③ タクシー

- ・タクシー事業者は、以下の2社が運行しています。本町では、「神川町在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業」や「神川町外出支援タクシー利用料金補助事業」を実施しています。
- ・公共交通に関する町民アンケートでは、回答者の約6割弱がタクシーは町民の日常生活に不可欠であると回答しています。

■町内タクシー事業者

会社名	電話番号
神川交通	0495-77-2007
結ケアタクシー	090-2337-5533

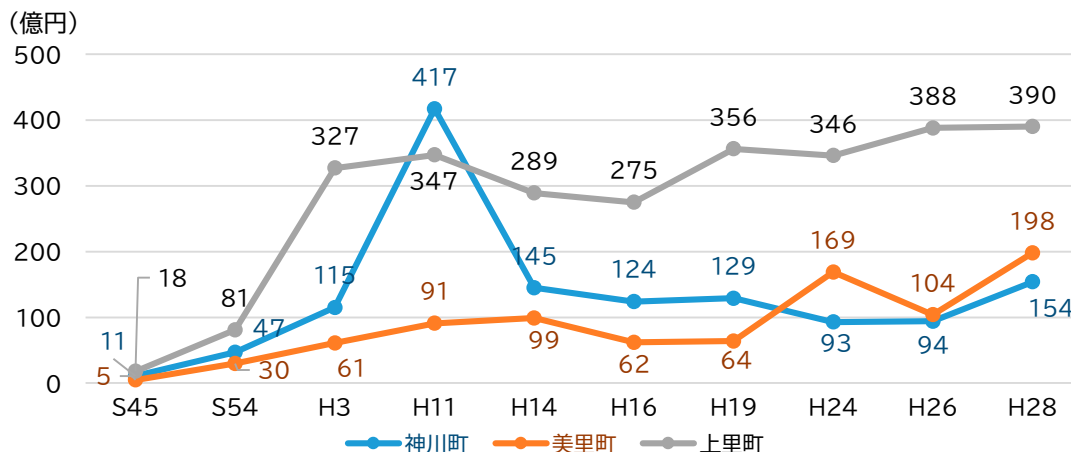
出典：神川町資料

(4) 経済活動

商品販売額、製造出荷額の推移、業種別の事業所数及び従業員数の整理を行いました。

① 商品販売額

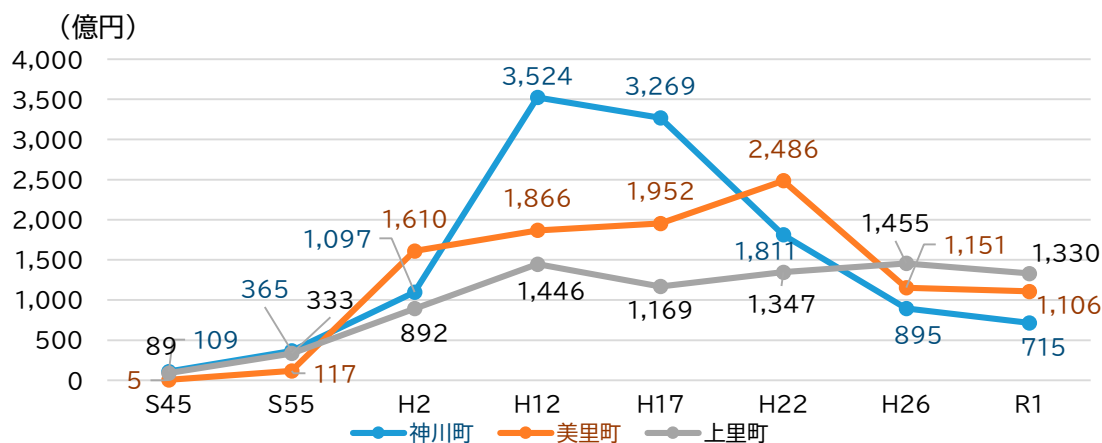
- ・本町の商品販売額は、平成 11 年に美里町、上里町と比較して最も多くなっています。その後、平成 14 年にかけて商品販売額が大きく減少し、減少傾向となっていました。平成 28 年に増加し、平成 11 年に次いで 2 番目に多くなっています。



出典:商業統計調査(経済産業省)、経済センサス(総務省)

② 製造品出荷額

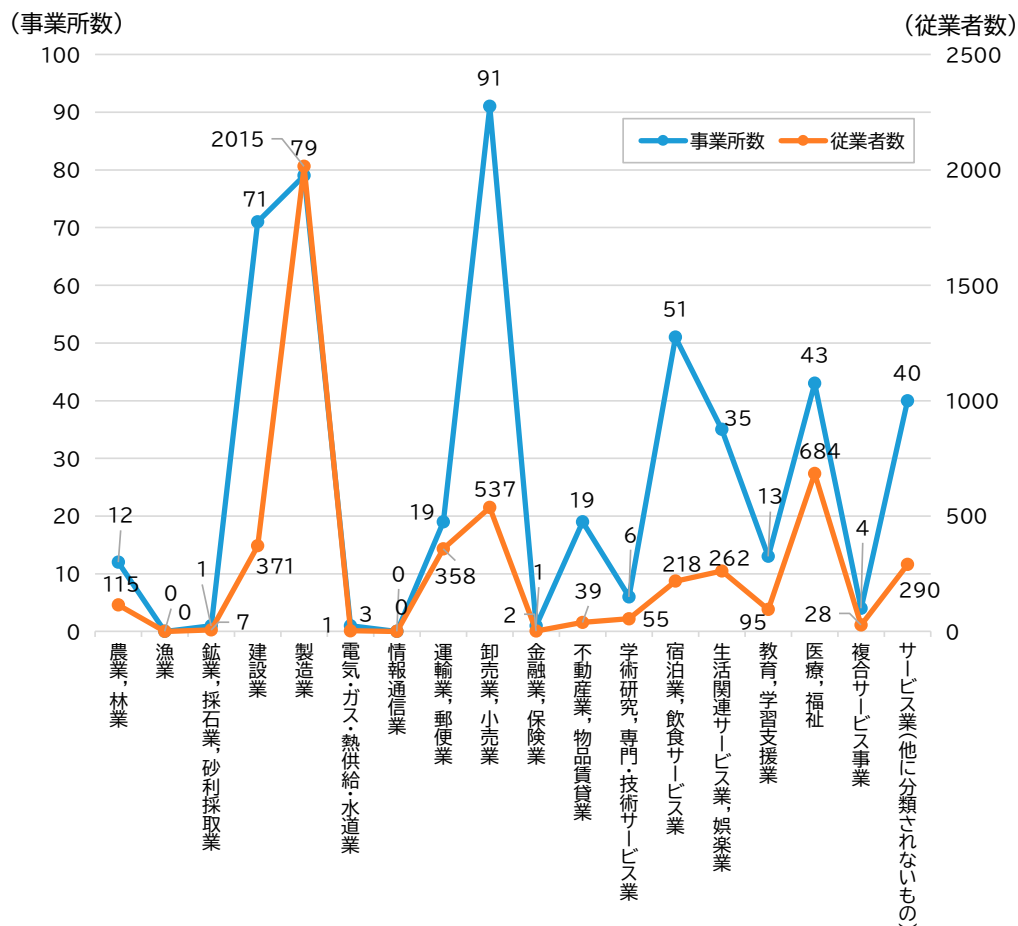
- ・製造品出荷額は、平成 12 年までは増加傾向にあり、平成 12 年に最も多くなっています。その後は、減少傾向が続き、令和元年には美里町や上里町より少なく、715 億円となっています。



出典:工業統計調査(経済産業省)、経済センサス(総務省)

③ 事業所・従業者数

- ・平成 28 年時点の事業所数は、卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業が多くなっています。
- ・従業者数は、製造業が最も多く、次いで医療・福祉、卸売業・小売業の順で多くなっています。

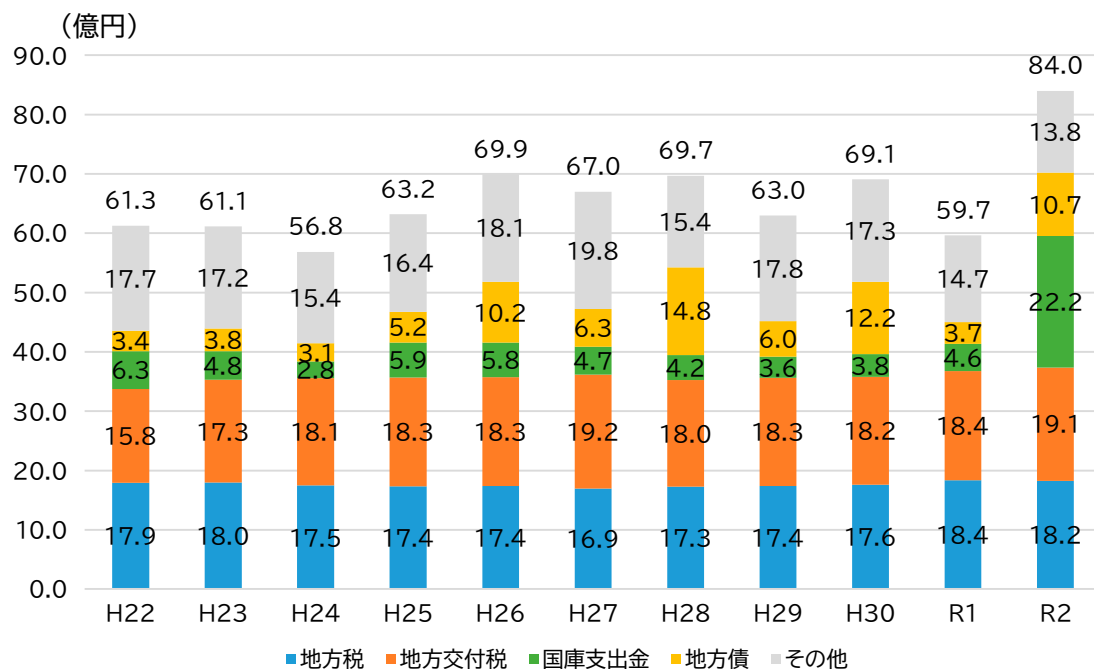


■事業所数・従業者数の推移

出典:平成 28 年経済センサス(総務省)

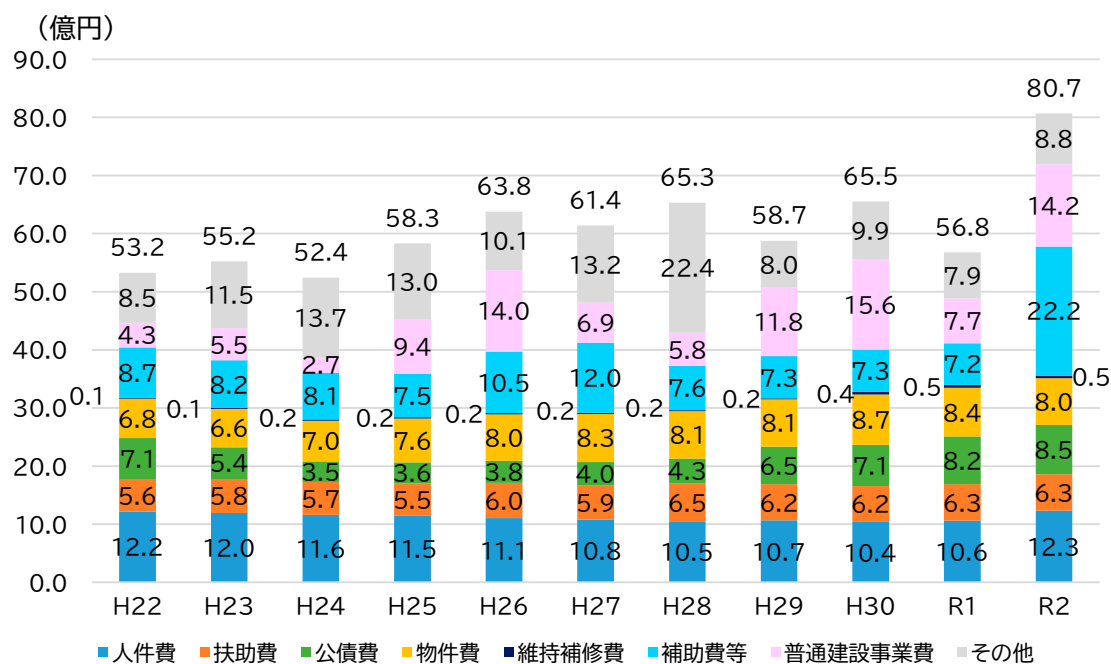
(5) 財政

- ・歳入は、令和2年度が総額84億円で最も多く、平成24年度が56.8億円で最も少なくなっています。令和2年度は国庫支出金がその他の年度と比較して約5倍増額しています。
- ・歳出は、令和2年度が80.7億円で最も多く、平成24年度が52.4億円で最も少なくなっています。令和2年度に補助費等が多くなっていることが分かります。



■歳入状況の推移

出典:埼玉県統計年鑑

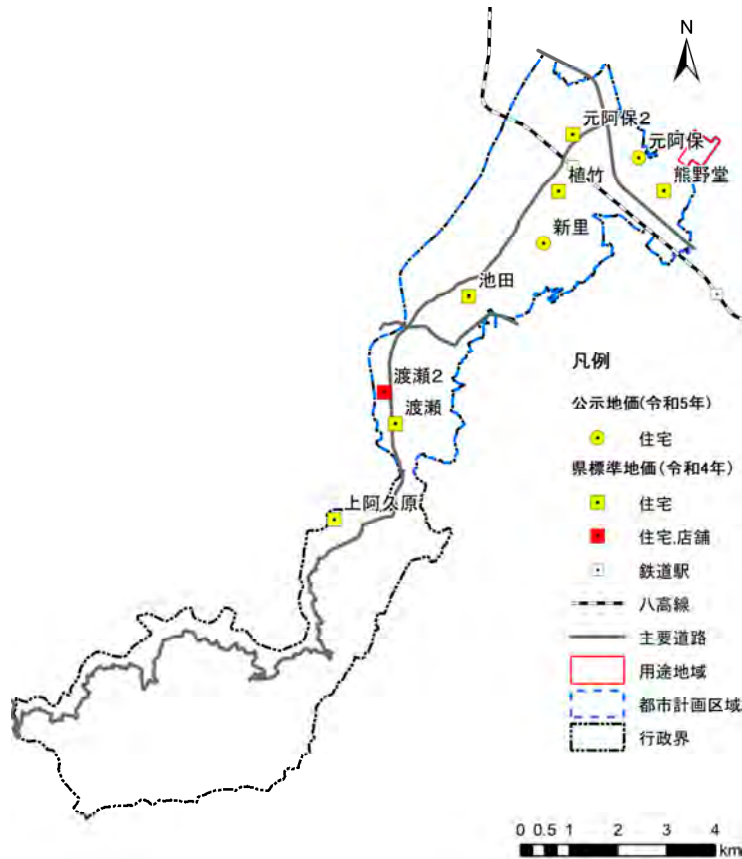


■歳出状況の推移

出典:埼玉県統計年鑑

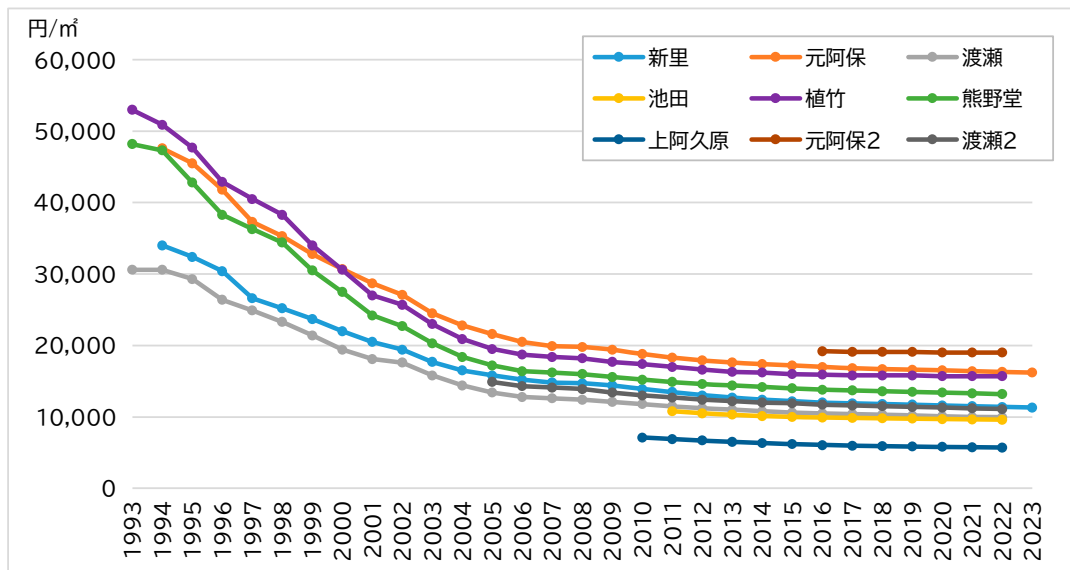
(6) 地価

- ・地価の調査地点は、公示地価の標準地として2か所、県標準地価の標準地として7か所が設けられています。
- ・地価の推移は、2006年ごろまで大きく減少し、その後は緩やかな減少が続いています。丹荘駅から最も離れている上阿久原が最も低く10,000円/㎡を下回っており、駅周辺の元阿保や植竹は20,000円/㎡弱となっています。



■地価の状況

出典:国土数値情報



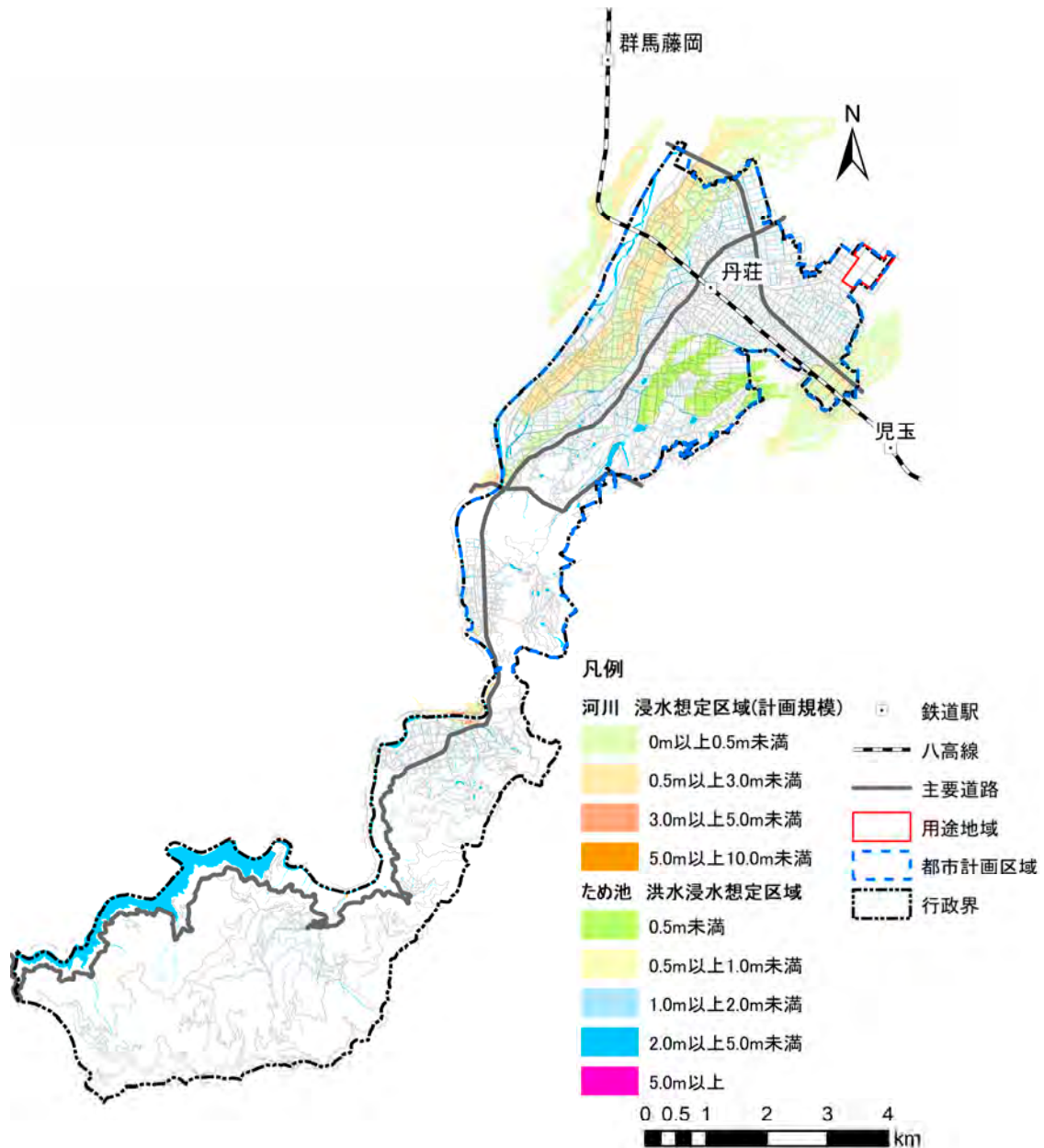
■地価の推移

出典:国土数値情報

(7) 災害

① 浸水想定区域（河川、ため池、計画規模）

- ・計画規模降雨による浸水想定区域は、町内西部は神流川による浸水被害、中央部は羽根倉池や前池による被害が想定されています。
- ・町内中央部に一部 3.0m 以上の浸水想定区域に該当する地区があり、主要地方道上里鬼石線より北西側では 0.5m 以上 3.0m 未満の浸水が想定されています。

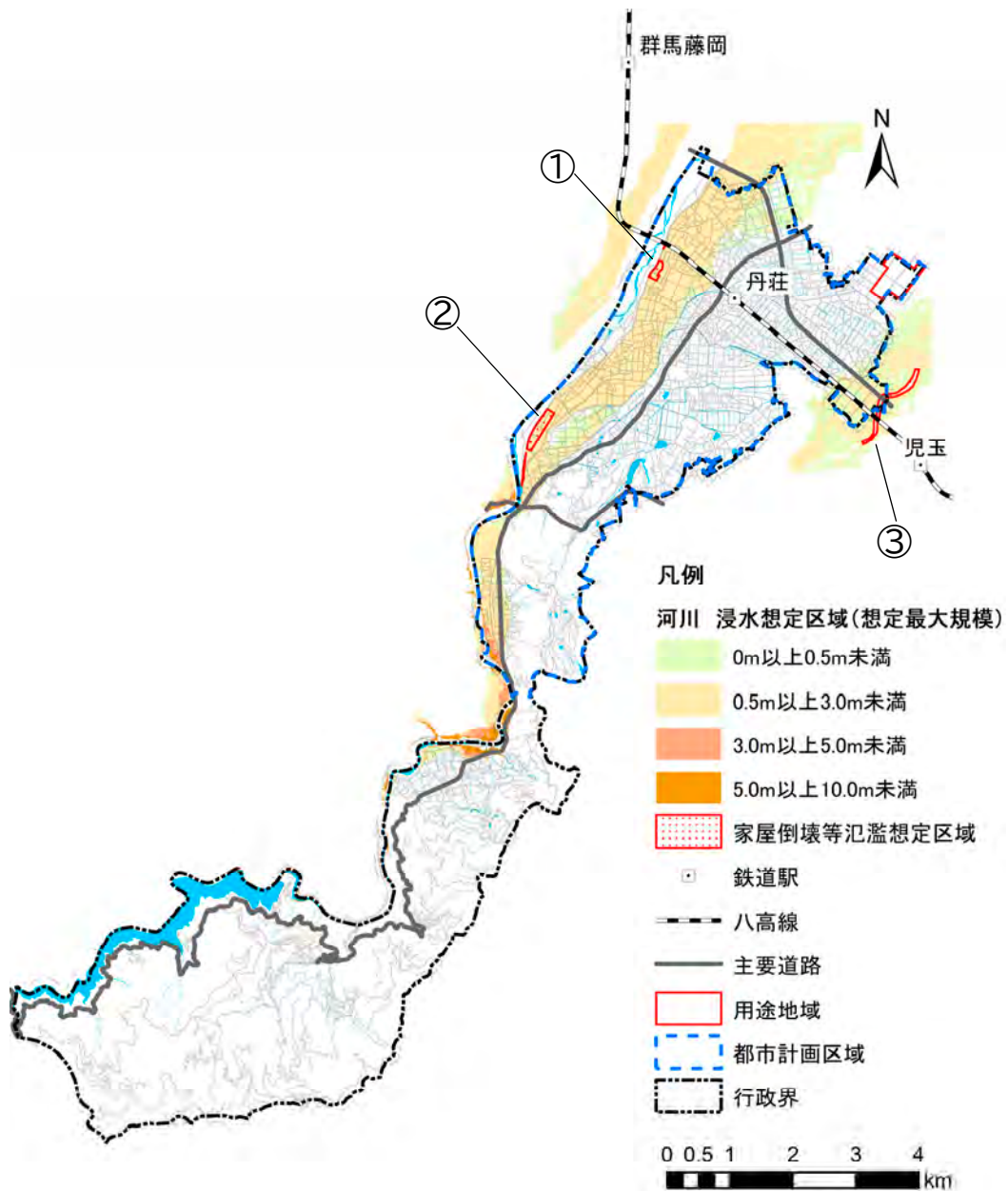


■浸水想定区域(計画規模)とため池洪水浸水想定区域

出典:国土数値情報、神川町資料

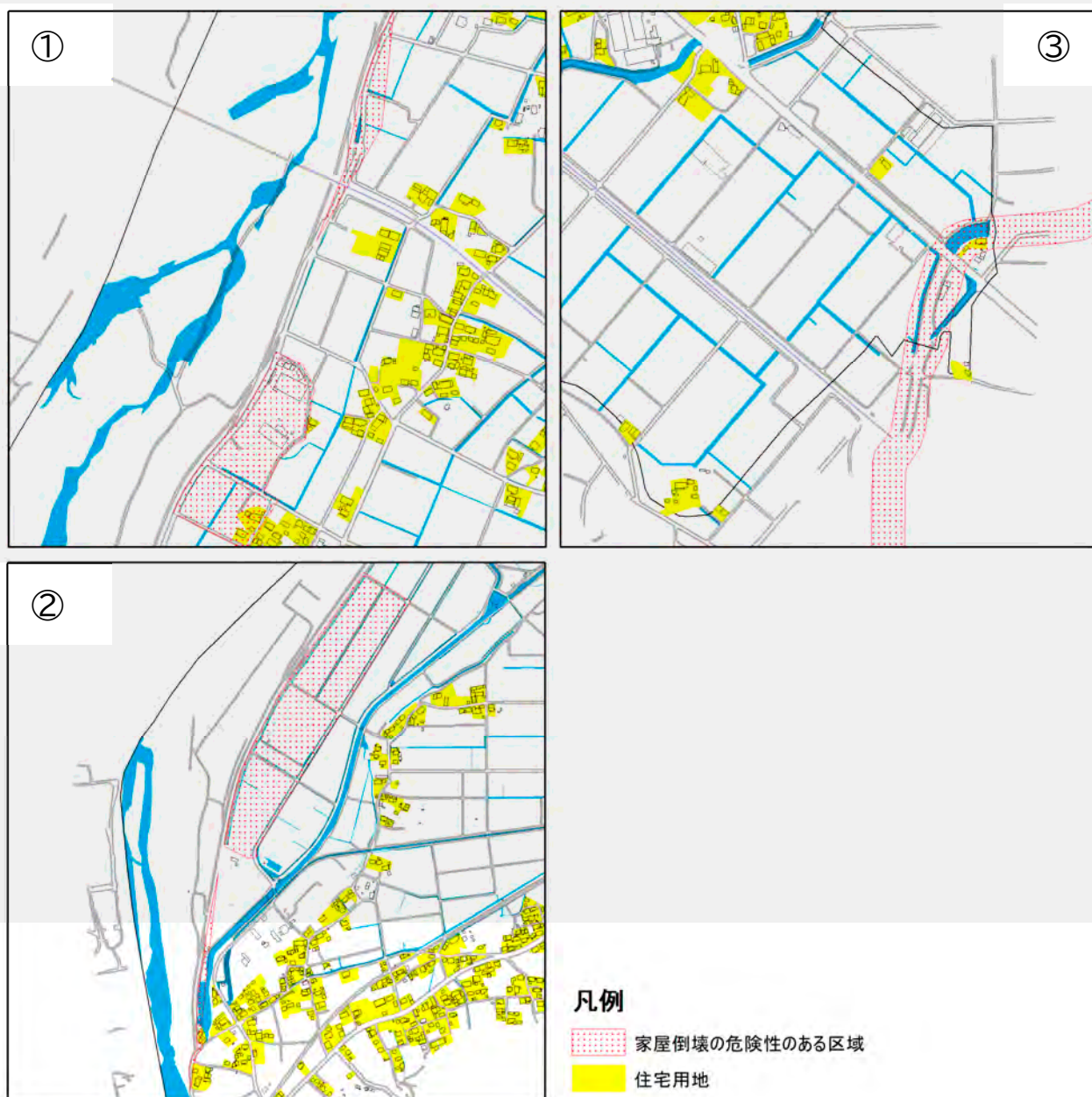
② 浸水想定区域（想定最大規模）

- ・ 想定最大規模降雨による浸水想定区域は、神流川及び女堀川周辺に見られ、どちらも0.5m以上3.0m未満となる地区が見られます。
- ・ 都市計画区域内外の境界付近である渡瀬地区、下阿久原地区において、3.0m以上の浸水が想定されています。
- ・ 家屋倒壊の危険性のある地域については、神流川付近の一部と女堀川に沿って見られます。
- ・ 家屋倒壊の危険性のある地域の拡大図を見ると、住宅用地の土地利用が一部重なっている箇所があります。また、区域内には規模の大小はありますが、建物が立地していることが分かります。



■浸水想定区域(想定最大規模)

出典:神川町防災ガイドブック ～ハザードマップ～(令和4年3月発行)



■家屋倒壊の危険のある区域拡大図

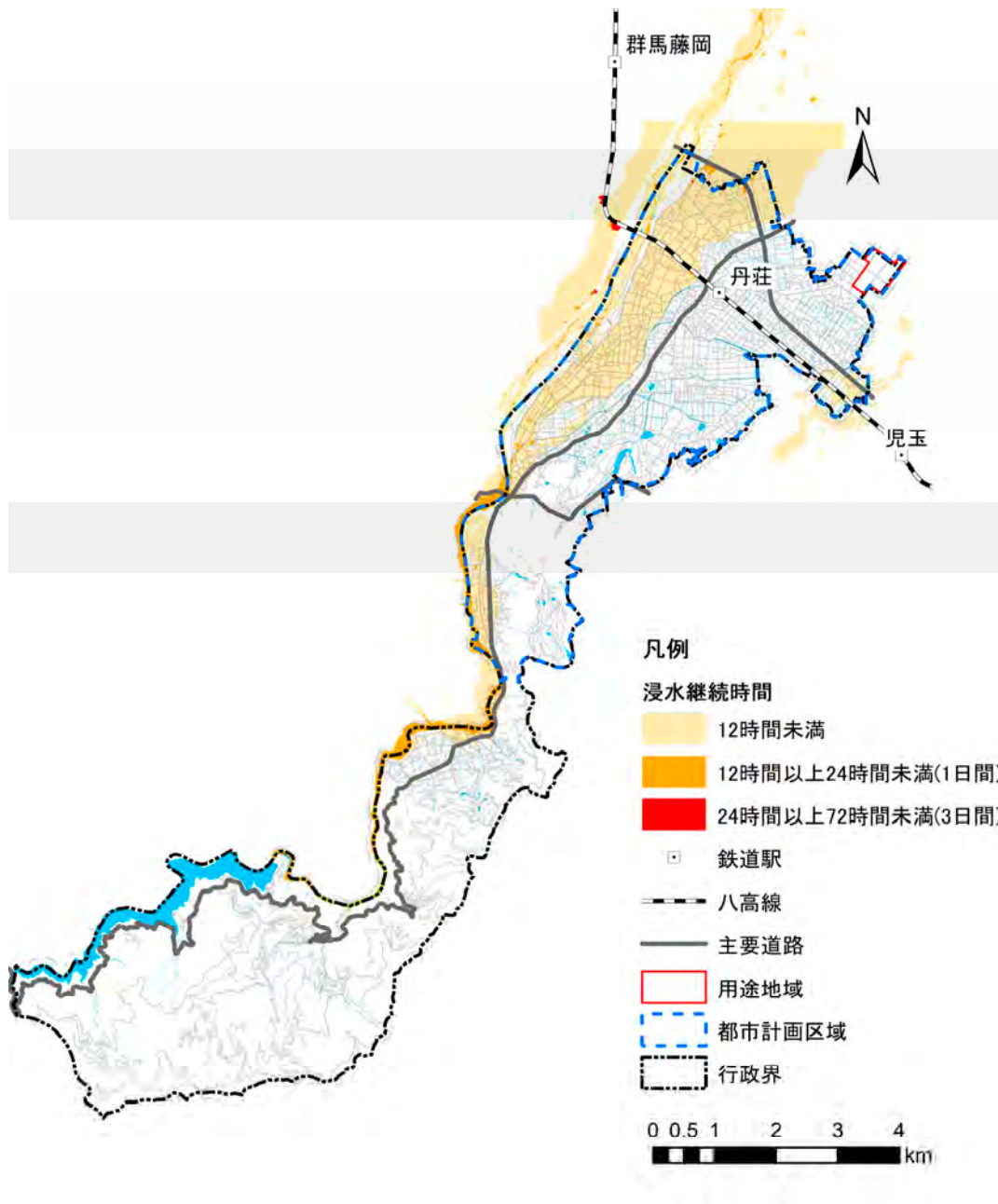
出典:神川町防災ガイドブック ～ハザードマップ～(令和4年3月発行)

令和3年都市計画基礎調査

※住宅用地は令和3年度都市計画基礎調査の土地利用から抽出

③ 浸水継続時間（想定最大規模）

- ・浸水継続時間は、神流川、女堀川沿いに、想定最大規模降雨における洪水時等に避難が困難となる一定の浸水深が継続される地区が見られます。
- ・町内北部の神流川の河川敷には、浸水継続時間が3日間となる箇所が見られます。

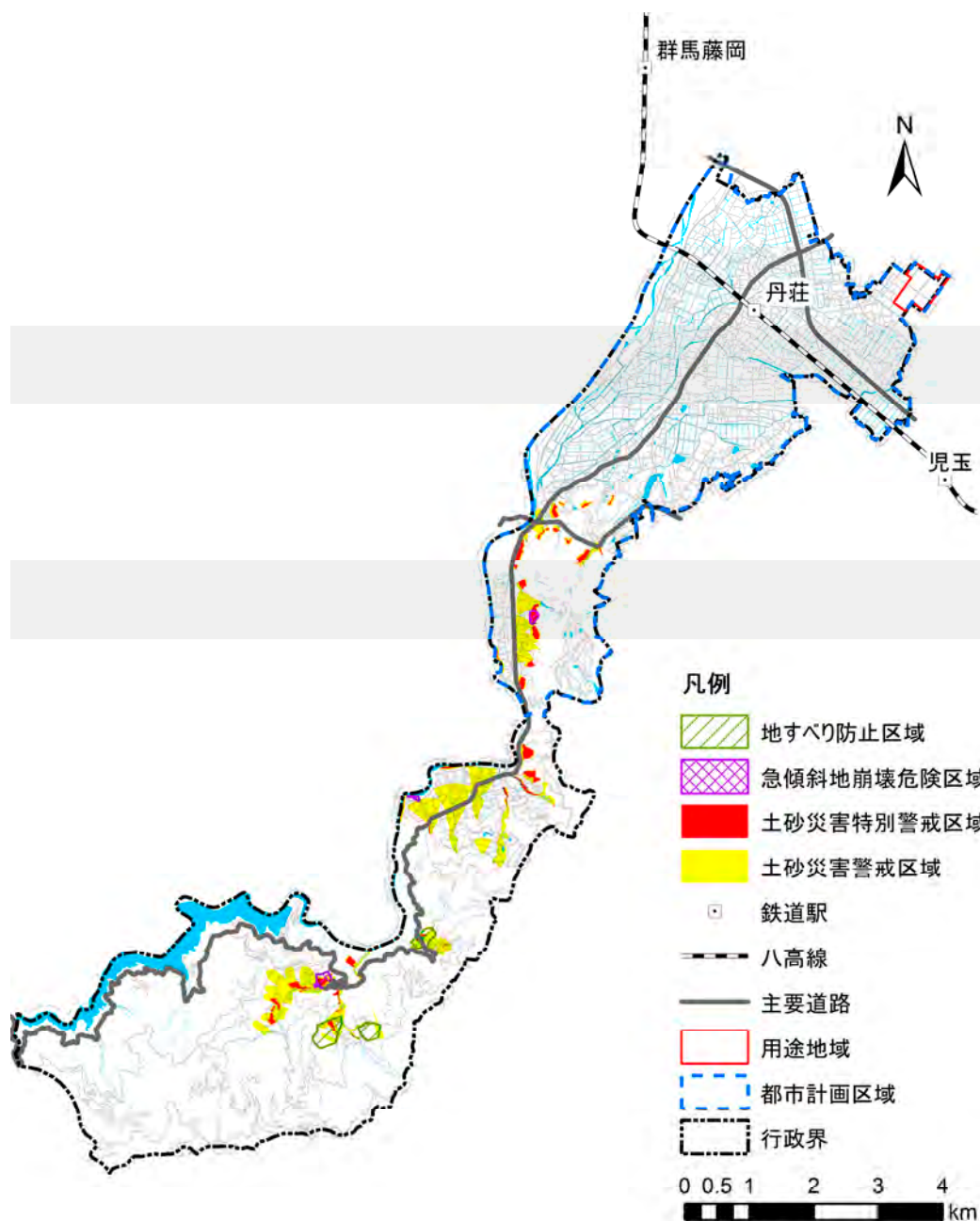


■ 浸水継続時間

出典：国土数値情報

④ 土砂災害

- ・地すべり防止区域は、住居野、嶽の山、高牛の3か所に指定されています。
- ・急傾斜地崩壊危険区域は、下鳥羽で2か所、寺内で1か所、渡瀬で1か所の計4か所に指定されています。
- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、町内中央部（新宿・二ノ宮の一部、渡瀬地区）から神泉地域にかけて指定され、一部は市街地と重なっています。
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、土砂災害警戒区域と同様に、町内中央部から神泉地域の一部で指定されている箇所が多く見られます。

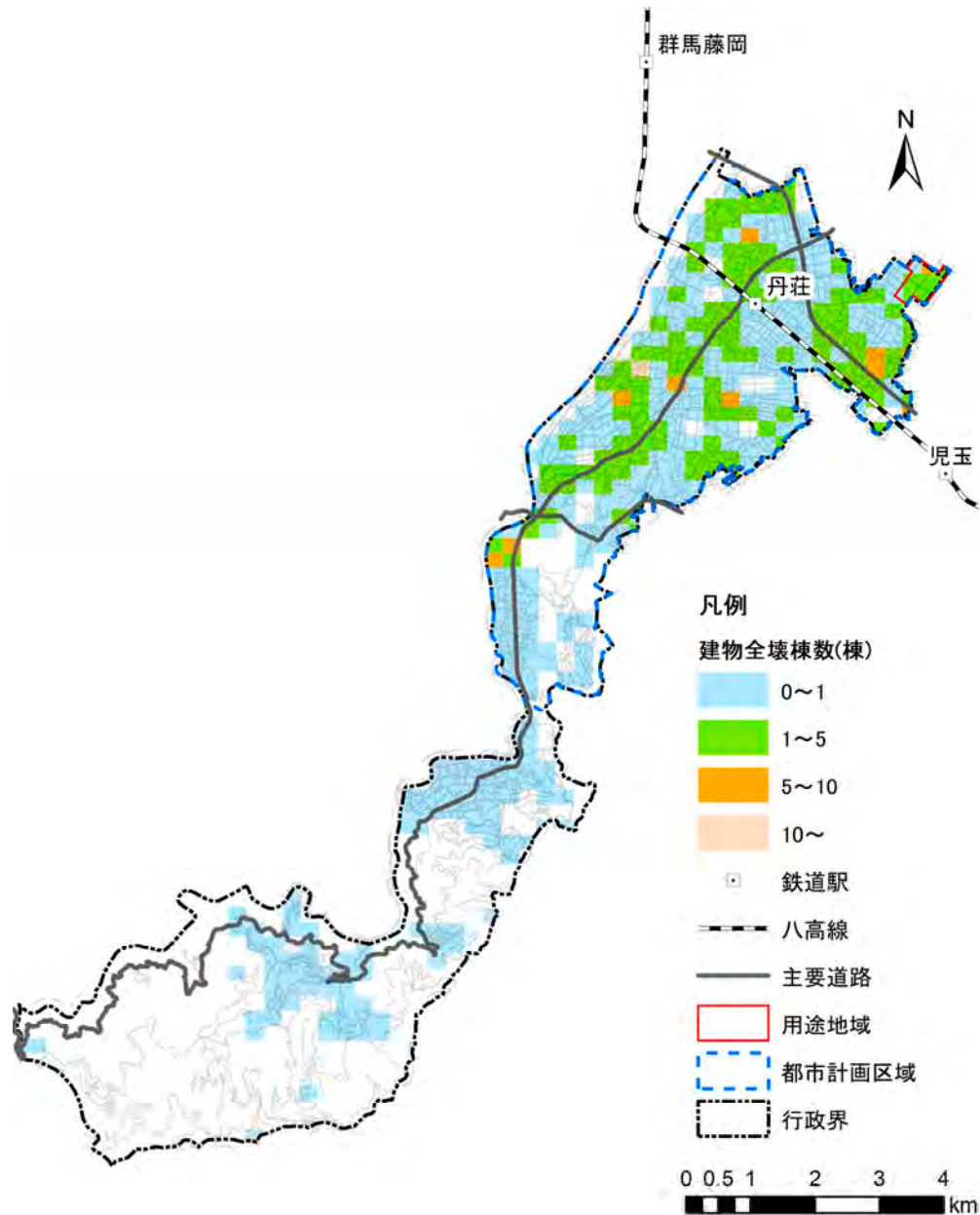


■地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)と
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

出典:国土数値情報

⑤ 建物全壊棟数

- ・ 関東平野北西縁断層帯地震の発生による建物全壊棟数は、町内のほとんどで5棟以下となっており、神泉地域は1棟以下となっています。
- ・ 都市計画区域内では、部分的に5棟以上となる地区があります。



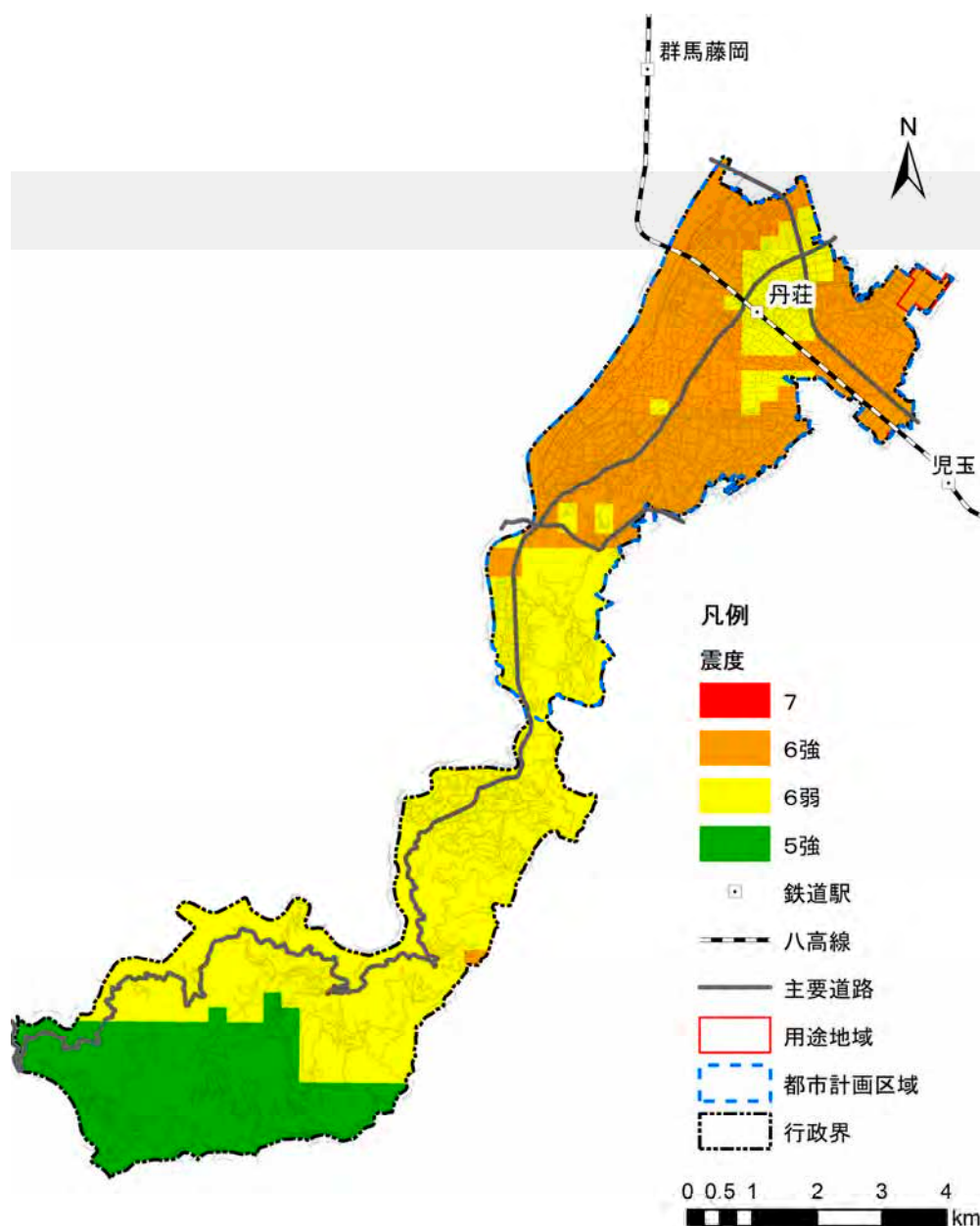
想定地震: 関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点: 北

■建物全壊棟数分布図

出典: 神川町防災ガイドブック ～ハザードマップ～(令和4年3月発行)

⑥ 震度分布図

- ・関東平野北西縁断層帯地震発生による震度分布図は、町内南部で5強、中央部で6弱、北部で6強となっており、南部から北部にいくにつれて震度が強くなるのが分かります。



想定地震：関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：北

■震度分布図

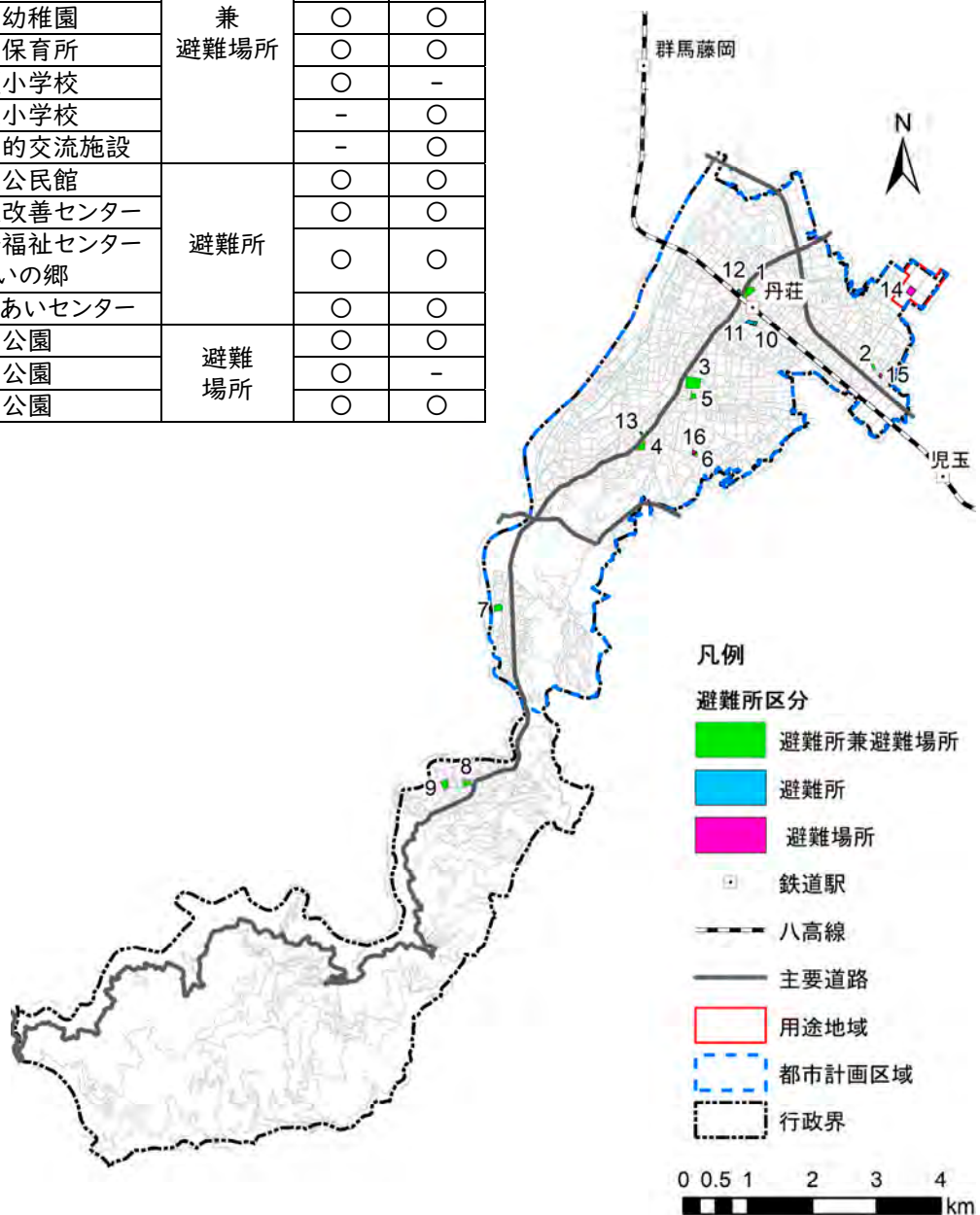
出典：神川町防災ガイドブック ～ハザードマップ～(令和4年3月発行)

⑦ 避難所・避難場所

- ・避難所・避難場所は16か所指定されており、土砂災害時、洪水浸水時の避難所・避難場所はそれぞれ14か所となっています。
- ・都市計画区域外である神泉地域の避難所兼避難場所は、どちらも土砂災害時の避難には使用できず、災害発生時の避難ルートの確保が必要となります。

■避難所一覧

No.	名称	避難所区分	土砂災害時	洪水浸水時
1	丹荘小学校	避難所兼 避難場所	○	○
2	丹荘保育所		○	○
3	神川中学校		○	○
4	青柳小学校		○	○
5	神川幼稚園		○	○
6	青柳保育所		○	○
7	渡瀬小学校	避難所	○	-
8	神泉小学校		-	○
9	多目的交流施設		-	○
10	中央公民館		○	○
11	就業改善センター		○	○
12	総合福祉センター いこいの郷		○	○
13	ふれあいセンター	避難場所	○	○
14	美原公園		○	-
15	丹荘公園		○	-
16	青柳公園		○	○



■避難所・避難場所の分布

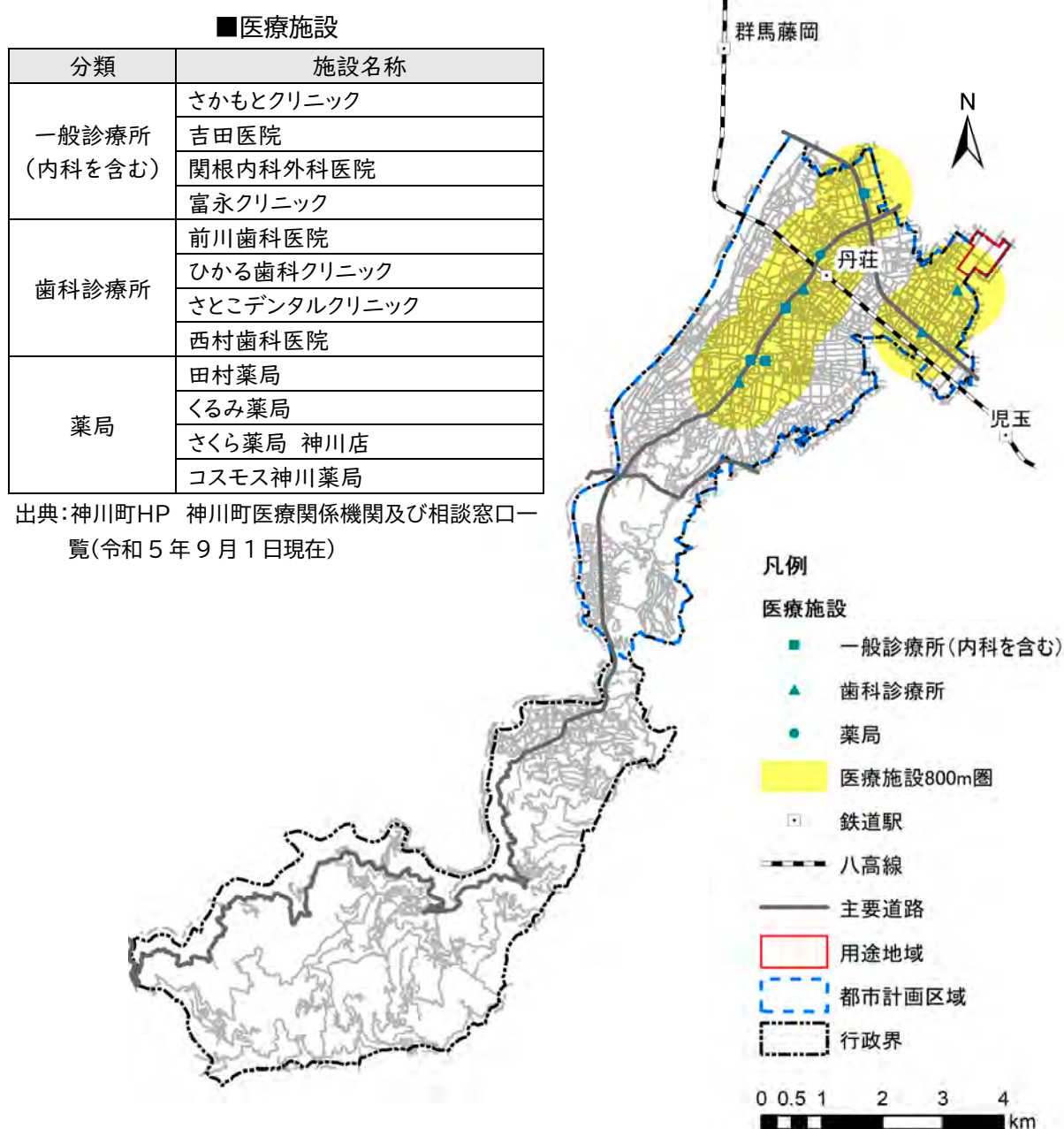
出典:神川町防災ガイドブック ～ハザードマップ～(令和4年3月発行)

(8) 都市機能

日常生活を支える都市機能の分布状況について整理しました。なお、日常生活を支える都市機能としては、①医療、②福祉、③商業、④金融、⑤子育て支援、⑥公共サービスの6種に区分し、その分布状況と各都市機能から800mを徒歩圏域と設定し、カバー率を把握しました。

① 医療施設の分布状況と徒歩圏域

- ・医療施設は、病院の立地はなく、診療所が8軒、薬局が4軒立地しており、その分布は都市計画区域のみです。
- ・医療施設からの徒歩圏は、町の北部、丹荘駅周辺から神川中学校周辺と児玉工業団地の南側に見られます。



■医療施設の分布と徒歩圏域の状況

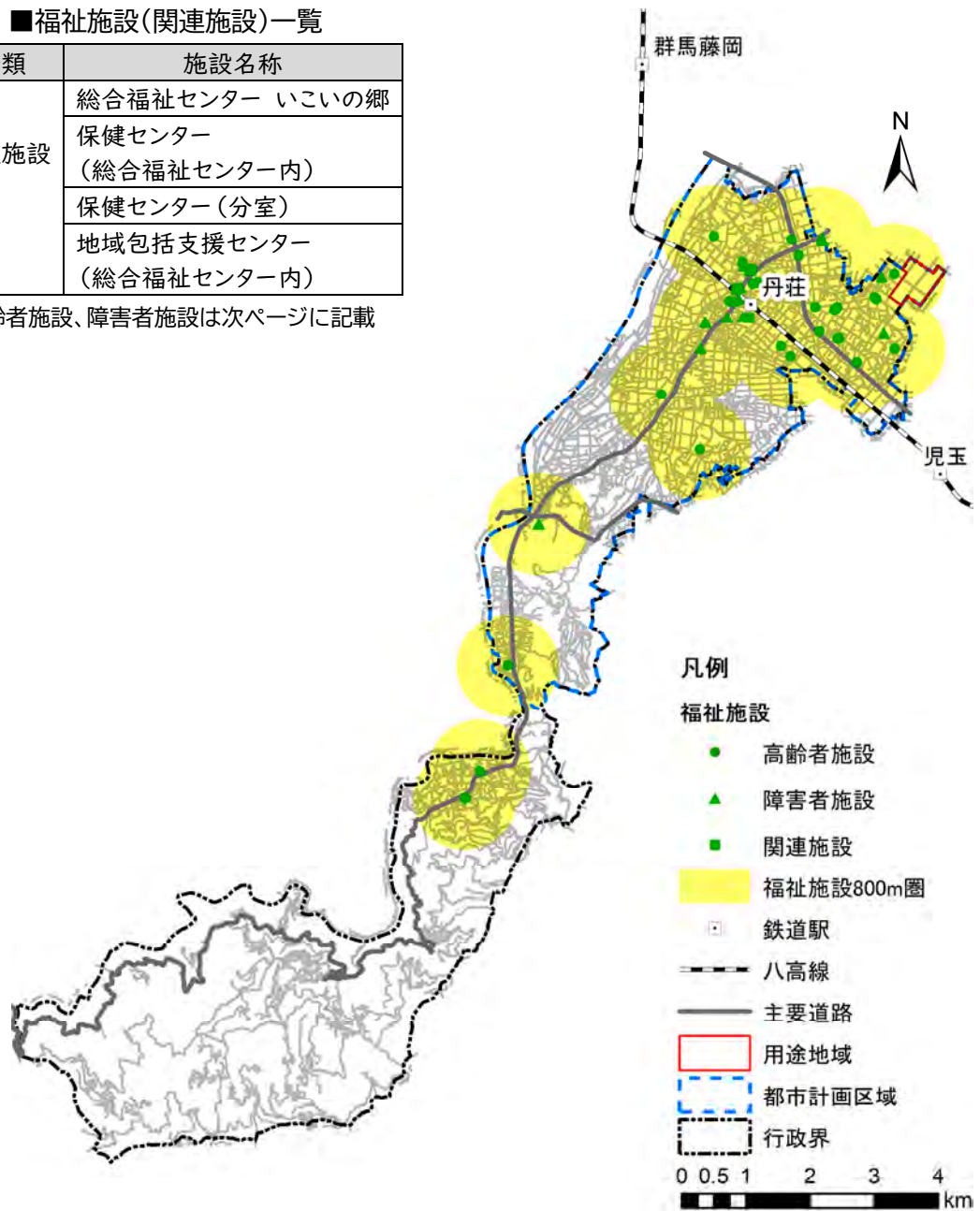
② 福祉施設の分布状況と徒歩圏域

- ・福祉施設は、高齢者施設が50軒、障害者施設が28軒、関連施設が4軒立地しています。丹荘駅より北側に多く分布しており、町内中央部や神泉地域にも点在しています。
- ・福祉施設の徒歩圏は、JR八高線周辺を中心にカバーされており、鉄道より北東側については概ねカバーされています。

■福祉施設(関連施設)一覧

分類	施設名称
関連施設	総合福祉センター いこいの郷
	保健センター (総合福祉センター内)
	保健センター(分室)
	地域包括支援センター (総合福祉センター内)

※高齢者施設、障害者施設は次ページに記載



■福祉施設の分布と徒歩圏域の状況

■福祉施設一覧

高齢者施設			
分類	施設名称	分類	施設名称
居宅介護支援	老人保健施設かみかわ	通所リハビリテーション（予防）	老人保健施設かみかわ
	在宅介護支援センター いずみ	短期入所生活介護（予防）	特別養護老人ホーム いろりの友
	神川町社会福祉協議会 ケアプランセンター		特別養護老人ホーム いずみ
	居宅介護支援事業所 こだま		ショートステイ 結いの心
	ケアプラン 結い	短期入所療養介護（予防）	老人保健施設かみかわ
訪問介護	神川町訪問介護ステーション	特定施設入居者生活介護（予防）	ベストケアレジデンス 羽衣
	生活サービス・ステーション かたくり	福祉用具貸与（予防）	はなわ福祉用具事業所
	訪問介護 ペンタス	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ゆうゆう倶楽部
	訪問介護こむぎ		グループホーム わたど
訪問看護（予防）	アイリス訪問看護		グループホーム さくらプラザ
訪問リハビリテーション（予防）	老人保健施設かみかわ		グループホーム らんらん倶楽部
通所介護・地域密着型通所介護	特別養護老人ホーム いずみ	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム いろりの友
	デイサービスセンター ガイア	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム いずみ
	デイサービスセンター だんだん	有料老人ホーム	老人保健施設 かみかわ
	はなわデイサービス		住宅型有料老人ホーム こしの神川
	デイサービスセンター さくらの郷		住宅型有料老人ホーム ガイア神川
	ケアステーションあさひ 神川		シルバーホーム ペンタス
	デイサービス ペンタス		住宅型有料老人ホーム こしの神川 八日市
	デイサービスセンター こむぎ式番館		住宅型有料老人ホーム 優和の里神川
	デイサービスセンター ゆうわの里神川		住宅型有料老人ホーム 優和の里本館
	デイサービスセンター ゆうわの里本館	サービス付き高齢者向け住宅	はなわホーム
	リハビリ特化型デイサービスセンター 八日市		はなわホーム A 棟
	ありの実デイサービス		ふるさとホーム神川
	デイサービス 梨花		さくらの郷
	デイサービス 結いの心		シルバーホーム こむぎ式番館

障害者施設			
分類	施設名称	分類	施設名称
計画相談支援	障害者相談支援センター パレット	短期入所	ルピナス神川ホーム
	指定特定相談支援事業所 ルピナス神川	共同生活援助	グループホームハナハナ
就労継続支援 B 型	彩花事務所		グループホームつばさ
	ステージワン		アイリス
	就労継続支援施設 B 型 こねくと		ケアホーム きずな
	障害福祉サービス事業所 つどい		彩花ホーム
	神川フロンティア		障がい者グループホーム こねくと
生活介護	障害福祉サービス事業所 つどい	児童発達支援	ピース
	デイケアセンターぬくもり		コンパス
	ルピナス神川ホーム	放課後等デイサービス	ピース
居宅介護	神川フロンティア		コンパス
	神川町訪問介護ステーション	保育所等訪問支援	カラフル かみかわ
重度訪問介護	神川町訪問介護ステーション		コンパス
施設入所支援	ルピナス神川ホーム		
	神川フロンティア		

※一つの施設で複数機能あるものについてはそれぞれの分類で記載

出典：神川町資料

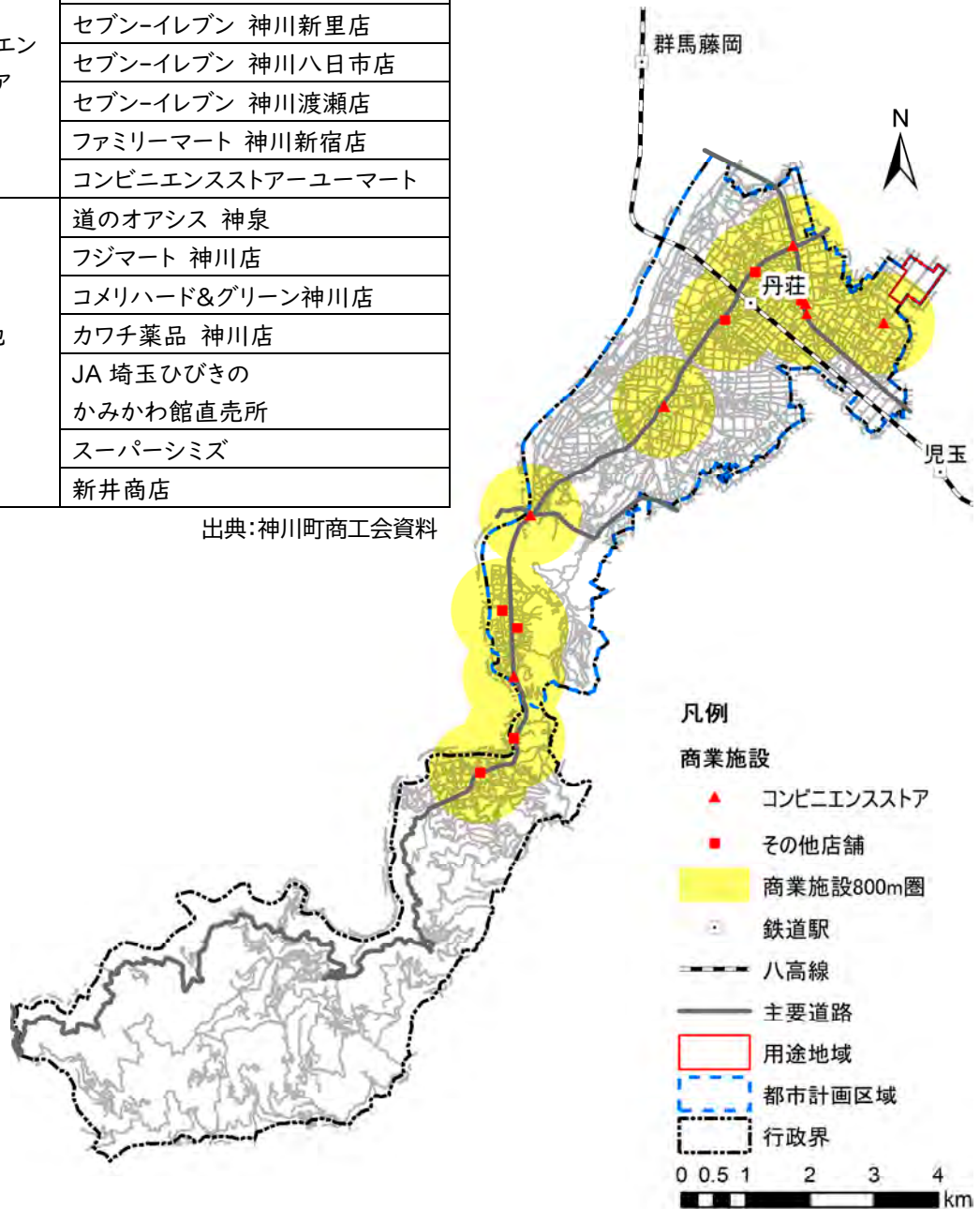
③ 商業施設の分布状況と徒歩圏域

- ・商業施設は、コンビニエンスストアが7軒、その他店舗が7軒立地しています。丹荘駅周辺と町内中央部に多く立地していることが分かります。
- ・商業施設の徒歩圏は、丹荘駅周辺と児玉工業団地周辺、渡瀬と下阿久原地区に連続して見られます。

■商業施設

分類	施設名称
コンビニエンスストア	ローソン 神川熊野堂店
	ローソン 神川元阿保店
	セブン-イレブン 神川新里店
	セブン-イレブン 神川八日市店
	セブン-イレブン 神川渡瀬店
	ファミリーマート 神川新宿店
	コンビニエンスストアユーマート
その他店舗	道のオアシス 神泉
	フジマート 神川店
	コメリハード&グリーン神川店
	カワチ薬品 神川店
	JA 埼玉ひびきの かみかわ館直売所
	スーパーシミズ
	新井商店

出典:神川町商工会資料



■商業施設の分布と徒歩圏域の状況

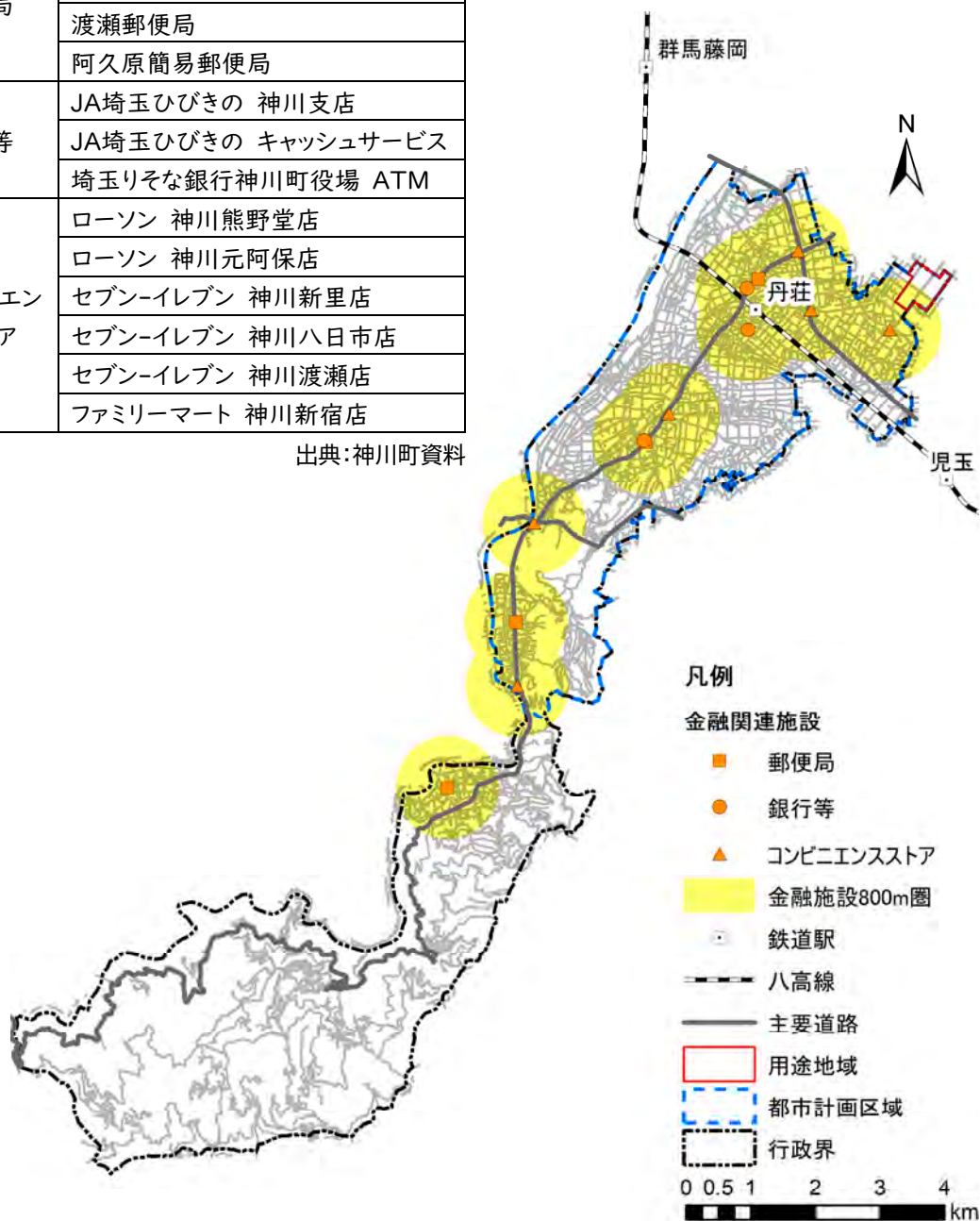
④ 金融関連施設の分布状況

- ・金融関連施設は、郵便局が4軒、銀行等が3軒、ATMが設置されているコンビニエンスストアが6軒立地しています。施設数は多くはありませんが、立地の偏りは少ないです。

■金融関連施設

分類	施設名称
郵便局	丹荘郵便局
	青柳郵便局
	渡瀬郵便局
	阿久原簡易郵便局
銀行等	JA埼玉ひびきの 神川支店
	JA埼玉ひびきの キャッシュサービス
	埼玉りそな銀行神川町役場 ATM
コンビニエンスストア	ローソン 神川熊野堂店
	ローソン 神川元阿保店
	セブン-イレブン 神川新里店
	セブン-イレブン 神川八日市店
	セブン-イレブン 神川渡瀬店
	ファミリーマート 神川新宿店

出典:神川町資料



■金融関連施設の分布と徒歩圏域の状況

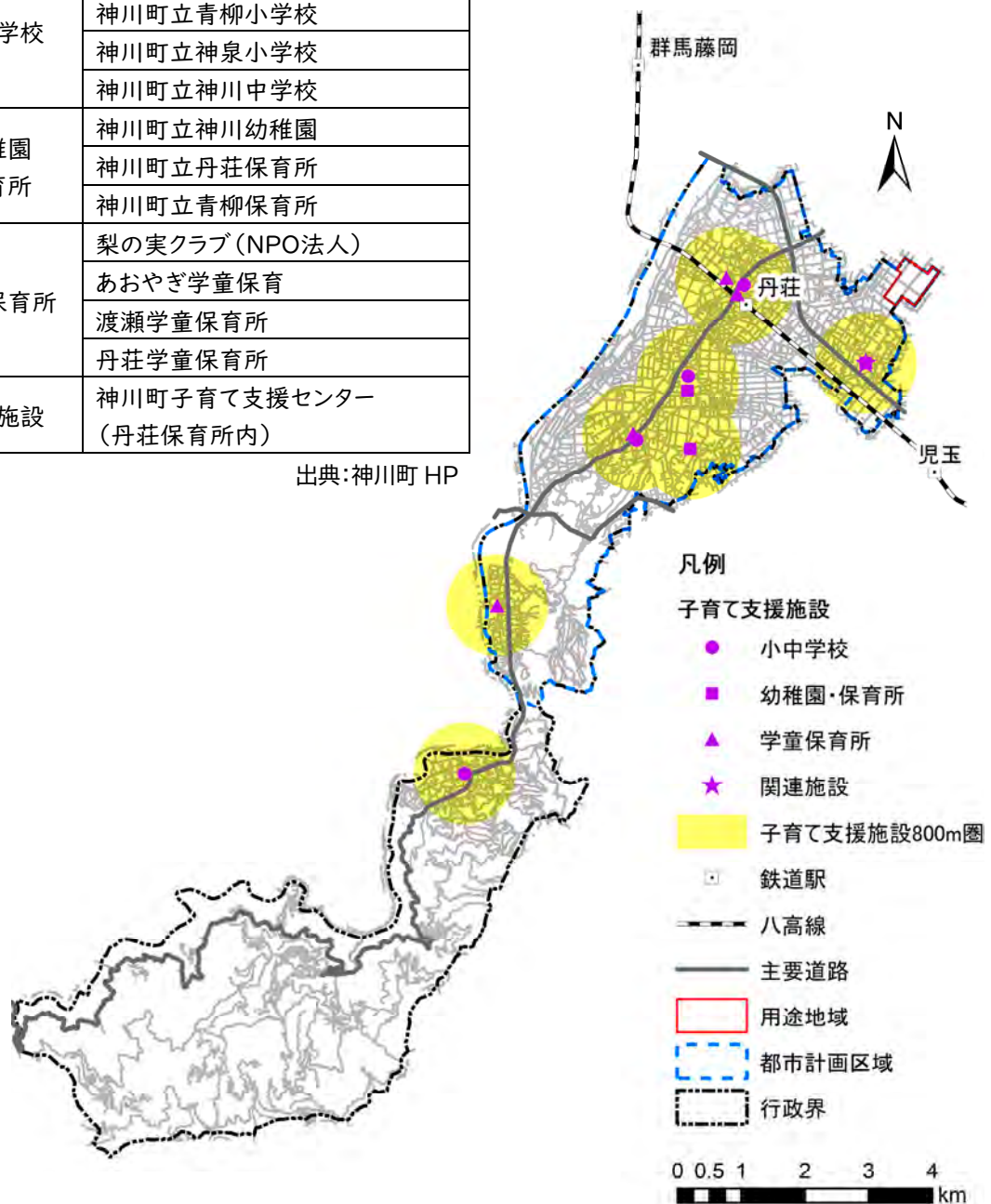
⑤ 子育て支援施設の分布状況

- ・子育て支援施設は、小学校が3校、中学校が1校、幼稚園・保育所が3か所、学童保育所が4か所、関連施設が1か所立地しています。
- ・小中学校、幼稚園・保育所、学童施設が町内北側と中央部に立地していますが、神泉地域については小学校のみ立地しています。
- ・各施設の徒歩圏は、丹荘駅から新里、八日市、渡瀬、下阿久原地区の一部をカバーしています。

■子育て支援施設

分類	施設名称
小中学校	神川町立丹荘小学校
	神川町立青柳小学校
	神川町立神泉小学校
	神川町立神川中学校
幼稚園 保育所	神川町立神川幼稚園
	神川町立丹荘保育所
	神川町立青柳保育所
学童保育所	梨の実クラブ(NPO法人)
	あおやぎ学童保育
	渡瀬学童保育所
	丹荘学童保育所
関連施設	神川町子育て支援センター (丹荘保育所内)

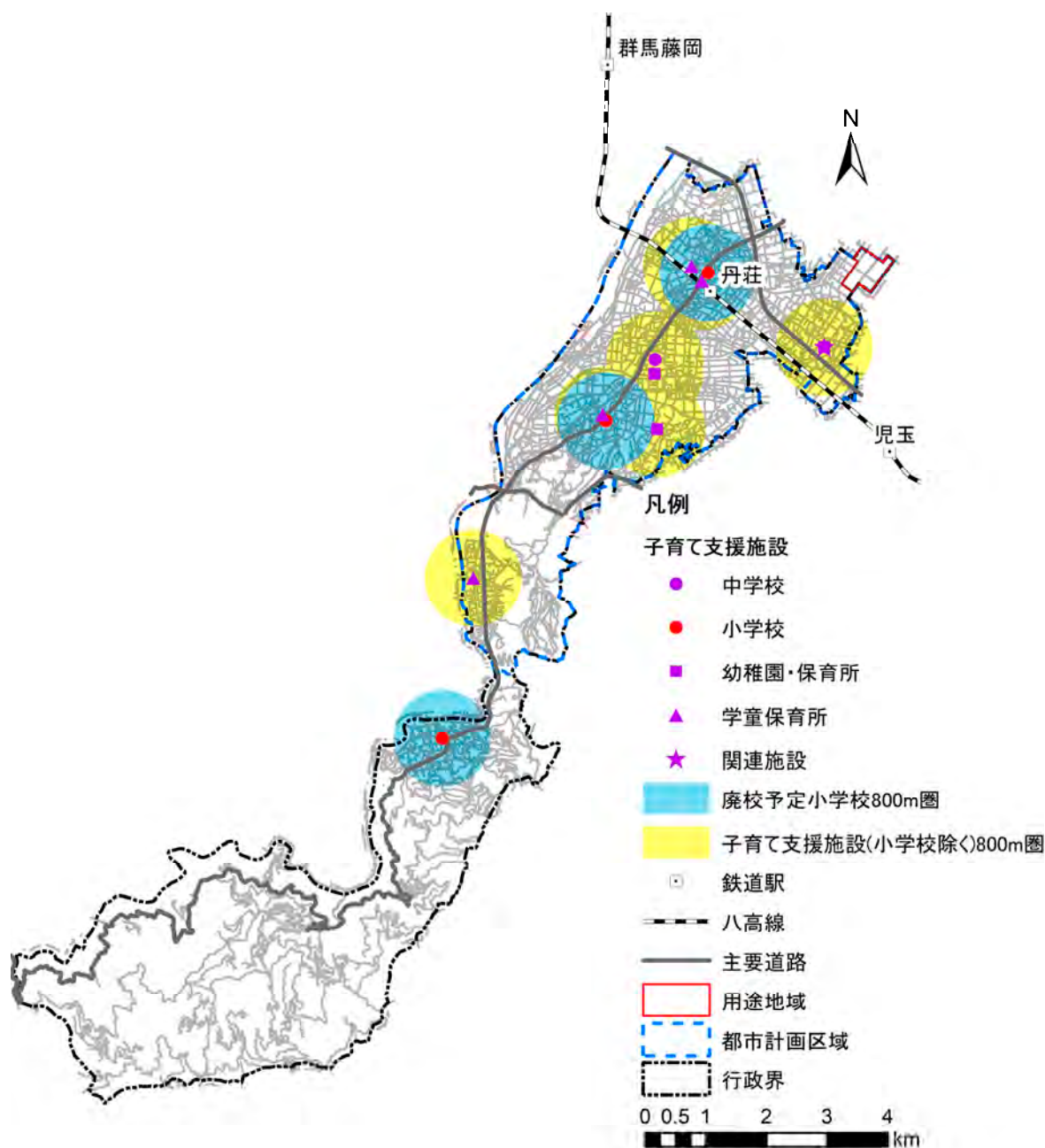
出典:神川町 HP



■子育て支援施設の分布と徒歩圏域の状況

「神川町立小学校適正規模・適正配置に係る基本方針（令和5年3月策定）」では、今後の児童数の減少を想定し、令和15（2033）年を目途に神川中学校の場所に、町内にある小学校全校を1校に統合する方針が示されています。今後廃校予定となる小学校から800m圏を青色の円で示します。また、幼稚園と保育所を統合し、認定こども園とする計画も進められています。

・子育て支援施設の徒歩圏は、廃校予定の小学校周辺に幼稚園・保育所、学童保育所があり、神泉地域以外の徒歩圏は保たれています。



■子育て支援施設の分布と徒歩圏域の状況

⑥ 公共施設の分布状況

1) 行政機能

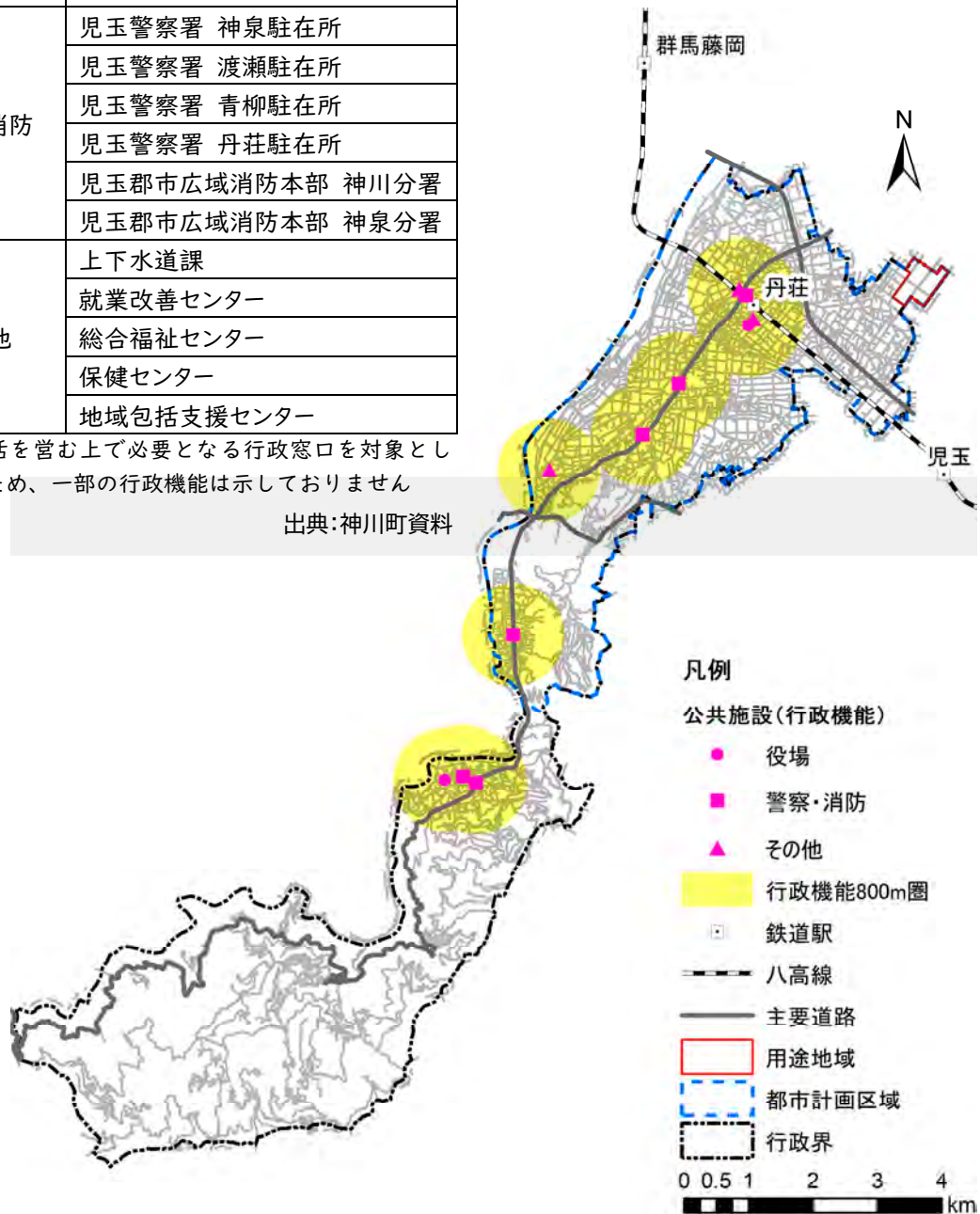
- ・行政機能を有する公共施設は、町役場、駐在所、上下水道関連施設等が立地しています。
- ・町内を南北にわたって偏りなく点在していることが分かります。

■公共施設(行政機能)

分類	施設名称
役場	神川町役場
	神泉総合支所
警察・消防	児玉警察署 神泉駐在所
	児玉警察署 渡瀬駐在所
	児玉警察署 青柳駐在所
	児玉警察署 丹荘駐在所
	児玉郡市広域消防本部 神川分署
	児玉郡市広域消防本部 神泉分署
その他	上下水道課
	就業改善センター
	総合福祉センター
	保健センター
	地域包括支援センター

※日常生活を営む上で必要となる行政窓口を対象としているため、一部の行政機能は示しておりません

出典:神川町資料



■公共施設(行政機能)の分布と徒歩圏域の状況

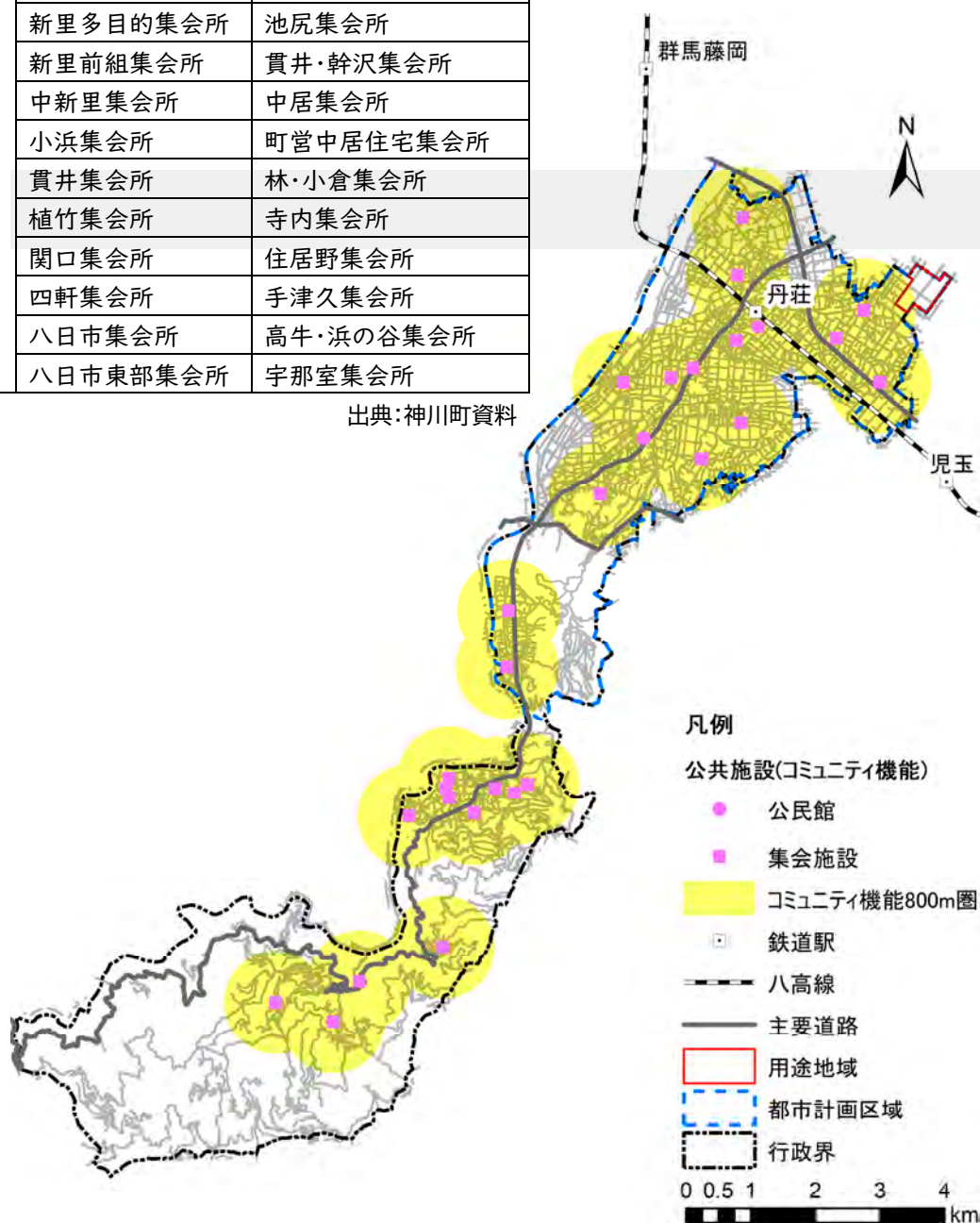
2) コミュニティ機能

- ・コミュニティ機能を有する公共施設は、28 施設が立地しています。
- ・都市計画区域内に 16 施設、都市計画区域外に 12 施設立地しており、町内を広くカバーしていることが分かります。

■公共施設(コミュニティ機能)

分類	施設名称	
公民館 集会施設	神川町中央公民館	三原集会所
	ふれあいセンター	渡瀬コミュニティ集会所
	多目的交流施設	渡瀬 21 区集会所
	池田集会所	桜城集会所
	新里多目的集会所	池尻集会所
	新里前組集会所	貫井・幹沢集会所
	中新里集会所	中居集会所
	小浜集会所	町営中居住宅集会所
	貫井集会所	林・小倉集会所
	植竹集会所	寺内集会所
	関口集会所	住居野集会所
	四軒集会所	手津久集会所
	八日市集会所	高牛・浜の谷集会所
	八日市東部集会所	宇那室集会所

出典:神川町資料



■公共施設(コミュニティ機能)の分布と徒歩圏域の状況

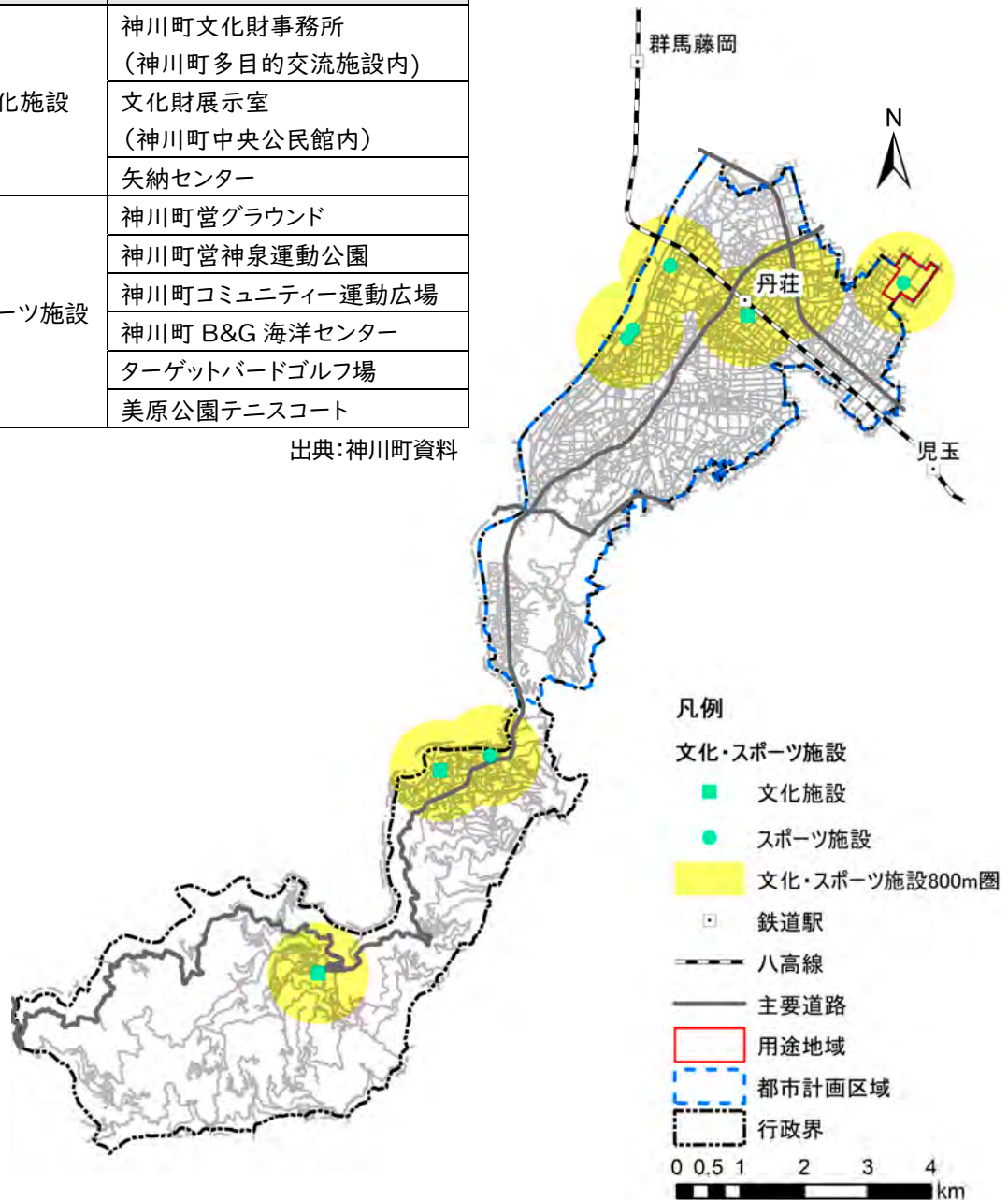
3) 文化・スポーツ機能

- ・文化・スポーツ機能を有する公共施設は、文化施設が3施設、スポーツ施設が6施設立地しています。
- ・運動場等は神流川沿いに立地し、用途地域内にスポーツ施設が1施設立地しています。
- ・各施設からの徒歩圏は、町の一部のみとなっており、丹荘駅より南西の役場周辺はカバーされていません。

■公共施設(文化・スポーツ施設)

分類	施設名称
文化施設	神川町文化財事務所 (神川町多目的交流施設内)
	文化財展示室 (神川町中央公民館内)
	矢納センター
スポーツ施設	神川町営グラウンド
	神川町営神泉運動公園
	神川町コミュニティ運動広場
	神川町 B&G 海洋センター
	ターゲットバードゴルフ場
	美原公園テニスコート

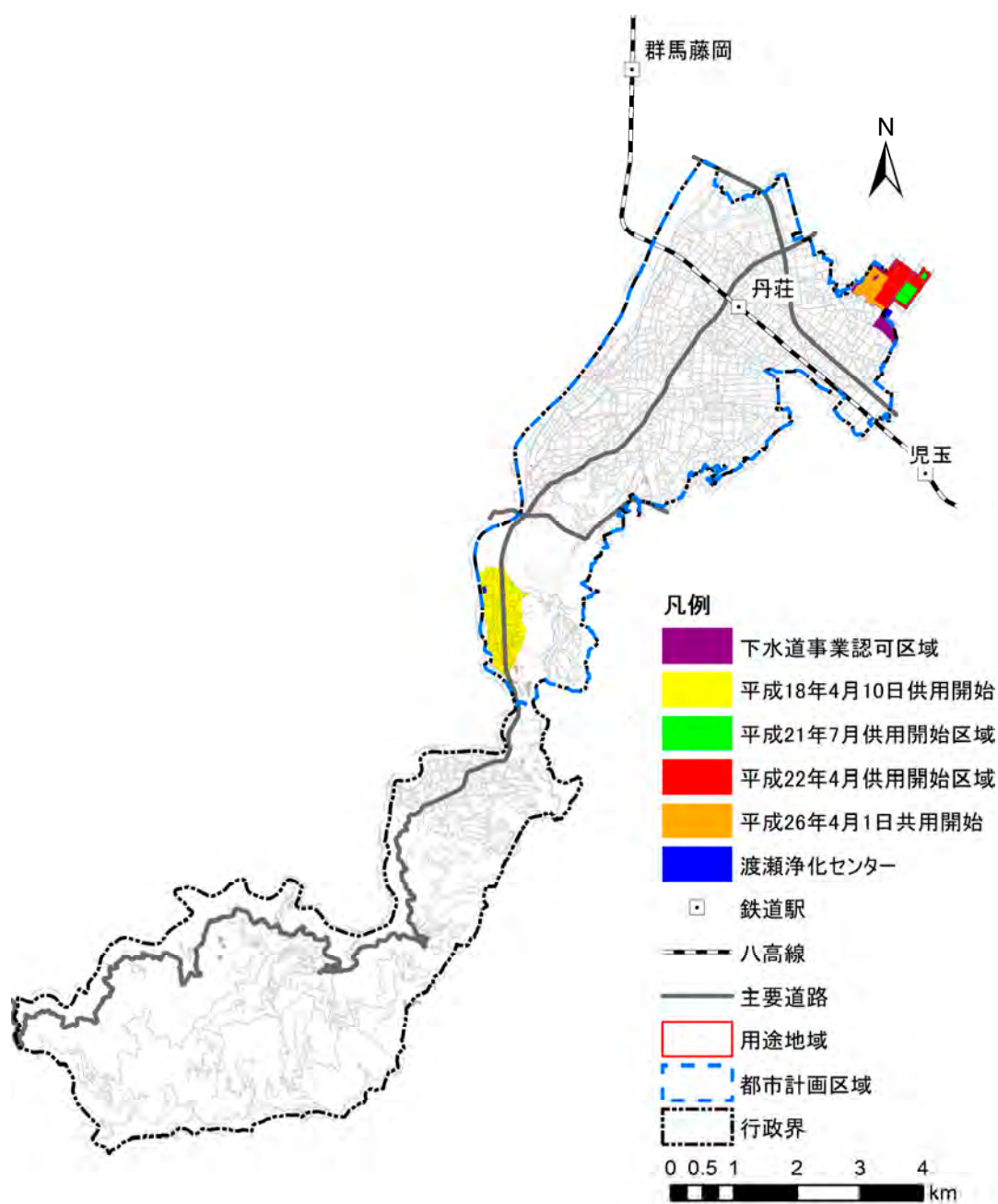
出典:神川町資料



■公共施設(文化・スポーツ機能)の分布と徒歩圏域の状況

(9) 下水道事業

- ・本町は、下水道事業により一部地域で下水道整備を行っています。
- ・下水道は児玉工業団地の一部と渡瀬地区が供用開始となっており、事業認可区域として、児玉工業団地の周辺が指定されています。

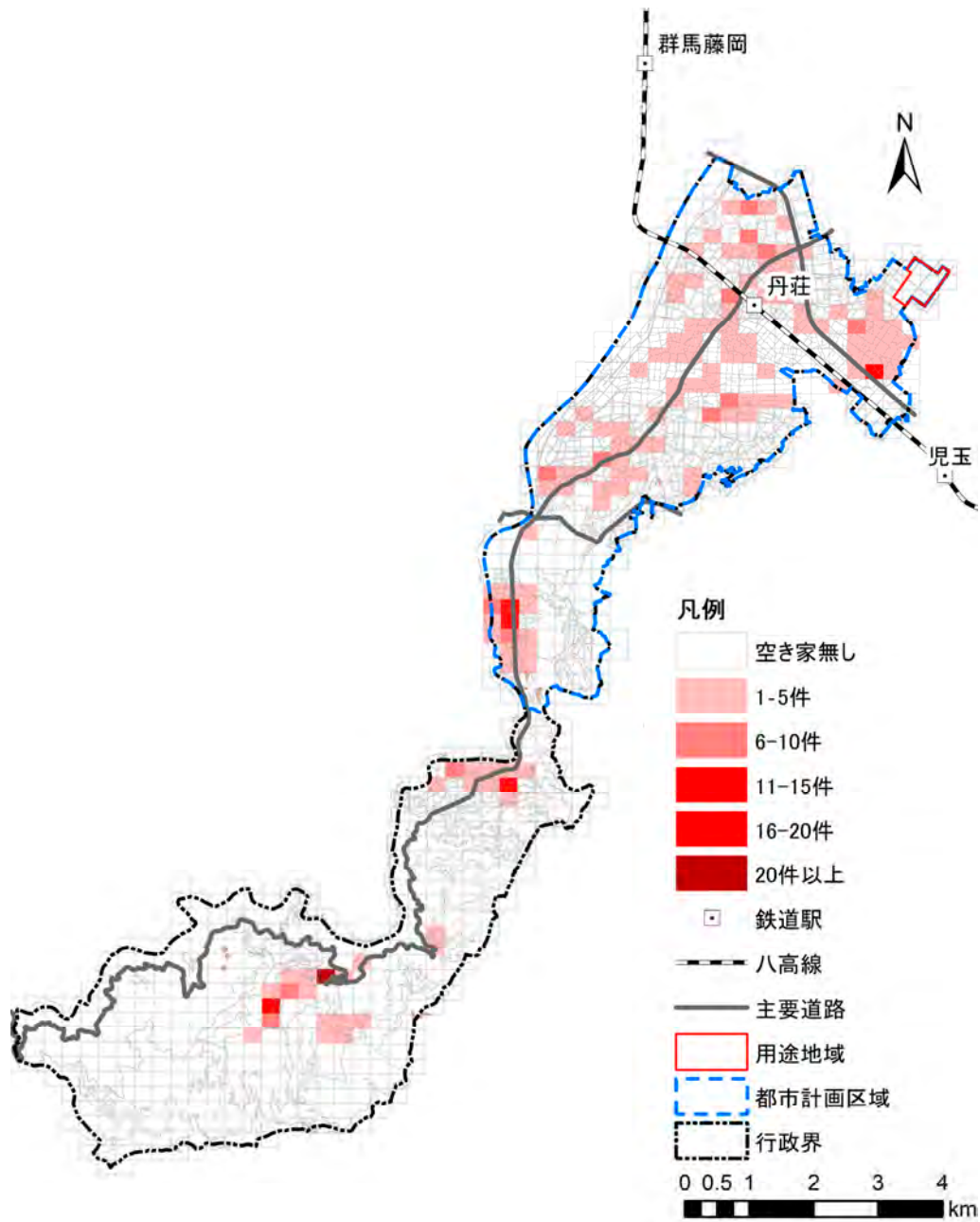


■ 下水道の整備状況

出典:神川町資料

(10) 空き家

- ・ 空き家は、町内に満遍なく点在しており、都市計画区域内では渡瀬地区と八日市地区の一部でまとまった分布状況となっています。



■ 空き家分布状況

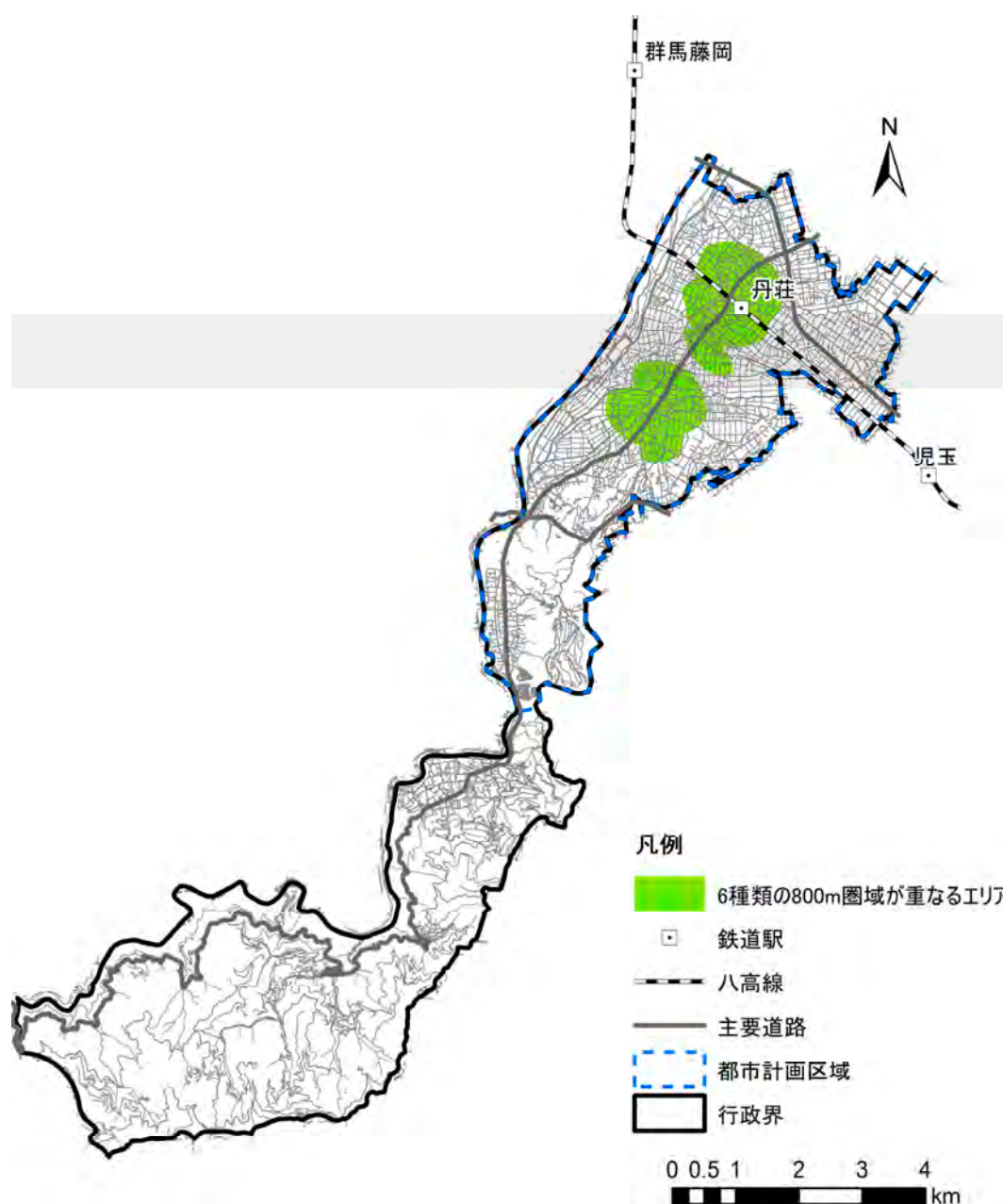
出典：神川町資料(平成 28 年時点)

2. 都市構造の分析と整理

都市機能（医療、福祉、商業、金融、子育て支援、公共施設）や居住機能の立地動向について把握し、現況を踏まえた上で、集約型都市づくりに向けた都市構造の分析を行います。子育て支援施設については、廃校予定の小学校を除いた圏域で整理しました。

（1）6種の都市機能集積状況と徒歩圏域

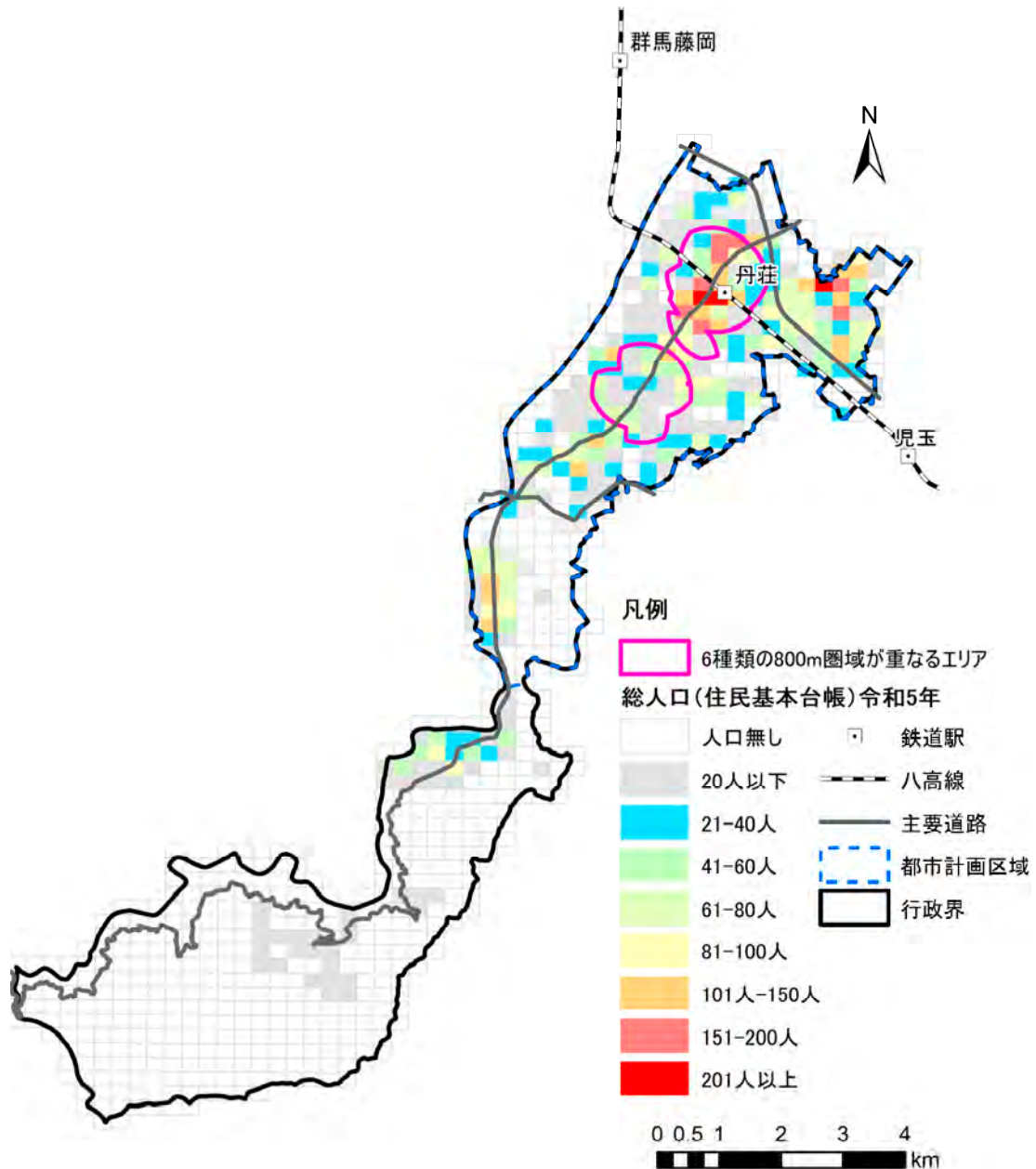
- ・日常生活を支える医療、福祉、商業、金融、子育て支援、公共施設（行政機能のみ）の6種の都市機能の集積状況を見ると、丹荘駅と神川中学校周辺にかけて徒歩による利便性の高いエリアが広がっていることが分かります。
- ・町内全域で見ると都市構造としては、都市機能が集積している北部にエリアがまとまっていることが分かります。



■ 6種の都市機能の徒歩圏域の重なり状況

(2) 6種の都市機能集積状況と徒歩圏域×人口分布

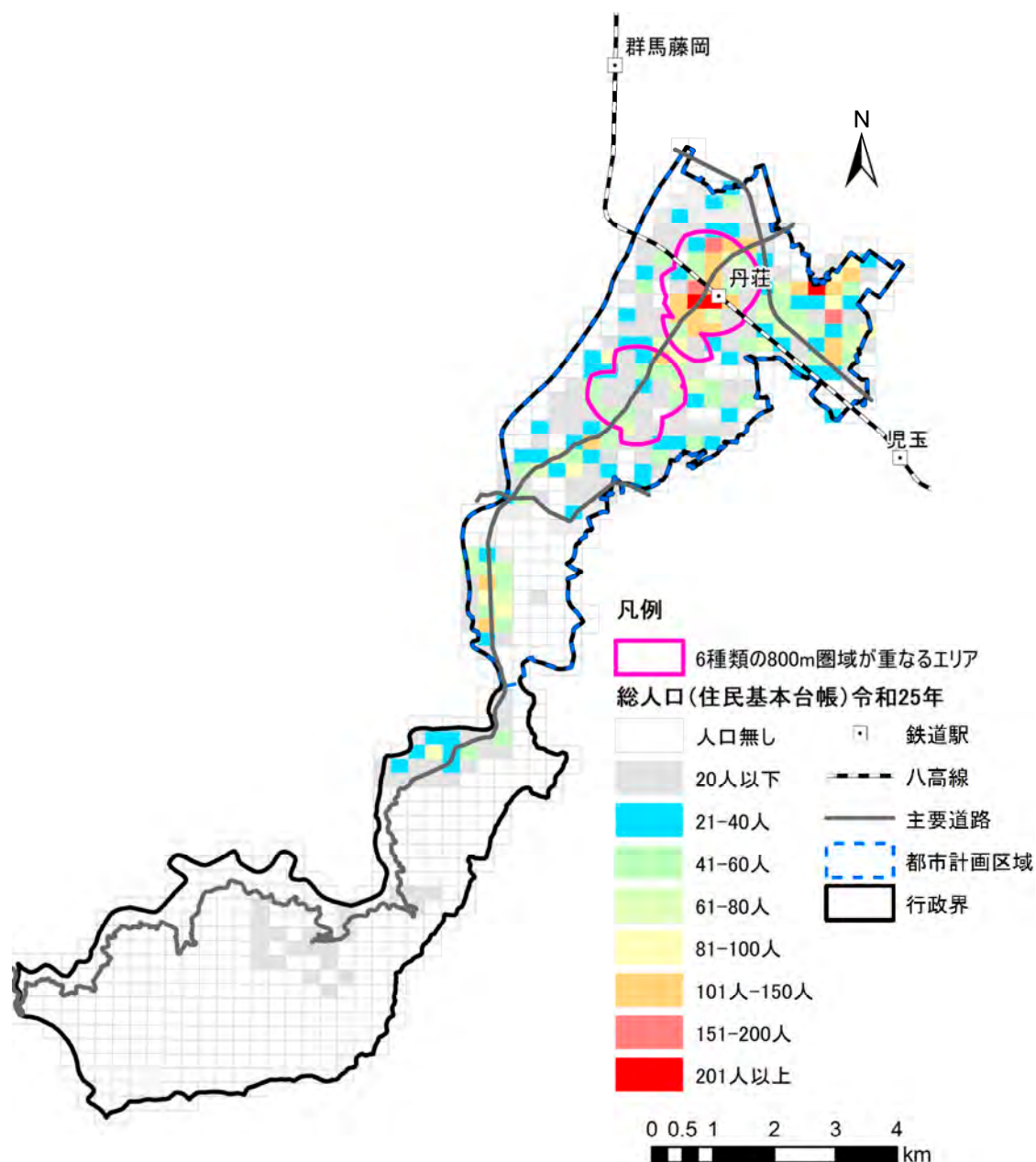
- ・令和5（2023）年の総人口の分布と6種の都市機能の集積状況から見た徒歩圏は、丹荘駅周辺の人口が多い地区と重なっています。
- ・一方で、児玉工業団地や渡瀬地区等の人口100人以上が集積している地区は、都市機能の徒歩圏域外となっており、児玉工業団地周辺では消防や警察等を含む行政機能が、渡瀬地区では医療施設がなく、生活サービス施設の一部が整っていない状況です。



■総人口(令和5年)×6種の都市機能の徒歩圏域の重なり状況

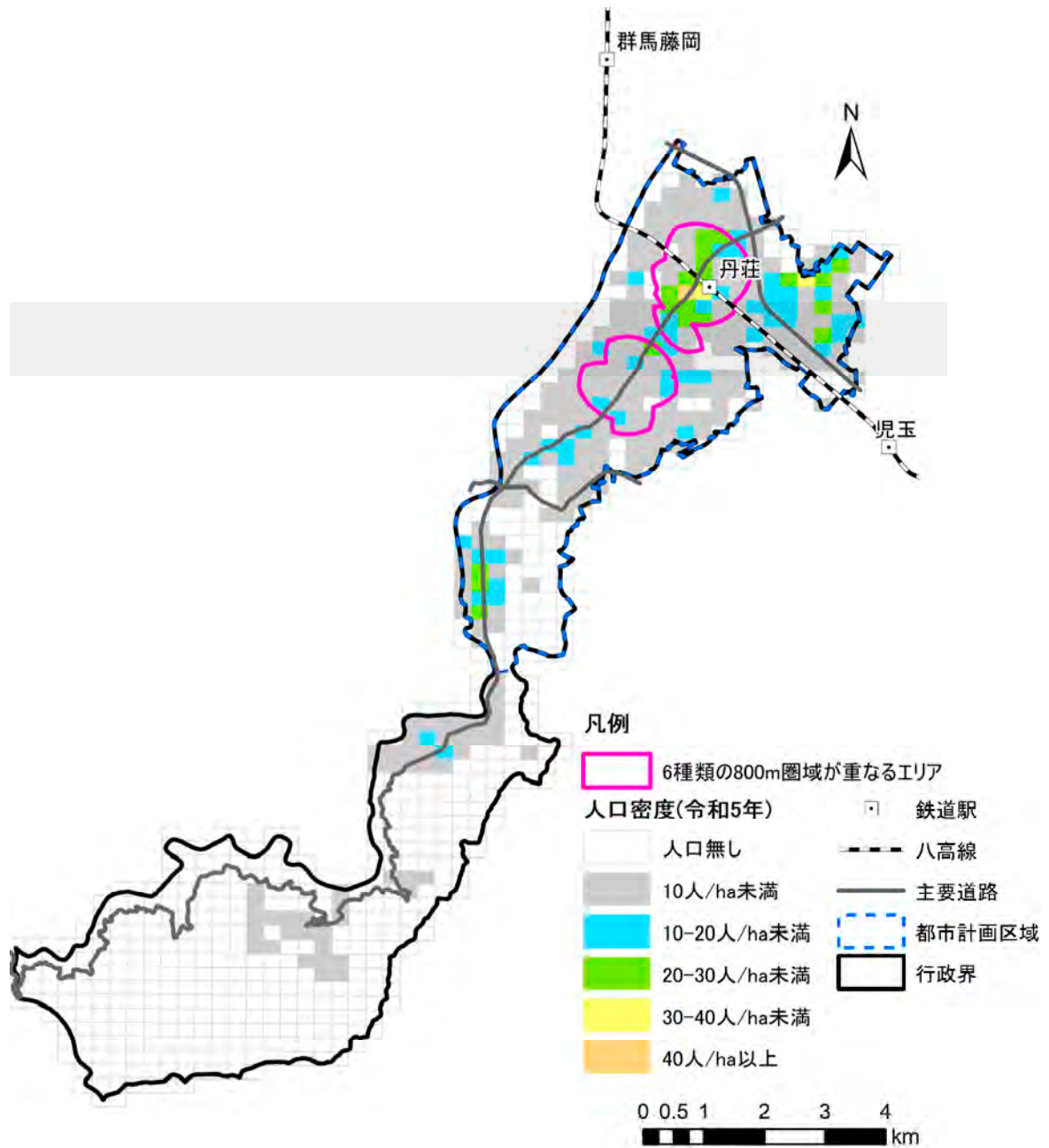
出典:住民基本台帳、神川町資料

- ・令和 25（2043）年の総人口と 6 種の都市機能の集積状況から見た徒歩圏は、神川中学校周辺では人口 40 人以下の地区が多く、今後都市機能の維持が困難になる可能性があります。



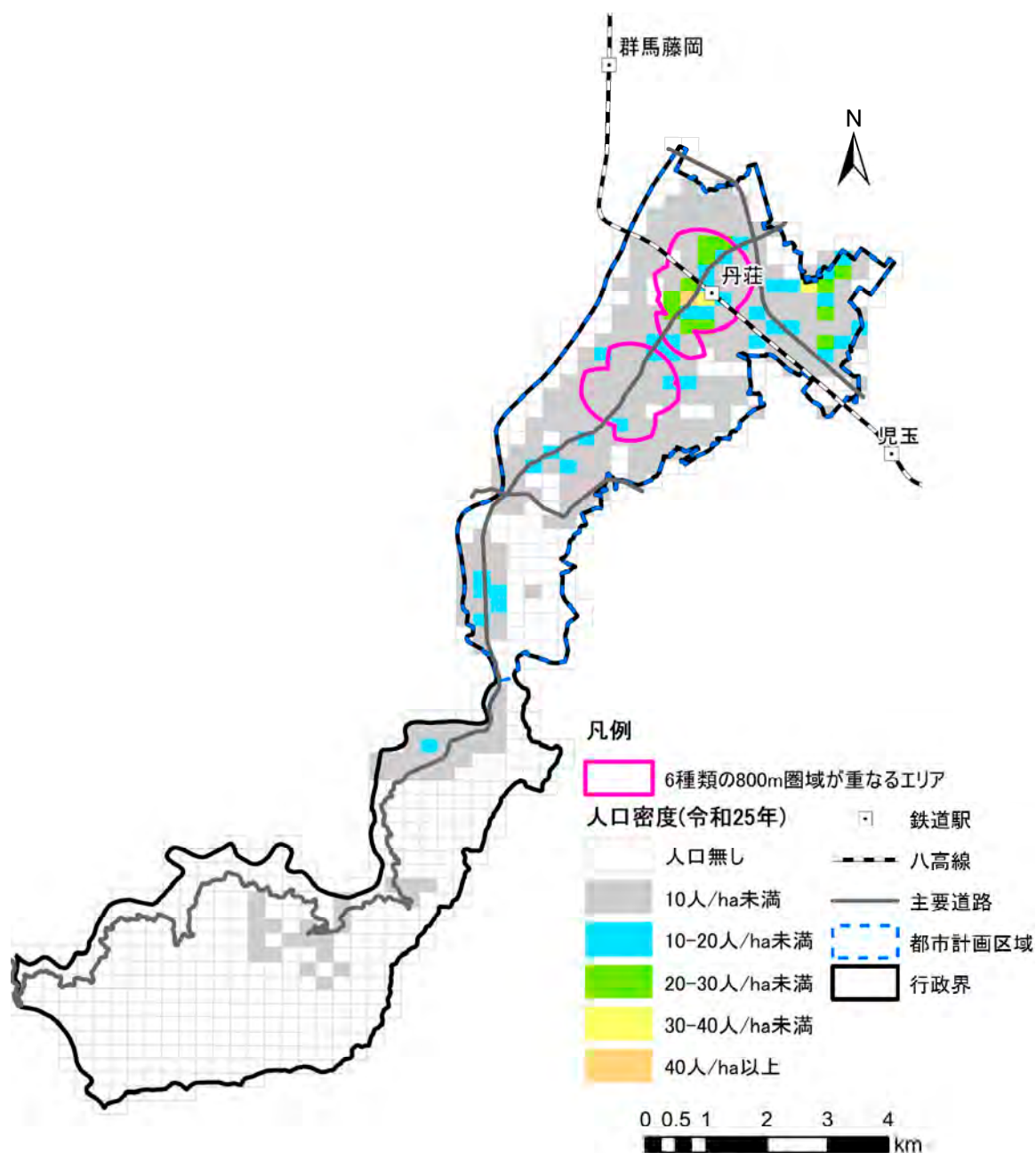
■総人口(令和 25 年)×6 種の都市機能の徒歩圏域の重なり状況

出典:住民基本台帳、神川町資料



■人口密度(令和5年)×6種の都市機能の徒歩圏域の重なり状況

出典:住民基本台帳、神川町資料



■推計人口密度(令和 25 年)×6 種の都市機能の徒歩圏域の重なり状況

出典:住民基本台帳、神川町資料

(3) 神川町のまちづくりの問題

第2章で整理した現況から以下のような問題が考えられます。

人口

- ・平成12年をピークに人口減少し、少子高齢化が進行。人口推計により、約20年後に高齢化率が約5割となる。
- ・若年層や子育て世帯の人口の減少により、少子高齢化がより深刻化する可能性。
- ・人口密度の低下により、行政機能や生活サービス等の都市機能の維持困難、生活利便性の低下。
- ・人口減少による経済・産業活動の縮小により税収が低下する恐れがある一方で、高齢化の進行による社会保障費等の増加等の問題が考えられる。

土地利用

- ・住宅、太陽光発電施設等への土地利用転換により、農地が減少している。
- ・太陽光発電施設等が増加し、農地等の自然的土地利用が減少している。
- ・空き家が町内に点在しており、今後も人口減少に伴い空き家の増加が予想される。一方で、農地転用による住宅が増加している。
- ・地価の緩やかな減少により、固定資産税の減少、市街地の活力低下する可能性がある。

公共交通

- ・鉄道やバス等の公共交通は、町民アンケートにより日常不可欠とされつつも、通勤通学時間の本数が少ないなど利便性が低い状況である。
- ・町民の多くが移動手段として車を用いており、高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が少ない。
- ・丹荘駅の近隣に民営バスが通っているが、鉄道を含めて本数が少なく交通利便性が低い。

防災

- ・渡瀬地区は、土砂災害特別警戒区域に近接し、土砂災害警戒区域内にも市街地が形成されている。
- ・神流川に近い地域では浸水想定区域が広がり、災害リスクの高い地域での居住が見られる。

都市機能

- ・丹荘駅周辺や神川中学校周辺に6種の都市機能が集積しているが、小規模な施設が多く、拠点性が低い。
- ・今後、小学校の統廃合による旧校舎の利用について検討を進めていくことが考えられる。

第3章

まちづくりの課題と方針の検討

第3章 まちづくりの課題と方針の検討

1. まちづくりにおける課題

都市における現況・動向を基に「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市構造の観点を踏まえ、コンパクトで持続可能な都市構造の形成に向けた課題を整理します。

	現状の問題点	課題
人口	・人口減少、少子高齢化の進行 ・人口密度の低下による都市機能の減少 ・若年層・子育て世帯の人口減少 ・人口減少による税収低下の恐れ	・人口密度の維持 ・都市機能の維持 ・若者・子育て世帯の維持 ・財源の確保
土地利用	・農地から住宅、太陽光発電施設等への土地利用転換による農地の減少 ・自然的土地利用の減少 ・人口減少に伴う空き家の増加 ・地価下落による固定資産税の減少、市街地の活力低下	・農地や自然環境の保全 ・空き家の利活用 ・市街地の活力向上による地価の維持
公共交通	・交通弱者等の足となる公共交通（鉄道、バス）の利便性が低く、車移動が中心となっている ・まちの中心となる丹荘駅周辺の交通利便性が低い	・公共交通を中心とした「歩いて暮らせるまちづくり」の形成 ・公共交通の利便性の向上
防災	・土砂災害特別警戒区域が近接し、土砂災害警戒区域に市街地が形成（渡瀬地区） ・災害リスクの高い地域での居住	・災害リスクの軽減 ・災害に強いまちづくりの推進
都市機能	・都市機能が充実しておらず、拠点性が低い ・小学校の統廃合による、旧校舎の利用の検討	・都市機能の維持 ・既存施設の活用の推進

2. まちづくりの方針の検討

課題分析に加え、本町の上位計画である第2次神川町総合計画の将来像や、第二期神川町総合戦略の基本目標の実現を目指して、集約型都市構造（コンパクトシティ）の形成に向けた、まちづくり方針を以下の通り設定します。

上位計画における将来像

＜第2次神川町総合計画＞神川町の将来像

人を育てて まちが育つ
未来につなぐ 住みよい 神川
～歴史・自然を後世に～

＜第二期神川町総合戦略＞

基本目標 1

担い手の育成と安定した雇用

基本目標 2

新しいひとの流れを作る

基本目標 3

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 4

時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

＜キーワード＞

- ・持続可能なまちづくり・居住環境の向上
- ・まちの利便性の向上
- ・安全なまち
- ・若者世代の居住
- ・子育て環境の充実
- ・小学校の利活用
- ・地域活力の向上
- ・公共交通の充実（デマンド交通）

住みやすく
子育てしやすい
持続可能なまち

＜神川町立地適正化計画 まちづくりの方針＞

3. 目指すべき都市の骨格構造

目指すべき都市の骨格構造とは、まちづくりの方針の実現を図るために定める持続可能な都市の骨格構造のことです。

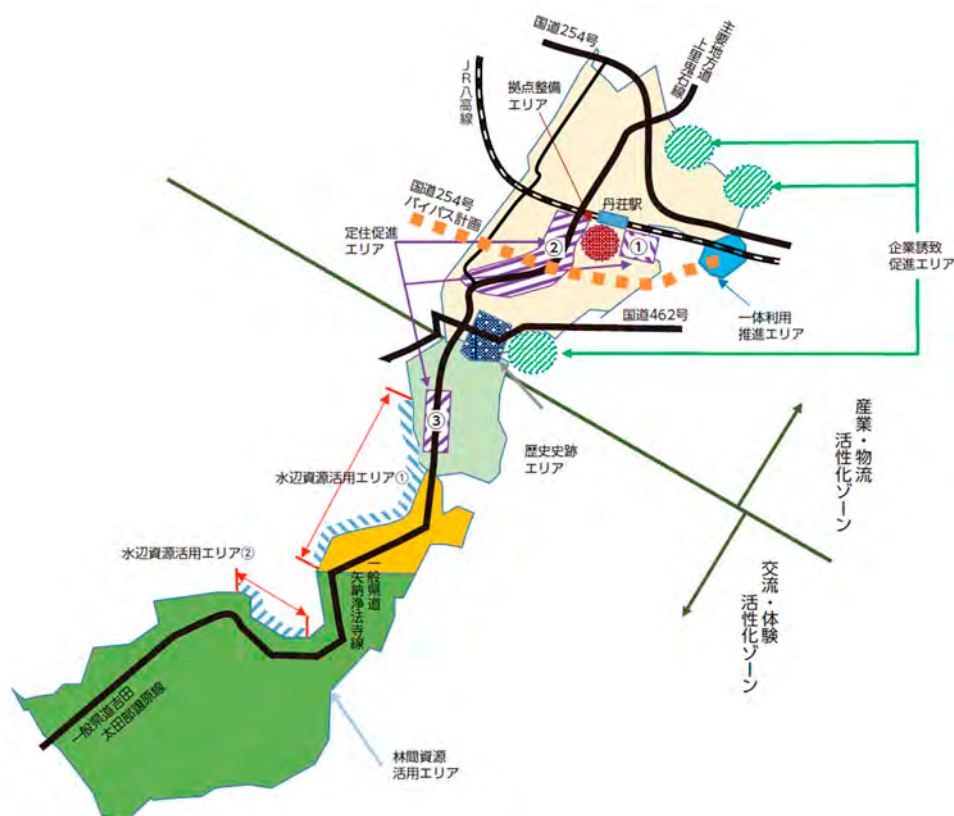
上位計画である「第2次神川町総合計画」における土地利用構想図を踏まえ、立地適正化計画における目指すべき将来の都市の骨格構造について検討を行います。

(1) 第2次神川町総合計画の土地利用構想図におけるエリアの位置づけ

第2次神川町総合計画の「基本施策2 安全で快適に暮らせるまちづくり」において定められている土地利用構想図では、まちの骨格となる7つのエリアが位置づけられています。

■土地利用構想図エリア一覧

エリア名	概要	都市計画区域	
		内(立地適正化計画区域)	外
拠点整備 エリア	丹荘駅や役場本庁舎など行政機能を集中させたエリアで町民の利便性を考慮し、都市計画道路を検討する等積極的な拠点形成を図る	○	-
定住促進 エリア	①役場本庁舎周辺から整備された町道1-3号線を中心とした利便性に優れた用地を新築住宅用地として供給するエリア ②丹荘地区から青柳地区の主要地方道上里鬼石線を中心として既設市街地 ③下水道等、住宅地としてのインフラに恵まれた渡瀬地区・主要地方道上里鬼石線沿いのエリア	○	-
企業誘致 促進エリア	工業団地を中心に農業的土地利用、都市的土地利用との調和を図りながら、企業誘致と在町企業の確保を推進するエリア	○	-
一体利用 推進エリア	国道254号バイパス完成後の産業発展を見込み、将来的な企業誘致を行うことを目指す大字八日市円良岡・台下を中心としたエリア	○	-
歴史・史跡 エリア	金鑽神社や金鑽大師を中心としたエリア	○	-
水辺資源 活用エリア	自然な川の流れと水辺空間を生かしたエリア	○	○
林間資源 活用エリア	県立上武自然公園、水と緑に恵まれた水源地域	-	○



■土地利用構想図

出典:第2次神川町総合計画

(2) 立地適正化計画における拠点と公共交通軸の設定について

本計画では、第2次神川町総合計画の土地利用構想を基に、将来の都市構造として拠点と公共交通軸を設定します。

本計画における都市構造の拠点は、「拠点整備エリア」を「拠点市街地」に位置づけ、「居住推進エリア」が指定されている地域を基本とし「住宅地」に位置づけます。

さらに、拠点市街地と住宅地を結ぶ公共交通路線を「公共交通軸」と位置づけ、町内外で連携・交流できるような利便性の高い公共交通の形成を図ります。

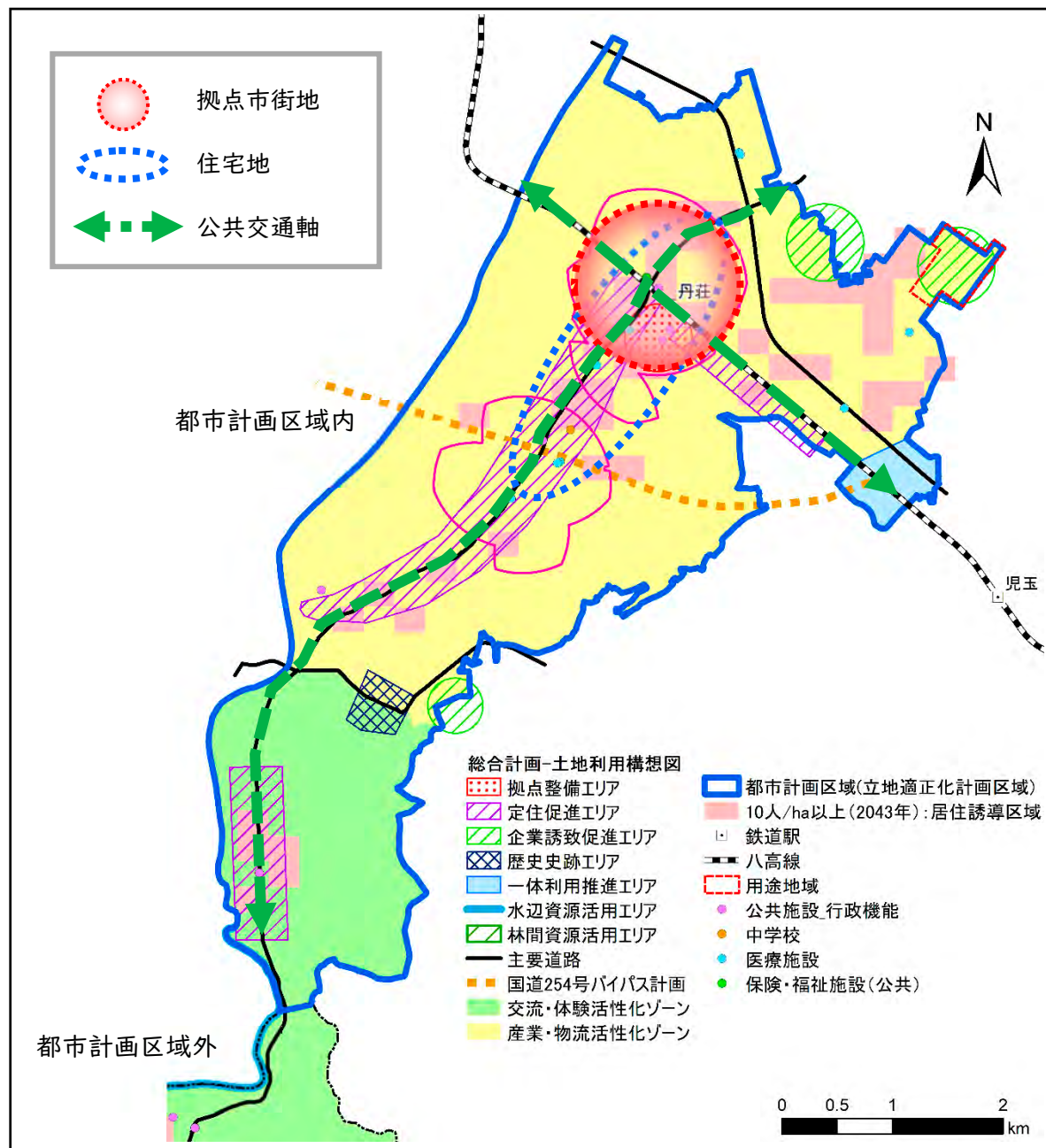
■都市構造の位置づけ

都市構造	位置づけ
拠点市街地	多様な機能集積と高密度な人口集積を目指すことから、立地適正化計画における「都市機能誘導区域」を想定した拠点市街地の位置づけを行います。
住宅地	拠点市街地の生活サービス施設や公共交通サービスを支える、一定の人口密度を維持した「居住誘導区域」を想定した住宅地の位置づけを行います。
公共交通軸	拠点市街地と住宅地を結ぶ役割を担い、通勤通学や日常生活で利便性が高い公共交通の位置づけを行います。

(3) 立地適正化計画における将来都市構造

本計画における将来都市構造として、役場と丹荘駅周辺を中心とする「拠点市街地」と、それを取り囲む「住宅地」を基本とした集約型都市構造の構築による持続可能な都市を目指します。

また、都市機能を集積する拠点へのアクセス性を高めるため、公共交通ネットワークの充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めるものとします。



■立地適正化計画における将来都市構造

4. 誘導方針の検討

まちづくりの方針の実現と将来都市構造の実現に向けて、課題解決のための誘導方針を設定します。

「拠点」を担う市街地の形成

- ・本町の人口分布は、丹荘駅周辺に 40 人/ha 以上、児玉工業団地周辺に 30 人/ha 以上の地区が見られますが、まち全体としてはほとんどが 10 人/ha 未満であり、人口密度が高い市街地は、丹荘駅周辺と児玉工業団地周辺の地区です。
- ・日常生活を支える都市機能は、丹荘駅、国道 254 号沿道、主要地方道上里鬼石線沿道に分布しています。各施設への徒歩によるアクセス性の高い市街地は、丹荘駅周辺と、主要地方道上里鬼石線の神川中学校から青柳小学校まで広がる範囲の 2 地区となっています。
- ・将来の人口推計は、町全域で高齢化率が高まり、ほとんどの地域で高齢化率 50% 以上となり、公共交通の利便性向上が求められると同時に、都市機能の集約と都市機能へのアクセス性の向上が求められます。
- ・高齢者をはじめとした町民の日常的な買い物や、災害時の避難の際にも安全に移動できる環境の整備が求められます。
- ・小学校の統廃合により町内の小学校は、現存の中学校周辺に集約される計画であることから、子どもたちの通学環境の整備のために、安全で歩いて暮らせる拠点市街地の形成が求められます。

誘導方針 1

役場や丹荘駅周辺の都市機能と人口密度を維持した、利便性が高く安全な拠点市街地の形成

メリハリのある「住宅地」の形成

- ・公共サービスや民間の生活サービス施設等を維持するためには、一定の人口密度の維持が必要です。
- ・農振農用地が広く指定されている一方で、農地転用等可能な土地では、太陽光発電施設の増加、また、空き家が増加しているものの活用が進んでいません。
- ・この状況が続いた場合、まとまりある市街地の形成が行われず、密度低下による市街地全体の魅力の低下、さらなる人口減少につながる恐れがあります。
- ・都市機能が集積する生活利便性の高い地区では、一定の人口集積を維持・形成するとともに、広くゆったりとした農地や自然公園区域等の自然環境の保全により、居住と保全のメリハリのある住宅地へと再編することが求められます。

誘導方針 2

人口密度を維持した安全に生活できる住宅地の形成
農地や自然環境の保全

第4章

都市機能誘導区域及び誘導施設の検討

第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設の検討

1. 都市機能誘導区域設定の考え方

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法に定める「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域」のことで、医療・福祉・子育て支援・商業といった行政や民間の生活サービス施設をいかに誘導するかが重要であるという観点から設定された区域です。

本制度は、一定のエリアに誘導したい機能、エリア内における支援措置を明示することにより、エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもので、都市計画法に基づく都市計画マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みとなっています。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定める区域です。

(参照：都市計画運用指針)

(2) 都市機能誘導区域の設定方針

① 都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域の設定にあたっては、都市計画運用指針において都市機能誘導区域の設定に示される内容に基づき設定します。

都市機能誘導区域として定めることが考えられる区域

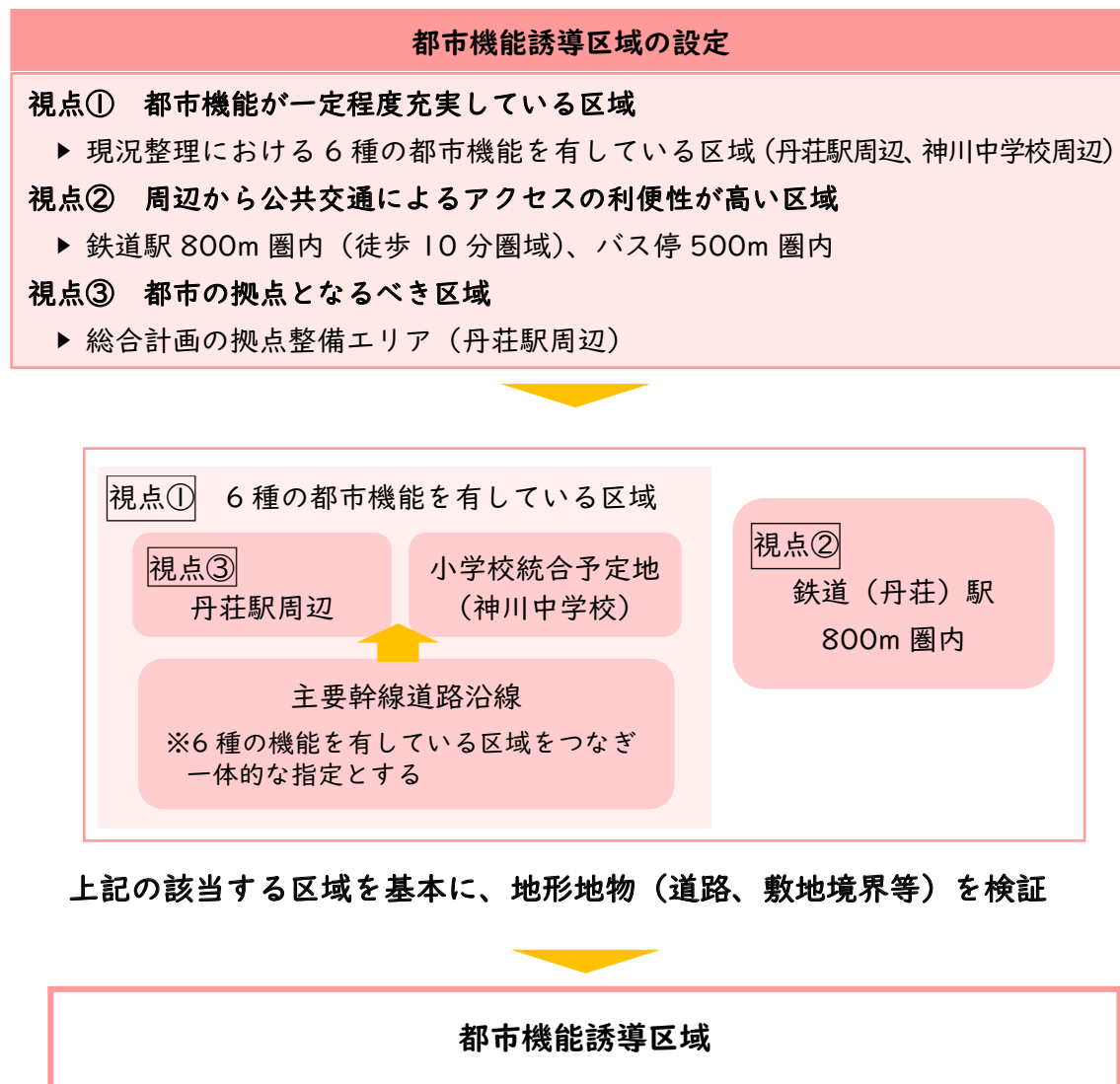
- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

② 都市機能誘導区域の設定方針

本計画で目指す将来像の実現に向けて、第3章の「4. 誘導方針の検討」において掲げた「誘導方針Ⅰ 役場や丹荘駅周辺の都市機能と人口密度を維持した、利便性が高く安全な拠点市街地の形成」に基づき、区域設定を行います。

区域の規模は、「鉄道駅に近い」、「都市機能が一定程度充実している区域」、「都市の拠点となるべき区域」を基本として設定します。

なお、都市の拠点となるべき区域は、第2次神川町総合計画の土地利用構想における「拠点整備エリア」を基本とします。

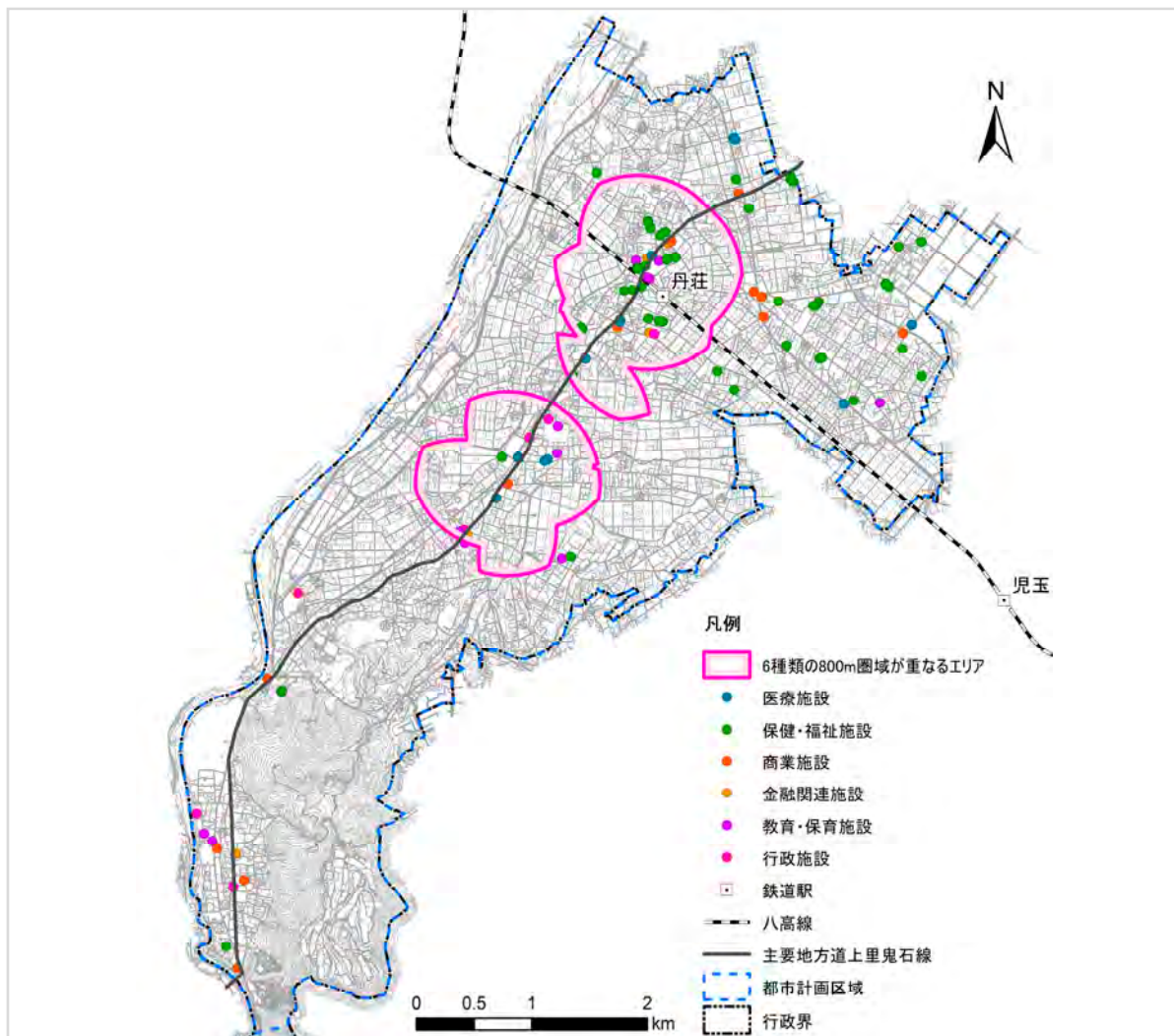


2. 都市機能誘導区域の検討

(1) 都市機能誘導区域に設定する区域

視点① 都市機能が一定程度充実している区域

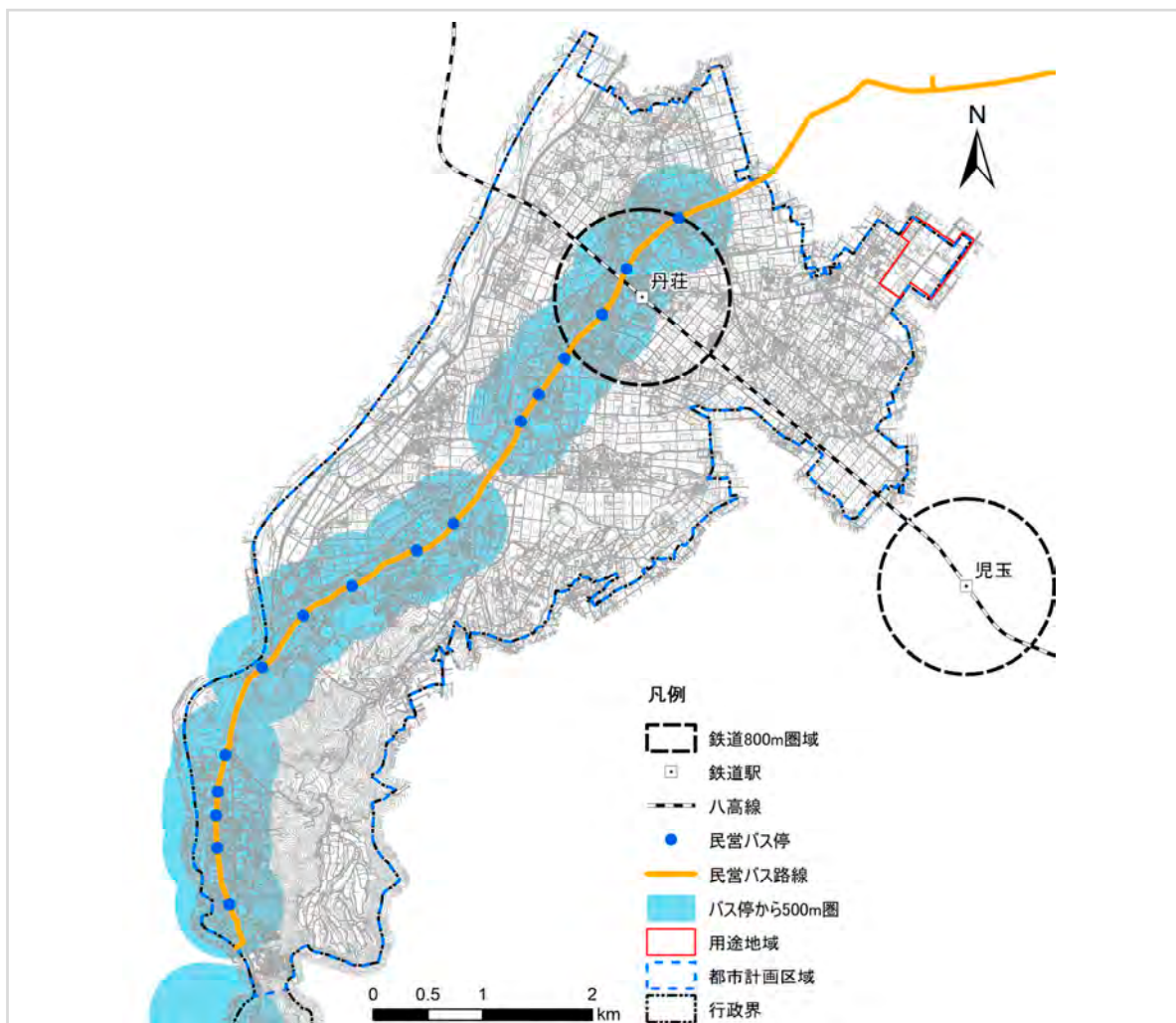
- ・都市機能が一定程度充実している区域として、現況整理における6種の都市機能の徒歩圏が重なるエリアを設定します。
- ・6種の徒歩圏となるエリアは、丹荘駅と神川中学校周辺の2か所に分かれているため、一体的なエリアとするため主要地方道上里鬼石線の道路境界から20m圏内を主要幹線道路沿道と位置づけます。



■6種類の都市機能の徒歩圏が重なるエリア

視点② 周辺から公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

- ・公共交通によるアクセスの利便性が高い区域として、鉄道駅から徒歩 10 分となる 800m 圏域を鉄道の徒歩圏と設定し、公共交通の利便性が高いエリアを設定します。
- ・バス停から徒歩約 6 分となる 500m 圏域をバス停の徒歩圏と設定し、公共交通へのアクセスの利便性が高いエリアを設定します。



■鉄道駅・バス停の徒歩圏

視点③ 都市の拠点となるべき区域

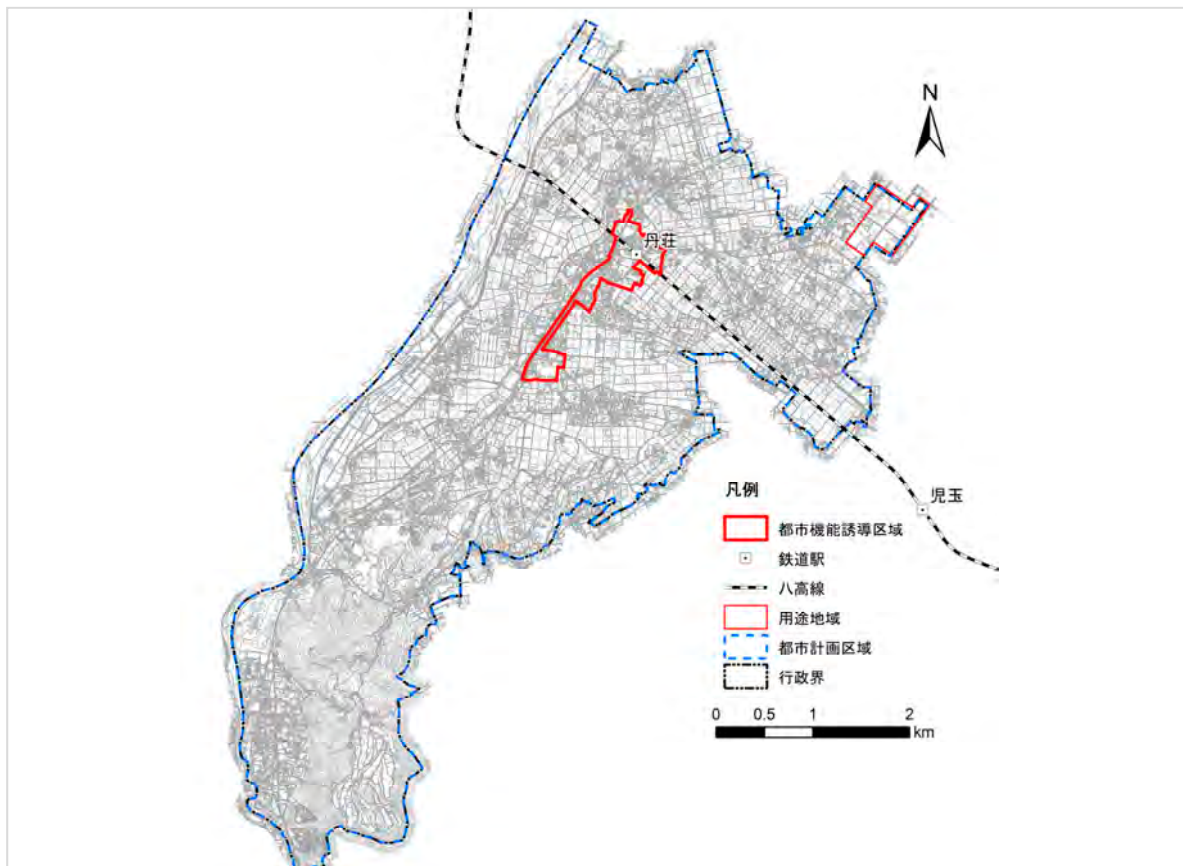
- ・総合計画における拠点整備エリアのおおよその範囲について把握します。



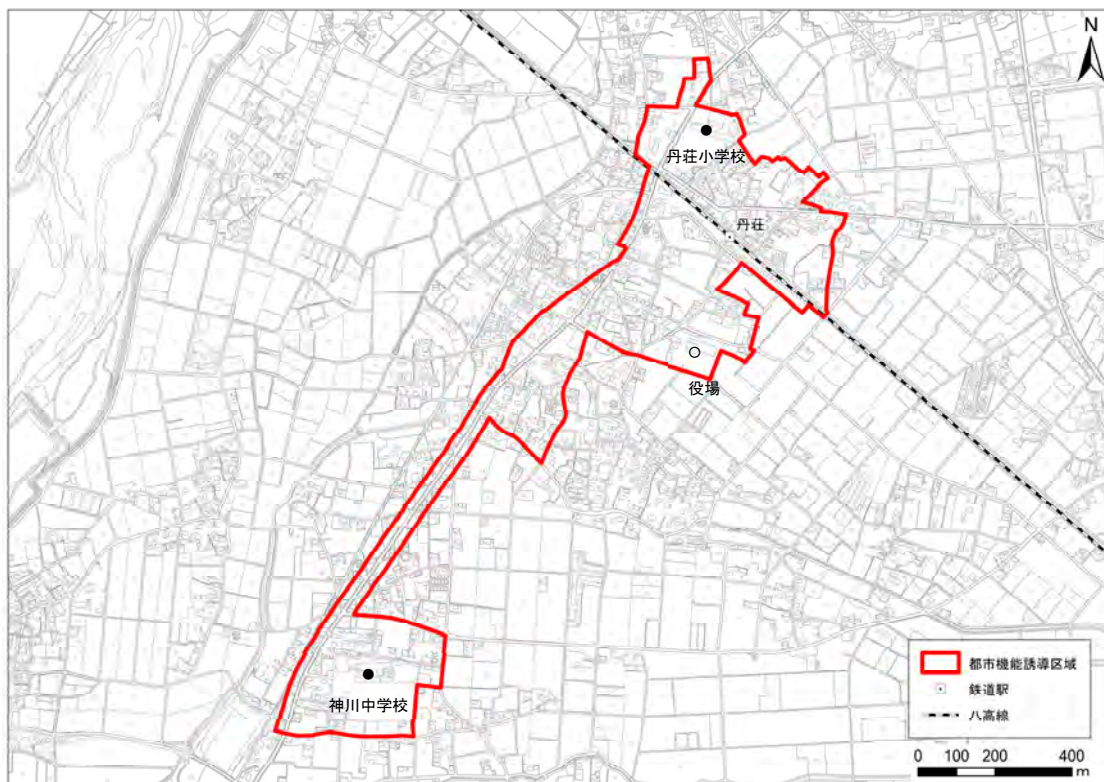
■拠点整備エリア

(2) 都市機能誘導区域の設定

本町における都市機能誘導区域を以下のように設定します。



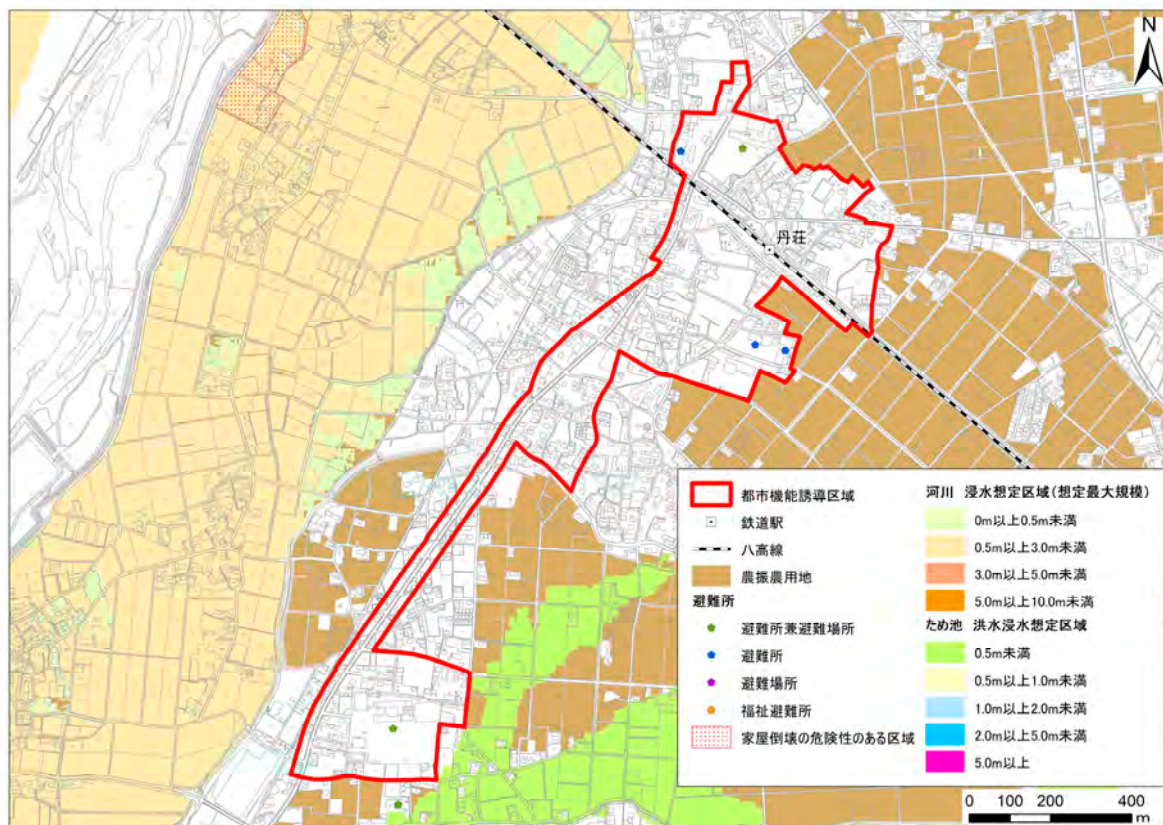
■都市機能誘導区域



■拡大図

【検証】災害リスクと農振農用地の状況

- ・都市機能誘導区域と各災害ハザード情報、避難所を示します。災害リスクの高い区域については、誘導区域の見直しを検討します。
- ・農振農用地区域は除外します。

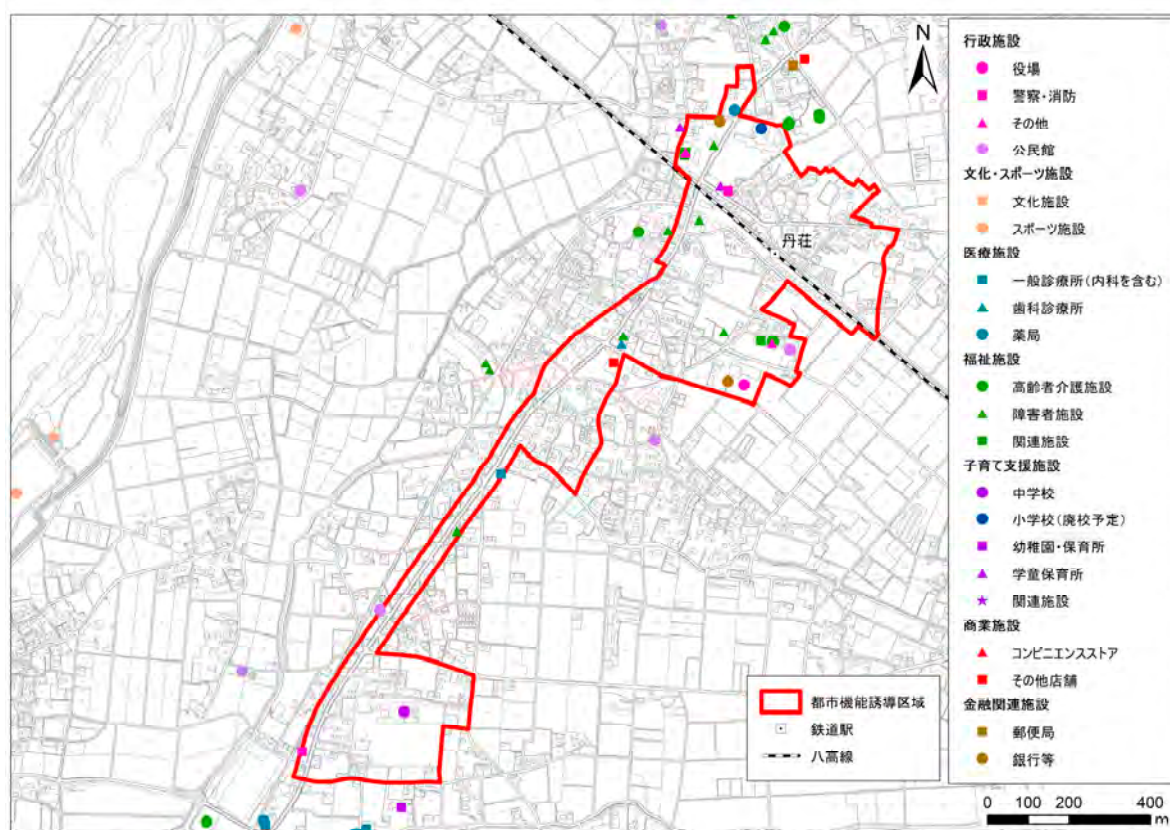


■都市機能誘導区域と災害リスク、農振農用地

3. 都市機能誘導区域と都市機能の立地状況

都市機能誘導区域内に位置する都市機能の状況を以下に示します。

- ・まちの拠点となる都市機能誘導区域内に、都市機能は34機能あります。
- ・行政施設は、都市機能誘導区域内に7機能ありますが、スポーツ施設は都市機能誘導区域内にはありません。
- ・医療施設は、分類ごとに1機能ずつ都市機能誘導区域内に位置しています。
- ・高齢者施設の多くは都市機能誘導区域外に位置しています。
- ・商業施設の多くは都市機能誘導区域外に位置しており、買い物等の利便性が低いと考えられます。



■都市機能誘導区域と都市機能の分布状況

■都市機能の立地状況(機能数)

分類			都市計画区域内			都市計画 区域外
			都市機能誘導 区域内	都市機能誘導 区域外	合計	
公共 公益 施設	行政	役場	1	0	1	1
		駐在所	1	2	3	1
		消防署分署	1	0	1	1
		その他	4	1	5	0
	コミュニティ施設	公民館など	1	15	16	12
	文化・スポーツ施設	文化施設	1	0	1	2
		スポーツ施設	0	5	5	1
医療 ・ 福祉	医療	一般診療所 (内科を含む)	1	3	4	0
		歯科診療所	1	3	4	0
		薬局	1	3	4	0
	保健福祉	高齢者施設	2	43	45	5
		障害者施設	10	18	28	0
		関連施設	4	0	4	0
子育て 支援	子育て	小中学校	2	0 (1)	2 (3)	0 (1)
		幼稚園・保育所	0	3	3	0
		学童保育所	1	3	4	0
		関連施設	0	1	1	0
生活 サービ ス	商業	コンビニエンス ストア	0	7	7	0
		その他店舗	1	4	5	2
	金融施設	郵便局	0	3	3	1
		銀行等	2	1	3	0
計			34	115 (116)	149 (150)	26 (27)

※ () は、統廃合が予定されている現在の小中学校の立地状況による値である

※ 総合福祉センター、保健センター、地域包括支援センターの3機能は行政(その他)、保健福祉(関連施設)のそれぞれで集計

4. 誘導施設の考え方

都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を誘導施設として設定します。設定の際には、神川町公共施設等総合管理計画を踏まえ、都市機能誘導区域内に必要な施設を検討します。

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下の施設を定めることが考えられます。

- ・ 病院、診療所などの医療施設
- ・ 社会福祉施設等の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の要素となる子育て支援施設や教育施設
- ・ 賑わいを生み出す文化施設やスーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する役場等の行政機能

神泉地域に立地する施設については、地域住民の日常生活を支える機能として、現状維持が望ましいと考えます。

■誘導施設の考え方

：誘導施設の候補

分類			拠点性のある施設	身近な生活施設	立地の考え方
公共公益施設	行政	役場	○	—	町の中心的な行政機能として都市機能誘導区域内での立地が望ましい。
		駐在所	—	○	緊急時に日常生活圏から近い場所での立地が望ましい。
		消防署分署	—	○	
	コミュニティ	中央公民館など	○	—	まちの賑わいを生み出す施設として誘導区域内での維持が望ましい。
		集会所など	—	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
	文化・スポーツ施設	文化施設 (中央公民館展示室)	○	—	まちの賑わいを生み出す施設として誘導区域内での維持が望ましい。
スポーツ施設 (体育館など)		○	—	広い敷地を必要とするため、必ずしも都市機能誘導区域内への立地は求められることはない。	
医療・福祉	医療	一般診療所 (内科を含む)	○	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
		歯科診療所	○	○	
		薬局	○	○	
	保健福祉	総合福祉センター	○	—	地域包括支援センターを含む総合福祉センターと保健センターの複合化が実施された。今後も誘導区域内での維持が望ましい。
		保健センター	○	—	
		地域包括支援センター	○	—	
		高齢者施設	—	○	自動車による送迎サービスを基本としているため、都市機能誘導区域内への立地の必要性は低く、居住地周辺にバランスよく立地していることが望ましい。
障害者施設	—	○			
子育て支援	子育て	小中学校	○	—	小学校の統廃合が神川中学校周辺で計画されており、複合的な役割をもつ拠点となることから維持が望ましい。
		幼稚園・保育所	—	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
		学童保育所	—	○	統廃合が予定されている小学校の立地状況から調整して検討することが望ましい。
生活サービス	商業	食品及び日用品等を扱う小売店舗 (店舗面積500㎡以上)	○	—	都市機能誘導区域内に1軒立地しており、拠点を担う都市機能誘導区域の利便性を確保するため、維持・誘導が望ましい。
		食品及び日用品等を扱う小売店舗 (店舗面積500㎡未満)	○	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
	金融施設	郵便局(ATM)	—	○	日常生活圏でサービスを提供する施設であるため、居住地にバランスよく立地していることが望ましい。
		銀行等(ATM)	○	○	

■誘導施設の参考

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又はに日の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●㎡以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●㎡以上の診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典:国土交通省

5. 誘導施設の設定

誘導施設は、町民の共同の福祉や利便のために必要な施設であり、拠点市街地の利便性を高める施設として、都市機能誘導区域内に維持又は新たに誘導を図る必要がある施設を位置づけます。

■届出の対象となる誘導施設

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
公共 公益	行政	町の中心的な行政機能や行政サービスの窓口機能を有する施設	町役場
	コミュニティ	まちの賑わいを生み出す施設	中央公民館 中央公民館展示室 就業改善センター
	文化施設		
医療 福祉	保健福祉	高齢者、障害者の健康増進、生きがいづくりのための交流の場として、包括的に支援する施設	総合福祉センター 保健センター及び分室 地域包括支援センター
子育て 支援	子育て	教育の拠点となる施設 統廃合により複合的な拠点を持つ施設	小中学校
生活 サービス	商業	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が500㎡以上の商業施設	商業施設 (食品スーパー、ドラッグストア等)

第5章

居住誘導区域の検討

第5章 居住誘導区域の検討

1. 居住誘導区域設定の考え方

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案した上で、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされています。

(参照：都市計画運用指針)

(2) 居住誘導区域の設定方針

① 居住誘導区域の考え方

居住誘導区域の設定にあたっては、都市計画運用指針において居住誘導区域の設定に示される内容に基づき設定します。「居住誘導区域を定めることが考えられる区域」、「居住誘導区域に含まないこととされる区域」、「居住誘導区域に含まないこととすべき区域」について以下のよう

居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点等の拠点やその周辺の区域
- ・都市の中心拠点等に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点等に立地する都市機能のサービス圏として一体的な区域

居住誘導区域に含まないこととされる区域

- ・農振農用地区域
- ・自然公園区域内の特別地域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・浸水被害防止区域

居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域

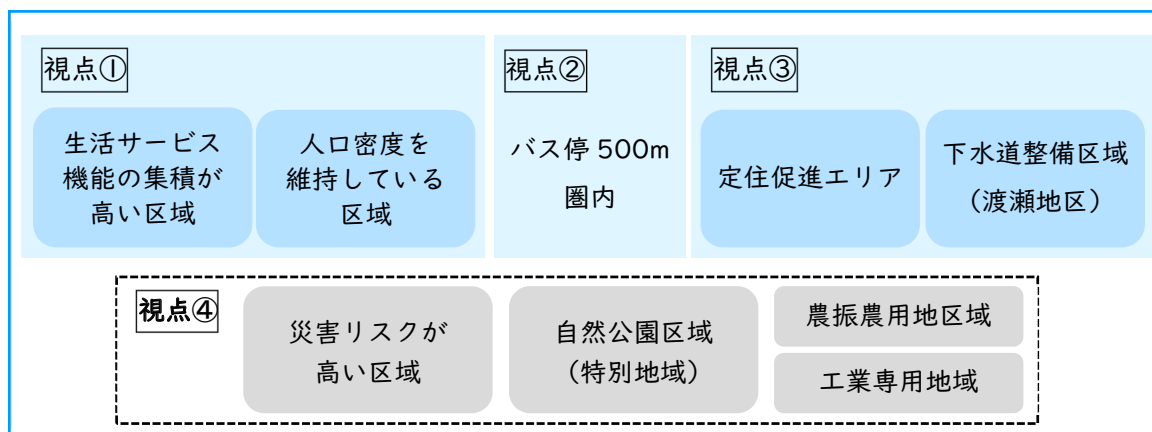
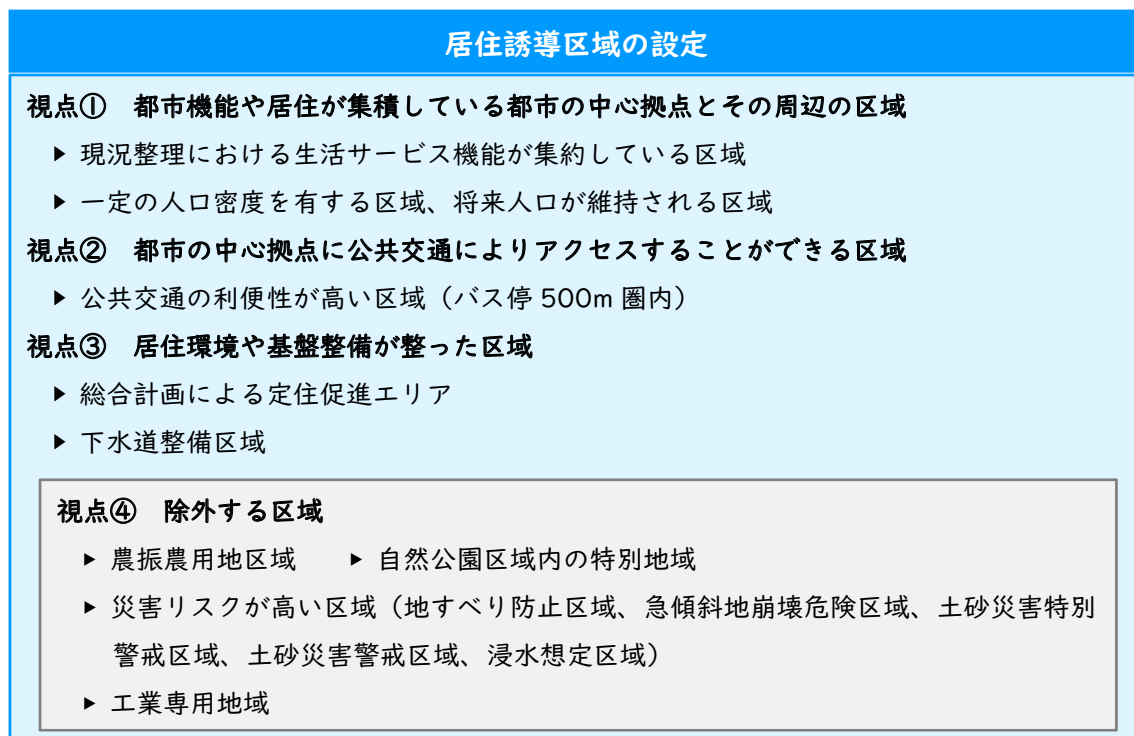
慎重に判断を行うことが望ましい区域

- ・工業専用地域

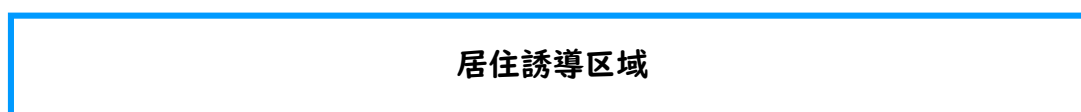
② 居住誘導区域の設定方針

本町は、農振農用地が広く指定されており、自然公園区域等の自然環境についても保全が必要です。

居住誘導区域は、都市計画運用指針を踏まえた上で、上記のような区域を考慮しつつ、人口密度を維持する必要がある区域を設定するものとします。



上記の該当する区域を基本に、地形地物（道路、敷地境界等）を検証

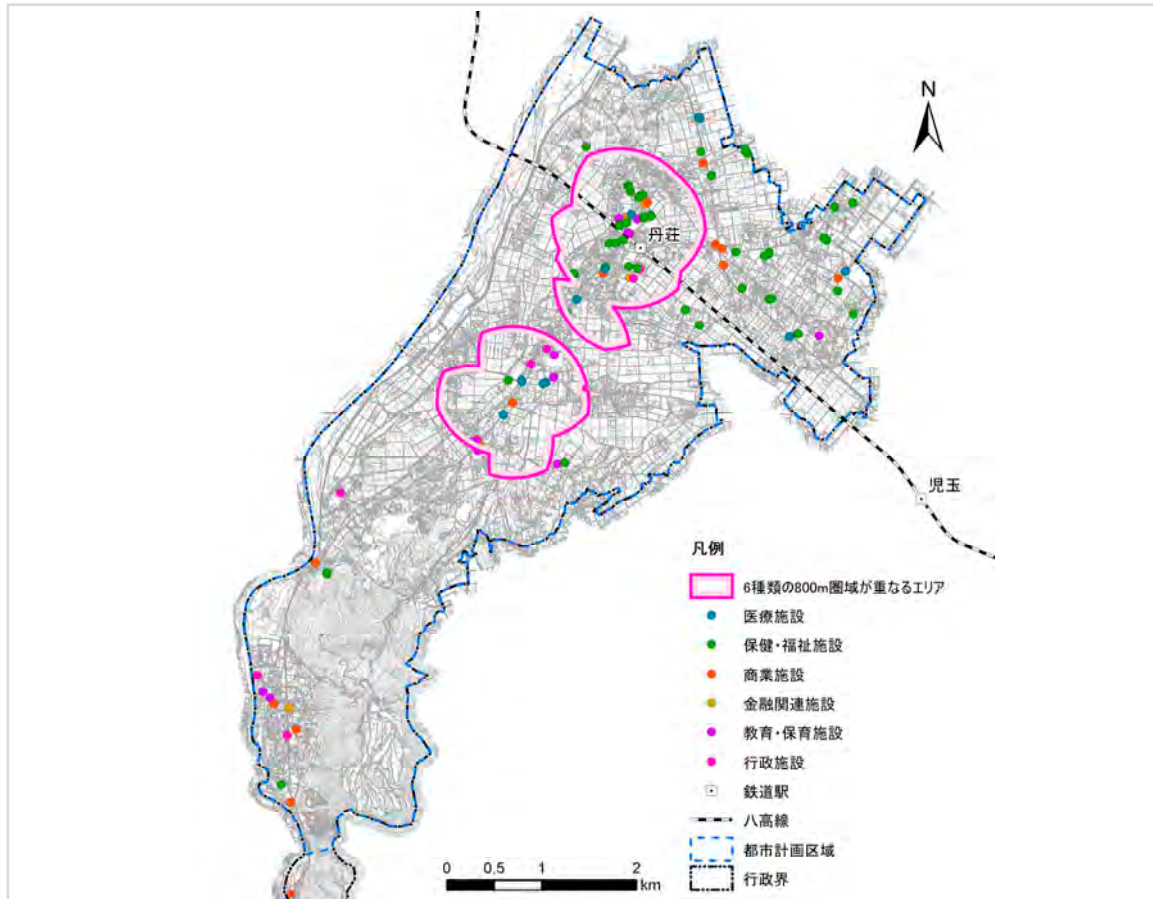


2. 居住誘導区域の検討

(1) 居住誘導区域に設定する区域

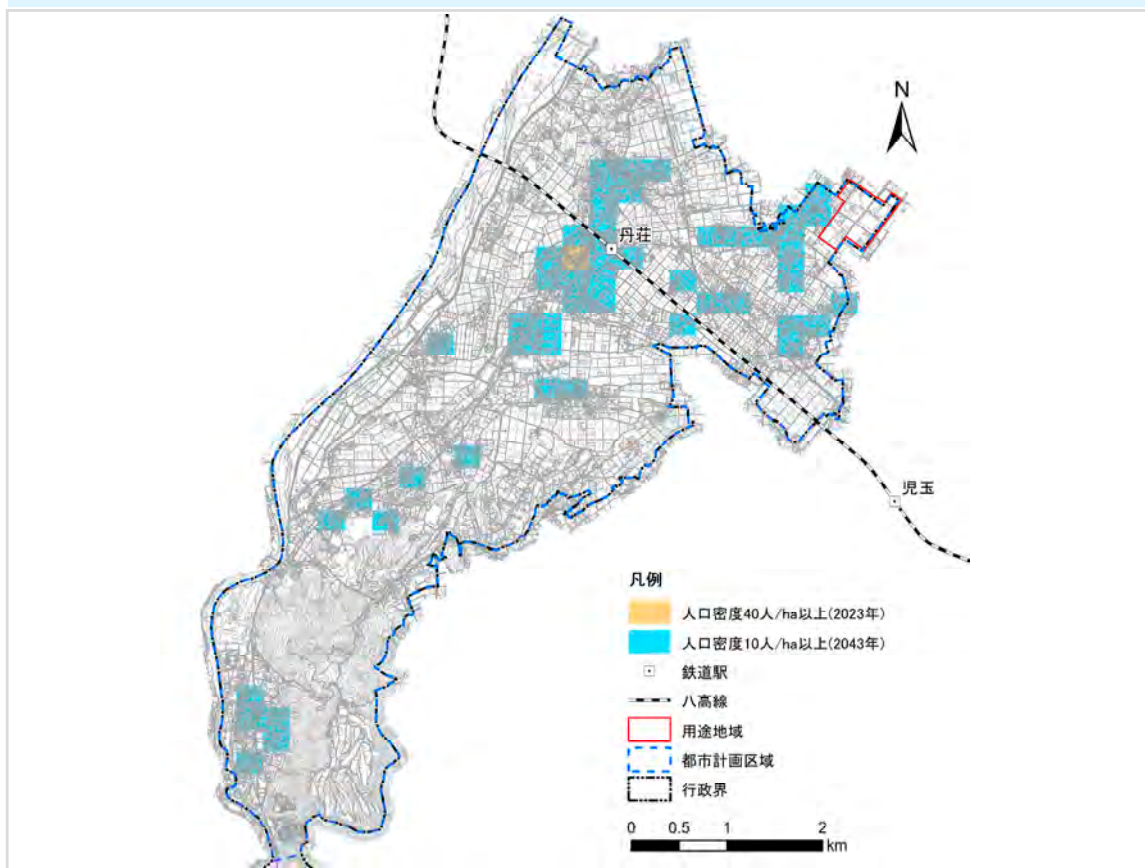
視点① 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点とその周辺の区域

・生活サービス機能の集積が高い区域として、現況整理における6種の都市機能の分布の徒歩圏が重なる範囲を設定します。



■6種類の都市機能の徒歩圏が重なるエリア

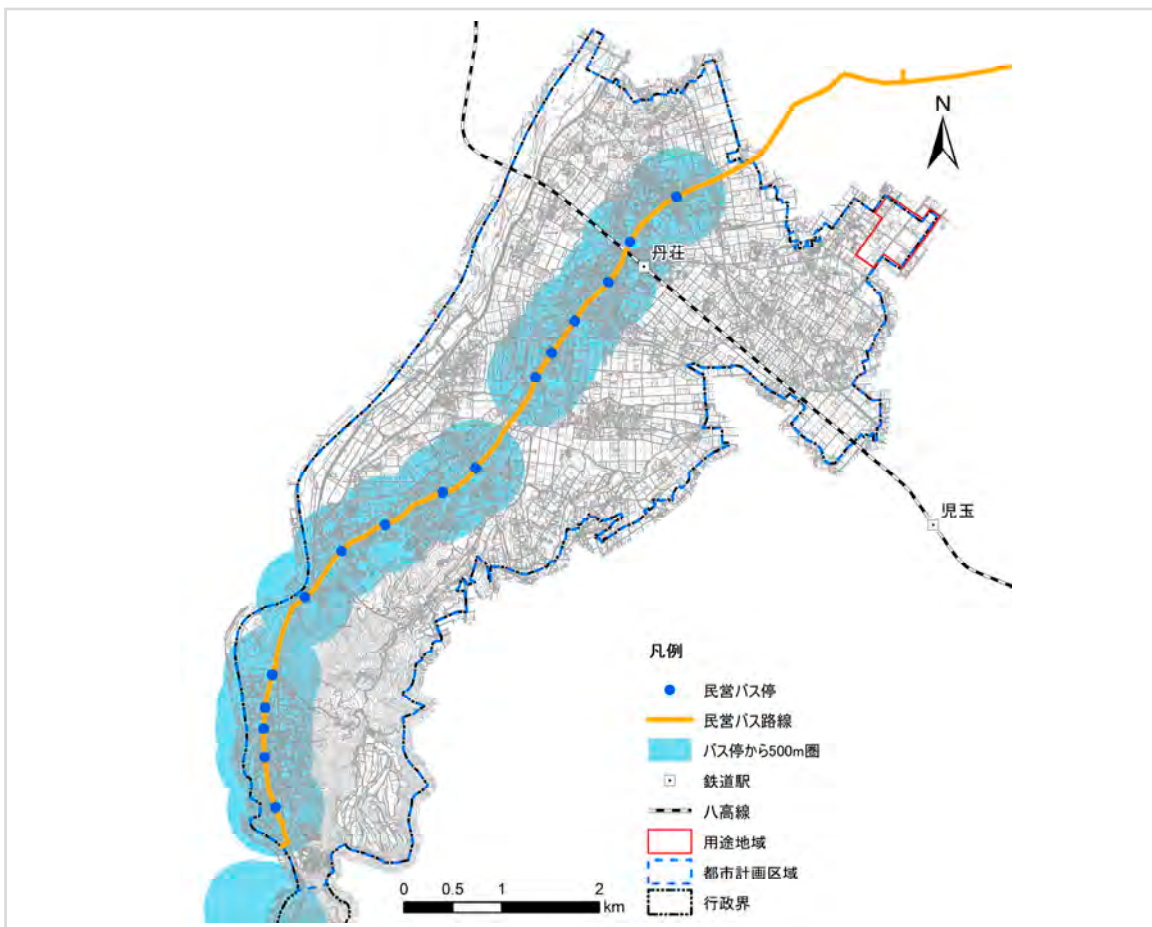
- ・人口密度を維持している区域として、現況人口密度 40 人/ha 以上の区域と、将来人口密度 10 人/ha 以上を維持している区域を設定します。



■人口密度を維持している区域

視点② 都市の中心拠点に公共交通によりアクセスすることができる区域

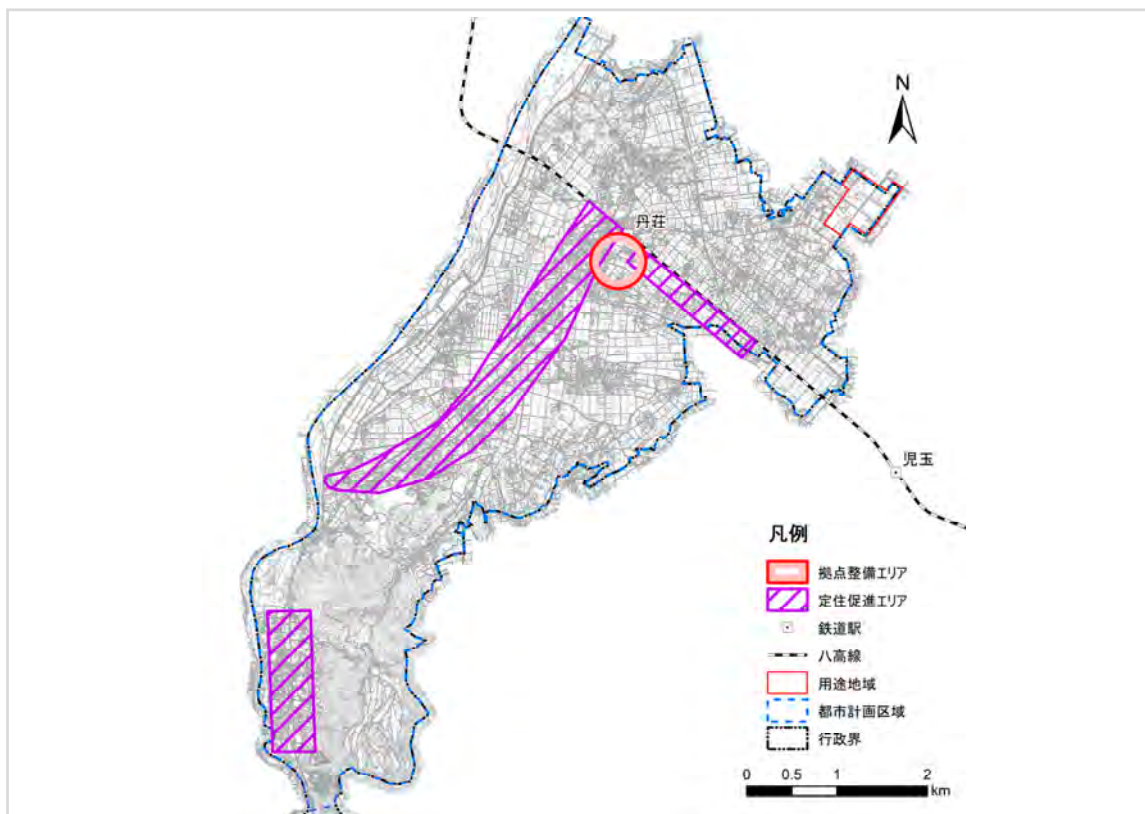
・路線バスのバス停から 500m 圏域を徒歩圏として設定し、公共交通の利便性の高いエリアとします。



■鉄道駅・バス停の徒歩圏

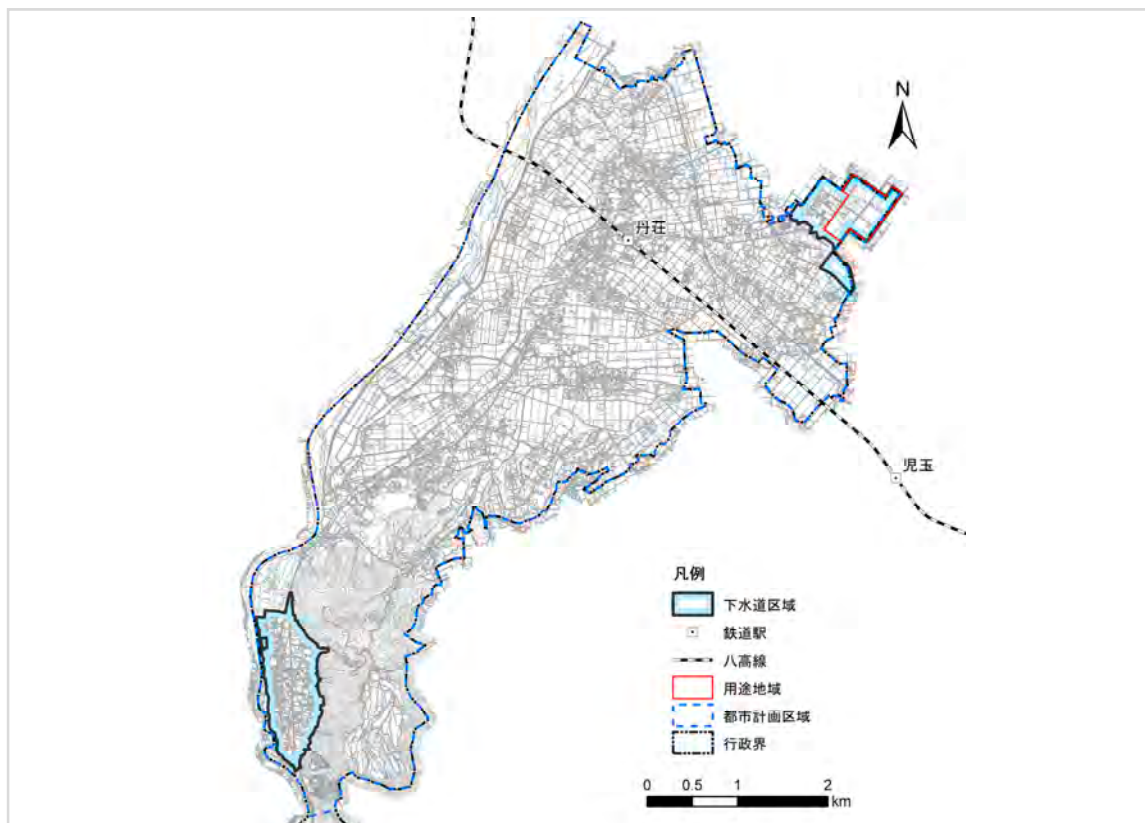
視点③ 居住環境や基盤整備が整った区域

- ・ 総合計画における定住促進エリアのおおよその範囲について把握します。



■定住促進エリア

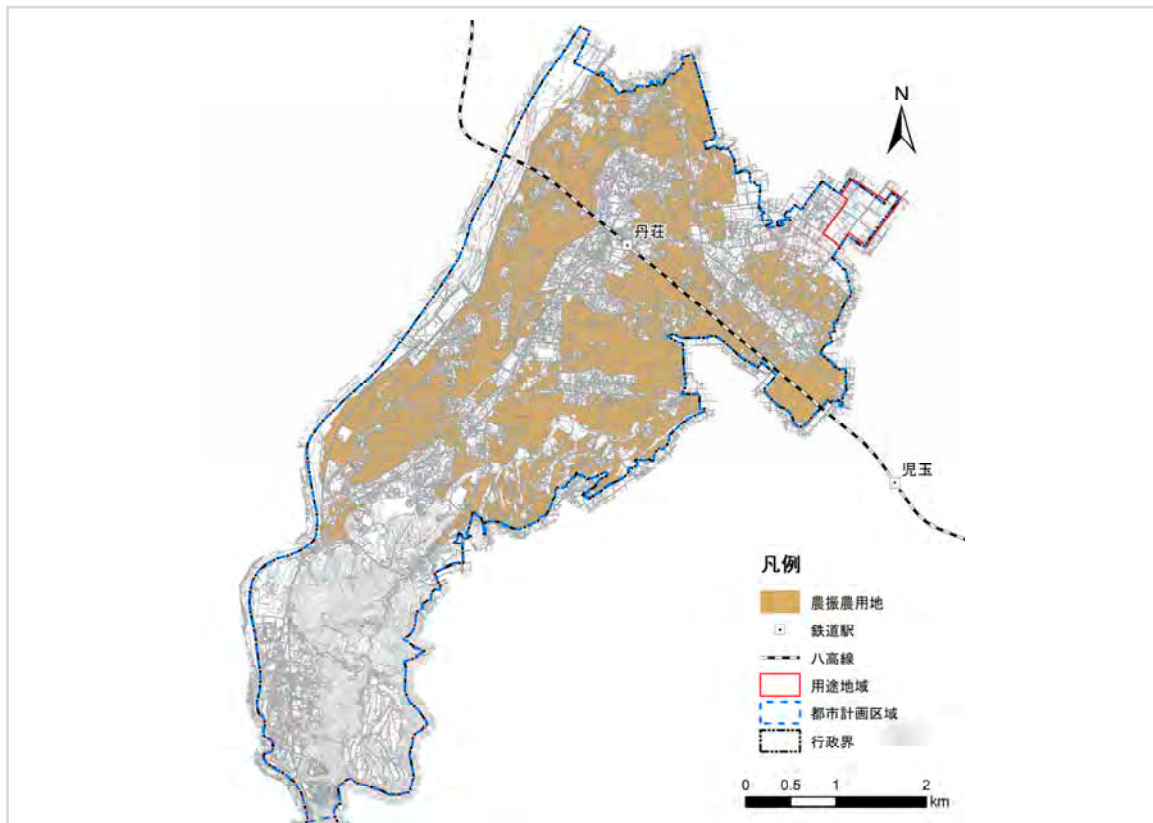
- ・ 本町における下水道整備区域は、児玉工業団地と渡瀬地区となっています。



■下水道整備区域

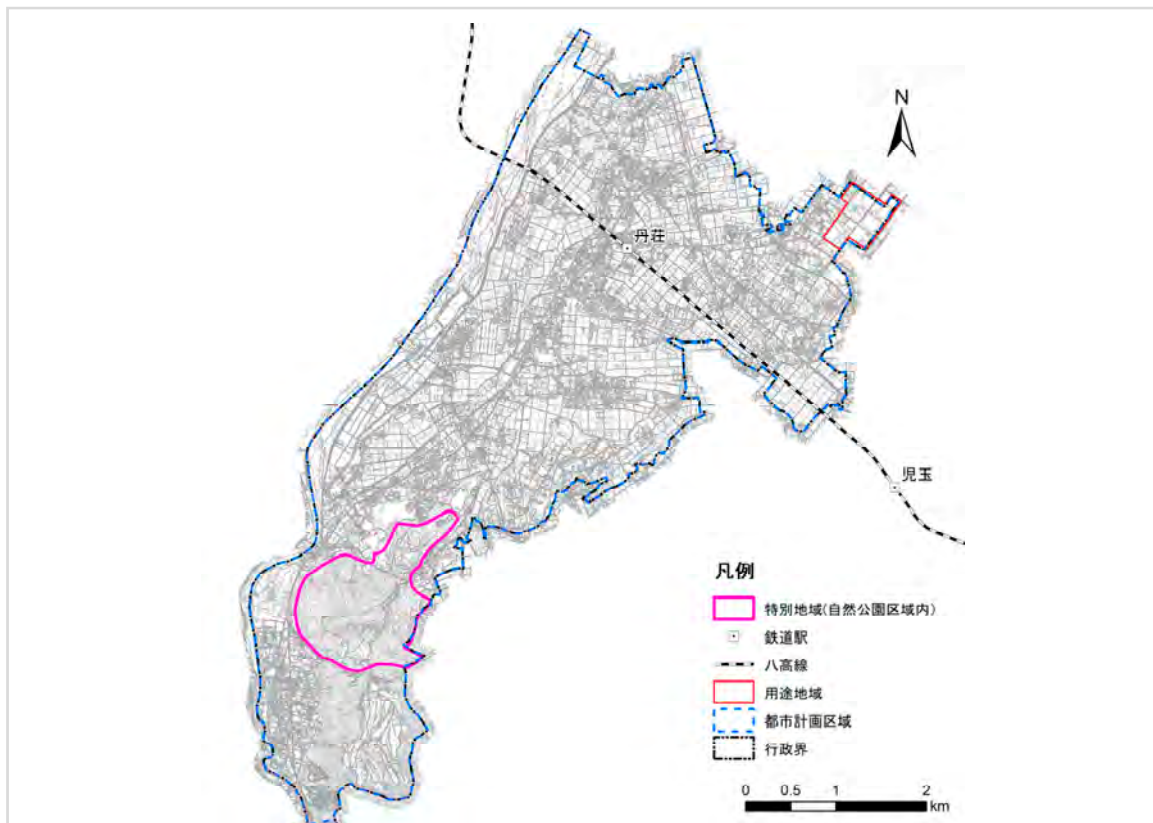
視点④ 居住誘導区域から除外する区域

- ・本町における農振農用地は、以下のように指定されています。



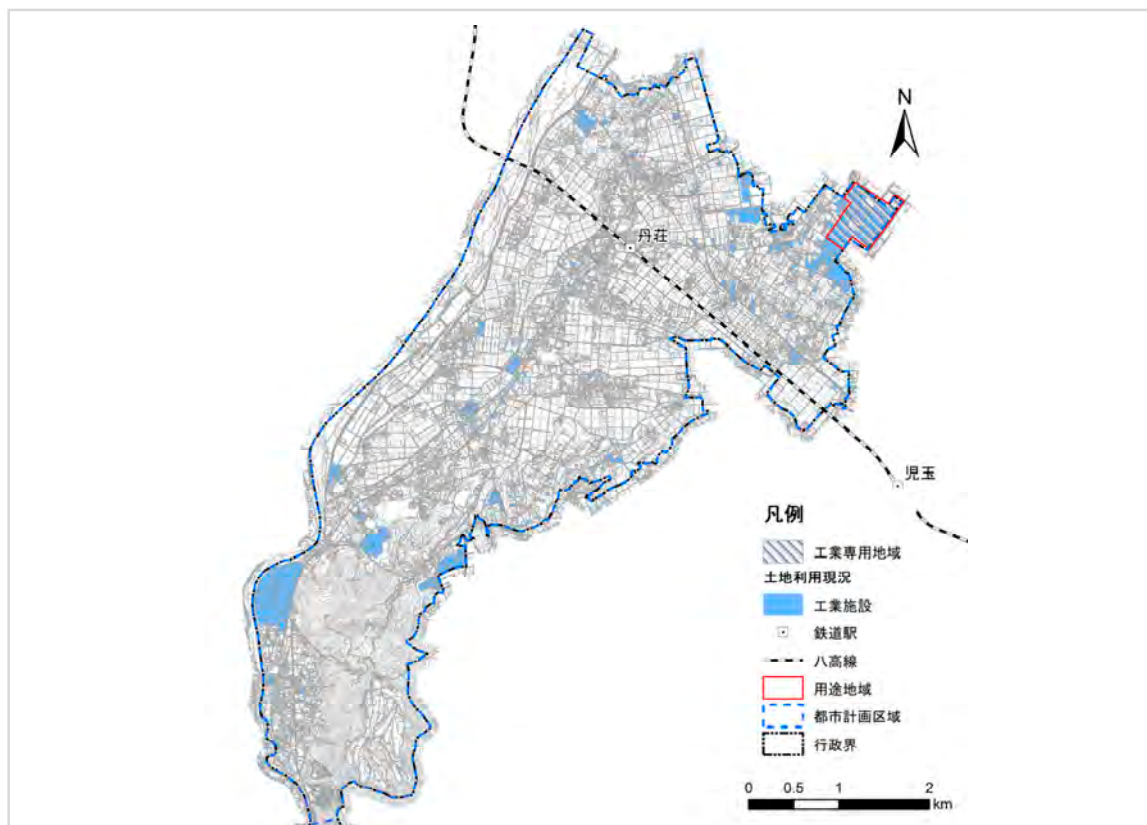
■農振農用地区域

- ・本町における自然公園区域の特別地域は、以下のように指定されています。



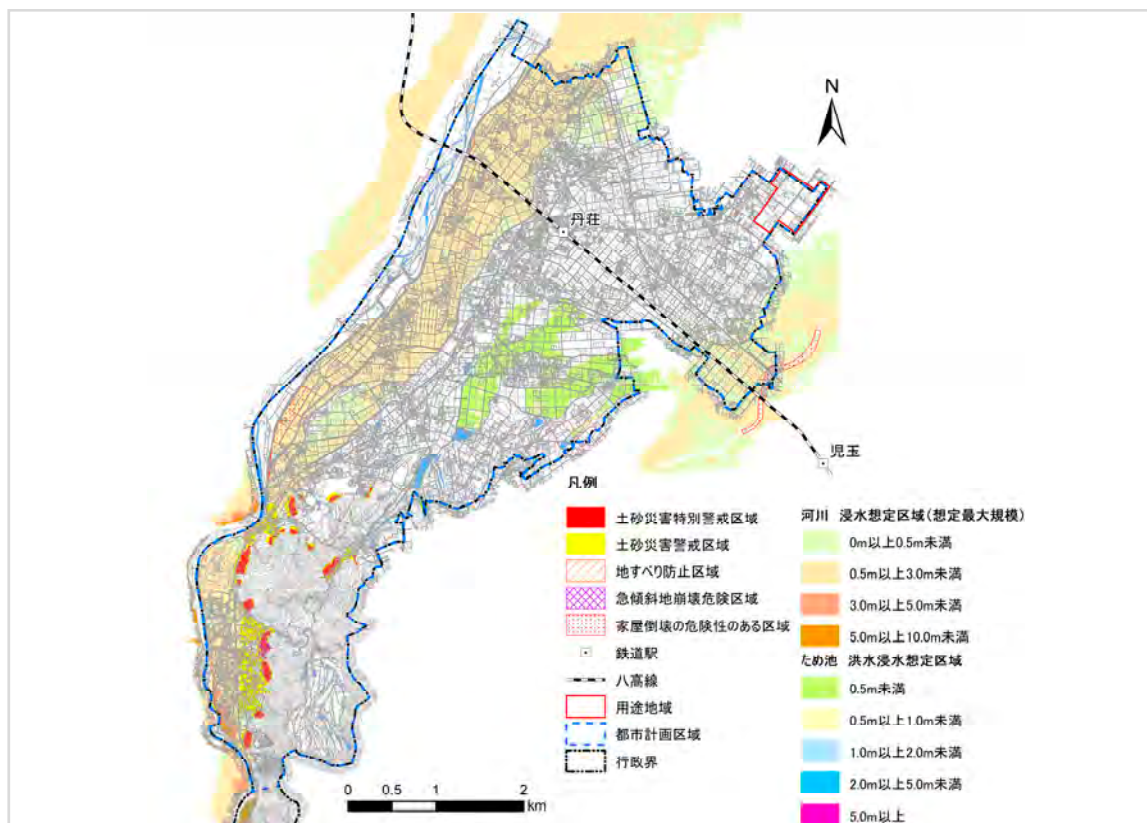
■自然公園区域の特別地域

- ・本町における工業専用地域の指定及び土地利用における工業系土地利用の現況は、以下のように指定されています。



■工業地域と工業系土地利用

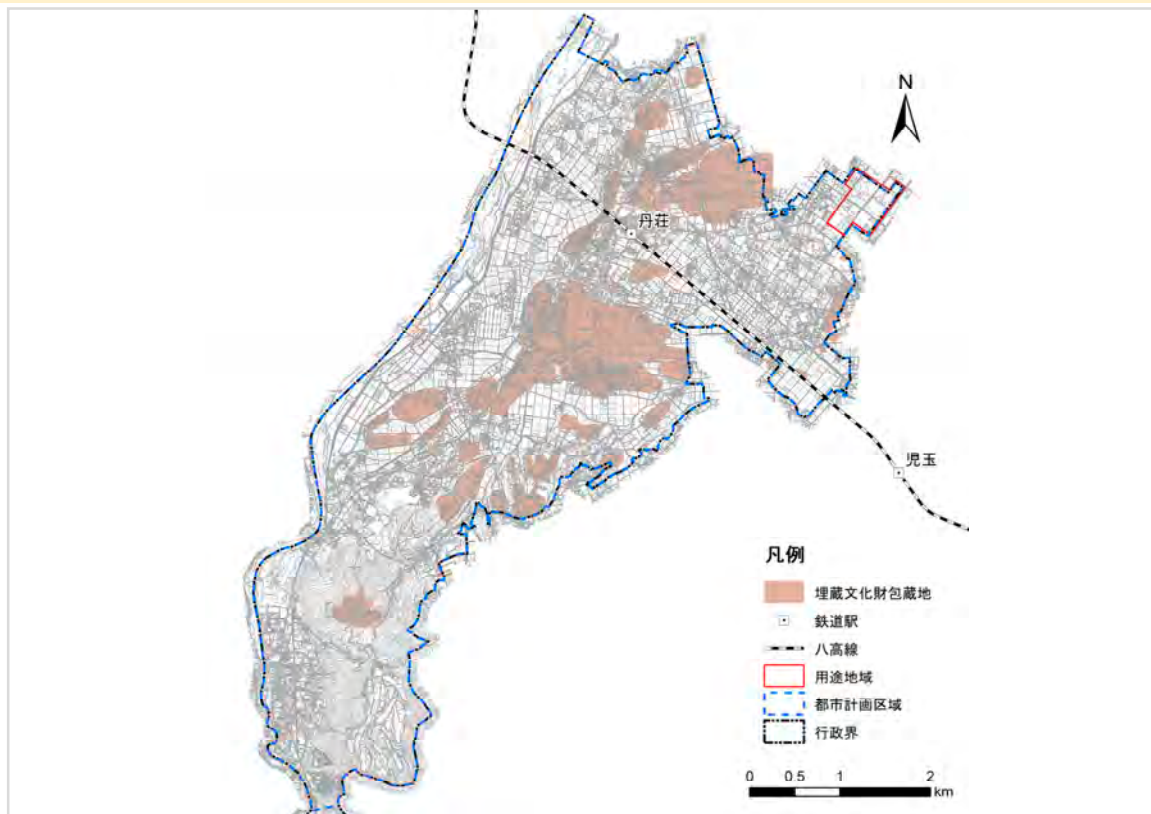
- ・本町における災害リスクの状況を以下に示します。



■災害リスク状況

参考：埋蔵文化財包蔵地の状況

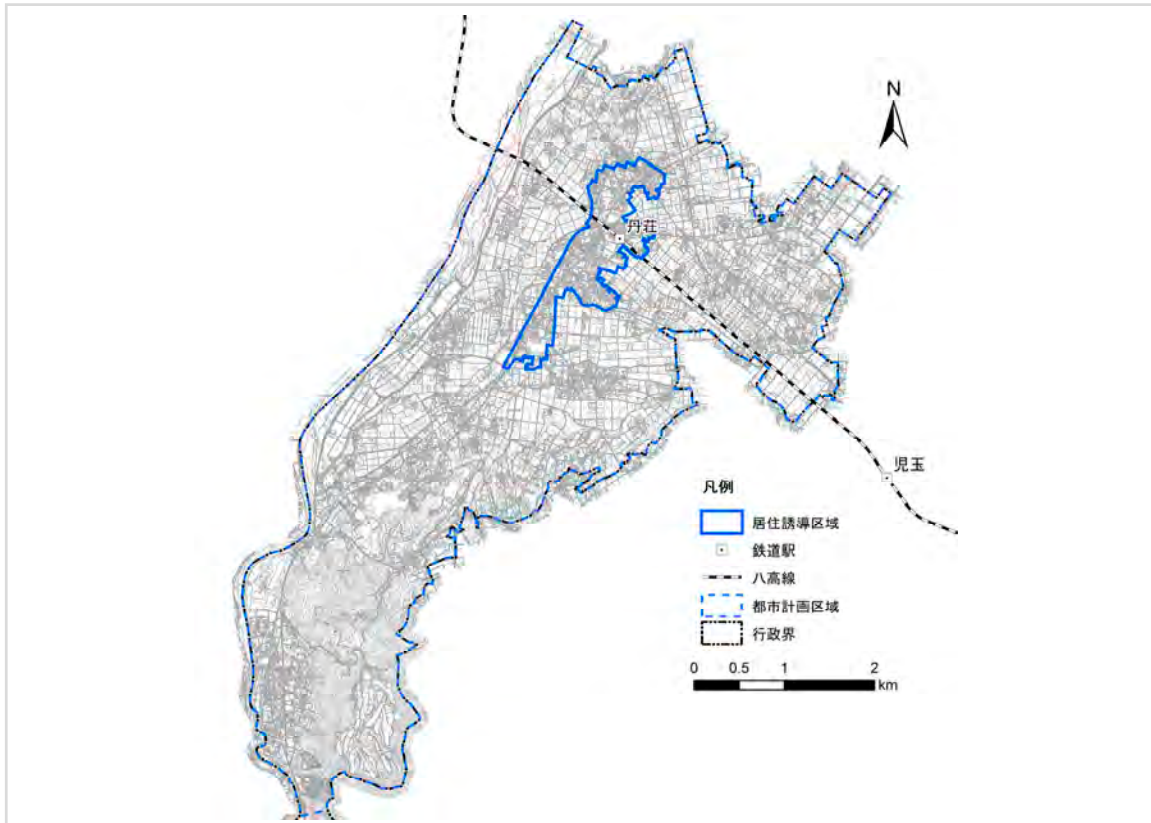
- ・本町には、古墳時代を中心とした遺跡が多く存在し、日本の歴史を知る上での貴重な財産となっています。
- ・これらは埋蔵文化財包蔵地として位置づけられ保全を図る必要がありますが、すでに一部の地域が宅地化していることから居住誘導区域の設定においては、除外せず居住誘導区域に含めることとしました。
- ・都市計画区域内の埋蔵文化財包蔵地は以下のように指定されています。



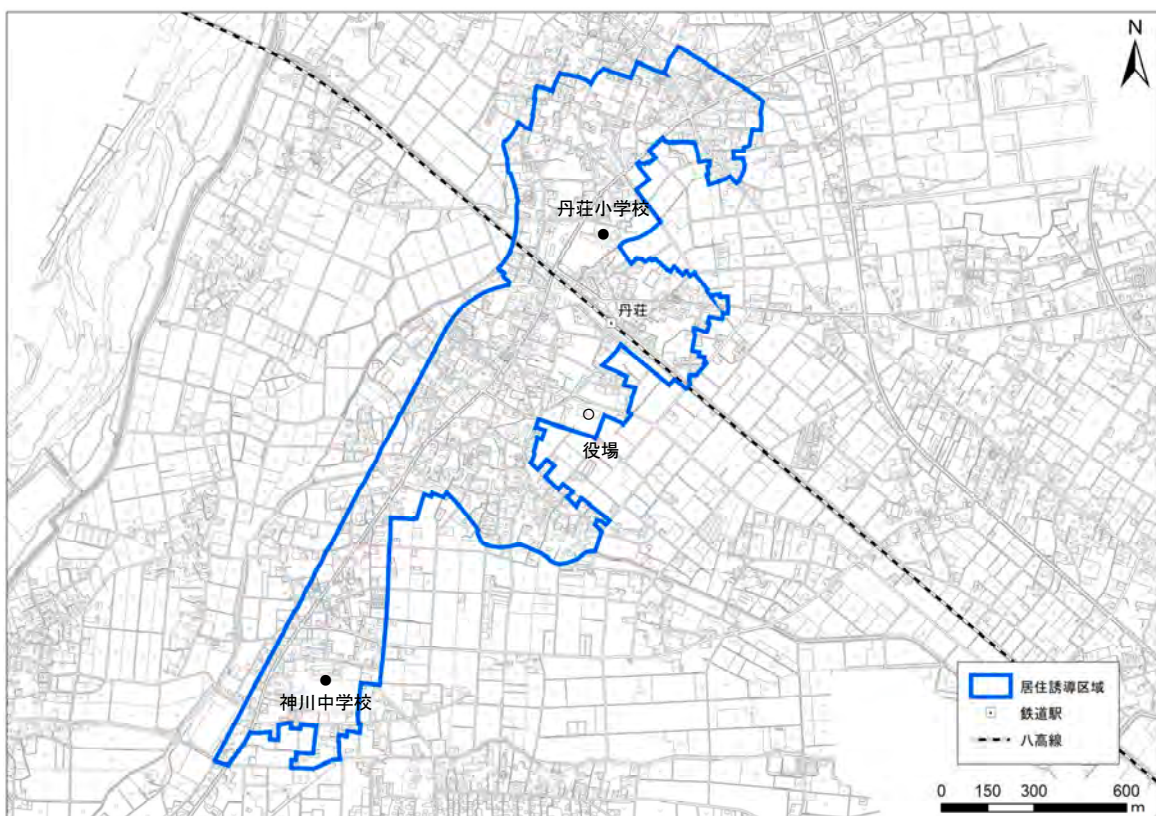
■埋蔵文化財包蔵地

(2) 居住誘導区域の設定

本町における居住誘導区域を以下のように設定します。

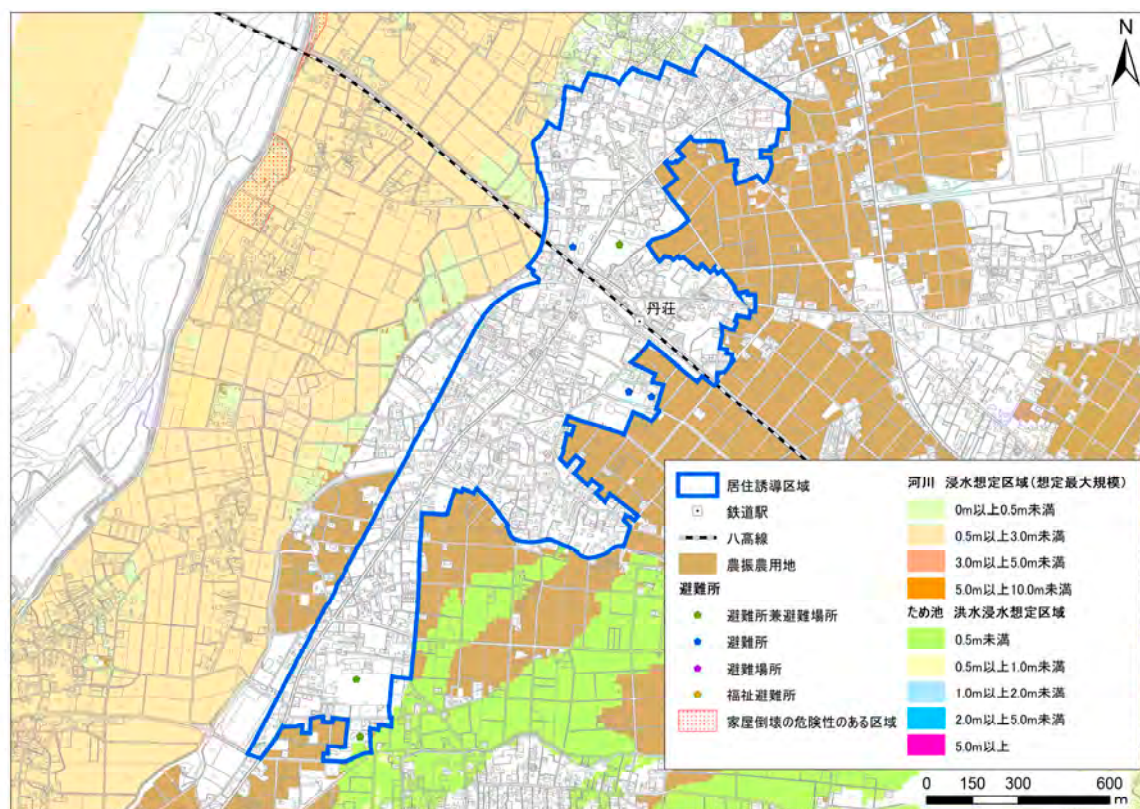


■居住誘導区域



■居住誘導区域(拡大図)

居住誘導区域と各災害ハザード情報、農振農用地を以下に示します。



■居住誘導区域と災害リスク、農振農用地

(3) 準居住誘導区域の設定

渡瀬地区は、浸水想定区域や土砂災害等の災害リスクが高いため居住誘導区域の要件には合致していません。一方で、住宅地として下水道整備等の事業を実施し、総合計画においても居住促進エリアとしての位置づけがあり、良好な住環境が形成されています。そのため、準居住誘導区域（法定外の居住誘導区域）として設定します。

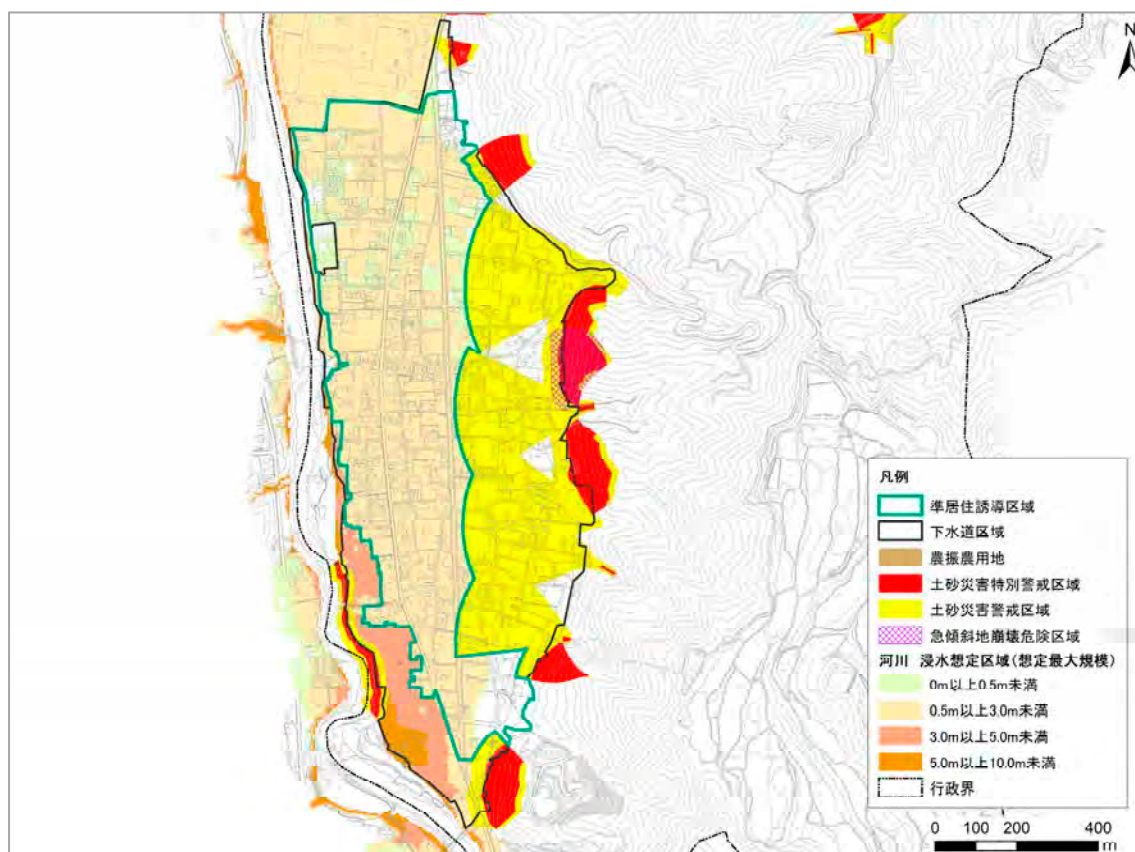
準居住誘導区域設定の仕方

- ・総合計画の居住促進エリアに位置づけられている区域を設定します。
- ・農振農用地、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定 3.0m 以上の区域は除外します。
- ・河川整備等により災害リスクが低減した場合、居住誘導区域の編入について検討を行います。



■居住誘導区域と準居住誘導区域

準居住誘導区域と各災害ハザード情報、農振農用地を以下に示します。準居住誘導区域内には農振農用地の指定はありません。



■準居住誘導区域と災害リスク、農振農用地

第6章

防災指針

第6章 防災指針

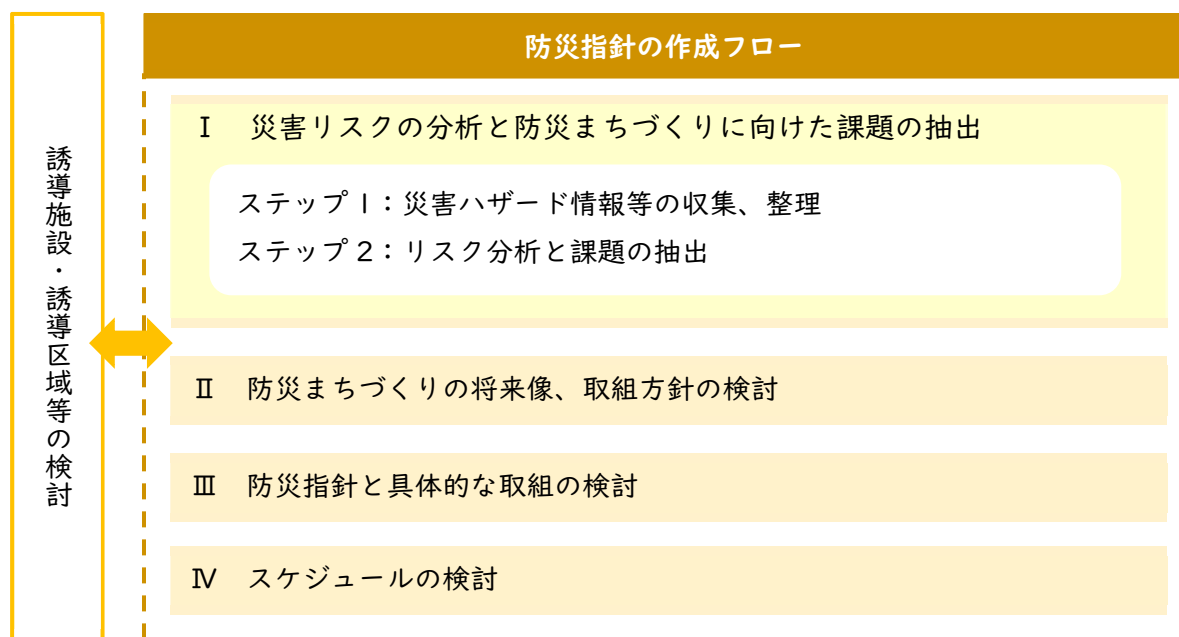
1. 防災指針とは

(1) 防災指針の概要と目的

近年、頻発・激甚化する自然災害によって、人々の生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。これらの自然災害に対応するため、令和2（2020）年6月に、都市再生特別措置法の一部が改正され、居住誘導区域内の防災対策を盛り込んだ「防災指針」を作成することとなりました。防災指針は、災害ハザード区域における開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化等、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じることを目的としています。

また、防災指針は、本計画で定める居住誘導区域内だけでなく居住誘導区域外に生活している居住者の安全を確保する取組や、避難路・避難場所の整備についても居住誘導区域外の居住者の利用も考慮して位置・規模を検討する必要があります。

防災指針の検討にあたっては、以下に示すフローに基づいて行います。



■防災指針の作成フロー

(2) 防災指針と関連計画について

防災指針は、神川町国土強靱化計画及び神川町地域防災計画等の上位・関連計画を踏まえつつ、各種防災関係計画や、道路や河川管理者である国や県との連携も重要であることから、課題や施策等の整合を図ります。

■防災指針と関連計画

計画	概要
国土強靱化地域計画	大規模自然災害に対して、町民の生命や財産を守り、持続可能で強靱な地域づくりを進めるためのもの。
地域防災計画	町民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、各種災害の予防・応急対策・復旧に至る一連の防災行政の整備・推進に関する事項をきめ細かくまとめたもの。
立地適正化計画 防災指針	災害リスクを考慮した都市の課題、課題を踏まえた防災都市づくりの基本方針及び具体的施策を定め、都市計画マスタープランや立地適正化計画に反映するためのもの。

2. 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 災害ハザード情報の収集・概要

① 災害ハザード情報の収集

本町には以下の災害ハザードの区域があります。

■本町の災害ハザード情報

災害ハザードの種類				居住誘導 区域内	居住誘導 区域外
水 災 害	浸水想定区域	河川	神流川、女堀川	×	○
	洪水浸水想定区域	ため池	前池、羽根倉池、谷池	○	○
	家屋倒壊等氾濫想定区域	氾濫流		—	—
		河岸浸食	神流川	×	○
土 砂 災 害	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）			×	○
	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）			×	○
	急傾斜地崩壊危険区域			×	○
	地すべり防止区域			×	○

② 災害ハザード情報の概要

本町の都市計画区域内の各種災害リスクについて、整理を行いました。

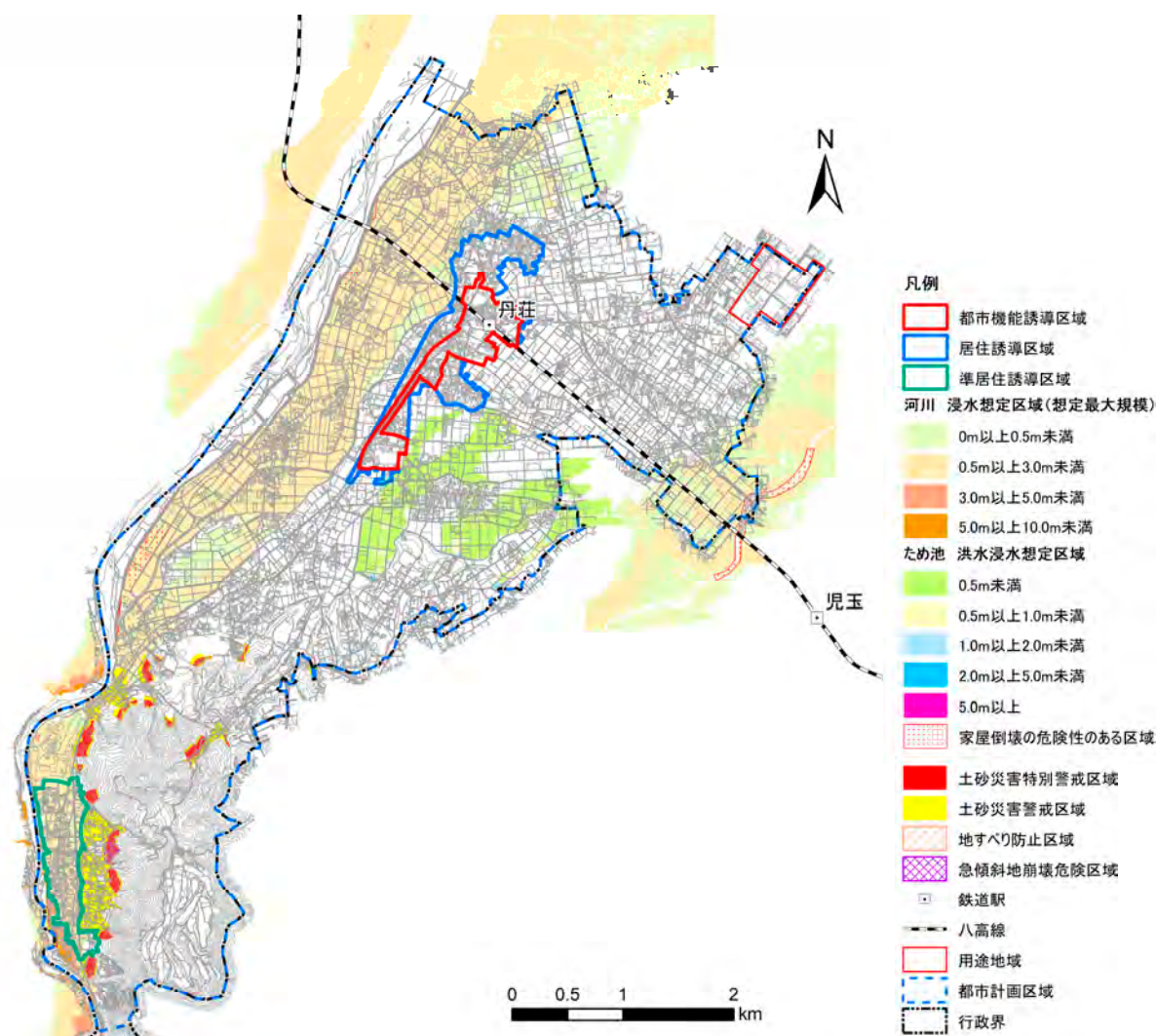
河川の浸水想定区域（最大規模）は、神流川と女堀川周辺に浸水深 0.5m 以上 3.0m 未満（家屋被害が発生する恐れ）となる地域が見られ、都市計画区域の南側に位置する渡瀬地区は、浸水想定区域が一部 5.0m 以上 10.0m 未満となっており、河川による災害リスクが最も高いことが分かります。

ため池による浸水想定区域は、新里地区を中心に見られ、ほとんどが 0.5m 未満の浸水深ですが、一部 0.5m 以上 1.0m 未満の浸水が見られます。

土砂災害のリスクが高い区域は、都市計画区域南側の新宿、ニノ宮、渡瀬地区に見られ、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）がかかっており、急傾斜地崩壊危険箇所もあります。また、渡瀬地区は急傾斜地崩壊危険区域も指定されています。一方で、都市計画区域内に地すべり防止区域の指定はありません。

都市機能誘導区域、居住誘導区域には、一部地域に浸水等の災害リスクがあり、より災害リスクの高い地域を把握するため様々なデータと重ね合わせてリスクの抽出を行いました。

準居住誘導区域である渡瀬地区は、都市計画区域の中で浸水や土砂災害について災害リスクが高いため、本区域についても防災まちづくりの取組について検討を行います。



■都市計画区域内災害リスク図

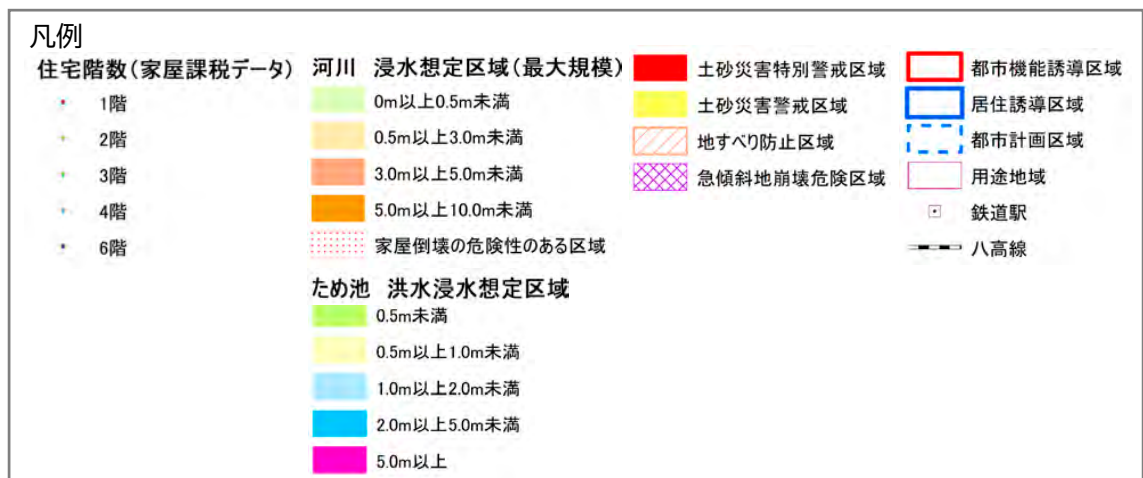
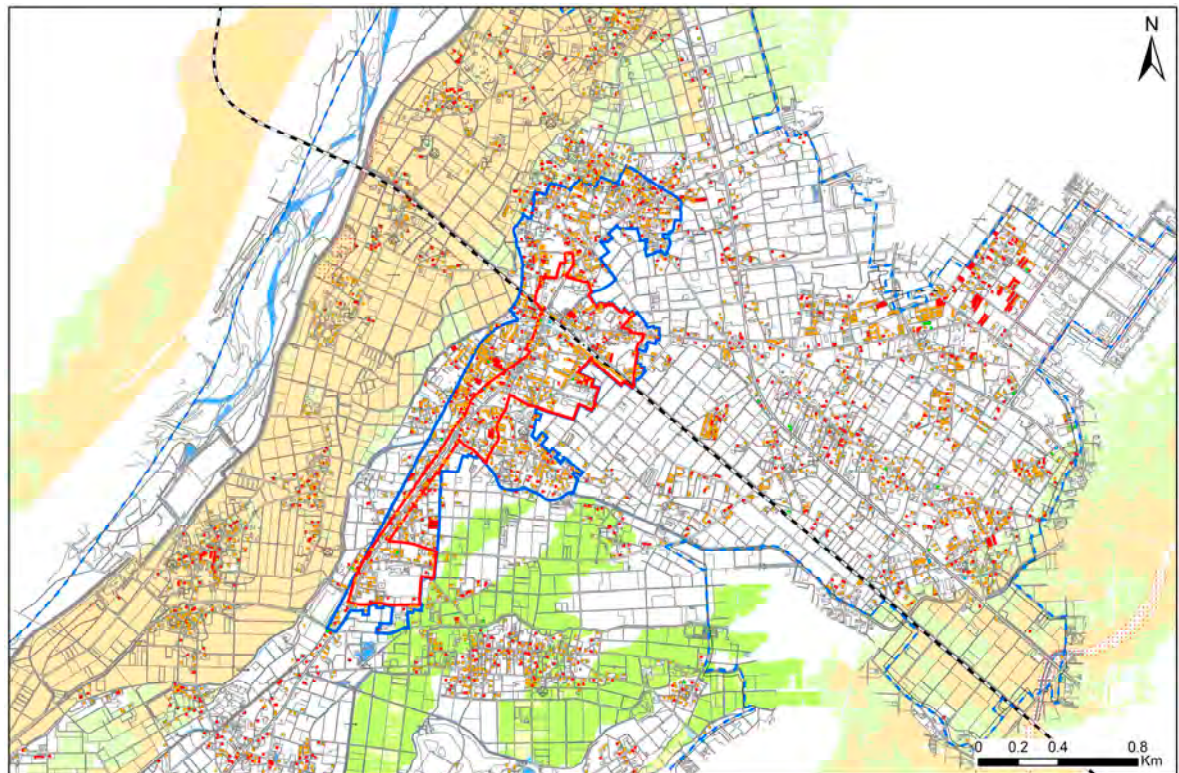
(2) リスク分析と課題の抽出

収集した災害ハザード情報を基に、洪水やため池の浸水想定区域、住宅階数、高齢者人口、避難所等の位置情報と重ね合わせ、居住誘導区域内の災害リスク分析と課題の抽出を行いました。

① 建物分布

家屋課税データ（令和5（2023）年）を用いて、住宅系建物を対象に、階数別に整理し、(1)で整理した災害リスクと重ね合わせた図を以下に示します。

居住誘導区域の周辺において、浸水想定区域と1階建ての住宅が重なるエリアが見られます。

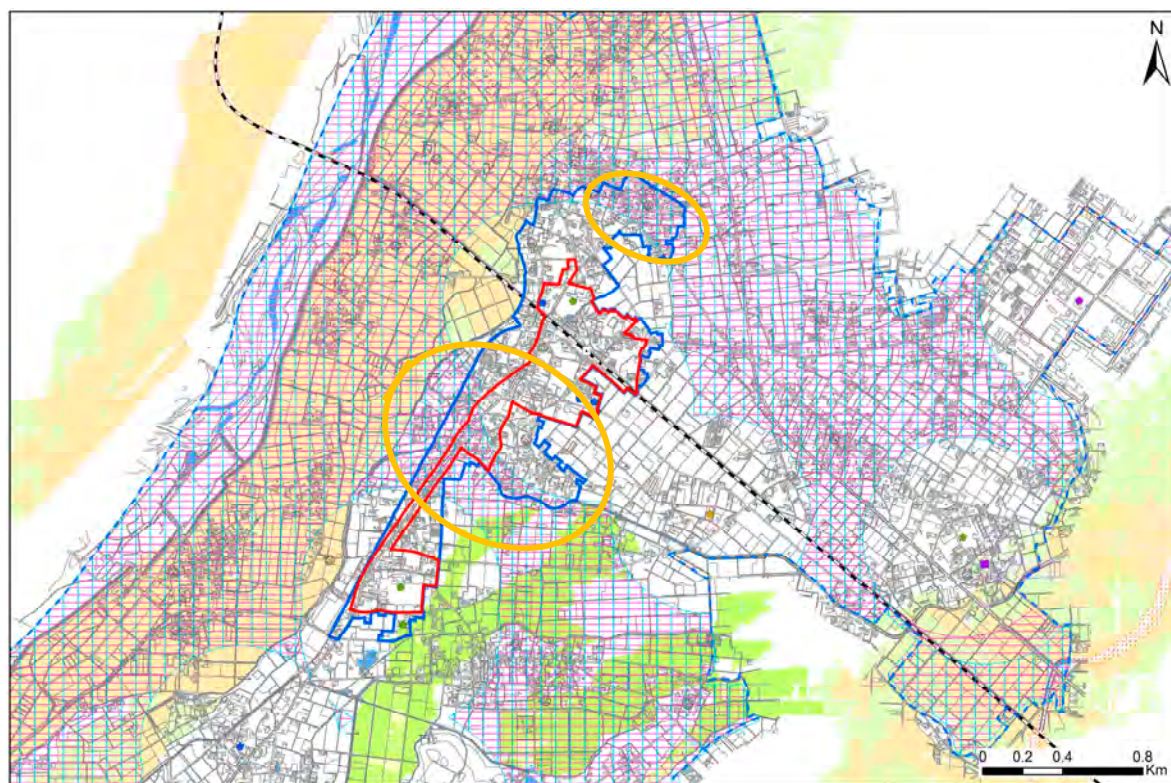


■住宅階数と災害リスク

② 避難施設

令和 3 年度地域防災計画及び神川町防災ガイドブック～ハザードマップ～（令和 4 年 3 月発行）に掲載の避難施設と、高齢者が徒歩 10 分で歩ける距離を半径 500m として設定し、洪水時の指定避難所から 500m の範囲外となる地域を抽出し、災害リスクと重ね合わせた図を以下に示します。

オレンジ色の丸で示す、元阿保地区、植竹地区、中新里地区は、一部避難所から 500m 範囲外となっており、関口・元阿保地区は周辺に浸水リスクも見られるため、災害弱者である高齢者等を含む避難方法について検討する必要があります。



凡例

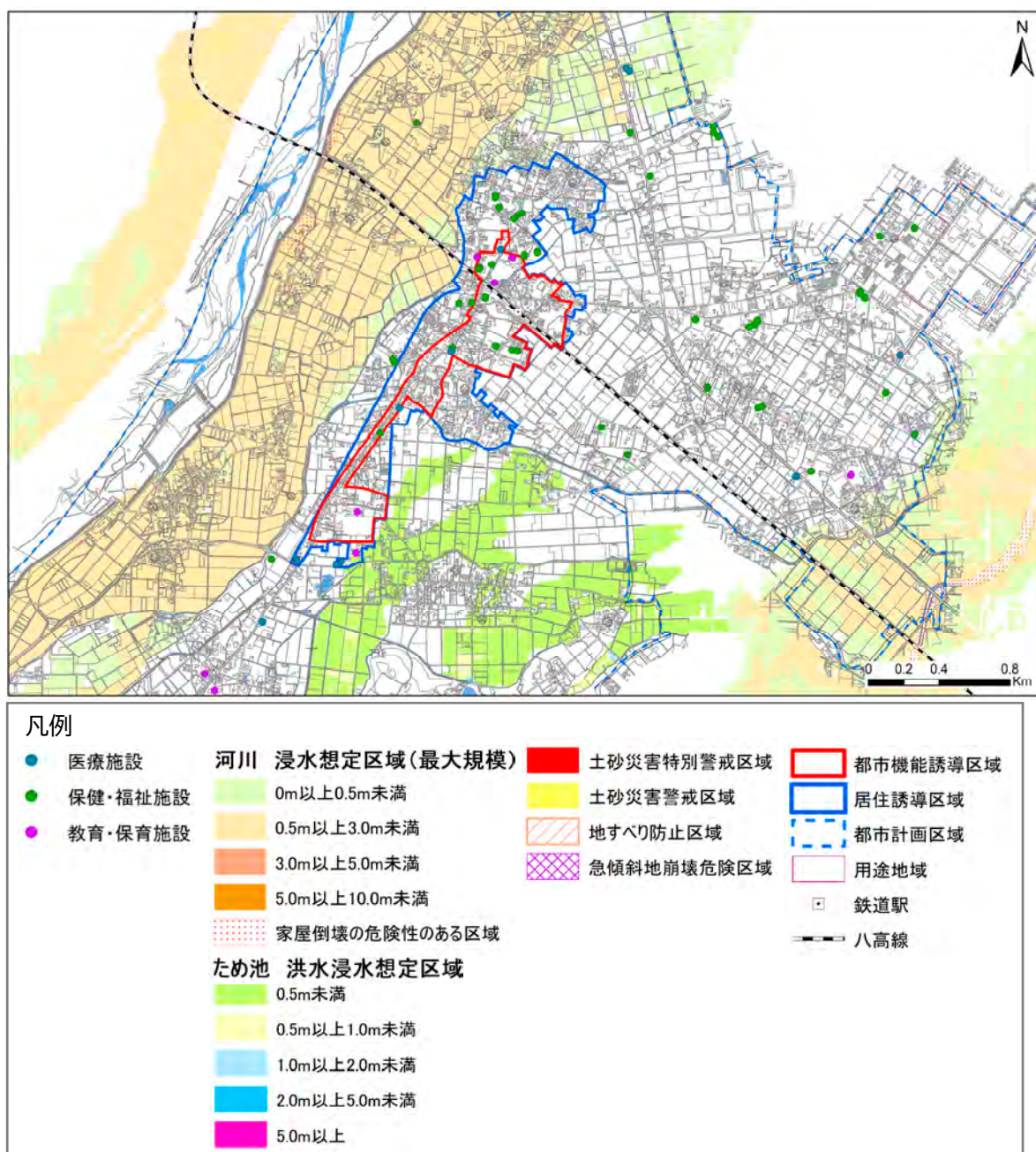
避難所		河川 浸水想定区域(最大規模)		土砂災害特別警戒区域		都市機能誘導区域	
● 避難所兼避難場所		0m以上0.5m未満		土砂災害警戒区域		居住誘導区域	
● 避難所		0.5m以上3.0m未満		地すべり防止区域		都市計画区域	
● 避難場所		3.0m以上5.0m未満		急傾斜地崩壊危険区域		用途地域	
● 福祉避難所		5.0m以上10.0m未満				鉄道駅	
▲ 避難所兼避難場所(洪水浸水時のみ)		家屋倒壊の危険性のある区域				八高線	
▲ 福祉避難所(洪水浸水時のみ)							
■ 避難所兼避難場所(土砂災害時のみ)		ため池 洪水浸水想定区域					
■ 避難場所(土砂災害時のみ)		0.5m未満					
□ 避難所から500m範囲外(洪水時除く)		0.5m以上1.0m未満					
□ 避難所から500m範囲外(土砂災害時除く)		1.0m以上2.0m未満					
		2.0m以上5.0m未満					
		5.0m以上					

■ 避難施設の徒歩圏域外と災害リスク

③ 都市機能

都市機能施設である医療施設及び保健・福祉施設、教育・保育施設を抽出し、災害リスクと重ね合わせた図を以下に示します。

災害リスクの高い地域内に、医療、保健・福祉、教育・保育施設の立地はありませんが、神川幼稚園の敷地の一部にため池浸水想定 0.5m 未満が重なっています。



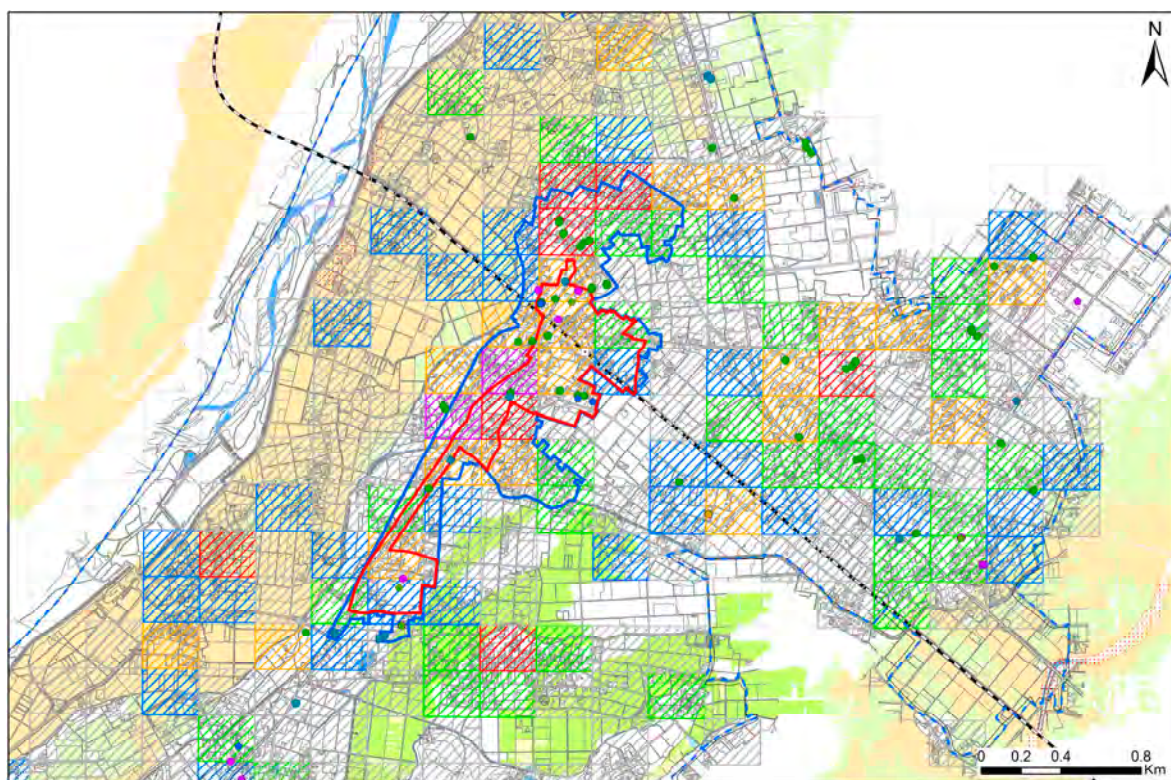
■都市機能と災害リスク

④ 高齢者分布

住民基本台帳データ（令和 5（2023）年）より、65 歳以上の高齢者の分布状況を 250m メッシュデータへ展開し、洪水浸水想定区域と重ね合わせた図を以下に示します。

居住誘導区域の中央から北側にかけて高齢者人口が 30 人以上となっている地区が見られます。特に、浸水の災害リスクに隣接する関口・元阿保地区は、高齢者人口が 40 人以上と多く居住しています。

また、高齢者人口が 51 人以上となっている丹荘駅の南側は、災害リスクはありませんが、医療施設等の都市機能の立地が少ない状況となっています。



凡例

避難所

- 避難所兼避難場所
- 避難所
- 避難場所
- 福祉避難所
- ▲ 避難所兼避難場所（洪水浸水時のみ）
- ▲ 福祉避難所（洪水浸水時のみ）
- 避難所兼避難場所（土砂災害時のみ）
- 避難場所（土砂災害時のみ）

- 医療施設
- 保健・福祉施設
- 教育・保育施設

高齢者人口

- 人口無し
- 10人以下
- 11～20人以下
- 21～30人以下
- 31～40人以下
- 41～50人以下
- 51人以上

河川 浸水想定区域（最大規模）

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 家屋倒壊の危険性のある区域

ため池 洪水浸水想定区域

- 0.5m未満
- 0.5m以上1.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 2.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上

土砂災害特別警戒区域

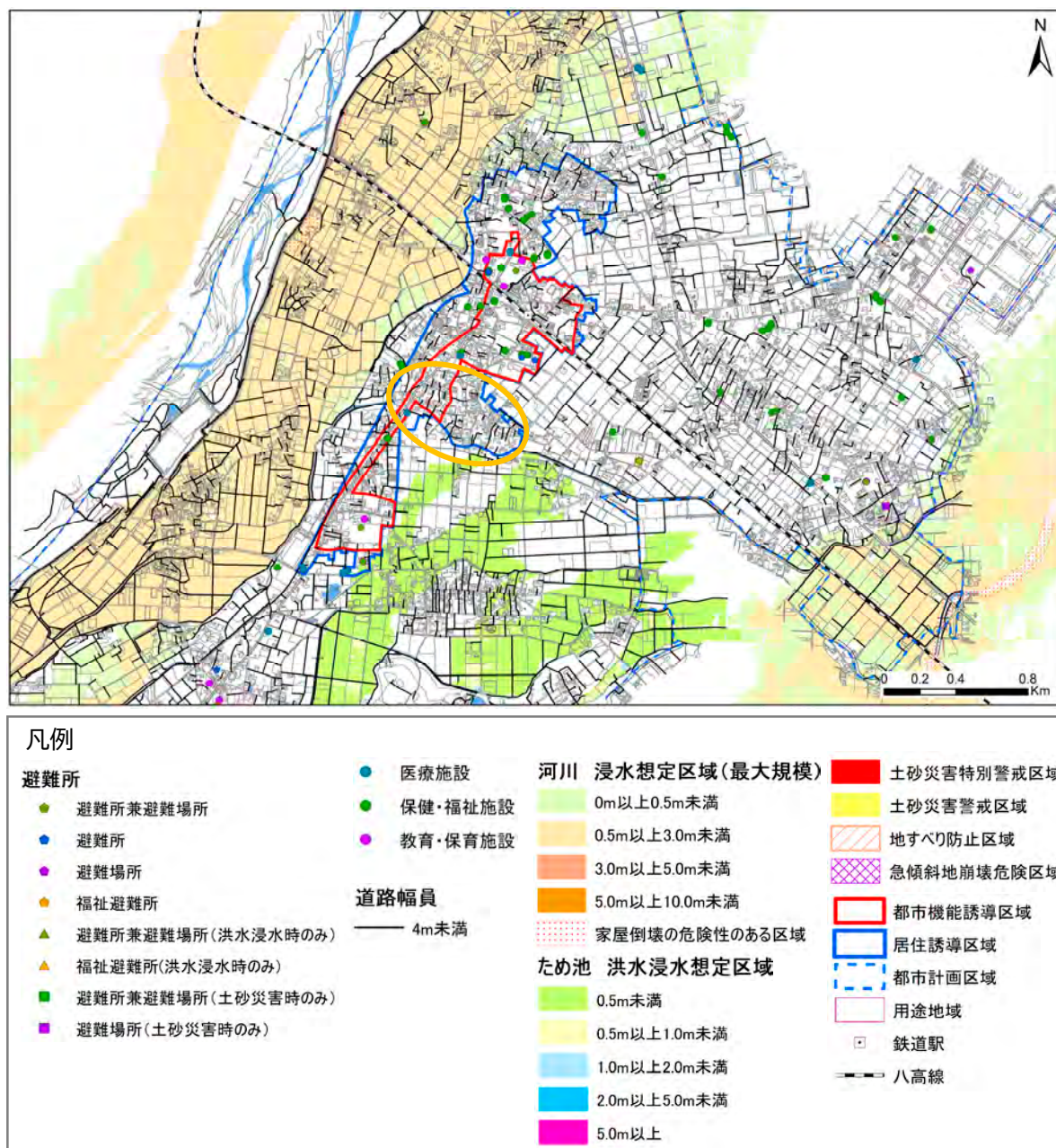
- 土砂災害警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道駅
- 八高線

■都市機能と高齢者分布と災害リスク

⑤ 道路網

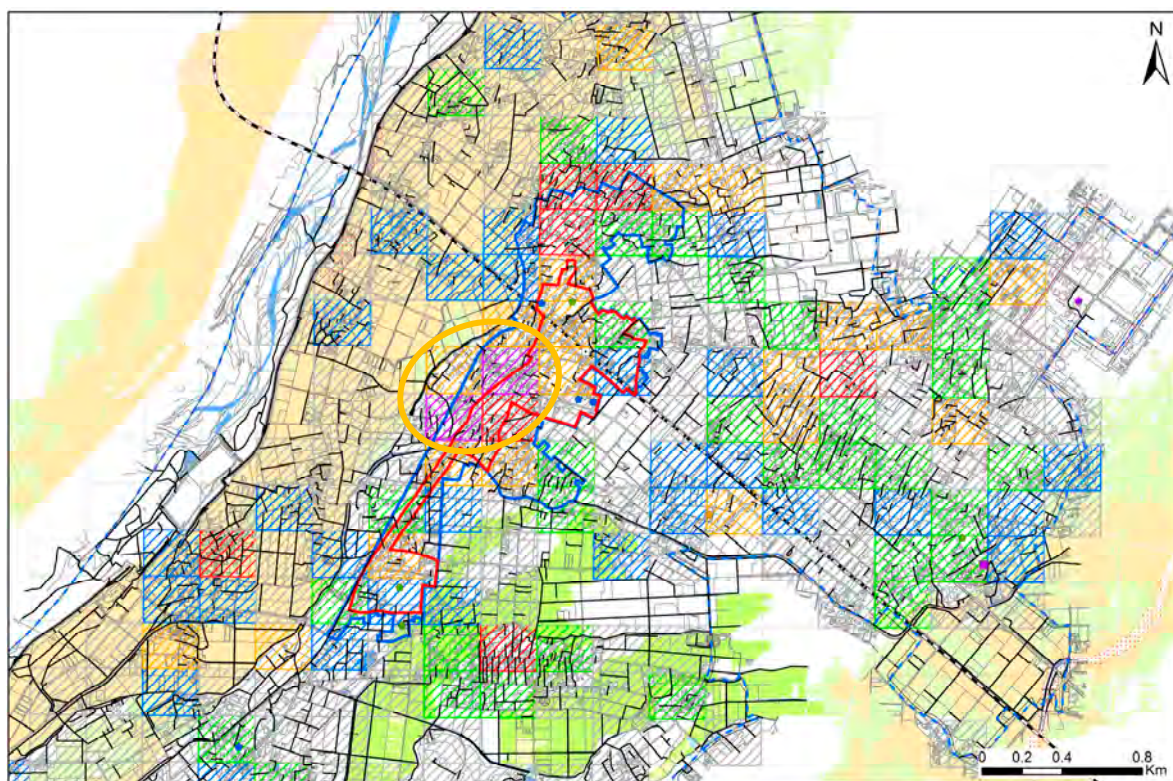
道路中心線データ及び道路台帳データ（令和 2（2020）年 3 月時点）を用いて、幅員 4m 未満の道路を抽出し、災害リスクと重ね合わせた図を以下に示します。

居住誘導区域内では、図内にオレンジ色の丸で示した植竹地区南部において幅員 4m 未満の道路が多くなっています。



■道路幅員と災害リスク

幅員 4m 未満の道路と高齢者人口の分布を重ね合わせると、オレンジ色の丸で示した箇所は、250m メッシュ内的高齢者人口が 51 人以上となっており、かつ 4m 未満の道路が見られます。災害時に避難困難となる高齢者が発生する可能性があります。



凡例

避難所

- 避難所兼避難場所
- 避難所
- 避難場所
- 福祉避難所
- ▲ 避難所兼避難場所(洪水浸水時のみ)
- ▲ 福祉避難所(洪水浸水時のみ)
- 避難所兼避難場所(土砂災害時のみ)
- 避難場所(土砂災害時のみ)

高齢者人口

- 人口無し
- 10人以下
- 11-20人以下
- 21-30人以下
- 31-40人以下
- 41-50人以下
- 51人以上

道路幅員

- 4m未満

河川 浸水想定区域(最大規模)

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 家屋倒壊の危険性のある区域

ため池 洪水浸水想定区域

- 0.5m未満
- 0.5m以上1.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 2.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道駅
- 八高線

■ 高齢者人口と道路幅員

(3) 人的被害、避難所等の防災施設の被害、建物被害など

居住誘導区域内に位置する人口と家屋について、洪水浸水想定区域（想定最大規模）の浸水深別に集計を行い、人的被害、建物被害について把握しました。

居住誘導区域内で浸水想定区域（想定最大規模）の居住及び家屋は見られません。

■河川 浸水想定区域(最大規模)に含まれる人口 居住誘導区域

河川 浸水想定区域（最大規模）	年齢別人口（人）			
	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	総計
浸水無し	367	1,839	765	2,971
0m 以上 0.5m 未満	0	0	0	0
0.5m 以上 3.0m 未満	0	0	0	0
3.0m 以上 5.0m 未満	0	0	0	0
総計	367	1,839	765	2,971

■ため池 洪水浸水想定区域に含まれる人口 居住誘導区域

ため池 洪水浸水想定区域	年齢別人口（人）			
	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	総計
浸水無し	367	1,839	765	2,971
0m 以上 0.5m 未満	0	0	0	0
0.5 以上 1.0m 未満	0	0	0	0
1.0 以上 2.0m 未満	0	0	0	0
2.0 以上 5.0m 未満	0	0	0	0
5.0m 以上	0	0	0	0
総計	367	1,839	765	2,971

■河川 浸水想定区域(最大規模)に含まれる家屋数 居住誘導区域

河川 浸水想定区域（最大規模）	住宅建物階数（戸数）				
	1 階	2 階	3 階	4 階	総計
浸水無し	345	868	6	2	1,221
0m 以上 0.5m 未満	0	0	0	0	0
0.5m 以上 3.0m 未満	0	0	0	0	0
3.0m 以上 5.0m 未満	0	0	0	0	0
総計	345	868	6	2	1,221

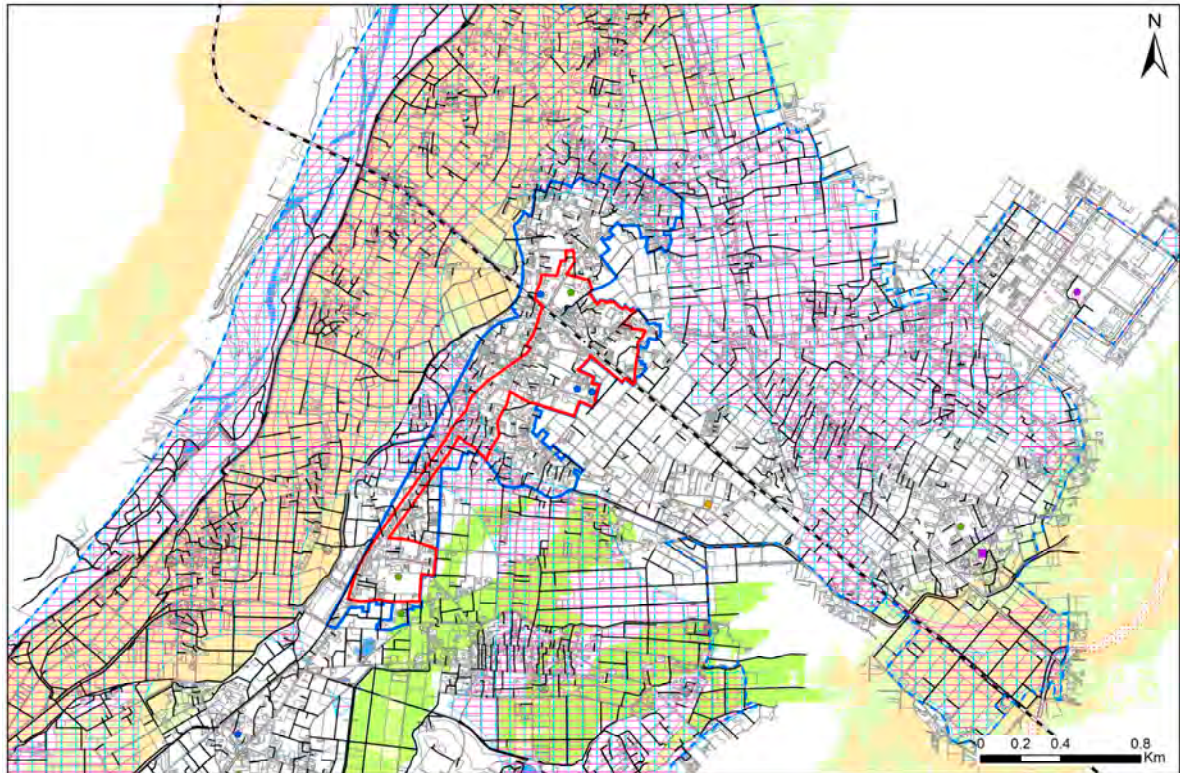
■ため池 洪水浸水想定区域に含まれる家屋数 居住誘導区域

ため池 洪水浸水想定区域	住宅建物階数（戸数）				
	1 階	2 階	3 階	4 階	総計
浸水無し	345	868	6	2	1,221
0m 以上 0.5m 未満	0	0	0	0	0
0.5m 以上 1.0m 未満	0	0	0	0	0
1.0m 以上 2.0m 未満	0	0	0	0	0
2.0m 以上 5.0m 未満	0	0	0	0	0
5.0m 以上	0	0	0	0	0
総計	345	868	6	2	1,221

(4) 防災上の課題の整理

① 居住誘導区域全体の課題

元阿保地区、植竹地区、中新里地区は、一部避難所からの500m圏外となっています。これらの地域では、高齢者にとって安全な避難が困難であるため、避難所の追加検討や、事前避難に向けた地域コミュニティの連携、情報発信等のソフト対策が必要となります。



凡例

避難所

- 避難所兼避難場所
- 避難所
- 避難場所
- 福祉避難所
- ▲ 避難所兼避難場所(洪水浸水時のみ)
- ▲ 福祉避難所(洪水浸水時のみ)
- 避難所兼避難場所(土砂災害時のみ)
- 避難場所(土砂災害時のみ)

道路幅員

- 4m未満
- 避難所から500m範囲外(洪水時除く)
- 避難所から500m範囲外(土砂災害時除く)

河川 浸水想定区域(最大規模)

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 家屋倒壊の危険性のある区域

ため池 洪水浸水想定区域

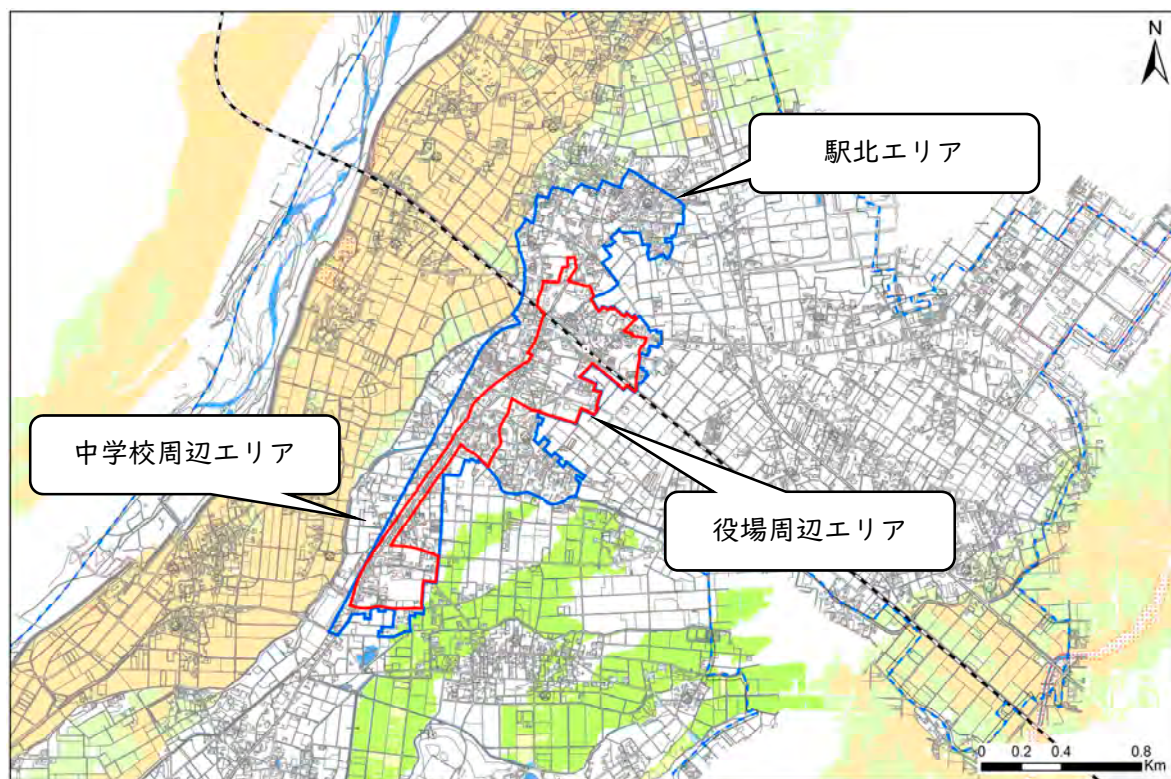
- 0.5m未満
- 0.5m以上1.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 2.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道駅
- 八高線

■ 居住誘導区域の防災上の課題

② 居住誘導区域地区ごとの課題整理

居住誘導区域内を、鉄道より北側の駅北エリア、駅南の役場周辺エリア、神川中学校周辺の中学校周辺エリアに分けて、防災上の課題について抽出・整理を行いました。



凡例

河川 浸水想定区域(最大規模)	ため池 洪水浸水想定区域		
0m以上0.5m未満	0.5m未満	土砂災害特別警戒区域	都市機能誘導区域
0.5m以上3.0m未満	0.5m以上1.0m未満	土砂災害警戒区域	居住誘導区域
3.0m以上5.0m未満	1.0m以上2.0m未満	地すべり防止区域	都市計画区域
5.0m以上10.0m未満	2.0m以上5.0m未満	急傾斜地崩壊危険区域	用途地域
家屋倒壊の危険性のある区域	5.0m以上		鉄道駅
			八高線

■ 居住誘導区域地区ごとの課題

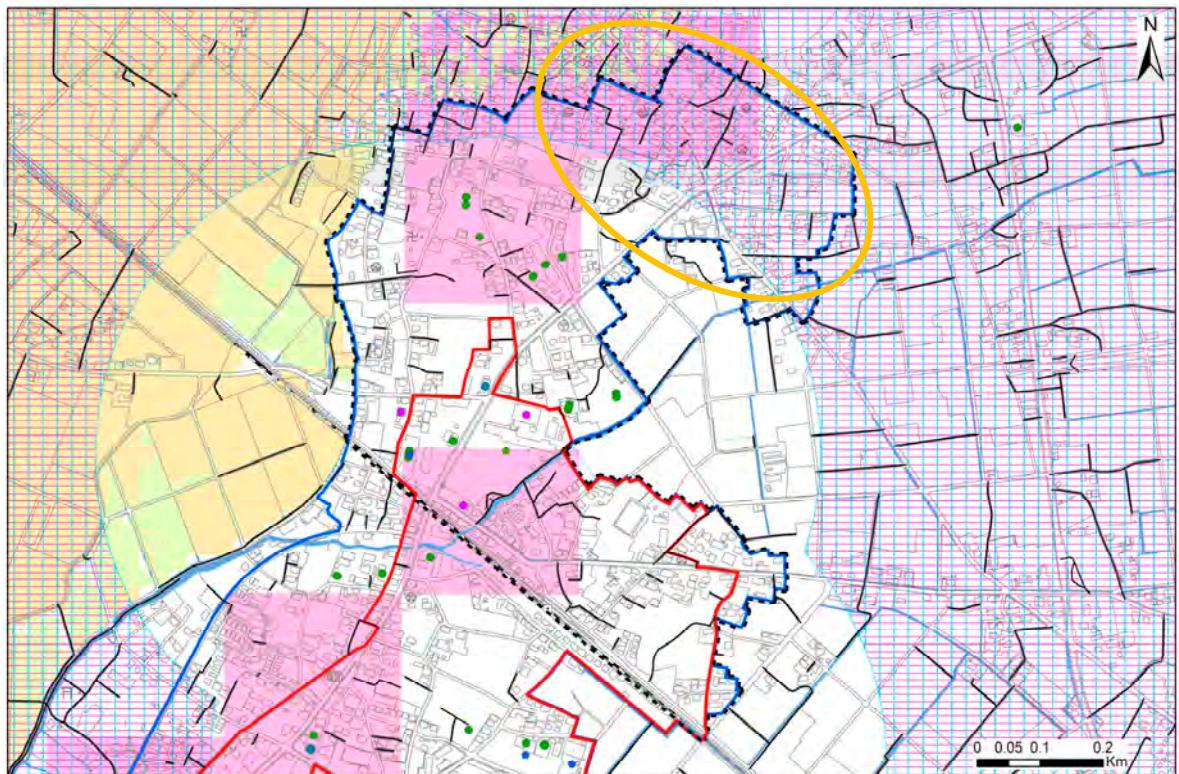
1) 駅北エリアの課題

●浸水想定区域の状況

- ・エリアの北側には、豪雨災害時に神流川からの浸水が予想される地区であり、最大で0m以上0.5m未満の浸水が想定されています。

●高齢者分布と避難所、施設、道路の状況

- ・250mメッシュあたり40人以上の高齢者が分布しており、幅員4m未満の道路も見られることから、高齢者が避難しやすい道路整備が必要となります。
- ・浸水想定区域に隣接する地区は、避難所から500m圏外となるため、危険が予測される場合は、事前の避難等の対策が必要です。



■駅北エリアの課題

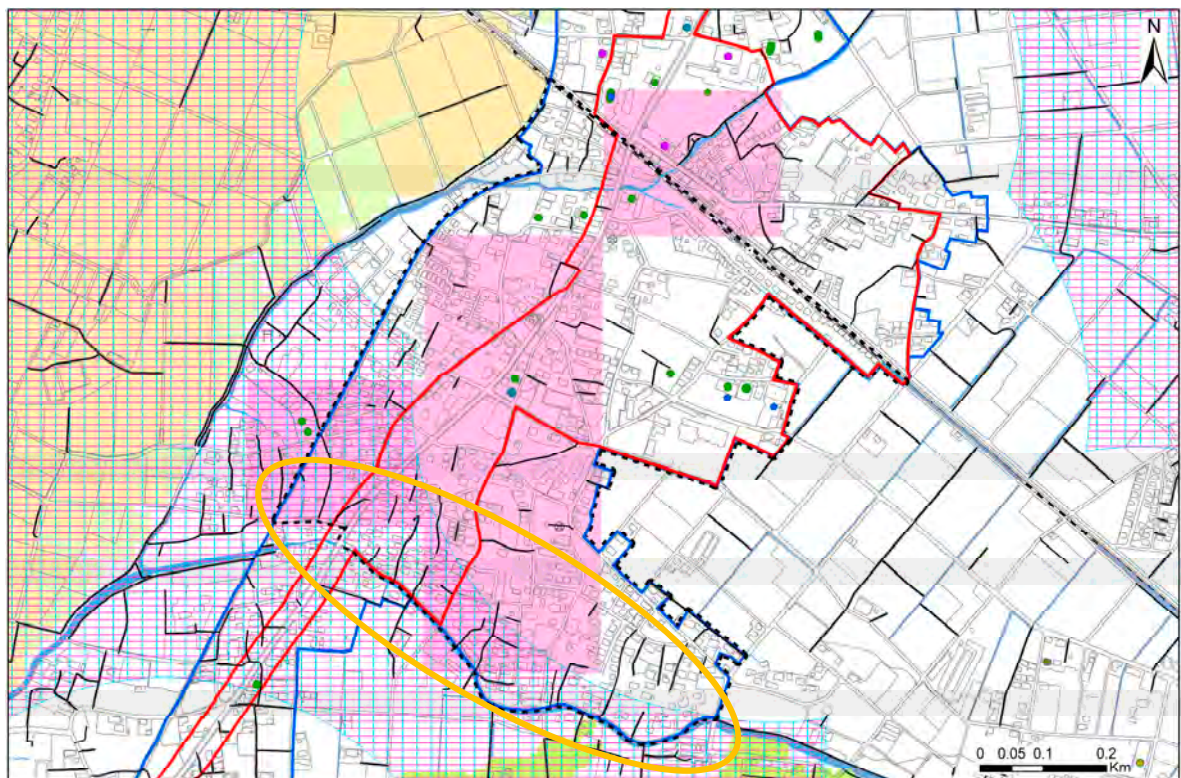
2) 役場周辺エリアの課題

●浸水想定区域の状況

- ・本エリアには浸水想定区域はかかっていませんが、羽根倉池からの浸水が予想されるエリアが隣接しています。

●高齢者分布と避難所、施設、道路の状況

- ・250m メッシュあたり 40 人以上の高齢者が分布しており、幅員 4m 未満の道路も見られることから、高齢者が避難しやすい道路の整備が必要となります。
- ・本エリアの南側は避難所から 500m 圏外となっているため、危険が予測される場合は、事前の避難等の対策が必要です。



■役場周辺エリアの課題

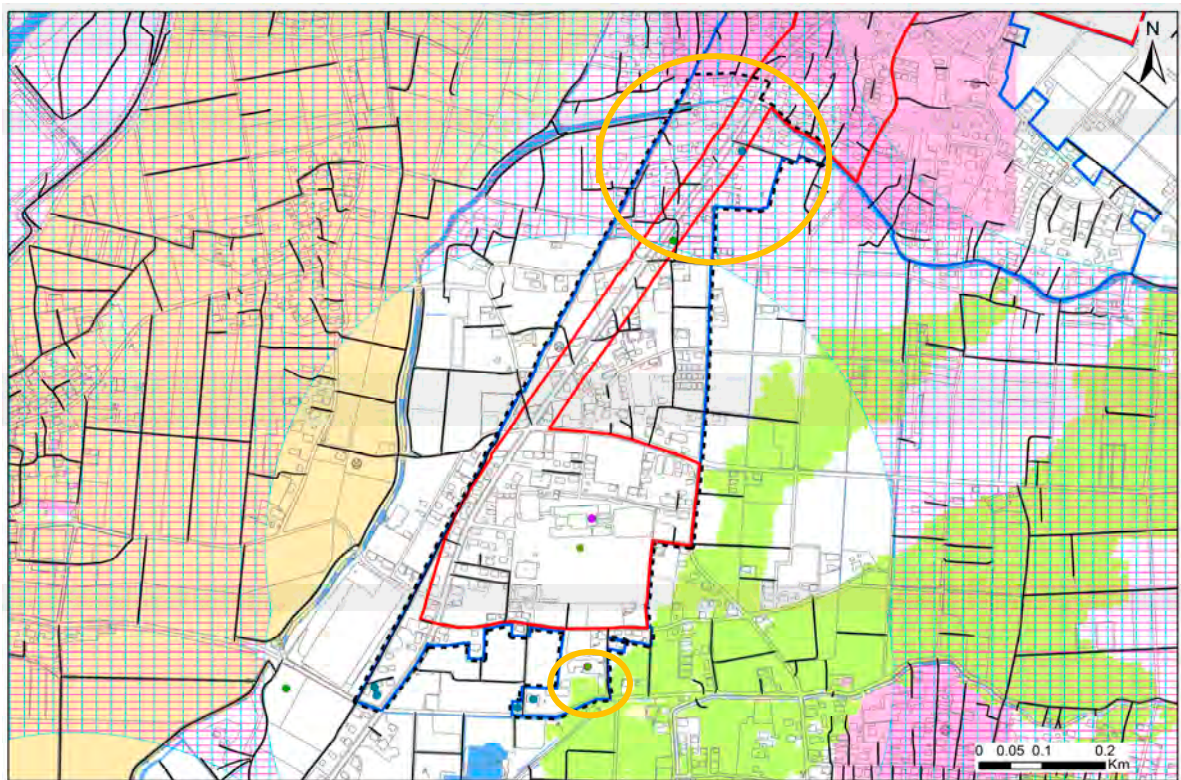
3) 中学校周辺エリアの課題

●浸水想定区域の状況

- ・本エリアの南側に位置する神川幼稚園の敷地の一部に羽根倉池の浸水想定区域 0.5m未満が重なっています。
- ・浸水深 0.5m の場合床下浸水する恐れがあり、避難時の歩行に支障が出る可能性も考えられます。

●高齢者分布と避難所、施設の分布状況

- ・250m メッシュあたり 40 人以上の高齢者は分布しておりません。
- ・本エリアは、南側は避難所から 500m 圏内となっていますが、ため池による浸水想定がされるため、豪雨時は事前避難等が必要となります。
- ・北側は、避難所から 500m 圏外となっているため、危険が予測される場合は、事前の避難等の対策が必要となります。



凡例

避難所

- 避難所兼避難場所
- 避難所
- 避難場所
- 福祉避難所
- ▲ 避難所兼避難場所(洪水浸水時のみ)
- ▲ 福祉避難所(洪水浸水時のみ)
- 避難所兼避難場所(土砂災害時のみ)
- 避難場所(土砂災害時のみ)

- 医療施設
- 保健・福祉施設
- 教育・保育施設

道路幅員

- 4m未満
- 避難所から500m範囲外(洪水時除く)
- 避難所から500m範囲外(土砂災害時除く)
- 高齢者40人以上

河川 浸水想定区域(最大規模)

- 0m以上0.5m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 家屋倒壊の危険性のある区域

ため池 洪水浸水想定区域

- 0.5m未満
- 0.5m以上1.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 2.0m以上5.0m未満
- 5.0m以上

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 鉄道駅
- 八高線

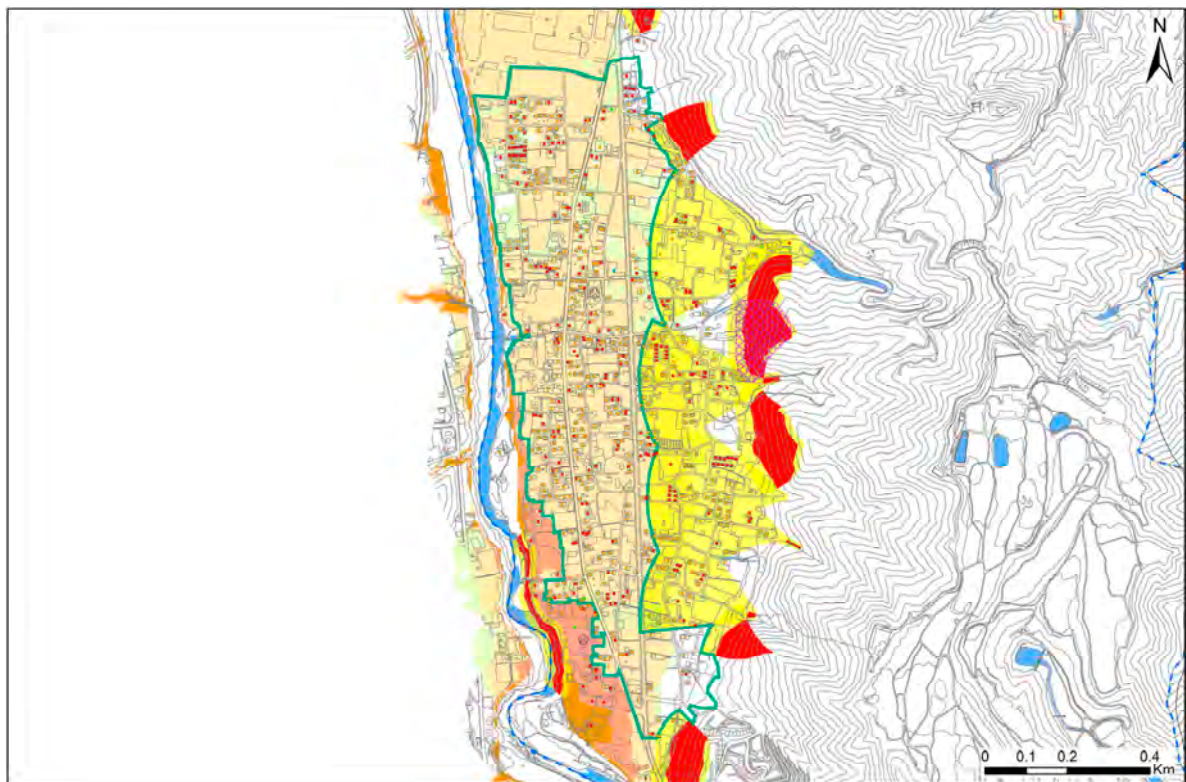
■中学校周辺エリアの課題

(5) 準居住誘導区域の災害リスク

① 建物分布

家屋課税データ（令和5（2023）年）を用いて、住宅系建物を対象に、階数別に整理し、(1)で整理した災害リスクと重ね合わせた図を以下に示します。

準居住誘導区域内に、浸水想定区域 3.0m 未満と 1 階建て住宅が重なるエリアが見られます。また、区域外には、浸水想定区域 3.0m 以上と 1 階建て住宅が重なるエリアや土砂災害警戒区域に含まれる住宅も見られます。土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に重なる住宅は見られませんが、近接しているため災害時の早急な避難行動が求められます。



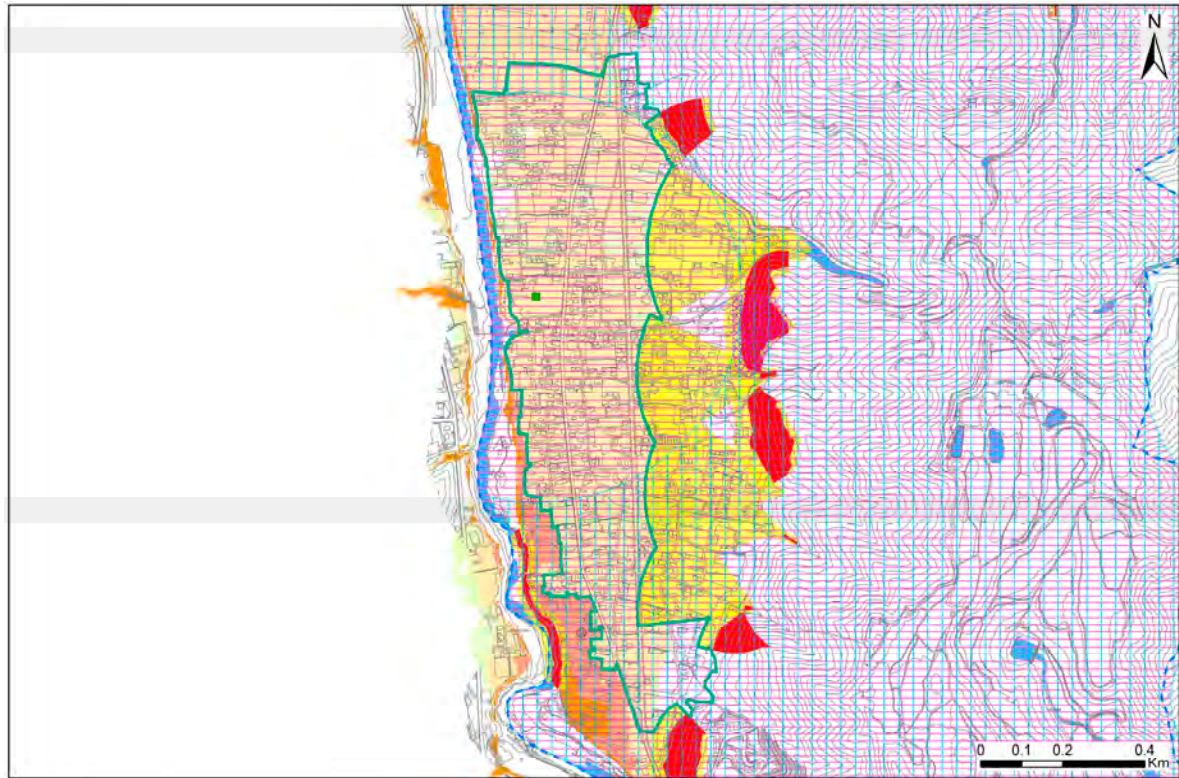
凡例

住宅階数(家屋課税データ)	河川	浸水想定区域(最大規模)	土砂災害特別警戒区域	準居住誘導区域
1階		0m以上0.5m未満	土砂災害警戒区域	都市計画区域
2階		0.5m以上3.0m未満	地すべり防止区域	
3階		3.0m以上5.0m未満	急傾斜地崩壊危険区域	
4階		5.0m以上10.0m未満		
6階		家屋倒壊の危険性のある区域		

■住宅階数と災害リスク

② 避難施設

準居住誘導区域内には、土砂災害時の避難所兼避難場所が立地しています。区域の半分以上が避難施設の500m圏域に含まれますが、洪水浸水時の避難所や避難場所がないため、水害時の避難について検討する必要があります。



凡例

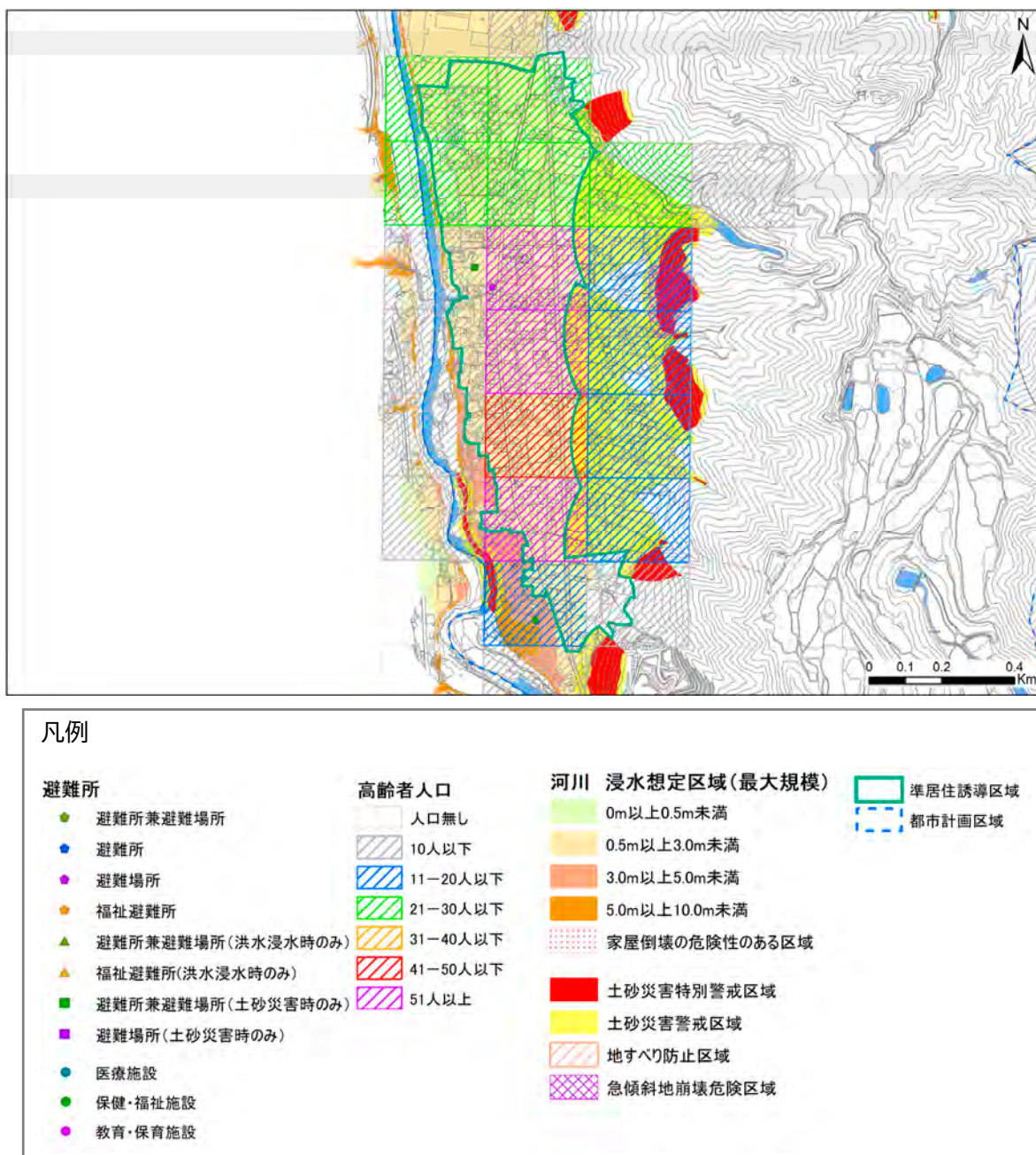
避難所		河川 浸水想定区域(最大規模)	土砂災害特別警戒区域	準居住誘導区域
● 避難所兼避難場所		0m以上0.5m未満	土砂災害警戒区域	都市計画区域
● 避難所		0.5m以上3.0m未満	地すべり防止区域	
● 避難場所		3.0m以上5.0m未満	急傾斜地崩壊危険区域	
● 福祉避難所		5.0m以上10.0m未満		
▲ 避難所兼避難場所(洪水浸水時のみ)		家屋倒壊の危険性のある区域		
▲ 福祉避難所(洪水浸水時のみ)				
■ 避難所兼避難場所(土砂災害時のみ)				
■ 避難場所(土砂災害時のみ)				
□ 避難所から500m範囲外(洪水時除く)				
□ 避難所から500m範囲外(土砂災害時除く)				

■ 避難施設の徒歩圏域外と災害リスク

③ 高齢者分布

準居住誘導区域の中央から南側にかけて、250mメッシュあたりの高齢者人口が51人以上となっている地区が見られます。また、準居住誘導区域の南側に浸水想定3.0m以上に含まれる福祉施設が見られます。土砂災害警戒区域においても、高齢者人口11人以上の分布が見られます。

本区域は、土砂災害時は高齢者の安全な避難ルートの確保、浸水時は避難所がないため、高齢者の円滑な避難方法の確保が必要となります。



■都市機能と高齢者分布と災害リスク

3. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの将来像

居住誘導区域の防災上の課題や国土強靱化計画及び地域防災計画の施策等を踏まえ、災害リスクに対応した防災まちづくりに向けた将来像を定めます。

防災・減災対策の取組や防災意識の向上により 安全で快適に暮らし続けられるまちづくり

- ・ 災害発生による被害を軽減させるため、本計画による居住誘導に加え、防災機能の強化、危険建物の除去等を推進します。
- ・ ハザードマップによる防災情報の周知に加え、町民自らによるマイ・タイムラインの作成や防災意識の向上により災害リスクを低減させるなど、町民と協力しながら防災対策を進めます。

(2) 取組方針の検討

防災まちづくりの将来像を基に取組方針を「災害リスクの回避」、「災害リスクの低減」の項目で設定し、まち全体、居住誘導区域、居住誘導区域外に対する施策を設定します。

■取組方針の考え方

災害リスクの回避

- ・ ・ ・ 災害時に被害が発生しないように回避する取組
- ◆ 宅地化の抑制と誘導

災害リスクの低減

- ・ ・ ・ 浸水対策等により被害を低減する取組
- ・ ・ ・ 災害発生時における確実な避難や経済被害の軽減等の取組

ハード対策

- ◆ 災害に対応した防災機能強化
- ◆ 危険建物等の除去・対策

ソフト対策

- ◆ 災害に強い体制づくり
- ◆ 防災への意識啓発

⇒リスクの回避

・・・災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制、災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外することによる立地誘導

⇒リスクの低減

・・・ハード、ソフトによる防災・減災対策など

【居住誘導区域】

- ・避難訓練の実施
- ・避難路確保のための道路整備の推進等
- ・生活道路や避難路の危険物の除去・対策
- ・老朽化空き家の除去

⇒リスクの低減

【駅北、中学校周辺エリア】

- ・既存施設等を利用した避難所の検討

⇒リスクの低減

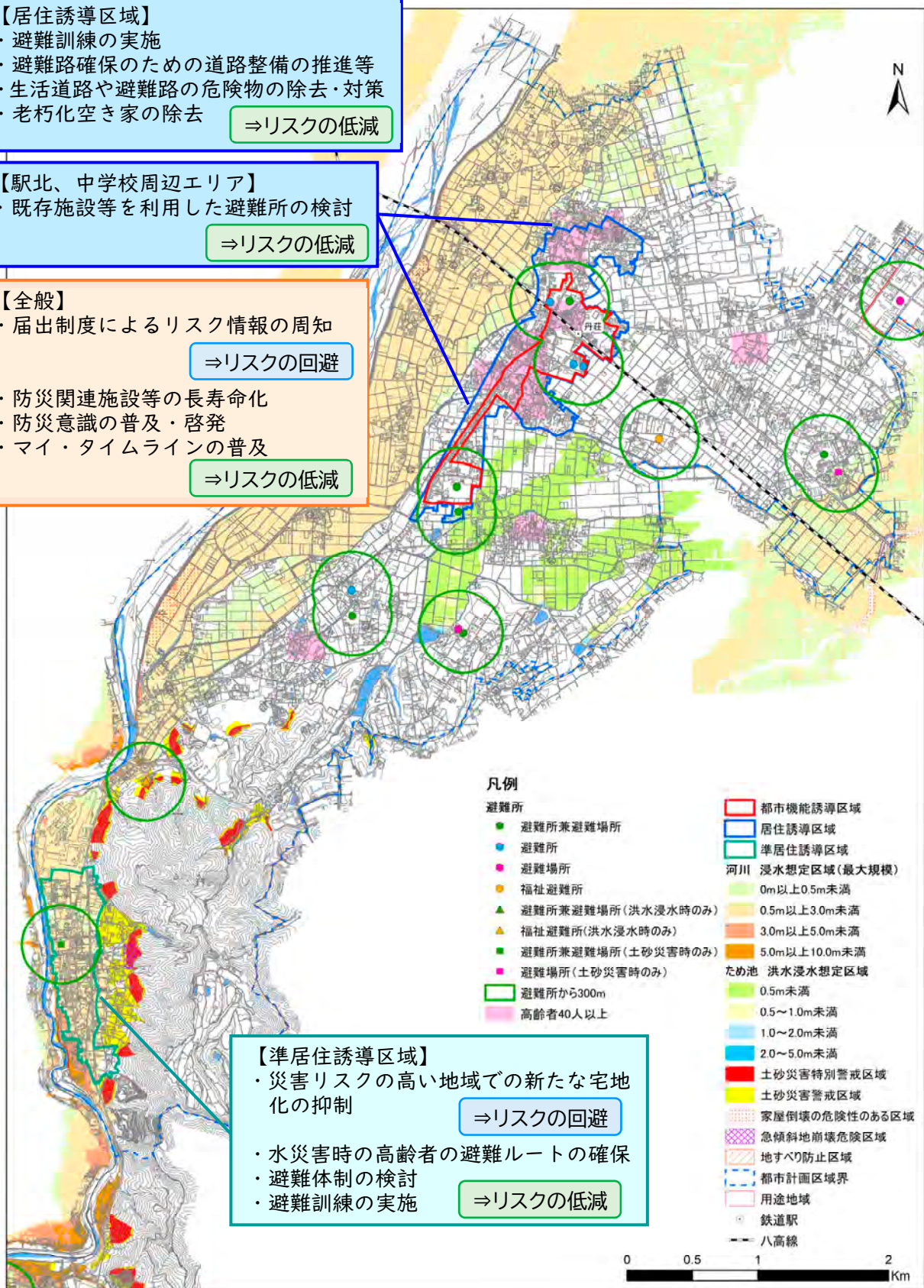
【全般】

- ・届出制度によるリスク情報の周知

⇒リスクの回避

- ・防災関連施設等の長寿命化
- ・防災意識の普及・啓発
- ・マイ・タイムラインの普及

⇒リスクの低減



【準居住誘導区域】

- ・災害リスクの高い地域での新たな宅地化の抑制
- ・水災害時の高齢者の避難ルートの確保
- ・避難体制の検討
- ・避難訓練の実施

⇒リスクの回避

⇒リスクの低減

■防災上の取組方針の検討図

(3)防災・減災対策を促進するための施策

防災・減災対策を促進するために、取組方針ごとに具体的な施策を設定します。

■防災・減災対策を促進するための施策

取組方針		防災減災に関する施策	主な内容
共通	災害リスクの回避	◆宅地化の抑制と誘導	○災害リスクが高い地域での新たな宅地化を抑制するため、立地適正化計画の届出制度により災害リスク情報を周知し、居住誘導区域への居住誘導を図ります。
	災害リスクの低減 (ソフト対策)	◆災害に強い体制づくり	○町民自らが命を守るため、防災行動計画（マイ・タイムライン）等の普及を図ります。
		◆防災への意識啓発	○ハザードマップ等の防災情報の周知を行い、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。（中央公民館等での展示ブース、町民への防災意識の向上） ○学校等での防災教育を推進するため、教員の防災意識の向上や校内研修を実施します。
居住誘導区域	災害リスクの低減 (ハード対策)	◆災害に対応した防災機能強化	○防災機能の強化のため、防災関連施設の予防保全による長寿命化を図ります。 ○住宅・建築物の耐震化等の促進のため、耐震改修促進計画を策定します。 ○避難路確保のため、道路整備を行います。
		◆危険建物等の除去・対策	○災害時の電柱や建物の倒壊等による危険防止や障害物発生等の減少、道路閉塞を防止するため、沿道は無電柱化するなど緊急輸送道路の強化を図ります。 ○災害時の倒壊等による道路閉塞等を防止するため、老朽化空き家の除去や危険ブロック塀の除去の促進、自主点検の啓発を行います。
	災害リスクの低減 (ソフト対策)	◆災害に強い体制づくり	○災害時に対応できる危機管理体制（自治）の構築を支援します。 ○緊急輸送道路の沿道に防災倉庫の設置等を行い、防災機能を充実させます。 ○災害に備えた備蓄の充実のため、避難所の支援物資の補完等を強化します。 ○災害時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の策定を支援します。
準居住誘導区域	災害リスクの低減 (ソフト対策)	◆災害に強い体制づくり	○渡瀬小学校は、今後の避難所の利用について検討します。 ○水災害時には、青柳小学校への避難行動を円滑に進めるため、高齢者の避難ルートの確保を行います。
居住誘導区域外	災害リスクの回避	◆防災まちづくり	○防災関連計画等による防災まちづくりへの取組を実施します。
	災害リスクの低減 (ソフト対策)	◆災害に強い体制づくり	○小学校統合後の避難所の利用について検討します。 ○子どもや高齢者を含む地域住民の円滑な避難行動のため、避難体制の検討や避難ルートの確保を行います。 ○自主防災組織等の育成や支援を行います。

第6章

防災指針

※国土強靱化計画の指標を参考としている

第7章

誘導施策

第7章 誘導施策

1. 誘導施策の検討について

都市機能誘導区域、居住誘導区域に対して、「誘導施設の立地を誘導するための施策」、「居住を誘導するための施策」を掲げ、誘導施設及び居住の緩やかな誘導を促進するため、誘導施策を検討します。

施策の検討にあたり、財政上、金融上、税制上の支援施策等についても検討することとします。

2. 誘導施設の立地を促進するための施策

都市機能誘導区域において、誘導施設の立地を維持・促進することにより拠点市街地の形成を目指します。施策の実施にあたっては、国・県の事業等の活用や関連計画と連携を図りながら取り組むこととします。

誘導方針 1

役場や丹荘駅周辺の都市機能と人口密度を維持した、利便性が高く安全な拠点市街地の形成

まちづくりの 方向性

1. 駅周辺の拠点性向上

施策 1-1	丹荘駅周辺の拠点整備
主な施策	○駅の利便性の向上のため、駅前整備（トイレの維持修繕、駐車場、駐輪場）の拡充を図ります。
関連事業等	・都市構造再編集集中支援事業による駅周辺の整備 ・神川町地域公共交通計画

まちづくりの 方向性

2. 役場等施設の活用

施策 2-1	都市機能の集約
主な施策	○町民の健康支援等を一貫して実施するため、保健センターと総合福祉センターの複合化後の機能の維持を図ります。
関連事業等	・地域包括ケア拠点の整備 ・地域包括ケア拠点を活用した事業実施 ・神川町公共施設等総合管理計画

施策 2-2	災害に対応した防災機能強化
主な施策	○災害時の町民の安全を守るため、避難所・避難場所や人口の分布状況から、必要に応じて避難所の見直しを行います。 ○避難行動要支援者のスムーズな避難のため、避難体制を確保します。 ○災害時における避難路の安全性を高めるため道路整備に努めます。
関連事業等	・ 学校施設の防災機能強化の推進 ・ 社会資本整備総合交付金事業 ・ 舗装維持管理計画

まちづくりの 方向性

3. 賑わい・魅力の向上

施策 3-1	都市機能の維持・確保
主な施策	○各種許可申請や届出制度と連携した立地適正化計画の周知を行います。 ○未利用地等を活用した都市機能の誘導及び確保を図ります。
関連事業等	・ 神川町公共施設等総合管理計画 ・ 都市構造再編集集中支援事業等による都市再生整備計画の策定

施策 3-2	誘導施設の誘導・移転に向けた公有不動産の有効活用
主な施策	○未利用地等を活用した都市機能の誘導及び確保を図ります。【再掲】
関連事業等	・ 共同型都市再構築業務（民間機構による支援）

まちづくりの 方向性

4. 公共交通ネットワークの充実

施策 4-1	丹荘駅の交通結節機能の強化
主な施策	○JR 八高線の利便性の向上のため、鉄道電車化について関係機関へ要望します。 ○利用者の利便性の向上を目的に、丹荘駅の南北をつなぐ自由通路の設置を検討します。 ○町民の公共交通の利用を促進するため、「神川町地域公共交通計画」に基づき、効率的で利便性の高い交通ネットワークの構築を図ります。 ○町民が利用しやすい公共交通を提供するため、バス待合場所の環境整備やバス車両のノンステップ化により、利便性の向上及び利用促進を図ります。
関連事業等	・ 都市・地域交通戦略推進事業 ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業

施策 5-1	空き地や空き家・空き店舗等の利活用の促進
主な施策	○空き家や空き店舗、低未利用地の活用を促進するため、空家等対策計画を策定します。 ○空き家除去補助金等による空き家の取り壊し等を促進します。 ○民間事業者による住宅地開発を促進し、人口密度の維持・向上を図ります。
関連事業等	・神川町老朽空き家除去補助金 ・低未利用地の利用と管理のための指針 ・低未利用土地権利設定等促進計画 ・低未利用地土地利用促進協定

3. 居住を促進するための施策

居住誘導区域における居住を促進することにより、一定の人口密度を維持し安心して生活できる住宅地の形成を目指します。

施策の実施にあたっては、国・県の事業等の活用や関連計画と連携を図りながら、取り組むこととします。

誘導方針 2

人口密度を維持し安心して生活できる住宅地の形成
農地や自然環境の保全

(1) 居住誘導区域

施策 1-1	拠点市街地の魅力向上
主な施策	○丹荘駅周辺や役場周辺の魅力向上のため、快適な歩行空間を整備します。
関連事業等	・社会資本整備総合交付金事業

施策 1-2	居住誘導区域内への居住機能の誘導
主な施策	○居住誘導区域における届出制度の運用により居住を誘導します。
関連事業等	・届出制度（立地適正化計画）

施策 1-3	新たな定住人口の確保
主な施策	○人口減少を抑制するため、町の魅力をSNS等により発信し、町外からの転入者の増加による定住人口の確保を図ります。
関連事業等	・神川町公式 SNS

施策 2-1	主要な生活道路の整備による良好な住環境の形成
主な施策	○安全な歩行空間や良好な住環境を形成するため、主要な生活道路の整備に努めます。 ○災害時における避難路の安全性を高めるための道路整備に努めます。【再掲】
関連事業等	・社会資本整備総合交付金事業 ・国道 254 号線本庄藤岡間バイパス建設促進期成同盟会参加

施策 2-2	災害に強い体制づくり
主な施策	○災害時に対応できる危機管理体制（自治）の構築を支援します。 ○災害に備え、避難所の支援物資備蓄の充実と補完を図ります。 ○ハザードマップ等の防災情報の周知を行い、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。 ○災害時の建物倒壊等による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路の強化を図ります。
関連事業等	・神川町自主防災組織活動費補助金交付要綱 ・神川町国土強靱化地域計画

施策 2-3	空き家等の活用と適正管理の推進
主な施策	○低未利用地の活用促進のため、空家等対策計画を策定します。【再掲】 ○空き家対策を推進するため、埼玉県北部 7 市町と連携した情報発信により、空き家バンクの活用を図ります。 ○子育て世帯の定住等を促進するため、空き家購入後に係る助成金の創設を図ります。 ○町内業者が施工する空き家バンク登録物件の入居時リフォームの支援の見直しを図ります。
関連事業等	・空き家対策総合支援事業 ・神川町住宅リフォーム資金補助金 ・神川町空き家活用リフォーム補助金

まちづくりの
方向性

3. 若年・子育て世代の増加

施策 3-1	新規定住者への支援等
主な施策	○神川町移住支援制度の交付金の充実に図ります。
関連事業等	・ 神川町移住支援金 ・ 埼玉県北部地域地方創生推進協議会就職支援事業 ・ 神川町空き家活用子育て世帯移住サポート事業補助金

施策 3-2	子育てしやすい住環境の形成
主な施策	○公園・広場の整備等により、若い世代や子育て世帯が安心して暮らせる住環境づくりを図ります。 ○放課後児童クラブや学校等の既存施設を活用した放課後子ども教室等の実施により、子どもの居場所を確保します。 ○育児パッケージ等の支給について継続し、移住希望者等への周知を強化します。 ○給食費（小中学校及び3歳児から5歳児）の無償化を継続し、移住希望者等への周知を強化します。 ○こども医療費支給事業を継続し、移住希望者等への周知を強化します。
関連事業等	・ 社会資本総合整備計画 ・ 都市公園ストック再編事業 ・ 一時預かり事業 ・ 利用者支援事業（こども家庭センター型） ・ 給食費無償化事業 ・ こども医療費無償化事業

まちづくりの
方向性

4. 公共交通の利用促進

施策 4-1	持続可能な公共交通網の形成
主な施策	○町民が利用しやすい公共交通を提供するため、バス待合場所の環境整備やバス車両のノンステップ化により、利便性の向上及び利用促進を図ります。 ○神川町外出支援タクシー利用料金補助事業の利用登録者数の増加を図るため、事業の維持・拡充に係る検討・研究を継続し、利用者のニーズに応じたサービスを拡充します。
関連事業等	・ 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助） ・ 外出支援タクシー利用料金補助事業

(2) 居住誘導区域外

まちづくりの 方向性

1. 農地や自然環境の保全

施策 1-1	届出制度による誘導
主な施策	○農地や自然環境を保全するため、届出制度の運用により都市機能誘導区域への都市機能の誘導や、居住誘導区域への居住を誘導します。
関連事業等	・届出制度（立地適正化計画） ・農業振興地域整備計画 ・農山漁村振興交付金

まちづくりの 方向性

2. 既存集落

施策 2-1	既存集落の活力維持
主な施策	○公共交通空白地帯の移動手段の確保のため、デマンド型タクシーを導入します。
関連事業等	・地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）

4. 届出制度の運用

(1) 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域に関する届出は、居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するための制度です。居住誘導区域外で一定規模の住宅等の開発行為・建築等行為を行う場合には、町長への届出が必要です。

届出対象となる行為の種類（都市再生特別措置法第88条）	
居住誘導区域外	開発行為 ① 3戸以上の住宅を建築する目的で行う開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅を建築する目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを建築する目的で行う開発行為 (例) 3戸の開発行為 届 (例) 1,300㎡ 1戸の開発行為 届 800㎡ 2戸の開発行為 不要
	建築等行為 ① 3戸以上の住宅を新築 ② 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築 ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする行為 (例) 3戸の建築行為 届 1戸の建築行為 不要
届出の時期	
開発行為等に着手する30日前まで	
届出に対する対応	
・町長は、届出に係る行為が居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合、届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。 ・町長は、勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。	

資料：国土交通省 改正都市再生特別措置法等について

(2) 都市機能誘導区域に関する届出制度

都市機能誘導区域に関する届出は、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動向を把握するための制度です。都市機能誘導区域外で誘導施設の開発行為・建築等行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合には、町長への届出が必要です。

届出の対象となる行為（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）		
都市機能誘導区域外	開発行為	・誘導施設を有する建築物を建築する目的で行う開発行為
	建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為
都市機能誘導区域内	その他	・誘導施設を休止又は廃止
届出の運用イメージ		
立地適正化計画区域 居住誘導区域 都市機能誘導区域 届出不要 誘導施設 届出必要 誘導施設 休止・廃止 届出必要 誘導施設 届出不要 誘導施設 休止・廃止 届出必要 誘導施設 届出不要 誘導施設 休止・廃止		
届出の時期		
・開発行為等に着手する、又は誘導施設を休止・廃止する30日前まで		
届出に対する対応		
・町長は、届出による施設の整備に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。 ・町長は、前記の勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 ・町長は、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする届出があった場合、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言・勧告をすることができます。		

資料：国土交通省 改正都市再生特別措置法等について

■ 届出の対象となる誘導施設【再掲】

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
公共 公益	行政	町の中心的な行政機能や行政サービスの窓口機能を有する施設	町役場
	コミュニティ	まちの賑わいを生み出す施設	中央公民館 中央公民館展示室 就業改善センター
	文化施設		
医療 福祉	保健福祉	高齢者、障害者の健康増進、生きがいづくりのための交流の場として、包括的に支援する施設	総合福祉センター 保健センター及び分室 地域包括支援センター
子育て 支援	子育て	教育の拠点となる施設 統廃合により複合的な拠点を持つ施設	小中学校
生活 サービス	商業	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が500㎡以上の商業施設	商業施設 (食品スーパー、ドラッグストア等)

第8章

計画の目標値と評価について

第8章 計画の目標値と評価について

1. 目標値と期待される効果について

本計画に掲げた施策の実施状況を適切に管理するため、2つの誘導方針に沿ったまちづくりの進捗の評価指標となる目標値の設定を行います。

また、目標を達成することで、期待される効果を確認できるよう、別途、効果の指標の設定を行います。

(1) 目標値の設定

目標値は、既存の個別計画を参考に、直近の動向を踏まえ設定します。

誘導方針1

役場や丹荘駅周辺の都市機能と人口密度を維持した、利便性が高く安全な拠点市街地の形成

●都市機能の適切な配置(現在複合化が決まっている都市機能の維持を前提とした目標値)

指標1 都市機能誘導区域の都市機能(誘導施設)の立地数(施設・拠点性)

項目		基準年度 (2023年度)	目標年度 (2043年度)
誘導施設数	公共公益	3施設(4機能)	3施設(4機能)
	医療・福祉	2施設(3機能)	2施設(3機能)
	教育	2施設	2施設
	生活サービス	1施設	1施設
	合計	8施設(10機能)	8施設(10機能)

※公共公益施設は中央公民館にコミュニティ機能(公民館)と文化・スポーツ機能(文化展示室)を集計

※医療・福祉施設の基準年度は総合福祉センターを地域包括支援センターを含む2機能として集計、目標年度は、保健センターと複合化したため3機能として集計し、保健センター(分室)を1施設として集計

●公共交通環境の維持・向上による拠点性の維持(施策の強化を前提とした目標値)

指標2 公共交通の利用状況を把握する指標(公共交通)

項目	基準年度 (2016年度)	目標年度 (2043年度)	目標年度(参考) (2027年度)
町民満足度 (鉄道・バス)	11.6%	20.0%	20.0%

※2017年度の満足度は「神川町まちづくりアンケート結果(平成28年10月)」の生活環境やまちづくりの現状についての満足度の鉄道・バスの項目の値、2027年度の満足度は第2次神川町総合計画の目標値

項目	基準年度 (2023年度)	目標年度 (2043年度)	目標年度(参考)
八高線の運行本数	41本/日	基準値の維持	-

誘導方針 2

人口密度を維持した安心して生活できる住宅地の形成
農地や自然環境の保全

●誰もが住み続けたいと感じる住環境の形成(人口密度を維持した目標値)

指標 3 居住誘導区域の人口密度の維持・上昇を把握する指標（人口）

項目	基準年度 (2023 年度)	目標年度 (2043 年度)	推計値 (2043 年度)
居住誘導区域内の 人口密度	25.4 人/ha	23.0 人/ha	22.9 人/ha

※推計値は居住誘導区域内の住民基本台帳の人口より推計した値である（参考値：2048 年度 22.06 人/ha）

（参考値）

エリア	面積 (ha)	人口 (2023 年度)	人口密度 (2023 年度)	人口推計値 (2043 年度)	人口密度推計値 (2043 年)
居住誘導区域の人口密度	116.8	2,971 人	25.44 人/ha	2,673 人	22.89 人/ha

指標 4 居住誘導区域の住宅地需要に関する指標（住宅地）（施策の強化を前提とした目標値）

項目	基準年 (2018 年-2022 年)	目標年 (2039 年-2043 年)	推計値 (2039 年-2043 年)
居住誘導区域内の 新築件数	14.4 件/年	基準値の維持	-

※基準年の値は、居住誘導区域内の 2018 年から 2022 年までの新築住宅（住宅、共同住宅）の建築件数の平均値（家屋課税データ時点：2023 年 1 月 1 日）

●公共交通環境の維持・向上による生活利便性の向上(施策の強化を前提とした目標値)

指標 5 公共交通の利用状況を把握する指標（公共交通）

項目	基準年度 (2021 年度)	目標年度 (2043 年度)	目標年度（参考） (2027 年度)
路線バス利用者数	148,019 人	基準値以上	157,125 人

※地域公共交通計画の目標値（2027 年の目標値は、基準年から毎年度 1%利用者数を増やすことを目標に設定）

防災指針

防災・減災対策の取組や防災意識の向上により 町民が安全で快適に暮らし続けられるまちづくり

項目	基準年度 (2023 年度)	目標年度 (中期) (2033 年度)	目標年度 (長期) (2043 年度)
災害リスクの高い地域での高齢者数 (居住誘導区域内)	0 人	0 人	0 人

※住民基本台帳の位置情報と誘導区域を重ね合わせて算出した災害リスクの高い地域は、居住誘導区域としていないため各年度とも 0 人と表記

項目	基準年度 (2023 年度)	目標年度 (短期) (2028 年度)	目標年度 (長期) (2043 年度)
町道舗装率	57.8%	60.0%	65.0%以上

※基準年度と目標年度 (短期) の値は、道路台帳より引用

項目	基準年度 (2019 年度)	目標年度 (短期) (2027 年度)	目標年度 (長期) (2043 年度)
災害時避難行動要支援者登録数	229 人	280 人	短期目標値以上

※基準年度と目標年度 (短期) の値は、国土強靱化計画より引用

項目	基準年度 (2021 年度)	目標年度 (短期) (2027 年度)	目標年度 (長期) (2043 年度)
自主防災組織数	8 団体	15 団体	短期目標値維持

※基準年度の値は、国土強靱化計画、第 2 次神川町総合計画より引用

項目	基準年度 (2021 年度)	目標年度 (短期) (2027 年度)	目標年度 (長期) (2043 年度)
消防団員の定員充足率	89.0%	100.0%	100.0%

※基準年度と目標年度 (短期) の値は、国土強靱化計画、総合計画より引用

項目	基準年度 (2019 年度)	目標年度 (短期) (2027 年度)	目標年度 (長期) (2043 年度)
災害時の相互応援協定数	4 団体	7 団体	短期目標値以上
物資の供給に関する協定数	4 事業者	7 事業者	短期目標値以上

※基準年度と目標年度 (短期) の値は、国土強靱化計画より引用

(2) 期待される効果

(1) の目標値を達成することで期待される効果は、以下の指標で確認することとします。

丹荘駅周辺の拠点市街地における人口増加とあわせ、既存ストック等を活用しながら、本来の多様な機能が集積することによる賑わいの創出、拠点性の維持・向上を図ることを目指します。

■拠点性を維持した拠点市街地の再生

効果 1 都市機能誘導区域の地価

項目	基準年度 (2023 年度)	目標年度 (2043 年度)
地価（埼玉県地価調査、住宅地）	15,700 円/㎡ (神川-3 (植竹 9))	基準値の維持

※(参考)立地適正化計画策定都市の市街化区域の地価変動率(住宅地・商業地)(R4-H26)は全国中央値で0.7%、令和5年度の神川-3の変動率は0.0%

効果 2 居住誘導区域内の空き家の減少と利活用件数の増加

項目	基準年度 (2016 年度)	目標年度 (2043 年度)
空き家数	51 件	35 件以下
空き家再生件数	-	20 件以上 (年平均 1 件)

※基準年の値は、平成 28 年時点の空き家データベースと家屋図をマッチングし、居住誘導区域内の空き家数をカウントした値

■利便性の高いまちなか居住環境の形成

効果 3 町政に関する世論調査による居住の満足度の上昇

項目	基準年度 (2016 年度)	目標年度 (2043 年度)	目標年度(参考) (2024 年度)
住みよさの満足度 (鉄道・バス)	52.3%	70.0%	70.0%

※平成 28 年度まちづくりアンケート結果、第二期総合戦略より

効果 4 20 歳～39 歳までの転入転出状況の変化

項目	基準年度 (2023 年度)	目標年度 (2043 年度)
転入超過数 (20 歳～39 歳)	-180 人 (マイナスは転出超過)	基準値より 下回らない

※住民基本台帳移動報告書(2023 年)より

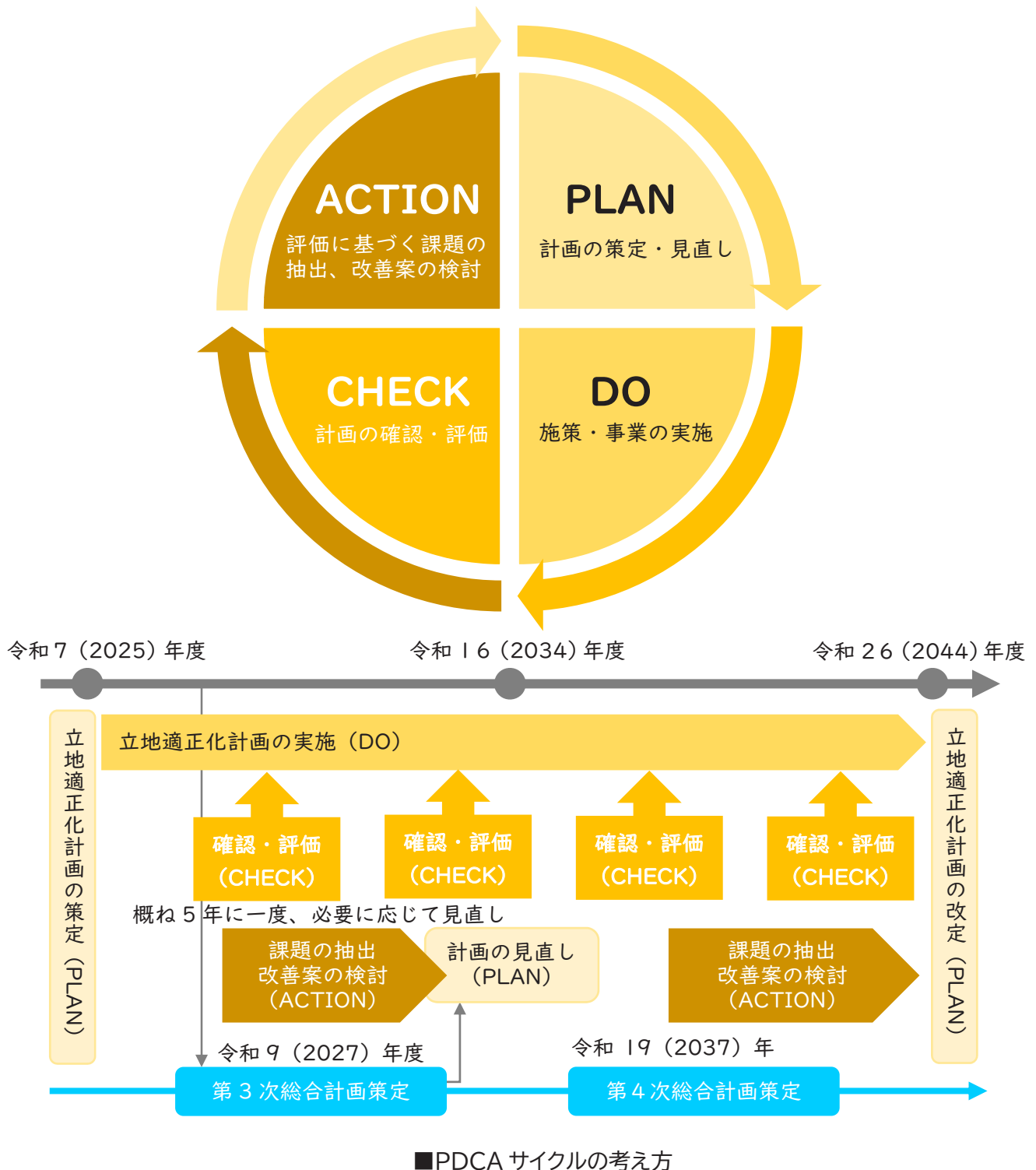
(参考値) 20 歳～39 歳までの転入転出者数

年	転入者数	転出者数	転入超過数(※-は転出超過)
2018 年 ※人口ビジョンの集計年	64 人	121 人	-57 人
2023 年	260 人	440 人	-180 人

2. 計画の管理と見直し

本計画は、概ね 20 年後の「令和 26（2044）年度」を展望した計画です。計画策定後、概ね 5 年ごとに、施策の実施状況について調査、分析及び評価を行う必要があります。さらに、社会情勢の変化や国や県等による施策の実施状況、上位計画の改定等を考慮しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画の施策等の進捗管理については、PDCA サイクルを用いて確認・評価を行います。



資料編

資料編

1. 上位計画及び関連計画等の整理

本町における「立地適正化計画」の検討にあたり、計画立案に係る上位計画、関連計画及び関連施策等について、その概要と立地適正化計画の関連は以下の通りです。

(1) 上位計画

本計画は、以下の計画に即します。

■埼玉県計画

計画名称	計画期間	概要及び関連性
児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和 6 (2024) 年 4 月 ～ (約 20 年間)	・当該都市計画区域の一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、埼玉県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。 ・当該都市計画区域の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、この計画に即して定める。

■本町の計画

計画名称	計画期間	概要及び関連性
第 2 次神川町 総合計画	平成 30 (2018) 年度 ～ 令和 9 (2027) 年度	・本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、本町の諸計画の最上位計画に位置づけられる。
神川町 人口ビジョン	中間指標： 令和 22 (2040) 年 長期指標： 令和 42 (2060) 年	・今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。 ・まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となる。
第二期神川町 総合戦略	令和 2 (2020) 年度 ～ 令和 6 (2024) 年度	・「神川町人口ビジョン」の達成に向け、町の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する基本的な計画で、各種施策・事業をまとめたもので、町の最上位計画である「第 2 次神川町総合計画」と整合を図りながら取り組む。

(2) 関連計画

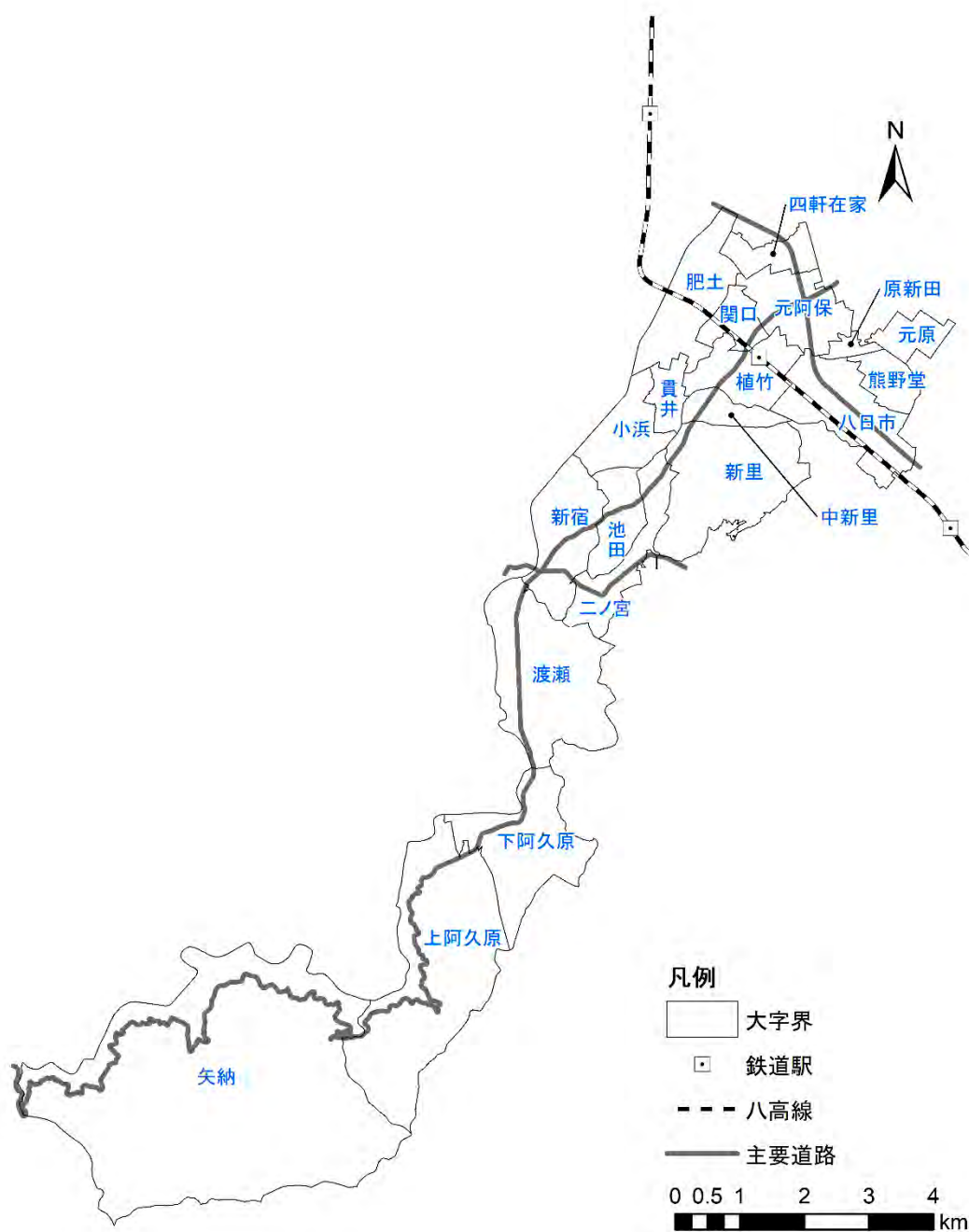
本計画は、以下の計画と連携を図ります。

計画名称	計画期間	概要及び関連性
神川町 地域公共交通計画	令和 5 (2023) 年度 ～ 令和 9 (2027) 年度	・「安心・安全で自由な移動の実現によるにぎわいの創出と誰一人取り残さない地域公共交通」を基本理念とし、持続可能な公共交通ネットワークの形成や町民の更なる快適化等を目的とする。 ・立地適正化計画は公共交通の利用促進に向けてこの計画と連携を図る。

計画名称	計画期間	概要及び関連性
神川町公共施設等 総合管理計画	令和 4 (2022) 年度 ～ 令和 42 (2060) 年度	・公共施設等の更新問題に対処し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、中長期的な視点から、公共施設等の「総量縮減」や「配置の見直し」、「ライフサイクルコストの縮減」などの公共施設マネジメントを進めていくための基本方針であり、将来世代に継承可能な公共施設等のあり方や取組方針を示すことを目的とする。 ・国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体における「行動計画」に相当し、各施設の個別施設計画の指針となる。 ・立地適正化計画は都市機能の維持・確保に向けて、この計画と連携を図る。
神川町公共施設 再配置計画	平成 31 (2019) 年度 ～ 令和 42 (2060) 年度	・「神川町公共施設等総合管理計画」で定めた各施設の目標に基づき、将来にわたって公共サービスを維持していくため、今ある公共施設の集約化や複合化等による保有量の適正化についての方向を定めることを目的とする。 ・立地適正化計画は都市機能の維持・確保に向けて、この計画と連携を図る。
神川町 国土強靱化計画	令和 3 (2021) 年度 ～ 令和 9 (2027) 年度	・大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくりと地域づくりを推進する計画。 ・立地適正化計画は、防災指針の取組に向け、この計画と連携を図る。
神川町 地域防災計画	令和 4 年 3 月策定	・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条の規定に基づき、災害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として神川町防災会議が作成した計画。 ・神川町防災会議では、災害対策基本法の改正や、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画と整合を図る。 ・立地適正化計画は、防災指針の取組に向け、この計画と連携を図る。
神川町こども計画	令和 7 (2025) 年度 ～ 令和 11 (2029) 年度	・こども・若者及び子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、全てのこども・若者が安心して暮らせるまちの実現を目指し、こども基本法に基づき策定した計画。 ・立地適正化計画は居住誘導に関連する施策について、この計画と連携を図る。
神川町 緑の基本計画	令和 4 (2022) 年度 ～ 令和 23 (2041) 年度	・都市緑地法に基づき、市町村が主として都市計画区域内において、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するために策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。 ・立地適正化計画は居住誘導に関連する施策について、この計画と連携を図る。

2. 本町の地名

本計画において、示されている大字名と位置について以下に示します。



■本町の大字名

3. 本町の災害履歴

本町で発生した主な災害について以下の表に示します。

■本町の災害履歴

年 月	災 害	被 害
昭和6年9月	西埼玉地震 (M6.9)	・死傷者など
昭和22年9月	カスリーン台風	・浸水被害
昭和41年6月	台風第4号	・浸水被害
昭和41年9月	台風第26号	・死傷者13人
昭和46年9月	落石、土砂災害	・県道太田部鬼石線での落石、土砂崩落により231日間通行止め
昭和49年9月	台風第16号	・床下浸水被害、田畑の冠水
昭和57年8月	台風第10号	・農作物などへの被害
平成10年9月	台風第5号	・道路の陥没、重軽傷者の発生
平成19年9月	台風第9号	・矢納地内の町道3路線の決壊 ・住宅等2棟の倒壊、矢納簡易水道の断水等
平成23年3月	東日本大震災	・大字二ノ宮・新里地内の民家18軒の屋根瓦の一部が崩壊
平成23年9月	台風第12号	・渡瀬地内、地すべりによる町道7220号線、間知ブロックに亀裂被害
平成25年9月	台風第18号	・倒木被害等
平成26年2月	平成26年豪雪	・一時84人が交通途絶による孤立状態が生じる
令和元年10月	令和元年東日本台風 (台風第19号)	・町道・林道の崩落、橋梁の流出、公園法面の崩落、河川の越水による浸水被害

出典:神川町地域防災計画

4. 策定経緯

(1) 神川町立地適正化計画原案策定委員会規程

制定 令和5年11月9日 訓令第14号

(名称及び設置目的)

第1条 持続可能な都市構造への再構築に向け、集約型都市構造の形成（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）に向けた取組を推進していくことを目的として、神川町プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程（平成20年神川町訓令第4号）に基づき、神川町立地適正化計画原案策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 立地適正化計画原案の策定に関すること。
- (2) 立地適正化計画原案の策定に伴う調査に関すること。
- (3) 立地適正化計画原案の調整に関すること。
- (4) その他立地適正化計画原案の策定に必要なこと。

(組織の構成等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、委員は職員の中から町長が任命する。

3 委員会に部会を置く。種類及び役割は次のとおりとする。

種類	役割
調整部会	主に課長により構成し、検討部会が提案する立地適正化計画の原案の調整を行う。
検討部会	課長補佐級以下の階級にある職員により構成し、立地適正化計画原案の策定及び策定に伴う調査を行う。

4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は委員長が委員の中から指名する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 部会長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

7 副部会長は部会長を補佐し、部会の事務を整理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、部会長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 部会長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委員会の設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、立地適正化計画原案が策定されるまでとする。

(庶務担当課)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(2) 神川町都市計画審議会規則

制定 平成18年1月1日 規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、神川町執行機関の附属機関に関する条例（平成18年神川町条例第26号）の規定に基づき、都市計画行政の円滑なる運営を図るため、都市計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 町議会の議員 4人以内
- (3) 町の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、当該特別事項に関し意見を申し述べることができ審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(3) 検討経過

【調整部会】

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年 12月19日(火)	・策定体制とスケジュール ・現況整理 ・神川町のまちづくりの課題とまちづくりの方向性 ・立地適正化計画における将来都市構造(案)
第2回	令和6年 3月15日(金)	・誘導方針(案) ・誘導区域(案) ・誘導施設(案) ・検討部会の意見 ・意見照会期間について
第3回	令和6年 6月20日(木)	・第2回調整部会(書面)で出された意見について
第4回	令和6年 8月22日(木)	・誘導区域について ・災害リスクの分析と課題 ・誘導施策 ・目標値、評価方法の検討
第5回	令和6年 11月14日(木)	・防災まちづくりの将来像、方針、スケジュール、目標値について ・パブリックコメント(案)について

【検討部会】

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年 11月21日(火)	・現況と課題の分析 ・まちづくりの方針
第2回	令和6年 2月21日(水)	・誘導方針 ・都市機能誘導区域(案)及び居住誘導区域(案) ・誘導区域と災害リスクについて ・誘導施設
第3回	令和6年 7月24日(水)	・災害リスクの分析と課題 ・誘導施策 ・目標値、評価方法の検討 ・グループディスカッション
第4回	令和6年 10月30日(水)	・防災まちづくりの将来像、方針、スケジュール、目標値について ・パブリックコメント(案)について

【関東地方整備局ヒアリング】

回	開催日	主な議題
第1回	令和6年 7月5日(金)	・用途無指定自治体の誘導区域の考え方について ・渡瀬地区の居住誘導区域の指定に関する相談
第2回	令和6年 10月3日(木)	・居住誘導区域の再検討について

【パブリックコメント手続き】

期 間	内 容	意見数
令和 6 年 12 月 6 日（金）～ 令和 7 年 1 月 5 日（日）	・ 神川町立地適正化計画（案）	0 件

【都市計画審議会】

回	開催日	内 容
第 1 回	令和 7 年 2 月 19 日（水）	・ 神川町立地適正化計画（案）事務局説明 ・ 答申書の調製 ・ 答申書の確認

（４）検討体制

【調整部会・検討部会委員】

役職	委 員		
委員長	副町長		
副委員長	建設課長		
調整部会委員	総務課長	総合政策課長	税務課長
	町民福祉課長	防災環境課長	保険健康課長
	経済観光課長	会計課長	議会事務局長
	学務課長	生涯学習課長	上下水道課長
	地域振興課長		
検討部会委員	庁内職員 8 名 （令和 5 年度は 9 名体制）		

【都市計画審議会委員】

区分	氏名	選出団体	団体役職
第 1 号委員 学識経験のある者	新 井 美 範	神川町区長会	会長
	木 村 豊 ○	神川町農業委員会	会長
	荒 木 美 弘	神川町商工会	会長
第 2 号委員 町議会の議員	福 島 康 弘	神川町議会	-
	野 口 弘 吉		-
第 3 号委員 町の職員	春山 翔太郎	神川町役場	総合政策課長
	川 野 俊 彦		防災環境課長

○：都市計画審議会会長

5. 諮問・答申

【諮問書】

神建発第 575 号
令和7年2月19日

神川町都市計画審議会長 様

神川町長 櫻 澤 晃

神川町立地適正化計画の策定について（諮問）

都市再生特別措置法に基づく、神川町立地適正化計画の策定について、神川町都市計画審議会規則（平成18年1月1日規則第135号）第2条の規定により諮問いたします。

【答申書】

令和7年2月19日

神川町長 櫻澤 晃 様

神川町都市計画審議会
会長 木 村 豊

神川町立地適正化計画（案）について（答申）

令和7年2月19日付け神建発第575号で諮問された、標記の件について下記のとおり答申いたします。

記

本案の内容について、概ね妥当であると認めます。

なお、本審議会における意見、要望等については、下記のとおり付記しますので、今後の町政に活かすよう要望いたします。

- （1）丹荘駅から工業団地に向けた道路改良
- （2）実効的な空き家対策
- （3）小規模な商店の出店支援

6. 用語集

【あ行】

用 語	意 味
空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
歩いて暮らせるまちづくり	高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすいまちを目指して、公共交通の活性化や居住、商業、業務、文化等の都市機能を集積させる等、車に依存することなく必要なサービスを得ることができるコンパクトなまちづくりのこと。

【か行】

用 語	意 味
開発行為	建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（道路・水路等の新設・廃止・移動、土地の盛土・切土等、農地・山林等を宅地にすること）のこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域 （家屋倒壊の危険性のある地域）	洪水時に、家屋が流出・倒壊をもたらすような氾濫が発生する恐れがある範囲。家屋倒壊等氾濫想定区域は「氾濫流」と「河岸侵食」の2種類がある。 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） ・木造家屋の倒壊の恐れがある区域 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ・家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生する恐れのある区域 この区域内では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。
関東平野北西縁断層帯地震	関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に伸びる深谷断層帯と、関東平野中央部と大宮台地の北東縁付近を北西-南東方向に伸びる綾瀬川断層において発生するとされるM7.0程度の地震。
急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地の崩壊の危険性があり、人家、あるいは学校などの公共施設に被害をもたらす可能性のある急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上のがけ）のこと。区域内での義務や制限は特にない。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法に基づき、知事が指定した区域。急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発する恐れのある一定の行為について制限がされる。 1) 崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度30度以上）でその崩壊により相当数の居住者その他の者に被害の恐れのあるもの。 2) 1) に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発される恐れが無いようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。
共同型都市再構築業務	地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。
居住誘導区域	本計画において、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として指定する。

用 語	意 味
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。
下水道事業	汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業。
建築行為	建築物の新築、改築又は用途の変更。
公共空地	国や市町村が管理し、一般人が利用できる公園・広場などの空地（くうち）のこと。町営の公園などが該当する。
公共交通	電車、バス等の不特定多数の人々が利用できる交通機関。
交通結節機能	交通結節点の機能のうち乗り換え機能を担うもの。（例：通路、乗降施設、駐輪場、バス乗降場 等）
高齢化	総人口に対し、65歳以上の高齢者人口の割合が高い状態をいう。高齢者の割合（高齢化率）が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢化社会」という。
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された組織。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、医療・福祉・商業等の生活機能と住居等がまとまって立地し、さらにこれらの地区が公共交通によりネットワーク化されること。

【さ行】

用 語	意 味
地すべり防止区域	地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域。地すべりの発生による被害を防止・軽減するため、地すべりの発生を誘発する恐れのある一定の行為について制限がされる。
自然公園区域	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図ることを目的に環境大臣により指定される区域。規模や景観の程度によって、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分される。 ・特別地域：優れた風致景観を有する陸域。ほとんどの行為が知事の許可を受けなければならない。（木竹の伐採、損傷なども含む） ・普通地域：特別地域以外の地域
社会資本整備総合交付金事業	地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安全の確保及び向上を図ることを目的とする。 社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する事業。
集約型都市構造	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市構造であり、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる都市を目指すもの。
準居住誘導区域	居住誘導区域以外で、同等の拠点性や良好な住環境が形成される地区を本町独自の区域として設定した、法定外の居住誘導区域のこと。
少子高齢化	人口構成のうち、若年齢者の割合が減少する「少子化」と、高齢者の割合が相対的に増加する「高齢化」が同時に進行している状態。

用 語	意 味
新型コロナウイルス	重症急性呼吸器症候群コロナウィルス 2 (SARS-CoV2) による感染症のこと。2019 年に世界的な大流行となった。日本国内においても外出自粛や休業要請がなされ多大な影響を及ぼした。2023 年 5 月に 5 類感染症に移行。
人口密度	単位面積あたりに居住する人の数のことで、市街化や人口集積の度合い等の目安。
浸水継続時間 (想定最大規模)	避難が困難となる一定の浸水深(50 cm)を上回る時間の目安として示すもの。長時間(概ね 24 時間以上)にわたり浸水する恐れのある場所に示す時間として水防法施行規則に基づき規定される。
浸水想定区域 (計画規模、想定最大規模)	降雨により河川が氾濫した場合に、浸水する範囲や浸水する深さを計算により求めて図示したもの。 ・計画規模：10～100 年に 1 回程度の割合で発生する降雨量を想定している。 ・想定最大規模：想定し得る最大規模の降雨として、1/1,000 年の確率として想定している。1,000 年ごとに 1 回発生する周期的な降雨ではなく、1 年の間に発生する確率が 1/1,000 (0.1%) 以下の降雨を想定している。
生活サービス機能	医療、福祉、商業、子育て支援等の日常生活を支える機能及びその施設。
生産年齢人口	年齢別人口のうち、15～64 歳の人口のこと。

【た行】

用 語	意 味
耐震改修促進計画	昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手し建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とした計画で、建築物の耐震化に向けた取組や施策等を定めている。
地域公共交通バリア解消促進等事業	鉄道駅等のバリアフリー化や、より制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業。「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」がある。
地域包括ケア拠点	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう地域でサポートするため、市町村が設置する拠点。
低未利用地土地利用促進協定	低未利用地の所有者等に代わり、市町村又は都市再生推進法人等が緑地、広場、集会所等の居住者等の利用に供する施設の整備及び管理を行うことができる制度。
低未利用地権利設定等促進計画	行政が所有者等の探索も含め、低未利用地の地権者等と利用希望者を能動的にコーディネートする。土地・建物の利用のために必要となる権利設定等(地上権、賃借権、使用貸借権の設定・移転、所有権の移転)に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行うもの。
デジタル技術	クラウドコンピューティング・ビッグデータ分析・人工知能・IoT(モノのインターネット)などの先端技術のこと。
店舗面積	大規模小売店舗立地法第 2 条に規定される小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床(売場、売場間の通路、ショーウィンドウ等)の面積。
道路閉塞	災害や火災等による沿道建物の崩壊等により、道路が閉塞され通行できなくなること。

用 語	意 味
都市機能	本計画においては、都市の生活を支える機能（医療、福祉、商業、金融、子育て支援、公共サービス）のことを指す。この他に都市の経済活動等を支える工業機能、流通機能等を含めて都市機能という場合がある。
都市機能増進施設	居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。（例：医療、福祉、子育て支援、商業、行政施設等）
都市機能誘導区域	本計画における医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として指定する。
都市計画運用指針	国土交通省が、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体的な運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の中でなされることを想定しているか等について、原則的な考え方を示したものの。
都市計画区域	都市計画法とその他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2第1項に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市構造再編集集中支援事業	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことを鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保するため制定された法律。平成14（2002）年6月1日施行。
都市施設	円滑な都市活動を支え、住民の利便性の向上や良好な都市環境を確保する上で必要な施設のこと。都市施設には交通施設（都市計画道路）、供給処理施設（上下水道、ガス等）、水路、教育文化施設、官公庁施設等がある。
都市・地域交通戦略推進事業	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通等からなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生を進めるための事業。
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。 土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

用 語	意 味
届出制度	都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止の動き、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握するために行うもの。都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外において開発行為や建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所などについて、町長への届出が義務付けられる。
徒歩圏域	歩いて行ける圏域のことで、本計画では駅から半径 800m の圏域、バス停から 500m の圏域を想定している。

【な行】

用 語	意 味
年少人口	年齢別人口のうち、15歳未満の人口のこと。
農業振興地域	農振法に基づき、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域として都道府県が指定するもの。
農業振興地域整備計画	市町村が概ね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するもの。
農振農用地 (農用地区域)	市町村が定める「農業振興地域整備計画」で、農用地等として利用すべき土地として定められた区域のこと。含められた農用地等は、農業的利用を継続することとされているため、農地転用が制限される。
農地転用	太陽光発電所・廃棄物処理施設・住宅・駐車場などを設置するために農地を農地以外のものにすること。用途地域外での農地を転用する場合、事前に都道府県知事、又は指定市町村の許可が必要となる。

【は行】

用 語	意 味
ハザードマップ	災害に備え、その土地の災害に対する危険性や避難場所等を掲載している地図であり、国や県等が公表する洪水浸水想定区域図や、土砂災害警戒区域の情報等を基に、市町村が作成する。災害の危険性に関する情報のほか、災害時の情報伝達方法、避難所、災害時の避難行動等の情報を記載している。
バス路線空白地域	一定の距離にバス停等がない地域を指す。空白地域の明確な定義はなく、地域の実情に応じて任意に定められているのが一般的である。
P D C A サイクル	何らかの活動を効果的に推進していくための手法のひとつで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって、効果的な進捗管理、改善を行うこと。
避難所	災害による被害を受けた人又は被害を受ける可能性がある人が、一定の期間避難生活をする場所。学校や公民館などが割り当てられる。
避難場所	洪水などの危険が切迫した状態において、生命の安全確保を目的に緊急に避難する場所。公園やグラウンド、河川敷などの一定の広さがある場所が避難場所として指定される。
防災指針	居住や都市機能の誘導を図る上で、自然災害から生命や財産、社会経済を守るために必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針。

用 語	意 味
舗装維持管理計画	安全かつ円滑な交通を確保するため、町が管理する路線について、中長期的な維持管理費用の平準化を図り、効率的かつ適切な維持管理を行うことを目的とした計画。

【ま行】

用 語	意 味
埋蔵文化財包蔵地	土地に埋蔵されている文化財を包蔵する土地のこと。本町には古墳時代を中心に、縄文時代から中世にかけての遺跡が数多く存在し、貴重な共有財産である。文化財保護法によって、埋蔵文化財包蔵地内において土木工事等を行う場合は、届出などの手続きが義務付けられている。
マイ・タイムライン	水害や土砂災害等から命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画。

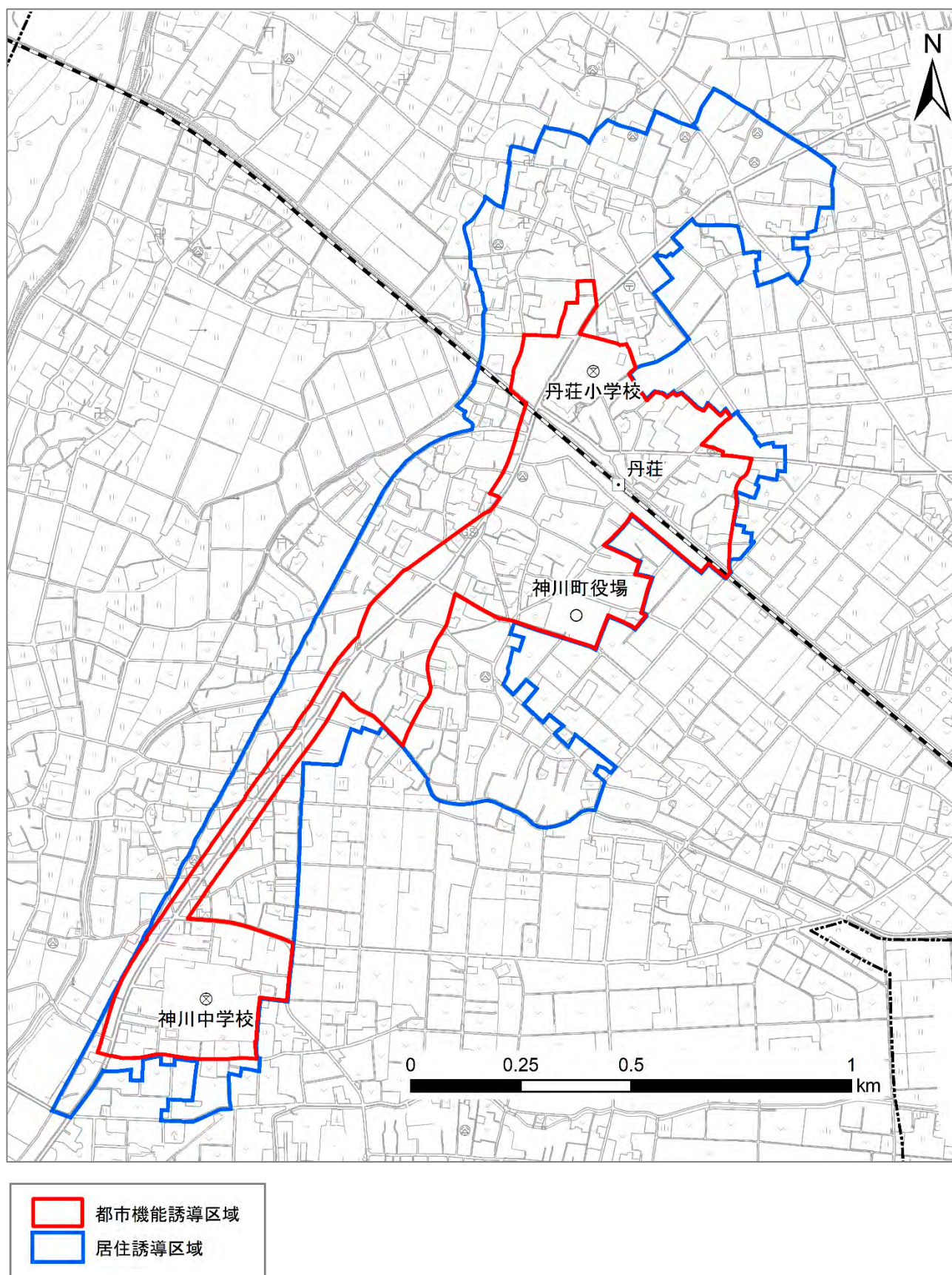
【や行】

用 語	意 味
誘導施設	都市機能誘導区域ごとに、立地を誘致すべき都市機能増進施設。
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業等、大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域等の13種類があり、本町では「工業専用地域」を指定している。

【ら行】

用 語	意 味
老年人口	年齢別人口のうち、65歳以上の人口のこと。

7. 誘導区域図



神川町立地適正化計画

令和 7 年 3 月発行

発 行：神川町

編 集：神川町建設課

〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909

電 話：0495-77-2111 (代表)

F A X：0495-77-3915

